

石川県立歴史博物館

紀要

29 | 2020
4



ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

Ishikawa Prefectural Museum of History

[論文]	美人ツーリズムの成立（下） — 廓消費の近代 —	大門哲	1
[研究ノート]	アイヌ像を描く絵馬 — 能登・越後の遺例から —	戸潤幹夫	69
[史料紹介]	加賀藩人持組 青山家文書	塩崎久代	91
	梅津茂雄収集上布コレクション	大井理恵	151

美人ツーリズムの成立（下）

—廊消費の近代—

大門 哲

一 課題

上編で加賀美人・金沢美人イメージの系譜について写真の流通や女性批評の変化をもとに検討した。本稿では、金沢美人（芸妓）の写真是基本的に廓の宣伝媒体であつた経過を踏まえ、以下、第一の課題である金沢における廓消費の近代化について検討する。

近代において廓が重視した商品はふたつある。ひとつは芸である。金沢の芸妓の芸全般についてはつとに家元を軸とする系譜について高久舞の労作がある。高久は「素囃子」を中心に芸の歴史を初めて総覧し、今後の研究深化への道筋をつけた⁽¹⁾。

ただし、検証素材は昭和初期の雑誌『声魂』に連載された回顧録を中心とするため、年ごとの動向を詳らかにするまでにいたっていない

課題を抱える。そこで本稿では新聞記事ほか各種文字資料から舞踊（踊り）にかかる関連記載を洗い出し、芸妓がおかれた芸能環境の変遷を明らかにする。

各種芸能のなかで舞踊に焦点をしほる理由は、時代ごとの変化や各廓の特質を可視化しやすいことと、その視覚的効果の大きさから、廓がもつともその向上に力をそそいだことによる。

舞踊の再検証にあたり留意したい点は二つある。第一点が家元制度導入以前に稽古をつけたとされる歌舞伎役者についてである。ここでは高久が十分に触れなかつた東西両廓と役者との関係を掘り下げる。第二が家元制度導入以後の指導体制についてである。

芸妓の稽古は公演直前などに行なわれる大家（家元）による（節目の稽古）のほかに、地元の師匠によつて日々行なわれる（普段の稽

古〉がある。前者は高久の報告を参照いただきたいが、ここで注目したいのは後者である。

指導にあたつたのは主に先輩芸妓だったため、旧来、その存在に光があてられることはなかつた。しかし、交通の不便な時代、遠方から家元を招くことは年に数度もなく、実質、地方都市では〈普段の稽古〉が芸の成長の基盤となつたと判断できる。

廓が重視したもうひとつ商品が色である⁽²⁾。この特性は戦後消滅したが、女性史・ジエンダー史研究において着実に研究が進められ、また近年は社会経済構造との関係を検証する遊廓社会論や人文地理学による空間研究など新たな視点からの成果も蓄積されている⁽³⁾。

しかしながら金沢を舞台とした研究は近世にとどまり⁽⁴⁾、近代以降については、本岡三郎「新地」「金沢という街」「花街盛衰記」「石川県史現代編」「遊廓、カフエー」「石川の女性史」、前田佐智子「廓のなりたち」「茶屋町の生活」「金沢市史民俗編」、人見佐知子「廓の変遷」「古地図で楽しむ金沢」など自治体史や一般書で概要が説明された程度にとどまる⁽⁵⁾。

また論文では唯一、本康宏史の「軍都」金沢と遊廓社会」があるが、その趣旨は軍隊と廓の関係史の検証というよりは、軍都の特性を、廓を通して説明することにある⁽⁶⁾。このような研究状況のなか、往事の世界をつぶさにうかがえるのは、島田清次郎「地上」や井上雪「廓の女」などの文学作品にとどまるといえる⁽⁷⁾。色をめぐる研究課題は雇用実態や廃娼運動、衛生管理など多岐に及ぶが、ここでは芸

妓と娼妓の序列・対立性を中心に検討する。

全体の叙述にあたり留意したいのは芸と色の関係である。旧来、芸と色はいづれかを個別にとりあげる傾向にあつた。たとえば、歴史学研究は色（公娼制度）に関心が集中し、芸への関心がきわめて低い一方、芸能史研究者が色の課題に言及することはほとんどないことに見て取れよう。

ふたつは切り離して説かれるべきではなかろう。芸と色を一枚看板とする芸妓がいたというような露呈的な報告をするためではない。芸と色の相克性にこそ金沢の廓の近代化の最大の特質を見出せると思うからである。以下、明治から昭和初期にかけての廓消費の過程を追い、最後に美人写真との関係を考察する。

二 拡大する廓消費

（一）概況

金沢で廓が公認されるのは文政三年（一八二〇）四月。浅野川沿いの卯辰茶屋町、犀川沿いの石坂町に茶屋女を抱えおくことが許可された。公序良俗の乱れから天保二年（一八三二）に廃業されるものの、その後、「しつぽく女」と呼ぶ女性が遊女の役割をもち、実質、默認状況となる。幕末近くになると、かつての公認時代に近い盛況を見せ、慶応三年（一八六七）に東新地・西新地の名で復興する。

明治に入るとつぎつぎと廓の法的整備が進められる。明治四年三月

には東西両新地以外での「三弦歌舞」を禁ずる規則がだされ、東西の廓が公認されることとなる⁽⁸⁾。明治五年、政府から芸妓・娼妓の解放が命ぜられる。当時の廓が大騒動となつた様子は、幕末生まれの芸妓の回顧録でうかがうことができる。たとえば西廊の橋屋の女将は以下のように語っている。

「各お茶屋に抱えて居る藝妓や養女妓まで前借金を其儘に實家に歸さねばならぬやうな命令が下り、而も遠所からの出稼者には旅費まで呉れて歸すと云ふ始末だからお茶屋の損害は實に大したものであった。當時橋屋には西京の藝妓を五六人も抱えて居たさうで、夫れも皆宿賃まで支拂つて歸した。其折の抱妓は皆夫れこそ籠の鳥を放つたやうに樓主の慘めさに反して雀躍りして喜んだ」（大正一一六年六月一八日「北陸新聞」以下各紙「新聞」省略）

明治六年八月に仮規則が出され営業が再開する⁽⁹⁾。明治九年一月に見習い芸妓の教育施設である女紅場が開業⁽¹⁰⁾。場所は、石坂町七八番と御徒町一番町の二か所。翌年二月に施設名は授業所に改称される⁽¹¹⁾。ちなみに坂本清泉・智恵子は女紅場について芸娼妓の解放を主張する風潮に抗しながら営業を続けようとした貸席業者が窮余の一策として開設したと考察する⁽¹²⁾。

明治九年九月、「芸娼妓及ヒ貸座敷営業仮規則」をもつて、芸妓と娼妓の職域が規定される⁽¹³⁾。つまり、芸妓は「歌舞温曲ノ遊芸」を職域とし、「娼妓ノ淫ヲ売ル醜業ト区域アルモノトス」とされた。明治一〇年四月には娼妓の毎月の性病検査が義務化される⁽¹⁴⁾。衛生管

理を通して芸妓と娼妓の職域の違いがより明確に意識づけられることがとなつたのである。

明治一〇年ころの客層には大きな特徴がある。明治一一年の記事には当時の廓の賑わいが以下のようにみえる。「東西新地を初めとし數十ヶ所の遊廓が毎夜二戸も残らず客來があるのハ大方官員様か又ハ銀行其他諸會社の社員方かと能く聞糺すと皆公債証書引當ての士族さん等よと云ひ升」（一月一八日「石川」）。つまり明治一一年に士族に与えられた公債証書の売買が許可されたことにより、その売上金の多くが廓に消えたのである。

（二）芸娼妓数でみる消費動向

明治一〇年頃には活気をみせていた様子を確認できるわけだが、その後いかなる消費動向を経たのだろうか。その経過を追う上で、ひとまず注目したいのは金沢市内の芸妓・娼妓数の変遷である。明治一三年から昭和一二年にかけて免許届出があつた人数をまとめたのが表1である。

芸妓に関しては漸次増加をみせ、明治二一年を基準にすると、大正初期には二倍以上、さらに昭和初期には約四倍を数えた。一方、娼妓は大正八年以降激減し昭和初期には消滅する。娼妓消滅の内実と背景に関しては後程あらためて検討することとし、いつたん芸妓の増加時期を整理しよう。

前年に比べ急激な増加をみせている時期は三回あげられる。最初が

表1 芸娼妓数変遷表

年	芸妓	娼妓
明治13	49人	105
明治14		93
明治15		
明治16		41
明治17		83
明治18		149
明治19		137
明治20		238
明治21	235	227
明治22	278	222
明治23	242	211
明治24	251	111
明治25	251	130
明治26		107
明治27		176
明治28		138
明治29		240
明治30		168
明治31	424	244
明治32	452	299
明治33	438	298
明治34	387	208
明治35	352	240
明治36	344	242
明治37	331	337
明治38	409	299
明治39	425	228
明治40	492	219
明治41	469	186
明治42	464	154
明治43	425	135
明治44	513	162
明治45	514	197
大正2		
大正3	538	173
大正4	498	175
大正5	503	135
大正6	377	131
大正7	518	
大正8	631	80
大正9	717	65
大正10	673	59
大正11	845	57
大正12	836	53
大正13	806	39
大正14	818	44
昭和1	863	24
昭和2	824	19
昭和3	775	10
昭和4	865	3
昭和5	928	1
昭和6	830	
昭和7	774	
昭和8	735	
昭和9	758	
昭和10	762	
昭和11	830	
昭和12	838	

※明治40年以前及び大正7年は
「皇国地誌」、「石川県統計書」、明治41年以後は『金沢市統計書』による

明治二〇年、つぎが明治三〇年頃である。大正期に入ると同六年にいったん激減するが、同八年以降漸次、増加をみせ、昭和初期にピークを迎える。以下、明治二〇年、同三〇年、大正八年を廊の消費拡大の画期と位置づけながら、変化の過程を見ていく。

まず注目すべきは明治二〇年の第一段増加時期である。芸妓のデータは欠落しており具体的な数は不明だが、娼妓に関しては二〇年には以前の倍に達するほどの増加をみせてている。実際、このころから廊の消費が拡大したことは、上編で紹介したとおり明治二〇年代に入るとあいつき廓案内や番付が出版されたことからうかがえよう。

雇用にあたっては周旋業者の増加を想像できるが、関連する資料として明治二一年の記事に西町に「藝娼妓及び權妻口容所」を設置しようとする計画があつたとみえ（二月九日「中越」）、廊専門の仲介業が成立するほど需要があつたとわかる。

消費の拡大を受け貸座敷の増築がすすむ。西廊では明治二〇年は「近年に無き大繁盛にて頃日座敷を建増したる者最も多く」なる状況

を迎えたという（七月九日「中越」）。同時期の消費拡大を明確に物語るのが貸座敷営業免許地の追加である。明治二〇年二月、東西の廊に加え新たに栄町・松ヶ枝町を区域にした北廊が開業した¹⁵。明治二〇年代前半の東西北三廊の経営状況をうかがえるのが貸座敷ごとの芸娼妓を紹介した明治二十四年の『三遊廊色員録花づくし』（西尾市岩瀬文庫蔵／以下『三遊廊』と省略）である。まず芸妓と娼妓の割合をみると（表2-1）、東西は芸妓中心であるのに対し、北は娼妓中心の傾向にあり、経営姿勢は東西が芸重視だったのに対し北は色彩重視だったとわかる。

つぎに芸娼妓の抱え数をみると（表2-2）、最多は、東が能登太・鶴屋・今町屋・玉初・江戸屋の五人、西が橘楼・吉野屋の七人なのに対し、北は寺地一人、大丸一三人、花泉一五人と一〇人以上が三軒を数える。一方、無抱えの数をみると、北が三四軒と東西両廊に比べかなり多いことも注目できる。つまり、廊内部の社会構造は東がもつともフラットであり、対して北は大店の傘下に無抱えが従うツ

表2-1 芸娼妓抱え数

	芸	娼	不明
東	86	21	
西	60	25	6
北	32	49	5

表2-2 職域別貸座敷数

	総数	芸娼共	芸のみ	娼のみ	無抱え
東	76	12	35	3	26
西	47	11	21	6	9
北	63	8	10	12	33

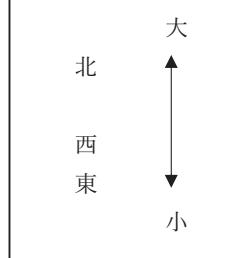
※北廓の待合茶屋の職域不明の1人は娼に加算した。

表2-3 芸娼妓抱え数別貸座敷数

人数	15	13	11	7	6	5	4	3	2	1	0
東						5	4	9	15	23	26
西				2	2	1	2	6	12	14	9
北	1	1	1		1		3	1	4	19	33

留意したいのは芸妓と娼妓の抱え状況である（表2-1）。芸妓と娼妓双方を抱える座敷が少くないのは、明治九年の貸座敷仮規則で「貸座敷ハ客ノ好ミニ応シ娼妓ヲ招クモノニシテ他ノ席貸并料理店ト混同スヘカラサルモノトス」と¹⁶、貸座敷経営にあたり娼妓を抱えるのが条件をされていたためであろう。

そうなると問題となるのは芸妓のみしか抱えない座敷である。規則にそぐわないことになるが、後述のとおり二枚鑑札が許可されていたため、芸妓といつても実質娼妓の鑑札をもつていたと想定できる。つまり、貸座敷経営は娼妓と芸妓が併存する経営スタイルとなつたといえる。

表3
芸娼妓抱え数からみた貸座敷経営規模格差

リー状の構造であつたと判断できる（表3）。

留意したいのはそのころ活況をみせたのは東西北の公認地だけではないということである。明治期において男性の娯楽の中心は廓遊びであったためだろう、なるべくして江戸時代の出会い系茶屋集合地の後継にあたるような半公認・非公認の遊興空間が市内に点在していた。既述のとおり明治一年の記事にはその数「數十カ所」とみえる（一月十八日「石川」）。

加藤政洋は日本各地の花街の空間性を、一廓型、複数の街区にまたがる型、散在型に三つに整理しているが、金沢の場合、東西北の一廓型を基本としつつも、明治三十一年頃まで散在型の特性が強くみられたといえる¹⁷。

具体的に非公認・半公認の状況をみてみよう。非公認地については明治五年三月の県布告で妓楼類似の営業を禁止したもの、いままお常磐町、西御影町において公然と営む者があるとみえる¹⁸。その後、二か所の盛況をうかがうことはできない点、まもなくして廃業に追い込まれたのだろう。

明治三十一年頃の非公認地の様子は明治三十一年の正月人気の動向を伝える記事「新年の色町」が参考となる。同記事は本願寺近くの目細小路と笛下町を代表的な色町として紹介する（明治三十一年一二月三〇日「北國」）。

とりわけ目細小路は「本願寺の家中」と通称されるほどの人気を集め

イルが一般的だったわけであり、これが近代における廓イメージの根幹となつたといえる。

注視したいのはそのころ活況をみせたのは東西北の公認地だけではないということである。明治期において男性の娯楽の中心は廓遊びであったためだろう、なるべくして江戸時代の出会い系茶屋集合地の後継にあたるような半公認・非公認の遊興空間が市内に点在していた。既述のとおり明治一年の記事にはその数「數十カ所」とみえる（一月十八日「石川」）。

めたという。ただし、明治三一年にこのような非公認地では料理屋などの新規営業認可を認めない行政措置をとつたことから、まもなくして廃れた（明治三一年五月二〇日「北國」）。

（三）「犀川河原」の盛衰

【概況】

半公認地だったのが主計町と犀川河原（犀川々原）である。半公認地とは貸座敷ではなく料理屋として実質、廓営業を認めた場所である。行政上、半公認地という状況が是正されるのは大正六年であろうか。同年、従来の料理屋税に加え、席貸営業税が賦課され、「重払い」になつたことから、主計町が反対をしたことがあつた。納稅上ではこのときが公認に相当したといえるかも知れない（六月一六日「北國」）。

最初は犀川河原の方が主計町より人気は上だつたのかもしれない。

明治三一年の記事は犀川河原の往時について「金澤の宮川町とまでも評判」と京都の人気花街になぞらえており（六月二二日「北國」）、また「春の河原は何處となく主計町より景氣好く思はる」（一二月三〇日「北國」と主計町をしのぐ盛況ぶりを報じている。

つまり、当時の人々は、金沢の廓の空間構成について、東西北三廓に加え、半公認の犀川河原と主計町を対置させるイメージをもつていたのである。ちなみにこれら五廓の通称は、東西北が「にし・ひがし・きた」、主計町は「ながれ」、犀川河原は「かわら」だつたという（明治三〇年一一月三日「北國」）。

【開業経過】

では犀川河原はいつごろから盛況を迎えたのだろうか。明治三一年の犀川河原の恵比寿講の広告には「才川々原創業以來百年目ニ當リ恵比壽古祝ヲ兼ネ聊カ祝意ヲ表スル爲今十七日ヨリ三日間」云々となり、楼主らは江戸後期から百年にわたる伝統をもつと認識していた

が、実際には明治以降も続いた。ほかの廓とならぶ人気を集めていたの歴史が検証されたことはない（¹⁹）。

わかる（一一月一八日「北國」）。

経営実態が具体的にうかがえるのは明治二一年からである。同年六月に前田斉泰が金沢に滞在したことから、市内各所で臨時祭が行なわれた際、同地の芸妓が手踊りを催している（六月一〇日「石川」）。明治二一年頃とはのちに北廊と公認される栄町が遊興地として発展をみせる起点となつた年だが、犀川河原は藩政期の流れを受け、いち早く廊としての体裁をみせていたとわかる。

その後の様子はしばらく不明だが、栄町の発展ぶりを鑑みると、消費はさらに拡大したと想像できる。ふたたび活況がうかがえるのは明治二〇年三月九日付の以下の記事である。

「本縣にてハ各料理店に藝妓を居くことを禁ぜられしを以て、才川々原の料理店一同申合せ同町内に一軒の家を購ひ此處へ藝妓を集め小間物店を開き各料理店に客あり藝妓を聘せんとする時ハここよりつれゆくことにするよし」（中越）

つまり、明治二〇年二月の石川県令第三三号別紙「芸妓取締規則」

第八条において同年四月から、「料理屋飲食店及宿屋ニ居住スルヲ許サス」と規定したことを受け、犀川河原では小間物屋を置屋の代替えとして開業したということである。

明治二〇年三月は新規遊興地の栄町が北廊として公認された時期である。かたや歴史をもつ犀川河原が非公認のままにとどまつた状況に樓主らがいらだちをもつていたことは、廊側が「三新地の内へ入り込み営業をなす」と意気込みをもつたという報道からうかがえよう（三

月二三日「中越」）。

同時期、廊内の景観整備もすすめられる。東西廊の大通りには桜が植えられていたが、当該地でも開店祝いとして「櫻樹を増殖」させ（明治二〇年四月四日「中越」）、さらに明治二九年には「桜樹の間に柳數十株」を植え付けている（四月一二日「北國」）。

開業後、誘客のため各種事業を展開した。川に直接臨む利点を生かし、とくに力をそいだのが納涼イベントだった。明治二〇年の夏には夕涼み客をあてこんで、犀川河原の芸妓たちが手踊りを行なつたほか、水花火を上げたり、また夜店を開いたりしている（八月五、一〇日「中越」）。

このときの様子については「藝妓一同ハ揃に糊こわき彼の四拾五錢の東京染なる浴衣を着けて三味線を弾き踊子ハ少々上等の衣を着け居たり。見物人は山の如し尤も場所は川原の眞中に仮小屋を設けしものばれば幾千人集まるとも差支なし」（八月八日「中越」）とあり、大盛況だったとわかる。

この盛況ぶりは対岸の西廊にも影響をもたらす。同年九月の記事には「才川河原に於て同所の藝妓連が手踊を催せし當時は西新地も其庇蔭を蒙り非常に繁昌せしが手踊濟みたる後は大に客足を減したり」とあり、西廊が犀川河原の繁昌の庇護をうけて賑わつたとわかる（明治二〇年九月七日「中越」）。明治二七年『金沢市街獨案内』によれば、明治二十五年に犀川下川除町より千日町へ下新橋が架けられたという。その目的は明らかに両廊の往来の活性化にあつたと理解できよう。

ほぼ同時期、香林坊の空き地で夕涼み客を目当てにしてイベントが行なわれるようになり、これがきっかけで香林坊が金沢最大の繁華街へと発展していくことになるが、明治二〇年前半までに開しては犀川口方面では犀川河原の方が盛り場発展の可能性をもつていたのである。

実際、明治二〇年代前半においては犀川河原が犀川口を代表する遊興地として勢いをもつっていたことをしめすのが、明治二四年の金沢開始三百年祭への参画であろう。「犀川河原」として石橋の舞と山車の練り物を出した（一

〇月一三日「北陸新報」）。

多くの出し物のなかでも注目を集めたのだろう。その

様子は新聞挿絵で大きく紹介された（図1）。

各廓は年間を通して

正月新年会での芸能披露、節分の仮装、夏の夕涼み飾り、土用干しなど季節ごとに誘客や慰労のため



図1 「三〇〇年祭犀川河原の景況」
明治24年10月10日「自由の警鐘」

に独自の年中行事を催したが⁽²⁰⁾、犀川河原でもほぼ同様の実施を確認できる。

たとえば、明治三〇年の新年宴会には三〇人が舞踊を披露している（二月二十四日「北國」）。このとき、地役者の中村雀芝と遊芸師匠の泉柳、その弟子の澤野政が招待されており、これら三人が犀川河原の芸能指導にあたっていたとわかる。

初夏の風物詩として芸妓が揃いの浴衣に一斉に着替える浴衣揃え行事があつたが、明治二七年六月の記事は、市内では東西北と犀川河原の四か所の様子を紹介し、犀川河原については「待合茶屋とて廓に負けるに及ばぬ」と、ほかの廓との競合ぶりを伝えている（六月二七日「北國」）。なお、明治三〇年には授業所を開設しており（六月一五日「北國」）、教育環境も他の廓と大差はなかつたと判断できる。

料理屋

ガイドブックにあたる資料がないため、妓楼の数や屋号については全貌を把握しがたいが、新聞の年賀挨拶広告には東西北三廓と同じよう、妓楼名とそこに所属する芸妓名が列挙されており、ある程度の状況を把握できる（図2）。

元旦広告から料理屋名と芸妓数を整理したのが表4である。芸妓の抱え数からみると、中越・吉駒が勢力をほこつたと判断できる。中越の権勢ぶりについては明治三〇年五月の記事に「お茶屋中最も構造の大なるは中越樓にして從つて妓共も澤山抱へ居る」とみえることからもうかがえる（五月一四日「北國」）。なお、この記載のあとには以下

表4

犀川河原 料理屋別

芸妓抱え数 準Mは明治

	M29	M30	M32
中越	6	6	2
吉駒	6		
笠村	1	1	
光月	3	2	2
明石	1	1	
政鶴	1		
こんや	1	1	
吉柳	3	1	2
河北	1		
曙	1		3
越前	1	4	1
青木	1		1
鳴初	1		
示崎	1		
三ツ井		1	
梅若		1	
鳴門島		1	
山みつ		1	
鶴駒		1	1
宮艶			2

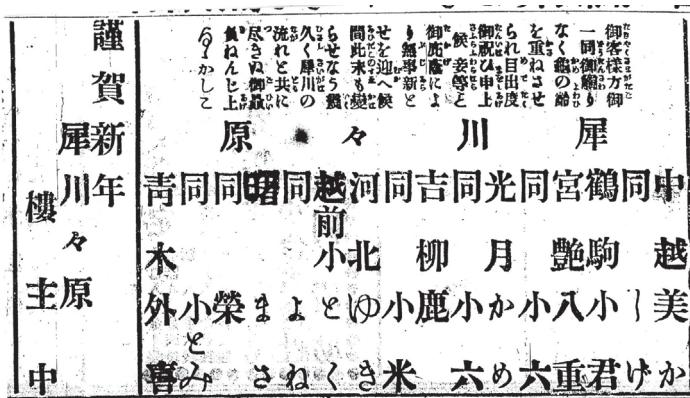


図2 「犀川河原」新年広告 明治32年1月1日「北國新聞」

の内容が続く。

「先頃西廓吉米の小鶴を落籍せて同廓吉駒の前に店を張らせ両方掛け持ちになし居りしも、その後右の小鶴を河原へ移らせ同じく吉鶴の行燈を掲げさしたが、今度中越樓の後ろ口即ち傳馬町まで突き通しにして裏口よりも忽ばることにせんと目下新築中のよし」

中越樓の楼主は西廓の芸妓を落籍させ、同廓で店を営ませていたが、その後、犀川河原で妓楼を

もたせ、中越樓とも行き来ができるように改造をすすめたというわけである。当時、他の廓と経営を掛け持ちする楼主もいたのである。参考までに付記すれば、広告（図2）の中央に見える河北ゆきが當時の人気芸妓だった。犀川河原では売れっ子の芸妓には廓から蒸籠を送る風習があった。明治三十年の記事によれば、今年からその風習が廃止になつたことに関するして、中越栄・明石まさにかわり「近頃非常に流行ツ妓」となつた梅若小萩・河北ゆきが役員連中に復活させてほしいと頼みこんだという（六月一五日「北國」）。

これらの料理屋はどのようなきっかけで犀川河原に進出したのだろうか。唯一経緯がわかるのは「梅本」である。その名は明治二九年以降の新年広告にみえないため、そのころには廃業したのだろう。以下、梅本の人気芸妓「りゅう」の半生記を記した大正七年「活劇女的一生」から開業の経過がうかがえる記載を要約して紹介する。

「経営していたのは富永姓の母子。ふたりはもともと藩政期には火付け盗賊改方を勤めた石川正勝の妻子であった。幼少のころから娘のりゅう（嘉永四年頃生）は諸芸の稽古を重ねてきた。廢藩により家は没落。りゅうが一八歳のとき（明治二年頃）、犀川河原に母子で茶屋梅本を始めた。士族が芸妓稼業を堂々とできる風潮でなかつたので、母子は富永に姓をあらため平民になりさがつた。三味線や踊りの腕前からりゅうは一躍人気芸妓となる。当時（明治九年五月か）名優實川延若が金沢に乗り入れたときに⁽²⁾、延若は唄に犀川河原の全盛芸妓の名をおりこんだ唄をつくつたが、そのなかにりゅうが連ねていた」

りゆうのその後の流れについては省略するが、晩年は、町の師匠として見習い芸妓や町娘の指導にあたったり、また福助座やスメル館など香林坊の劇場の専属の囃子方として活躍したりしたという（七月一〇・一一日「北陸」）。

【客層】

犀川河原を利用したのはどのような客層だったのだろうか。「三新地藝妓概評」なる評判記は明治二〇年頃の東西北三廊の芸妓の評判や客層の違いについて、東は「總体すばらしくして風姿東京に類し客に對して頗る町陣」と評価する一方、西については「デレッタクして風姿西京に類し客に對すると甚だ冷談」と批判し、「冷談」の背景を「常に土臭き人を相手とする」ためだと説く。また北については「風姿引けハ靡かんの様子」で「客に對し冷談を出すこと多し」と特徴づける（明治二〇年七月二六日「中越」）。西は豪農、東は豪商が顧客の中心だったということだろう。

かたや犀川河原の客層は半公認地ならではの特徴をもつた。明治二〇年八月の記事には「才川々原は料理店にして大抵藝妓の居らざるなし是を以て中等以上の官吏杯は戯樓の名あらざるにつき行き易しと見へ往々狂瞽店狂駕せらるるより余程隆盛に至りし」とある（八月一六日「中越」）。料理屋で遊ぶという体裁から世間の目を気にしなくてよいため、官吏に人気があつたということである。

【衰微】

東西北三廊と変わらない経営をみせていたが、未公認の現状に芸妓

は負い目をもつていたようである。明治二七年の共進会開催にあたり多くの来客が見込みると期待したとき、「河原や母衣町の藝者といつたらお座敷にて肩身が窄ま」るために「今より三廊へ棲替え」ようとするものが追々と出てきたという（明治二七年七月五日「北國」）。

犀川河原が衰微するのは明治三三年ころからである。背景には北廊が西廊そばへ強制移転させられた事情がある。犀川大橋付近に、川を挟み西北両廊と犀川河原が集まる状況となつたことで客の奪い合いが起きたのである。

また政治的な圧力もあつた。昭和二一年の「金沢廓榮枯玉章」によれば、このとき主計町と犀川河原の茶屋も営業取り消しを命じられたが、主計町については尾張町の小鍛冶市左衛門が政治運動をして現状維持に努めたことからそのまま残置されることとなつたという（昭和二一年一月一日「北陸毎日」）。

明治三三年以降、犀川河原という呼称は消え、かわりに「新橋」という通称が目立つようになる。たとえば浴衣揃えを伝える同年七月の記事には東西北及び主計町のほか「新橋」の様子が紹介されている（七月二十五日「北國」）。

また同年一二月の記事には「犀川新橋見番にても過日類焼をまぬかれしが何よりも嬉しへて來年は一層景氣を添へん」云々と地元民が商売繁盛を期待する記事がみえ（一二月一三日「北國」）、さらに明治四年「金澤各遊廓の新年と其弾初唄並に踊唄」『風俗画報』二二五号に「東西北はいはずもあれ、流の末 新橋 主計町に至る迄」云々と

あり、同三年一月の新聞には「犀川新橋檢番藝妓中」の年賀挨拶広告がみえる（一月一日「北國」）。廓名を改変させてでも遊興地の存続をはかるとする動きがしばらくあつたと判断できる。

犀川河原の衰微後、芸妓や女将はどのような人生を歩んだのだろうか。明治三八年には、元「新橋」の吉柳が西廓中柳楼跡に貸座敷柳樓を（五月一四日「北國」）、また翌三九年には、新橋で小萩を芸名とした娘が北廓の鍋屋跡に貸座敷山袖楼をそれぞれ開業している（四月一八日「北國」）。

吉柳は明治三一年まで犀川河原にあつた茶屋であり（明治三一年一月一日「北國」）、小萩は前掲の記事にみえた人気芸妓の「梅若小萩」か、別の芸妓「光月小萩」かいずれかであろう（明治三〇年二月二四日「北國」）。西廓や北廓に新たな働き口をもとめた例があつたとわかる。

芸妓や女将の人生の行末をうかがえる記事もある。明治四四年の記事によれば、近くの有名料亭の女将は犀川河原の出身で、元芸妓ならではの愛嬌の良さで商売を繁盛させたという（九月一七日「北國」）。また別の記事によれば、加賀万歳の家元・小石喜久松（大正三年没）の家は犀川河原に位置しており、その妻は「河原の明石」と呼ばれたお茶屋の女将だったという（明治四四年一〇月五日「北國」）。

いつたん衰微した犀川河原であるが、明治四四年に下川除町・上下横伝馬町その他附近の有志一同が新橋検番を再興しようとする動きがあつた（三月五日「北國」）。さらに大正二年の新聞には新橋を中心と

して、犀川の両側を芸妓屋と待合にし、西北両廓の芸妓を分置させるという廓の新たな再編案がみえる（八月二三日「北國」）。少なくとも大正初めまで犀川河原の再興を期待させる歓楽街としての機能が残っていたのだろう。

犀川河原の盛衰を見てきたが、この経過から明治前半まで金沢は市街地各所に廓の機能をもつ遊興地が分散する状況にありいずれも盛況をみせていたが、芸娼妓数の著しい増加をみせた明治三〇年頃を境に東西北及び主計町の四廓の体制へと政治的な統御・整備がすすめられていったとわかる。

三 対立する芸妓と娼妓

(一) 職域の混淆

犀川河原を例に明治二〇年代以降の廓消費の拡大と行政による統御状況をみてきたが、問題は消費の質である。既述のとおり、制度的には明治九年に芸妓と娼妓は職域が区分され、娼妓稼業に関して「醜業」という評価が下された。

しかし、明治一〇年の娼妓仮規則に「歌舞音曲ノ具ヲ携へ遊興に供スル等總テ芸妓ニ類似ノ事業ヲ營候儀ハ不相成事」とあり、芸で生きる娼妓がいたとわかる²²。また一方の芸妓については明治一二年の「芸妓取締規則」改正にあたり「猥褻ノ所業アルヘカラス」と再び職域区分を守るように示されており²³、職域の区分が徹底されない状

況にあつたと認められる。

実質、その後も区分が有名無実化していたことを物語るのが「市内三廓今昔話」（以下「今昔話」）にみえる逸話であろう。「今昔話」は東西北三廓の明治・大正期の出来事を、古参の楼主や女将からの聞き取りをもとにまとめた連載記事で、資料性が高い。そこから北廓開業時の職域区分にかかわる回顧談を要約して紹介しよう。

「芸妓と娼妓の区別が必要になり、一芸でも芸に達してれば芸妓、芸がなければ娼妓とすることにした。免許地になる前に芸妓名義で働いた二〇〇名に芸妓と娼妓の区別をするよう当人に通達したところ、娼妓になろうとするものは少なかつた。しかし廓の経営上では娼妓が主で芸妓は副であることから、三味線を弾けたとしても、事務所は専制的に一〇名を芸妓とし、残りを娼妓とした。まもなくして娼妓の税金が月六〇銭で、芸妓が一円二〇銭に改まつた。芸妓でありながら娼妓を勤める二、三〇人から税金賦課の不公平の苦情が起こり、知事に相談したところ、明治二三年秋に娼妓と芸妓の二枚鑑札を税金一円二〇銭で許可することとなつた」（大正一年六月二九日「北陸」）

娼妓のなり手がなく、機械的に芸妓と娼妓にふりわけたこと、また稼業は娼妓と変わらないのに芸妓職の鑑札をもつために高い税金が賦課されたことから、その矛盾解消のために一枚鑑札が許可されたことがわかる。

實際、この話を裏付けるのが、北廓の明治二〇年三月の開業前、二月に発令された県令三二号・芸妓取締規則である。右記の二三年発令

は誤りである。その第七條において、「娼妓ニシテ兼業ノ者ハ其免許地外ニ於テ營業スルヲ許サス」と、一枚看板を公認する措置がなされた。実質、県が北廓の経営姿勢を保証しようとしたのだろう。

金沢以外になるとさらに区分は緩やかであつた。たとえば、七尾最大の廓・常盤新地の鑑札配布の実態がこうみえる。「其筋より鑑札を下附せらるる際別に藝妓、娼妓と技藝の試験を行はざるは何方も同じ秋の夕暮、樓主と抱妓とが出願する儘に鑑札を下附するものなれば各樓の都合と抱へ妓との望みにて藝妓資格ある女も時には娼妓となりビンともシャンとも三絃の鳴らぬものも藝妓となること同廓にては殊に甚し」（明治二一年三月一八日「北國」）。芸妓の技量の有無ではなく、各楼の都合で職域を区分していたことがわかる。

（二）序列・対立化する芸と色

職域区分の形骸化について、早くからこの状況を憂い、「男嫌い」で通した芸妓たちがいたことは以前報告したことがあるが⁽²⁴⁾、最初に批判の声があげたのは東廓の娼妓たちだつた。明治二九年四月に「娼妓の一隊、詰所に迫る」という記事がみえる。内容は、芸妓が色を稼ぎとしているため、自分たちの商売があがつたりであると、娼妓一七名が詰所に押し掛けたというものである（四月八日「北國」）。

実は批判の声をあげた要因は商売よりも芸妓の態度にあつた。明治二九年に押し掛けた際、娼妓たちは、芸妓は我々を蔑視しているとも非難している。つまり、芸妓による娼妓侮蔑がそもそも騒動の要因

だつたと想定できる。

そのことを裏付けるのが明治三一年の以下の記事である。「近頃娼妓と藝妓のなかなかくに悪しくなり候、之れはこれ迄藝妓が餘り高慢つて娼妓といへば一口にフフーンと鼻で弾いて蔑し居りし反動とか云ふものかと存候」（六月一一日「北國」）。日常的に娼妓侮蔑が行なわれていたのである。

芸妓と娼妓の溝がいかに深いものではあつたかを示すのが明治三〇年の以下の記事である。「東西新地共俗ニ三番町と稱へて上町と交際せぬ一種の下等店あり。同所の店を引張り店と稱へ其の娼妓を百ぞうと稱へて（中略）人外の如くにあしらひ來りしが、今度西新地の三番町に開店せし金一樓と云ふは特別を以て上町と交際することを許され事務所よりその由茶屋くへ通知したので、以來は上町の芸娼妓も三番町へ招ばれて行かねばならず（中略）上町の藝娼妓は（中略）三番町の御座敷と聞くと俄かに腹が痛んだり目が廻ふたりするに引替へ上町の御座敷と聞いて百ぞう隊は意氣揚々と（中略）繰出すと云」（五月二八日「北國」）

芸妓は、娼妓を新吉原の最下等の遊女をさした「百ぞう」という言葉をつかい蔑称するほか、娼妓中心の貸座敷を三番町・下町と呼び、交際を避ける姿勢をもつていたのである。⁽²⁵⁾

芸妓と娼妓の対立が深刻化するなか、楼主たちはこの状態に憂慮し、緊急集会を開き、芸妓に対し「是れまでお客様が娼妓を呼ばうと云ふ時藝妓が傍に居て娼妓位をと笑ひしが以來は屹度左様な事は相成ら

ざる事」なる注意事項を提示することに議決した（明治二九年四月一日「北國」）。

娼妓への侮蔑意識が拡大するなか、その視線から逃れるため、芸妓に資格を変えようとする娼妓も少なくなかつたのだろう。明治二九年の記事には西廓には「及第芸妓」というあだ名の芸妓三人がいるのは娼妓から芸妓になつたためとあり（四月九日「北國」）、また「刻苦勵精三味線を覺えて娼妓より藝妓に經昇りし」た例があつたとみえ（四月二三日「北國」）、さらに明治三二年の記事にも「近來娼妓を賤みて多くは藝妓鑑札を受け」る傾向にあるとみえる（八月九日「北國」）。

また明治二八年の記事は西新地の一八歳の娼妓が、三味線・月琴・琴、さらに茶・生け花を身に付け、とくに針仕事がうまく、朝飯前に羽織は三、四枚を仕立てる器用さをもつと報じてている（四月二六日「北國」）。さまざまの事情から芸妓への職域変更はかなわずとも、天賦の才をもち芸で評判を集めたり、また芸に心のよりどころを見出そうとしたりした娼妓もいたのである。

では芸妓が娼妓に対し侮蔑意識を強く持つようになったのはなぜか。既述のとおり、明治五年の禁令で、娼妓稼業は「醜業」と評価された。しかし、芸妓と娼妓の職域区分意識がゆるやかな当時、娼妓を侮蔑する意識が強くあつたとは考えにくい。あくまで「醜業」という言葉は、職域区分を定着させるための政治的レトリックにすぎなかつたと想定できる。

実際に娼妓稼業を醜業視するようになるのはいつからだろうか。赤

川学は公娼制をめぐる言説分析を通して、明治二〇年代頃までには色をめぐる「おおらかな」視線が顕在化しなくなり、逆にそれを醜業だとする観念が社会的コンセンサスを得たと指摘する⁽²⁶⁾。

さきほど明治二〇年代末より差別的な言動がきっかけで芸妓と娼妓との対立が激化したことを指摘したが、その状況が生まれた時期は赤川の指摘と符合する。つまり、娼妓差別は徐々に拡大し、明治三〇年頃に表面化したといえる。

近代における娼妓差別拡大の背景について、赤川学や牟田和江は一夫一婦制度の普及を、また林葉子は性病への恐怖観の増大を指摘する⁽²⁷⁾。とりわけ世間にとつて我が身にも降りかかる問題だったのは性病であろう。

娼妓を病の温床とするイメージをうみだす効果をもつたのが検徴である。娼妓を危険視する意識が強まつたことは検徴の回数でうかがえる。明治九・一五年の検査規則では月二回だったが⁽²⁸⁾、同二九年には毎週一回となる（県令二〇〇号）。花柳病に対する危機意識と同調して娼妓への世間一般の差別が強まつていった状況を認められよう。

（三）成巽閣不敬問題

廓内部では芸妓による娼妓への侮蔑がみられたが、世間からみれば同じ貸座敷で働いていることから、娼妓差別の視線は芸妓にも及んだ。視線の拡張を物語るのが明治二九年に議論を呼んだ成巽閣不敬問題である。

明治二九年、皇族の小松宮彰仁親王が来県した際、県知事の指示により成巽閣で行なわれた赤十字社員饗宴で芸妓が接待にあたつた。参加したのは初日が東廊五名、一日目が東廊四名、五日目は東西廊各一名である。また随行員の旅宿先へは北廊二名が赴いた（五月八日「北國」）。

芸妓が宴席での貴賓接待にあたつたのはこのときがはじめてであつたようで、有栖川宮が数年前に来沢の際は、礼儀作法を身に付け言語拳動に素養のある良家の淑女を、また前田侯爵が金沢開始三〇〇年祭で来沢の際は、高等小学校卒業生のうち品行方正学術優秀で最も若い女子を係にあてた（明治二九年五月九日「北國」）。

芸妓による接待に対して世間は敏感に反応した。紙面には「物議の囂々を招き」「世間の制裁を招かれざる」などの記載がみえ、また批判の投書も新聞社に送られた。たとえば、金沢滞在中の旅行客は「當局者の措置を憤ふると同時に殿下の御盛徳を傷ひ奉る虞ある」と非難し、芸妓を選んだ事情について「新聞雑報に教賀にて女教師を撰み失敗したるが爲めに福井にては藝妓を用ゐたる」と推測している（五月八日「北國」）。

また「芸妓は宜しく廃すべし」という激しい見出しの寄稿も掲載される。内容は成巽閣不敬事件は「藝妓の位置高くして之を宴席に侍しむるを常習」として起きたとし、今後芸妓と娼妓の管理のため、一週間に一回の検徴を行ない、衣服・家屋に制限を設け、手踊り・俄の出演を禁じ、僧侶から正業をとるよう説諭するなど対応を厳

しくすれば、「一般婦女子をして藝娼妓を羨むの念を起さしむることなからん」と説いたものである（五月二一日「北國」）。

一方、知事の判断を賞讃する声も多くあつた。来県から一日目の新聞には「東西両廊藝妓廿七名に代りて三間知事に感謝状を上る」という投稿が最上段に掲載された。内容は知事に対し出席した芸妓にかわり謝辞を述べたものであった（五月九日「北國」）。

なぜ知事は芸妓を接待役としたのか。投稿記事からその理由を読み解ける。「藝妓問題」と題した投稿では、「藝妓なる冠辭を有する賤業婦が如何に此社會に尊重され居るか上は貴顕紳士の會合より下は田夫野人の集會に至る迄賤業婦が侍せざるに於ては宴會らしく思はれざるなり」とある。つまり、當時、芸妓は社交の場にかかせない存在となつていたというわけである（五月一六日「北國」）。

また「藝妓を宜しく廢すべし」と題した投稿では、「一般の婦女子は例令小笠原流の禮儀を知ると雖ども公衆の前に於ては其用を爲さず藝妓の場慣れたるに若かずと、宜なるかな中等已下のものにては女子を擧げ之を藝妓となし以て榮達を僥倖せんことを是れ望むの風あるをや」と指摘する（五月二一日「北國」）。一般女子では酒宴の場に慣れおらず役にたたないというわけである。

いずれにせよ、芸妓への毀譽褒貶がうずまく状況を生み出す根底には、娼妓差別があつた。このような状況の中、芸妓がすすめたのは色にまつわるイメージからの脱却であった。その最大の手段として見いだされたのが本来の職域たる芸であった。つまり芸の向上をすすめる

ことで娼妓との序列・区分性を可視化しようとしたのである。以下、東西両廊の芸能発展の経過を検証しよう。

四 東廊の近代芸能史

（一）拍子をとる芸妓

現在、芸妓の芸の鑑賞はお茶屋遊びにかかせないが、このようなスタイルが古くからあつたわけではない。そもそも藩政期には宴席の場にかかせない三味線の入手も困難であった。和田文次郎は「三味線と渡來とその変遷」で江戸後期以降の状況をこう説く。

「三味線の需要せらるる範囲は極めて狭いので従つて三味線を製造販賣するのも無く其供給は悉く上方に仰いでゐたので、京三度といふ飛脚に託して買取つて来て貰ふのが通例であつて、偶には上方から三味線師が注文を取りに来たが、文化、文政の頃になつて遊廓が東西に出来る、劇場が菊川町などに立つたりして市中の風俗が上下を通じて漸く淫靡に傾いたので三味線の需要が多くなつた。それでも一般に三味線を弄ぶといふ場合に至らないで、町家でも止むを得ないときには袋町の角にあつた座頭座から三味線を弾き得らるる盲人を聘んで竊かに興を添えさせてゐた」（大正一二年八月二日「北國」）

このような環境にあつたためか、芸妓がみな三味線を弾けたわけになかった。幕末生まれの芸妓・浅野屋音羽の半生記「全盛音羽物語」によれば、慶応三年（一八六七）の復興まで膝を叩いて拍子をとるの

が芸妓の仕事であったという⁽²⁹⁾。明治に入つてもしばらくは芸の水準が進展することはなかつた。たとえば、日清戦争後の宴会の様子を回顧した記録にこうみえる。

「軍人ばかりぢやない一般にも戦勝インフレで浮き立つてゐた。毎夜藝妓の總踊が何處のお茶屋でも行はれてゐた。何々流なんて、そんな氣の利いた踊なんかなかつた。町會の新年宴會に年寄連が見せるやうなワケの判らぬ踊ばかりだ。總踊になるとときまりきつて「かつばれ」を踊つた。今の連中が櫻音頭や東京音頭を踊るやうに藝者客總立になつて かつばれ、かつばれ、甘茶でかつばれヨイトナ・・・と亂舞した」（昭和二二年三月四日「北國」）

おそらく一定水準の技術をもつ囃子方の芸妓がいて鳴り物で場を盛り上げただろうが、多くは客と一緒にになってドンチャヤン騒ぎする程度だつたとわかる。当時の芸妓の芸の水準をしめすのが芸名の最後に付けた「拍子」という言葉である。

明治二〇年代の新聞では芸妓を某「拍子」と紹介するのが慣例になつてゐた。ただし、違和感をもつた読者もあり、その理由を問うたところ、以下の回答があつた。「當今の藝妓多くは歌うたゞ事さへ能せず、何かのテレ隠しには『アツコラ～、アツ來た～』なんとか甘く手拍子をとつて囃すがゆえに、扱こそ拍子とこそは申す」。つまり、明治半ばまで多くの芸妓は唄も未熟であり、手拍子をとるのが主な仕事だったとわかる（明治二八年三月八日「北國」）。

（二）中村芝加十郎の指導

とはいゝ、みな素人同然のレベルにあつたわけではなかろう。別に報告したとおり、明治一〇年頃より芸妓は祭礼などのハレの機会に舞踊を大衆の前で披露するようになり、今でいうアイドルやスターに通じる人気を集め、その後、都市祝祭のもり立て役として欠かせない存在となつていく⁽³⁰⁾。一部の芸妓は大衆の鑑賞レベルに堪え得る芸の技量を獲得していたのである。

ではそのころは誰が指導にあたつたのだろうか。幕末生まれの芸妓・浅野屋音羽は「今昔話」で幕末から明治期にかけての東廓の芸能史をこう語る。貴重な内容のため全文を掲げる。

「遊藝の変遷になると浅野屋女将等が初めて三味を弾いた自分の唄は總て京唄であつた。江戸唄の流行るやうになつたのは前田中納言の御殿歯醫者の十倉といふ頗る粹人客であつたが、根が江戸から來た人だけに江戸唄の名人で此お客様から習つたものださうな。踊りは今越濱のお袋お種が浪花の山村の流れを酌んで廣く廓に稽古を付けたものが抑舞踊の盛んになる初めである。今の女将はまや、此の間東京で頓死を遂げた遊藝の師匠ゑびやの咲などは特別の薰陶を受けた云はば高弟で、夫れにお袋お種の夫は今尾山座が稻荷座と云つた當時の座本で菊川猪三郎と云ふ俳優で相当腕もあり踊りも達者であつたから越濱の女将夫婦達は東廓舞踊に就き随分努めた功労者である。その後時代が進んで東京舞踊の家元若柳吉蔵が親爺の圓遊と初めて金澤の寄席に現れた時、其手筋の鮮やかなのに惚れ込んで女将が特に頼んで廓の

妓達に振付けをして貰つたのは今から二十二年前で夫れから、東廓の踊は全く若柳流に變つたのである。年に一度回乃至二回宛出稽古に努めた爲め藝妓の踊りはスッカリ質が意氣になり江戸式に變つた。夫れも最初は今の越濱の女将とゑび屋の席匠とが若柳の名取りとなつて越濱は若柳吉濱、ゑび屋は吉咲の名を許され常に妓達の代稽古を付けるようになつたのが大きな力である。殊にゑび屋の師匠、踊りは愚か三昧、鳴物に至るまで三拍子揃つて居ただけに東廓藝妓の遊藝指導に盡した功労は並大抵ではない。東廓に演舞場が建てられ、名物此花踊や秋の演習會が年中行事となつて、年々人氣を博するやうになつたのは家元よりか寧ろゑびや師匠や越濱女将の熱心な指導の賜で東廓に取つて遊藝の司とも云はれたゑび屋の師匠を失つたのは絶大の損害である」（大正一六年六月一五日「北陸」）

前田斉泰の時代、十倉という名の粹人客の影響で京唄にかわり江戸唄が流行るようになつたこと、舞踊が盛んとなるのは菊川猪三郎・越濱種夫妻が山村流を教えたのが始まりであること、二三年前（明治三年頃）に来沢した若柳吉蔵に指導を受け舞踊が若柳流に変わったこと、越濱女将（濱）と海老屋師匠が若柳流の名取となり稽古をつけ、とくに海老屋師匠の指導の影響が非常に大きかつたことなどが語られる。

この話でまず掘り下げたいのは当初、舞踊指導の中心だつたという菊川猪三郎・越濱種夫妻以前についてである⁽³¹⁾。昭和九年「金沢邦樂會の問題」は、以下のとおり、菊川猪三郎を「踊の師匠」だつたと

指摘するとともに、さらに猪三郎以前に指導にあたつた役者も紹介している。

「舞踊といふよりもその頃はむしろ芝居が好かれ、芝居がかつた品がすぐれたもののやうにも彼等の藝術觀念は支配されてゐた。だからこの社會と役者との交渉は常に懇密に展げる、鹿十郎、勇次郎、猪三郎などは東新地に根を据て重寶がられた。故の越濱女将は多少山村流の手があつたのも菊川猪三郎と縁を組んだからである。越濱の樓主であつた猪三郎が東における踊の師匠だといへば、さうも見られぬ事のない存在であり、その娘のハマちゃんとか海老屋の師匠などもそこに根差した踊手であつた。猪三郎は藝妓芝居の振附など無論お手の内だが、ちよつとした踊の振も巧者に考へたらしい」（一〇月三〇日「北國」）

注目すべきは東廓では「鹿十郎・勇次郎・猪三郎」の三名が大切にされたという点である。前二者は幕末から明治初期にかけ活躍した金沢を代表する人気地役者の初代中村芝加十郎と女形で有名だった實川勇次郎をさす。なお、勇次郎の二文字目は新聞では「次」を、また番付上では「治」を用いる使い分けがされている。

つまり、東廓の場合、慶應三年（一八六七）の再開後、まず初代中村芝加十郎が指導にあつたとわかる。この点については、副田松園も初代芝加十郎について「金澤藝妓の演劇舞踊に盡せし効また尠からざりき」と⁽³²⁾、芸妓への影響の大きさを指摘する。

明治一〇年代において芸妓が舞踊よりも芝居の習得に力を入れてい

たことをしめすのが役者顔負けの活躍ぶりである。以下のとおり、明治一九年には富山県へ金沢芸妓が芝居の指導に赴いている。「杉木新村の遊廓にて名高き金田樓の主人ハ昨年來人氣を取らんとて百疊敷の宏樓を作りし等種／＼工夫をせしが先頃また金澤より芝居に老手なる藝妓照吉を傭入れ同樓の子供に演劇の稽古をなさしめ近日彼の百疊敷にて興行し平生愛顧の花主連中を招くよし」（四月一日「中越」）

芸妓の芝居興行もしばしば行なわれたのだろう。盛大だったのは很久も報告するように明治二六年に末吉座で行なわれた芝居興行である。催主は江戸屋楼主の横雲八五郎で、演目は「碁太平記白嘶」等計九番組。振付けは地元の人気役者の實川勇次郎・嵐冠十郎・嵐和歌三郎・菊川猪三郎など計六人が担当しており、相当の力の入れようだつたとわかる（石川県立歴史博物館蔵「東廓藝妓演劇」）。

ちなみに地役者に娘がいた場合、幼少より芸を仕込ませ芸妓にすることが一般的だった。たとえば、名妓と称えられた東廓の玉初栄吉（大正八年没、享年六二歳）は俳優の娘で、一〇歳まで子役として各地の舞台にたち、一五歳から妓楼で働き、踊・三味線・太鼓・篠笛などあらゆる芸に通じていたという（大正八年九月六日「北國」）。

旧劇にかわり新劇の俳優が出てくると、その娘が同じ経過をたどつ

た。大正三年『城下の百姿下巻』によれば、東廓の金君芳子は「新俳優木村猛夫の婦人野村君子の長女」で、「女優君子の地を享けて生まれた」ので「幼少六七歳のころから切々と藝を仕込まれた」という。役者の娘は芸妓になることが自明視されていたことを直截に物語る

のが實川勇次郎にかかる報道である。勇次郎には四人の女の子がいたが、「大概の俳優は其子を梨園の業に仕込むが常なれども」、「技藝を少しも教ゆることなく只管學門縫裁の道を勧め励まし居る」と報じられた（明治二七年三月三日「北陸新報」）。芸妓となる準備をしていないことが話題となつたわけである。

ちなみに、芸妓と地役者は師匠と弟子という関係にとどまつたわけではない。芸妓は地役者らの最貞筋としてその応援をかかさなかつた。上編で紹介したように芸妓たちは芝居総見物を盛んに行なつたほか、劇場の開業や人気役者の初興行には贈り物をした。

たとえば、明治二六年、香林坊・福助座の開業のおりには犀川河原の芸妓九名が福助の押し絵をつけた縦横五尺の大額を（九月一四日「北國」）、また同三〇年の稻荷座開業の際は東廓が押し絵の大額をそれを贈与している（五月一日「北國」）。

最貞とする劇場は廓ごとに異なつた。明治三〇年の記事によれば「東廓は全然稻荷座方、北廓は九分まで福助座方、西廓は確かにこちもない様だが、ツマリ餘計に福助座へ喰付くべきか」とある（七月二七日「北國」）。

(三) 菊川猪三郎の指導

では、「踊りの師匠」とされた菊川猪三郎とはどのような人物だったのだろうか（写真1）。貸座敷・井筒屋の楼主で、姓は井上。没年は大正二年。その葬儀の際、行列は十数町に達し、火葬場へは百数十

台の人力車が連なつたという。東廓での功労ぶりを察することができ
る（大正二年九月二三日「北國」）。

菊川を名乗つた所以については明治三〇年六月の稻荷座のこけら落

とし公演で座本を勤めた折にこう述べている。

「はや百年ちかきむかし犀川の川上に芝居を許されたる折、我師匠
の祖先菊川松之助と改号し座本を勤められたる由を聞いて其馨はしき菊
川の名を慕ひ、先年これを譲受しに、豈計らんや今たび新演劇場稻荷
座の座本をば相つとめまする様御すすめに預りたりしは全く祖先の因
み浅からず」（昭和二九年四月一七日「北國」）

つまり、自身の「師匠の先祖」が藩公認の川上芝居小屋で長らく座
本を勤めた菊川松之助であることにちなみ菊川を名乗つたというわけ

である。では猪三郎の「師匠」はだれか。

菊川松之助を先祖とする流れに位置するのはその実弟の初代中村芝
加十郎（明治二年没）、その子の二代芝加十郎（明治二十四年没）とそ
の兄の女形・菊川杏之助である^{〔33〕}。

番付で猪三郎の菊川姓の名乗りを確認できるのは明治二十五年五月か
らである。一世芝加十郎は前年に亡くなり、翌二十五年三月に追善芝居
が桜馬場戎座で催されている（明治二十五年三月九日「北陸実業」）。そ
の流れを鑑みると、二代芝加十郎が直接の師匠にあたり、その追善後
に菊川を名乗つたと判断できる。

なお、猪三郎の役者としての活躍を芝居番付で確認できるのは菊川
を名乗つた明治二十五年五月の夷座での出演からで、既述の通り、同二
六年の「東廓芸妓演劇」（卯辰末吉座）の振付けを受け持ち、また同
年九月に新町に建てられた「臨時劇場」の朝日座の九月一日の舞台開
き興行を「猪三郎一座」が催している（九月三日「北國」）^{〔34〕}。座
本としては稻荷座、その後継の尾山座で活躍する。番付で座本名を確
認できるのは同三七年三月二六日興行「宮本左文武勇晉」（石川県立
歴史博物館蔵）が最後である。

猪三郎の舞踊師匠としての影響の大きさをうかがえるのは明治二七年
五月十九・二十日に夷座で行なわれた温習会である。弟子である東
廓芸妓たちが一同、舞台にあがつたことから大変な人気を集めた（五
月二〇日「北國」）。

ただし、このとき騒動が起きる。いつたん開幕すると、出演する芸



写真1 菊川猪三郎 明治43年『金澤景物大觀』
北陸出版協会

妓の家族や関係者からも入場料を徴収する興行形式であるとわかつたのである。楼主や女将、町家の父兄たちは、純然たる温習会と思い、弟子やその親は師匠のために寸志を進上し、役に応じて少なくて一〇円、多くても四〇円を費やし衣裳をもとめ、下稽古のために数一〇時間の稼ぎ時間をとられたのも仕方がないと思つていたため、猪三郎を憎んだという（五月二三日「北國」）。その後、猪三郎と弟子らとの関係が悪化しなかつたのは関係者が猪三郎に頼らずして芸の上達はないと考えたためであろう。

（四）若柳流の導入

東廓の舞踊の歴史が大きく変わるのは明治後半。つとに高久が報告するように、落語家の三遊亭圓遊に同伴して来沢した息子若柳吉蔵による指導がきっかけで若柳流を取り入れるようになる。東廓芸妓の浅野屋音重によれば家元導入を決めたのは母親の浅野屋音羽と諸江屋の女将だったという（大正一四年三月一〇日「北國」）。

なぜ猪三郎による指導体制に距離をおき、若柳流へ変えたのだろうか。明治二七年の温習会をめぐる猪三郎への反発が伏線となつた可能性があるが、直接の背景には明治二〇年代末に芸の向上をめざす機運が一気に高まつた影響がある。

具体的に東の廊主たちが芸の進展を強く意識するようになるのは明治二九年以降である。同年、芸の研鑽のための東廓で「研藝會」なる組織が結成される。結成の理由は以下のとおりである。

「若し長唄清元も何にも下地の無い妓が有つて客が右等の注文を爲さば如何、今日はお腹が痛む御座います。今日はレウマチで手の筋がツりますと、一度や二度は言抜けてもそろ／＼誤魔化し通されもすまじ、畜に誤魔化し切れぬのみならず、斯くては北陸一と呼ばれ他々の藝妓を眼下に見て妙に權式を張る東新地藝妓の沽券も忽まちに下り果て、凡ての董藝妓達磨藝妓と同一視さるるに至らん、又た踊りも前同斷にて何時も甘茶でかつぼれ位でお茶を濁して處へ偶々舞の一さしも所望に及ばれアノ誠とに如何も濟ませんが・・・と云ふ様な事になつて見た目になつて見る日になると三千世界に客ほどつまらぬものはなく（中略）是全たく藝妓たるもののが其責を盡さざるに由る譯だから今にして大に改革を施さずんば有るべからず、就ては研藝會と云ふを組織して毎月何日と會合日を定め、仮令ひ當日頭に胃病が起らうが踵に瘤が込み下らうが乃至情夫が來て居ようと儘に會員たるものは必ず出席顔を合せた上、（中略）互ひに藝道を交換し何も彼も知らないものはなしとして置たならイツの何時如何なる注文を受けようとも少ともドキマギする事勿らん」（明治二九年七月一〇日「北國」）

現在の技芸能力では芸妓の沽券が下り、「董藝妓達磨藝妓」と同一視されてしまうから、定期的に集まり互いに芸を教え合おうとしたわけである。つまり芸の向上の背景には色にまみれた廓世界と一線を画す立場を確立しようとする意識があつたとわかる。

もうひとつの背景として消費の拡大を受け、東西の廓が芸妓の人気合戦を繰り広げていた事情もあつた。明治二九年の記事に以下の内容

がみえる。

東が芸にすぐれ、座持ちに機転がきくと思つていたが、座敷に出ると西廊の芸妓の方が人気を集め、殿町樓の宴会では人気芸妓だつた咲と蘭蝶が恥をかき泣きだすという始末だつた。この事態をみて楼主たちは東の力量はうぬぼれにすぎなかつたと自省し、芸妓に大いに勉強させようと、遊芸師匠を急きよ雇い入れるほか、さらに東京・大阪からもつれてこようという話になつた（明治二九年一二月六日「北國」）。

この記事で気になるのは明治二九年年末の段階で東京・大阪の家元の師匠を迎える計画していることである。この記事と齟齬が生じるのは若柳吉蔵の指導の開始時期である。高久もとりあげたように明治二八年頃とする説が昭和初期に散見できる。

たとえば、昭和一年六月二六日付記事「若柳流名取の候補」には吉蔵自ら、若柳流が入つて「四十年」と振り返つており、逆算すると明治二八年になる。しかし、既述のとおり、若柳流導入をすすめた中心人物の浅野屋音羽は「今昔話」で明治三三年頃と語つている（大正一一年六月十五日「北陸」）。

さらに当時、吉蔵から最初に指導を受けた音羽の娘音重は大正一四年の新聞取材で「浅野屋老女と諸江屋女将とが時代の要求に目醒めて江戸趣味の舞踊を東廓に酌み入れるために、我娘音重と諸江屋の娘と一緒に諸江屋の二階へ興行中吉蔵を招いて振付の稽古を励んだのがそもそも東廓に新味な若柳流の舞踊が注ぎ込まれた初である」とし、教えを受けたのは一歳と回顧している（三月一〇日「北國」）。この取材

時、音重は三六歳なので、逆算すると明治三〇年となる。つまり、吉蔵の指導開始の年は明治二八、三〇、三三年の三種類の説があるわけだが、いずれが正しいだろうか。

吉蔵の初来沢の期日がわかる資料があれば解決できるが、残念ながら、そのころの新聞データは欠落が多く、いまだ根拠となる記事を確認できていない。現時点で目にとまつたのは明治三三年の以下の記事である。

「過半來大修繕を加えへ居たる新町新富座に於ては今回愈々落成したるに付、落語家として有名なる三遊亭圓遊倅小圓遊一座を東京より招聘し來十月一日花々しく座開きを行なふ」（九月二五日「北國」）

興行場所は新富座で、かつ三遊亭圓遊の「倅」とある点、若柳吉蔵の可能性が高く、また明治三三年に指導を受けたという浅野屋音羽の記憶とも符合する。ただし、小圓遊という芸名を當時、名乗っていたのは、吉蔵（竹内幸太郎）ではなく、別の弟子・鳥羽長助であり、当人でない可能性がある。³⁵⁾

いずれにせよ、明治二九年年末になつてようやく家元探しの機運が盛り上がり、東廓が若柳流を導入するのは明治三〇年以降と想定できる。しかし、家元の指導機会は限られていたことに留意が必要である。明治三一年には鉄道が敷設され往来しやすくなつたが、前掲「今昔話」にも語られているように年間の指導回数は一、二度であり、直接稽古をつけてもらうことは希少な経験であった。

指導の様子は、明治四二年の記事に八月二日から一五日にかけて避

暑がてら東廓の諸江屋に滞在した際、芸妓たちは暑さにめげずに入れ替わり立ち代わり稽古を付けてもらつたとみえ（明治四二年八月一二日「北國」）、一年間に学べる機会はこの集中稽古のみであつたと理解できよう。

（五）海老屋咲の功績

家元による指導が限られるなか、実質、普段の稽古をつけたのは地元の芸妓であった。浅野屋音羽も前掲の回顧録でその偉大さを繰り返し語つているように、とりわけ東廓の芸の発展に多大な貢献をもたらした存在として後世へ伝えられるべきは海老屋咲である。実質、咲が、東廓の格式を高めたといつて過言ではない。

本名は福田咲。明治二四年の『三遊廓』には「福田さき 一五歳」とみえる。逆算して生まれは明治八、九年頃となる。このとき海老屋はほかに三五歳、二三歳、一八歳の三人の芸妓を抱えていた。掲載順は一五歳の咲が筆頭であり、咲は同座敷の後継ぎの立場にあつたわかる。

咲の評判がたつのは明治二五年頃から。東廓の芸娼妓の人気番付である明治二五年三月発行『東新地芸娼妓勉強クラブへ見立鏡』に欄外に咲の名が大きく掲載されている。さらに一年後の明治二七年の記事には以下のようにその技量を絶賛する内容がみえる。

「東廓中に數ある藝妓の中にて藝のある者は暁の星のやうなもので中には名ばかり高くて其實三味を取らせたら調子も合せることの出来

ないといふ隨分ヒドイのがある。之に反て海老屋のお咲拍子は中々の藝道熱心隙さへあれば三味と舞扇を伴とし命として而も蓮葉ならず年もまだうら若きに去りとは感心なものなり。腕懐かに撥音冴えて如何なる段物でも覺束なき手振り少しもなし。人皆な東の撥取に山田屋の小春江戸屋の仲などを推せども猶ほ之にも勝りたるお咲を知るものは少なし。又踊りにかけては人皆な菊川猪三郎の娘越光屋お濱あることを知れども猶ほお濱に優るとも劣りはせぬ咲あることを知らず」（五月一五日「北國」）

明治二〇年代後半、人気芸妓といつてもまともに三味線も弾けない芸能水準にあるなか、「暁の星」としての輝きを放っていたのが咲だつたわけである。ちなみにこのとき咲の絶賛記事に対し別の廊の顧客からは東廓の竹林亭千代、西廊の橋屋つね、北廊の扇子屋橋が抜けているというクレイン投稿があつた（明治二七年五月一八日「北國」）。

橋屋つねと扇子屋橋に関する経歴等は不明だが、竹林亭千代は、明治二四年『三遊廓』に「身中何等の妙器を包むに屋や清音嘲として眞二天女の聲なり」とみえ、また歴代の名妓を紹介した昭和九年「名妓列傳」には「聲は天女に例へられ三味線をもつて座敷に出れば列座の藝者冷汗を催したといふ三絃の達者」とあり、唄と三味線の腕前で後世にまで知られた名人だつたとわかる（昭和九年一〇月三〇日「北國」）。

明治三〇年頃になると、咲の活躍や指導を伝える記事が目に留まる

ようになる。たとえば、明治三〇年一二月には「有名の粋一いろは屋浮世之」が作った新年座付唄に「師匠海老屋咲」が手をつけて芸妓の稽古にとりかかったとあり（一二月一八日「北國」）、二〇歳を出たばかりの若さで新年を祝う座付唄の節付けをする立場にあつたとわかる。

東廓の看板であつた咲の近況は大衆の関心事でもあつたのだろう。金沢の芸能者を連載で紹介した大正三年の「一藝一能」には演舞場での指導の様子がみえ、「今此方では長唄が一番流行つてゐます」など貴重な話も紹介される（六月九日「北國」）。なお、大正五年頃には長唄人気が素人連にまで広がっていくが、当時東廓芸妓の長唄稽古を一手にひきうけていたのが咲だった（大正五年五月二七日「北陸」）。

また大正九年には「三味と踊の福田咲子」という見出しでその芸歴が紹介された（一〇月二二日「北國」）。名声は他県にも響いていたのだろう。大正七年には高岡町芸妓の新年の初唄の稽古に海老屋咲が招かれている（一二月二六日「高岡新報」）。

では咲はその卓越した技量をどのように習得したのだろうか。咲が自らの経歴を振り返った記事「舞踊の話」から主要部分を引用しよう。

「私の師匠として一貫した人はありません、四歳の時に御徒町川岸に山村流の師匠で河村と云ふのに稽古をして貰ひました。此人は其時分金澤では有名な師匠で越又のお虎さんの親御も此方の弟子で御座りました。それから九歳の春から井筒屋の師匠（越濱たね）に就いて教はり

ました（中略）。十三の秋に東京から當地へ來り、觀音町一丁目に足を駐めました杵屋六松夫婦に従ひ、三味線と鳴物とを研究しましたけれど何分旅の空に居る師匠ですから、僅に一年半ばかりしか習ふ間がありました。それでも師匠の贋原で十四の春に杵屋六咲といふ名取になつて見ますと、とにかく一通の藝を教はつたものですから實地に試みたくなり、十四の年から海老屋咲と名乗つて藝妓勤めを致しました。私が十九になります頃、井筒屋の師匠が廃められたので、私が跡を引受けて仲間の藝妓や雛妓に稽古をつけてゐました。廿二の年に藝妓を止めて稽古専門に身を入れましたものの、其時分に能登太の娘の芝小虎さんが越濱の弟子となられたから、其を幸ひに弟子を譲り氣樂な身体となりました。然し（中略）小虎さんは一年経つか経たないうちに大阪へ往かれ、外に誰も教ふる人がなかつたので、再び私が稽古することとなり、今の觀音町へ移つてから十年経ちます。去年の八月若柳吉蔵の紋に入り若柳吉咲といふ名前を貰ひました」（明治四年八月二七日「北國」）

この記事から四歳（明治一二年頃）で御徒町の山村流の師匠「河村」から、九歳（同一年頃）で越濱種からそれぞれ舞踊の指導を受け、一三歳（同二一年頃）で杵屋六松夫婦に三味線・鳴り物を教わり、翌年から座敷に海老屋咲の名でデビューし、さらに一九歳（同二七年頃）に井筒屋（越濱種）にかかり芸妓の指導者となり、三四歳（同四二年頃）で若柳流の名取となつたとわかる。

ただし、咲の力のみをもつて東廓の芸能向上が進んだわけではない

ことに留意しよう。芸能向上の機運の高まりは元芸妓たちの指導者としての活躍を促していく。明治三五年『金沢新繁昌記』の人物紹介「舞踊」欄には「千日町泉屋りう 近江町柳すみ 石坂町吳座くめ」が、また同三七年『金沢明覽』の人物紹介「遊藝」欄に「千日町 泉

柳 上傳馬町 澤野エン 下近江町 柳すみ 愛宕番丁 安江千吉 観音町二丁目福田さき」がみえる。後述のとおり、泉屋りう（柳）・吳座くめ（糸）は元芸妓である点、明治三〇年代半ばには地元の芸妓が金沢の芸能世界を牽引する社会的地位にのぼりつめたとわかる。

右にみえた師匠の中で東廓との関係で注目したいのは「柳すみ」である。その経歴をうかがえるのは明治四四年の人物紹介記事「北國名物」である。当記事によれば、本名は長野すみ、年齢は紹介当時五三歳、住所は御徒町、経歴は元町芸者。名門旧家の慶事には招待をかかせぬ存在で、近江町居住時には毎晚三、四〇人を指導し、現在でも東廓の妓が朝から詰めかけるとみえる（一〇月二八日「北國」）。町芸者とは廓に属しない芸妓だが、別に報告したように藩政期において町芸者は「お酌（廓の芸妓）」より芸に通じていたとされていた。³⁶⁾ 柳すみはその流れに位置するのだろう。

元芸妓が遊芸師匠として社会的に認知されるようになる明治三〇年代、際立った腕前をもつ芸妓はプロの芸能者として世間から一定の評価がされるようになったのだろう。明治三四年には稻荷座の活動写真会の余興として使用していた大蓄音器に芸妓の唄を録音し各所で鳴らす試みが行なわれた。録音されたのは越又虎の清元・磯唄、大野屋小

竹の都々逸、江戸屋豊子の「加賀の名物」であったという（八月二日「北國」）。

（六）総踊りの成立

明治三〇年代まで、各芸妓は咲のほか、柳すみのような老練の師匠から個別指導を受けていたと想像できる。どうせん、芸妓の芸風は師匠によって異なつたであろう。しかし、明治後期になり、廓あげの集団での披露の機会が増加すると、今までの師匠ごとの指導では大舞台に対応できなくなる。つまり大勢をまとめあげられるカリスマ性をもつた指導者が必要な時代となつたのである。

この立場にたてた指導者こそ咲であつた。たとえば、明治四一年の温習会関係記事には「海老屋師匠に教を受け居れる東廓藝妓連」「海老屋師匠、越濱女将等が稽古に熱心なる流風善遺韻依然として東廓は藝所たるを失はずと云ふべし」（六月二八日「北國」）などとあり、咲の監督的な指導ぶりを伝える記事が目立つようになる。

その指導の範囲は舞踊にとどまらず芸能全体に及んだ。大正三年の春の演芸会での咲の指導について、太鼓・大鼓・小鼓の鳴り物、三味線、踊りの「見所へ頭を打込むのであるから目の舞うほど忙いにに違ひない聲が嗄れるのも無理でない」と、声をからしての奮闘を伝える（四月二四日「北國」）。

咲のような存在がいたからこそなしえた東廓の大規模事業が、明治四二年五月に猪三郎引退を記念し開催された大温習会であろう。この

とき猪三郎が力を注いだのが総踊りだった。猪三郎はその実現にむけて京都の都踊り、大坂南地の芦辺踊り、新町の浪花踊りを視察し、小道具・衣装を新たに準備した（明治四二年四月二六日「北國」）。

猪三郎が導入をすすめた総踊りとはなにか。五月一日の記事には、「北都踊」は「都踊、蘆邊踊、浪華踊等より粹を抜きたるもの藝妓總出の踊にて、行末は東廓の一名物として飽迄其藝風を發揮し永遠に傳ふべしといふ」とみえ、関西各地の総踊りの良いと取りだつたとわかる。

留意したいのは総踊りの名称で、右の記事では「北都踊」となつている。その後、喧々諤々の議論があつたのだろう。五月七日付記事には「東廓芸妓總踊の名目は此花踊が賛成だ。芋掘踊などは俗中の俗」とあり（「北國」）、さらに同月九日付記事には「東廓の「北都踊」くさぐの命名によりて「此花踊」と改稱する事に決す」とみえ（「北國」）、さまざまな提案のなかから、当初は「北都踊」に決まつたが、九日段階で「此花踊」へ変更したとわかる。

ちなみに、高久はこのときの此花踊りを現在の「金沢おどり」公演の原点としているが、実際にはさらに時代をさかのぼる。地元の新聞には明治二四年頃には「都踊の唱歌」（三月一二日「北陸新報」）をさきがけに盛んに京都の総踊りの開催予告記事が掲載され、また同二九年「京乃都踊」（四月二一日「北國」）など実際の見物記を紹介するようになり、明治一〇年代には総踊りへの関心が廓関係者をこえて世間一般にひろまつっていたことがわかる。

このような需要を受けてだろう。明治二八年（一八九五）の県団体凱旋祝賀宴で、兼六公園（現兼六園）の仮舞台で東廓のベテラン芸妓が一五人一組となつて舞つた（七月一八日「北國」）。これ以降、総踊りスタイルが大規模な都市祝祭の余興でしばしば採用される」となつた。

舞台芸能の発展の歴史において明治四二年の温習会は画期的な水準にあつたのだろう。以下のとおり、猪三郎は万感の思いをもつて挨拶を述べている。

「人も知る我金澤の東廓は藝妓本意の廓にして技藝を磨く心根は鄙にはあれど望みはひとつやつがれ元わざおぎのまねを事としかたはら此廓等の妓輩をあつめ不束ながら舞の手を添へ來りたるにこたび諸臣の勧めに隨ひ一生一代の名のもとに本市並木町尾山座をトし左の催しをなす事とはなりぬ」（明治四二年五月一二日「北國」）

上演期間は一六日から四日間。入場料は三〇銭。午前八時開幕、午後九時閉幕で、座席は指定なしの早い者勝ちだった。演目は阿波の鳴門・義経千本桜の芝居二番組に踊り二五番組の計二七番組で、二六番目に猪三郎が海老屋咲、越濱濱などと共に舞い、最後を此花踊りでしめくくつた（五月二二日「北國」）。

此花踊りの様子はこうみえる。「此花踊は二十四人を一組とし、衣装は鼠色にて下を曙とし梅花を染めたるが十二人宛一列となり兩花道より囃につれて練り出づるさま大に見栄あり。大道具の如き最初は簡単なる小舞子の景に過ぎざるも、尾山の神門、鳴和瀧、卯辰山天満宮

と三變四變して兼六公園大櫻の景に遙んで婉麗の極に達す」（五月一九日「北國」）

（七）授業所から演舞場へ

此花踊りの成功の背景にはソフト面において、咲の監督的能力があつたといえるが、もうひとつ看過できないのがハード面の整備である。つまり、大人数が集まって練習できる環境が用意されたこともあつた。

あらためて、各廓では座敷以外ではどのような場所で練習や披露会を行なってきたのかみてみよう。京都の場合、明治一〇年頃には女紅場での歌舞の授業が制度化され、その場所は芸の向上に重要な役割をはたすようになったとされる⁽³⁷⁾。

金沢の場合、明治前期の授業所は、「裁縫機織習字読書算術」の五課を一日六時間授業で教えていたとわかるだけで⁽³⁸⁾、歌舞の稽古場や披露の場としての機能をもつた形跡はみられない。

温習会の場所をみると、明治二六年の東廓の鳴り物披露は末吉座（一月一三日「北國」）、明治二七年の東廓の菊川猪三郎門弟の舞踊披露は末吉座、同年の西廓の泉柳門弟の舞踊披露は福助座（五月二八日「北國」）、同二九年の東廓の長唄披露は卯辰木綿町の慈雲寺であり（四月一七日「北國」）、基本的に付近の劇場や寺院だつたといえる。授業所が練習場として活用されるようになるのは明治四〇年の警察からの指導がきっかけとなつた。授業所は明治三〇年代以降、しばら

く休業状態となつていたのだろう。明治四〇年、新町分署長は東廓及び主計町に授業所があるにもかかわらず中止しているのは遺憾とし、貸座席業者と交渉の上、習字・算術・読書・裁縫等の学科を教授するように説諭した（四月二五日「北國」）。

この指導を受け、四月三〇日に東廓（前掲同）、五月一日に主計町（五月一一日「北國」）、五月九日に西廊（五月一〇日「北國」）、五月一二日に北廓で授業所が再興した（五月二三日「北國」）。

月謝金は一級の五錢から五級の二五錢まで五段階があり、その段階評価は「金百圓何々右正に受取申候也」と宛名を書かせその筆跡で決めた。生徒は月謝金を減額させようと必死だつたのだろう。芸妓の間で勉強が流行るようになり、お茶を挽いているときに大和風呂の上で算盤をはじいたり、筆で巻紙になすり書きしたり、客に字の教えを乞うたりするようになつたという（明治四〇年五月一二日「北國」）。

そもそも授業所の再興にあたつては芸能の稽古場としての利用も企図に入れていたのだろう。翌四一年になるとそこを芸の練習場としても活用する動きが目立つようになる。たとえば、明治四一年四月に長唄温習会が（四月二五日「北陸」）、翌五月には長唄の師匠杵屋菊翁一門のお渡いが行なわれた（五月一日「北國」）。また六月と一二月には海老屋咲に指導を受ける東廓芸妓連の温習会が（六月二八日「北國」）、また一〇月には長唄の師匠の杵屋・長本屋の合併温習会が実施された（十月八日「北國」）。とうぜん明治四二年の此花踊りの練習でも盛んに授業所が活用されたのだろう。

此花踊りの成功を受け、芸妓たちの練習・披露環境をさらに改善していくとする機運が高まり、翌四三年六月に東廓演舞場が浅野川を挟み東廓の対岸に位置する御徒町に建てられた。建設費用は一円以上。その設備は名古屋・大阪でもみられないほどのものだったという。⁽³⁹⁾

『校本金澤市史風俗編』によれば創立を主導したのは新町警察分署長で、宴会で芸妓の舞踊が揃っていないのを見て、その原因が、一斉に練習する機会がないためとわかり改築をすすめたという。改築にあたっては、署長自ら、個人的に京都祇園新地の演舞場を見学したといいう。⁽³⁹⁾

具体的に間取りをみよう（明治四三年六月一八日「北國」）。玄関を入ると左手に昇降段があり、二階の観覧席へ通ずる。席は特別席を中心位に左右に松茶席・煎茶席の三区画からなった。収容可能人員は五〇〇人程度だが、廓としては約一五〇人以上入れないことに取り決めたという。一階は裁縫室・習字室・検徽室・応接室がおかれた。

正面の舞台は九間の長さで、幕吊りが五間、奥行が四間。天井は中央を矢筈とし四方の梁欄間に横短冊の硝子雨戸を入れ、棟木も長押も六寸の梅で六間通しのものを使い、柱は杉の丸太で左右に六尺宛長さ三間の雑間を設け地方（三味線）と鳴物とを向い合せに座らせるようにした。この梅は平澤請負師が後世に名を留めたいからとわざわざ大阪より取り寄せたものだったという。

『校本金澤市史風俗編』によれば創立を主導したのは新町警察分署長で、宴会で芸妓の舞踊が揃っていないのを見て、その原因が、一斉に練習する機会がないためとわかり改築をすすめたという。改築にあたっては、署長自ら、個人的に京都祇園新地の演舞場を見学したといいう。⁽³⁹⁾

『校本金澤市史風俗編』によれば創立を主導したのは新町警察分署長で、宴会で芸妓の舞踊が揃っていないのを見て、その原因が、一斉に練習する機会がないためとわかり改築をすすめたという。改築にあたっては、署長自ら、個人的に京都祇園新地の演舞場を見学したといいう。⁽³⁹⁾

（八）此花踊りの定期公演化

演舞場の完成により、明治四四年より春秋の定期演芸会を実施することとなる。前年四三年一月には試験的に第一回演芸会を開催する。このとき踊り子に対する幟・蒸籠などの寄贈品を一切謝絶した。芝居小屋の興行と一線を引く姿勢を見せたのだろうか。

入場料金は特等八〇銭、一等六〇銭、二等三〇銭。毎日昼夜の二回公演とした。踊り子は丁日と波日に区別し更に月雪花の三組に分け、一組一人ずつで舞つた。演目が変わることに書き割りを神楽堂・宇治橋・那谷寺と変える凝りようだつた（明治四三年一〇月一六・三〇日、一一月一・三日「北國」）。

明治四四年四月の第二回演芸会では午後四時から六時、七時から九時までの二回公演で、番組は五名の踊り手による勢獅子、一四名の踊り手による若菜摘みと続き、後半は羅浮仙の場に雛妓二名がでて踊り、一転して総踊りの此花踊りへと移る流れで、背景画も演目ごとに変化させた（写真2）。

前年の第一回、第二回とも特等席に並んだのは李家知事・上山山林局長・横山男爵・山森市長・横山章といった地元政財界の重鎮たちであつた。建設費用などはこれら各界の有力者が支援したのだろう（四月三日「北國」）。

その後、演芸会は経費の問題から一時中止の話も出たが、「北國一の面目」を保つために大正二年には総踊りの趣向を発展させ、全体で六場面構成とし、場面ごとに左右の花道から八人一組ずつ計一六人が

踊る形態をとつた（写真3）。総踊りの様式を全場面に展開させたため、この年より演芸会 자체を「此花踊」と呼ぶようになった。このころ、東廓は春の此花踊りとともに秋の温習会も行なつていた。後者は家元から学ぶ定番の芸を少人数の組み合わせで披露するこ



写真2 「金澤東廓演芸会 勢獅子」絵葉書 個人蔵
右上に「金澤東廓歌舞練場／此花踊／44・4」のスタンプ印。
左より玉初松子・近安おもちゃ・矢作屋一二三・宮田屋しげ。



写真3 「金澤東廓此花踊（紫宸殿）」絵葉書 個人蔵
大正5年開催時の第3場面「儀式の御庭」。出演者は不明。

とを目的とする顧客向けのお披露目の会であったのに対し、此花踊りはより大衆向けにショーアップさせたものだったといえる。

大正二年以降、此花踊りは、基本的に毎年、歌詞を新作し、節付けや振付けをほどこした。当初は、作詞を水野半翠が、節付けや振付けを杵屋六咲（海老屋咲）と若柳吉濱（越濱はま）が担当した。上演内容を全面的に模様替えした大正二年の際には、事前に節付けなどの参考にするため六咲と吉濱が京都の都踊りを視察しており、その意気込みが相当なものだったとわかる（四月五日「北國」）。大正九年以降になると、作詞担当はそのまま、節付けを伊勢山田市の杵屋とら・杵屋六咲・振

付けを若柳吉蔵が務めるようになる（四月二三日「北國」）。

確認できる歌題は、大正二年が「御代の光」、同三年が大葬の影響で「御代の光」を「四季の名所」に急遽変更、同五年が「御代の光」、同六年が「謡曲四季の花」、同八年が「綾錦」、同二年が「千代の

榮」である。歌詞は「寿を此處にのぶらん御代の春」という具合に五七調からなり、最後は毎回、「東の廊の手弱女が其の鄙振も春景色、

此花踊榮行かむ／＼」で結んだ。

此花踊りが評判を集めたのは総踊りスタイルのほかに舞台美術の効果もあつた。明治四四年春の演芸会では前年に「アイヌ」で白馬賞を受賞した青山熊治の原作のもとで水野朗に制作を委託したが（四月五日「北國」）、洋画風だつたためか、評判はよくなく、大正二年からは京都・都踊りの背景画制作の経験をもつた京都の伊藤多三郎が担当した。

このときの造作費は一〇〇円。背景は春色に染まる尾山神社、螢が舞う野村練兵場の竹藪、雪景色の浅野川、桜咲く兼六園など金沢の名所が切り替わる仕様とした（大正二年四月一三日「北國」）。伊藤が描く背景の美しさも評判をよび、連日満員となつた（四月一九日「北國」）。

その後も場面ごとに背景を替える方式がとられ、京都・滋賀など全国の名所地が描かれた。金沢などの地元の観光地を描いた機会は大正二年以外に同八年があり、このときは金沢神社・尾山神社・鈴見橋・那谷寺・小舞子・兼六公園が選ばれた。（五月四日「北國」）。後年、名勝地に芸妓をたたせた構図の絵葉書などが流行するが、その原型は此花踊りにあつたといえよう。

舞台に出演する総人数は毎回一二〇名ほど。その割合は、大正五年の場合、踊り子五八名、地方三〇名、鳴物二一名で、ほかに点茶役と

して一八名が関わつた（四月二一日「北國」）。

これらの踊り手たちの衣装は数年おきに京都大丸から仕入れた。豪華絢爛な此花踊りの世界は、世間の関心も高く、すでに大正二年には「尾山名物」「金沢名物」「京都都踊の妹分」、京都都踊り以上などと評判が立つてゐたという（四月五・一三日「北國」）。

観客の顔ぶれをみると、地元民にかぎらず、当地の「在留外人」や県外客もいた。大阪の商人などは「蘆邊や浪花節よりか却つて優美だ」と褒めたたえたという（四月二二日「北國」）。大正三年になると、西や北の芸妓も芸道修練のために見物に訪れるようになる（四月三〇日「北國」）。此花踊りは金沢全体の芸能水準を引き上げる効果をもつたのである。

ちなみに此花踊りの上演期間は、たとえば、大正五年には四月二三日から五月七日まであつたよう約一週間に及んだ。長期の出演が続くことから、終幕となると骨休みとなつた。同年の記事によれば、いつもは山遊びをするのだが、芸妓が疲れ、翌日の稼業に影響が出るということで、同年は自動車で福助座へ移動し、ほぼ貸し切り状態で飲食しながら芝居見物したという（五月一一日「北陸」）。

此花踊りの出来不出来を握るのは最終的に舞台にたつ芸妓本人の力量である。どうせん、多くの芸妓の間には技量の優劣がある。技量が劣る芸妓たちがその差を埋めるために行なつたのは、各組のなかに所作や間の模範となる「心」を見つけることだつたという。

つまり、此花踊りが成功できたのは、咲をはじめ多くの師匠の長年

の指導により、「心」となるすぐれた芸妓が複数輩出され、その芸妓を組ごとに配置できた理由もあつたのである。大正三年の場合、一の組では浅野屋音重、二の組は宮田屋重と大初辰子、三の組は三池屋一二三と座本小豆が「心」となつてゐたという（四月二四日「北國」）。これらの芸妓の中でもとりわけ優秀だったのが浅野屋音重・矢作屋一二三である。いかにその芸が観客を魅了したか。たとえば、明治四年の温習会での二人の出演時の様子がこうみえる。

「綾帳を上ぐるや待つて居ましたの掛聲は拍手と相和して耳を聾せんとす。海老屋師匠鼓を打てば兩妓從容に舞ひ出でぬ、緩急序に應じて足の運びも整然たり。音重は踊を以て勝り、一二三は面を以て誇る。是ぞ双壁と稱すべき也。殊に衣装に意を用ゐたる見るからに心地よし」（五月一九日「北國」）

既述のとおり、音重は若柳流の指導を東廓の歴史上、始めて受け、のちに一二三とともに名取を許され名妓だつた（六月一六日「北陸」）。大正七年には二人の名が全国に知れ渡る機会が訪れる。師匠若柳吉蔵の襲名披露会のため、東京へ大阪・京都・神戸など各地方から指導を受けた芸妓の代表が集まり、舞踊を披露することとなつたのである。金沢から選ばれたのがふたりだつた。

当初恥をかくのはまつぶらと断つたが、吉蔵からは両妓ほど踊れる芸妓は東京でもわざかしかいないと諭されたことで出演を決意する。師匠・咲は平素の腕前を披露してくれることを願い、また多くの女将や芸妓連は二人の踊りを見届けるためにそろつて上京した（一〇月一

二日「北國」）。当日の舞台はどうだつたのか。

「満場の觀客は最初何に田舎の藝妓がと高を括つて居たらしかつたが兩妓の水際立つた踊り方に拍手は急霰の如くに起り三池屋と呼び浅野屋と云ひ満場酔へるが如く中には日本一などと喚くもあり。新柳二橋の錚々たる藝妓は自動車に乗りて態々角兵衛を見り來り。一幕だけ立見して返つた者が多く人氣の花は場内に咲き滿ちて金澤藝妓の沽券を高めしめた。兩妓の踊が終ると三百人以上の觀客が席を起つた程の出来榮で附添の一同は思はず嬉し涙に咽んだ」（一〇月二七日「北國」）

金沢芸妓の水準を天下に知らしめる見事な踊りだつたわけである。東京公演の評判が伝わつたのだろう。大正九年には咲の引率のもと東廊芸妓は大阪三越呉服店内演舞場で松島と四季の寿を踊つてゐる（一月一六日「北國」）。

このような東廊の活発な動きは、後述の西廊の状況からもうかがえるように、他の廊にも大きな刺激を与えて、温習会や舞踊大会などがつぎつぎと催されるようになつた。とりわけ東廊に近いことから競争心をもつたのが主計町だつたのだろう。大正七年三月には一七八二円もの大金を投じ温習場を建築した（三月二七日「北國」）。

（九）祇園囃子から素囃子へ

大正期における芸能向上を物語るもうひとつの技能として注目したいのは素囃子である。高久はその特質について唄と三味線と鳴り物で構成された演奏形態で、芸能名は金沢の茶屋街独特とする⁽⁴⁰⁾。

従来、そのルーツをうかがえる古い資料として大正九年の記事が紹介されていたが⁽⁴⁾、管見のかぎり、初見資料は大正二年までさかのぼる。同年、東廓・主計町・愛宕新地の三廓が合同で手踊りのお浚い会を催すこととなつた。

このとき愛宕新地が芸を披露するのは初めてだつた。そこで、富山の石動遊廓で芸妓をしていた地役者・嵐冠十郎の娘に教えを乞うため、落籍させ、専属の師匠として迎えている（大正二年一月二二三日「北國」）。明治後期における芸能向上の機運は芸娼妓の区分を越えたひろがりを見せたとわかる。

合同お浚い会は百福会と命名された。その開催が確認されるのは大正四年頃までである。大正二年の際は、二月一、二日の二日間にわたり尾山座で開催された。上演内容は、東・主計町・愛宕新地の手踊り、義太夫とつづき、最後から一番目に「素囃子の部」が組まれた。

番組名は「楠木」。担当は大鼓が山春小春、太鼓が野村や栄、小鼓が栄諸小梅・玉初常盤、唄が北中小梅・越濱八百、三味線が玉初松子・座本小まめ（一月三一日「北國」）。いずれも東廓が誇る「一流」芸妓だつた（一〇月一九日「北國」）。

このメンバーはその後も、同年五月に尾山座で行なわれた演芸会で「素囃子浦島」を演奏する（五月二八日「北國」）。大正三年一〇月の東廓温習会でも一部別の顔ぶれにかえて、太鼓一人、大鼓一人、小鼓二人、笛一人、三味線五人で「土蜘蛛」を演奏した（一〇月二十四日「北國」）。

素囃子が人気を集めた背景には聴衆の鑑賞能力の向上もあつた。大正三年二月の百福会で東廓の名手たちが「新石橋」を演じた際には「今一層臺を奥深くしたら鳴物の音が今一段榮えた」と新聞に玄人なみの批評がなされている（二月一七日「北國」）。

このころ素囃子の指導は宇治山田市の師匠杵屋六松が毎年一回か二回出張し行なつた。大正五年五月に富山の遊廓で六松が客死したときは海老屋咲をはじめ九名の芸妓が葬儀に参列しており、強い師弟関係で結ばれていたとわかる（五月一三日「北國」）。

素囃子演奏は東廓が先駆けとなつたわけだが、翌三年には評判を受けてほかの廓でも行なわれるようになる。大正三年六月の西廓温習会では「楠公」を当時同廓の名手とされた橋屋小菊・小川屋雛助（三味線）、小川屋久子（太鼓）、新開樓操（大鼓）、吉駒澄江（小鼓）が演奏した（六月一六日「北國」）。

大正四年一月二〇日付記事「廓と素囃子」には「東廓では逸早く素囃子組が設けられたので、金澤の花柳界には鳴り物が流行」したことから、対抗して西廓・主計町・北廓でも師匠を呼んで稽古に励んでいる（北國）、大正四年が素囃子の定着時期とわかる。

各廓での素囃子の普及ぶりを物語るのが長唄子供会の活動である。同会は西廓の見習い芸妓ならなる稽古の会で、大正一五年一〇月には西町公会堂で八番組の素囃子を披露している（一〇月二十四日「北國」）。

素囃子という金沢独特の花柳の芸能が生まれた背景としては、明治

三〇年代以降における技量の急激な向上があるが、その形態の系譜として、鳴物・三味線だけを独立させて披露する機会が明治一〇年代から急増したことを見過できない。

別に詳しく報告したように、祭礼や都市の祝賀イベントで廓の芸妓が集団で祇園囃子（祭礼囃子）を奏でながら練り歩くようになつたのである⁽⁴²⁾。その楽器構成は先頭の屋台に大鼓・太鼓などが入り、後ろを三味線の一団が歩きながら続くという形態をもつた。この構成を考えると、素囃子とは祇園囃子を舞台用に展開したものと想定できよう。

五 西廓の近代芸能史

（一）中村芝加藏から泉柳へ

つぎに西廓の芸能史をみてみよう。明治前期の状況については「今昔話」に以下のようにみえる。「昔は廓に専門の師匠は居ず、鼻安と云つて歌舞伎俳優に踊りなどは習つたもので三味は其の折清水屋と云ふのが教へ、夫れから今の泉屋の師匠に移つて居る」（大正一一年六月二四日「北陸」）

当初の踊りの師匠だった鼻安とは地役者の中村芝加藏をさす。その師匠は東廓の舞踊師匠の元祖といえる中村芝加十郎である。匿名（嵐璃之助か）の地役者の回顧録「豪奢な歌舞伎の跡」には、芝加藏について「随分名の賣れた役者」で「ボツテリとした肉付きの能い丸顔の

役處は實悪の利いた方」だつたとあり、また「殊に踊と來たら遠が御當地が能の本場だけあつて萬事本行掛りに夫れは却々達者なもの」だつたとみえる（大正五年九月一二日「北陸」）。

鼻安のあだ名がつけられたのは鼻が欠けていたことにちなむ。舞台では木製の鼻を羽二重で張り白粉で化粧するので立派に見え、また普段と違い張りのある声にかわつたという（大正五年九月一二日「北陸」）。ちなみに既述した犀川河原の舞踊指導にあたつた地役者の中村雀芝とは芝加藏の息子である。

芝加藏のあとをひきついだのが泉柳である（写真4）。その動向を確認できるのは明治二七年。後述の温習会開催にかかる記事に「當地にて遊藝の隨一にして其藝風が雅純にして高品に他の師匠等の如く自個流、ゴマカシ流、八百屋流など手に難りものなきは皆人の知る所なり、去れば三百餘の弟子を有するも偶然にあらず」（五月三〇日「北國」とみえるあたりからである。当時、もつとも多くの弟子を抱える舞踊師匠であつたとわかる。

明治三〇年代に入ると、同三年『技芸家訪問録』（五月二八・三〇日「北國」）、同六年『北國人物志初篇』（北光社）、大正一四年二月一日「一人一藝」（三月一六日「北陸毎日」）など、さまざまの媒体がその経歴を伝えるようになる。これらの記録をもとに略歴をまとめよう。

「嘉永四年（一八五一）一二月生まれ。生家の姓は太田、住所は十間町。父は番代を勤めた。出生から六か月後に堀川の若狭屋へ養女に出され、さらに六歳のときに三味線の稽古屋をしていた新川除町（下

川除町／犀川河原の誤りか）の泉屋キサの養女となり、泉を名乗るようになる。母から糸竹全般を学び、その後小竹屋コトから三味線、石坂の吉野屋咲から舞を学ぶ。舞踊の披露を始めたのは七、八歳のころで、金谷御殿御広式に數十度呼ばれ、御簾の前で舞踊をした。

明治三、四年頃に養母と西廊へ移り、芸妓となり茶屋をひらく。そのころは廊内の客に呼ばれることはまれで、おもに大名貴人の座敷に招かれた。その後すぐに芸妓をやめ三味線・舞の稽古屋を始め、明治五年に中村家に嫁ぐ。

明治一二年頃に金沢中の遊芸の取締が置かれたとき、乱舞は諸橋権之助、講談は桂仙太郎、常磐津三味線は長瀬ユキ、踊りは泉柳が務め



写真4 泉柳 明治43年『金澤景物大觀』 北陸出版協会

た。師匠となつてからは、招魂祭・慶賀祭など目出たいことがあると、三廊のために手踊りの世話をしたりした。自身の芸を磨くために京阪地方や名古屋から芸人がくると、たとえ子供であろうと、腕前がすぐれていれば、舞や三味線の教えを乞うた。弟子は芸妓にとどまらず町の娘や令嬢にまで及び、その数は、明治三二年には一〇〇人ほど、同四五年にはのべ三〇〇〇人を数えた。同四五年には弟子たちが感謝の念から生前のうちに野田山に記念碑を建立した（写真5）

泉柳が金沢随一の師匠としての尊敬を集めていたことを物語るのが、明治二七年に泉柳の「一生一代」と銘打たれた温習会開催である。このとき配布された番付から、会は三〇番組からなり、のべ七八



写真5 覚尊院前に立つ泉柳記念碑
「明治四十五年四月健」台には約二五〇名の弟子らの名が印刻される。ほとんどが芸妓名である。

人が舞つたとわかる（石川県立歴史博物館蔵）。なお、番付は計三〇

〇〇枚を印刷し支援者などへ配つたという（五月三〇日「北國」）。

この実施にあたり京阪地方に高弟の吳座屋条と澤野政とともに、遊芸視察に行き、とくに名古屋の西川鯉三郎（当時七二歳）に深く教えを乞うた。鯉三郎は女が他国から来たのだからと教えてくれたが、稽古は三〇日間、朝から晩までつづき、名古屋城の金の鰐鉢を見る機会さえなかつたという（明治三三年五月二八日「北國」）。このとき泉柳と共に連獅子を学んだのが鯉三郎の亡き後、流派を支えた西川石松だつた（大正一四年三月一六日「北陸毎日」）。

既述のとおり、菊川猪三郎もほぼ同時期に大温習会を催しており、菊川と泉を看板にして東西の廓がしのぎを削つていたことを読み取れよう。温習会は、収益にこだわつた猪三郎と異なり、多くの婦人子供に見せるために入場料を下足代三錢のみにしたこともあり、泉の方が人気をみたのだろう。新聞は盛況ぶりをこう伝える。「福助座の前は幟林の如くに樹ち蒸籠薦被り山の如くに嵩み隅から隅まで幕と目録にて大掩はれたり。左れば見物は終始充滿しあわれ蟻の這ふ隙間さへなかりき」（五月三〇日「北國」）。

このときは高岡や小松で遊芸師匠を務める泉の弟子たちも多く訪れたが、一切顔を見せなかつたのが東廓連中で、新聞は「やせ我慢・負ぎらい」によるものと伝える。また双方の温習会の違いについて芸の巧拙はともかくとして「井筒屋連では鬢を一人もかぶらず泉柳連は皆鬢を用ゐてゐます」と批評している（明治二七年五月二九日「北

國」）。

（二）西川流の導入

西廓で芸向上の氣運の高まりが認められるのは東廓と同じく明治二〇年代末である。同二八年未に西新地のベテラン芸妓三〇名余が北間樓で寄り合いを開いた。目的は以下のとおり鉄道敷設後の集客を見込んだ対策にあつた。会議の内容をかいつまんで紹介しよう。

「來年は鐵道も出來あがるが、其様なると京、大阪は更なり遠く東京邊からも」いろんな客がやつてくる。その客相手となると「今迄ど

をり七月のお槍で暮しては居られない。何でもいまの中に精限り根限り腕を研ぎ如何云ふ場合にも決して引を取らない様にせねばならぬが、夫れにしても藝妓は藝で持つ譯だから、一室處で雨ダレボツンの爪弾き的客を捕へてジャレ付くなどは先づ二段にして藝と云ふ藝は何でも彼でも裏も表も一切心得て居て如何な六かしい注文が出ようとままハア來た御出なさいと遣つける程でなければ到底甘い汁は吸へない」。そこで今後は目の肥えた県外客を満足させるために芸を磨き、またいかなる注文に応えられるように、お互い知る知らないことがないように協力しあおうということとなつた（一二月一四日「北國」）。

目の肥えた県外客を満足させるために芸の向上を目指そうと決意したのである。同時期、東廓でも同様の動きがあつたが、東廓のように娼妓との序列・区分化をはかる発言は確認できないことは注目できる。

明治三〇年以降の動きも東廓とは異なる。既述のとおり、東廓は家元の指導を仰ぎ、その後、演舞場を建設し、此花踊りの興行化を展開させた。かたや西廊の場合、最初に着手したのが芸妓舞踊の興行化だつた。つまり、稽古の積み重ねを重視した東とは異なり、西は商業主義に走る傾向にあつたといえる。

明治三二年、西廊は祇園の都踊り、千斗町の鴨川踊りに模した手踊りを作成し、同年四月末開催の旧藩祖三〇〇年祭での披露をさきがけに、年一回、定期的に新劇場で演ずる計画を立てている（一月一日「北國」）。

新劇場とは、西廊の呉座屋楼主と香林坊高の祐泉の発起で、両人の共同所有地の福助座横空地に建設を計画したものである（前掲同）。このような動きをみせたのは明治二〇年代以降、福助座が立つ香林坊が繁華街として急速に発展していった事情であろう。

しかし、その後、総踊りの興行化は実現せず、また家元に指導を仰ぐのは東廊の若柳流導入後から一〇年近く経つてからだつた。導入の経緯については大正一一年の「今昔話」にこうみえる。

東廊「に對抗する爲めか、今から十六年前に松加代や小川屋の楼主等が肝煎で名古屋の西川を招聘して西の廊も進歩した舞踊の振付けをするやうになつて、延いては鳴物も相当な師匠を時に應じて特別に稽古を勵むやうになり、爾來廊内の遊藝は著しく緊張し始めた。藝道の獎勵が樓主や女将連の頭に上つたのは全く茲十四五年の間である」（六月二十四日「北陸」）

東廊の芸向上に對抗するために、松加代樓・小川屋が中心となつて導入をすすめ、明治三九年頃から本格的に学ぶようになり、また明治四〇年頃から芸道を厳しく言うようになったとわかる。

明治三〇年代に計画どおり芸妓舞踊の興行化も、また東のような家元導入もすすめることもできなかつたのはなぜか。後者については師匠の泉柳に配慮した可能性があるが、直接には、別に報告するようには、西廊は明治三年の北廊移転にからみ廊内が分裂し、以後、しばらく樓主間の協調体制をとることができなかつた影響があらう⁽⁴³⁾。

各流派のなかであえて西川流の導入をはかつたのは前記のとおり、泉柳と西川石松が古くから懇意な関係にあつたからであろう。具体的に西川に教えを受けている様子が確認できるのは以下のとおり明治四年五月二〇日「北國」である。

「西廊藝妓連が踊の師匠を招きて諸種の演藝を磨き何時も其の後へに尾き居たる東北兩廊連を見返さんものと有名なる踊の師匠名古屋の西川石松を招き過日來同廊事務所にて懸命に勵み居たる」（明治四二年五月二〇日「北國」）

既述のとおり、明治四四年には東廊が春の演芸会を開始し、以降、その評判を高めていく。西廊も強い競合意識をもつたのだろう。同年四月一日より福助座で西川石松の振付けでの舞踊会を催している。披露のために一ヵ月以上も「寝食を忘れて鍛錬せる」とみえ（四月一日「北國」）、また、その一日後の記事に「石松師匠の仕込み程ありてダレ初めし西廊藝妓の手振りが見違へる許りの上達」（四月三日「北

國」とあり、稽古に芸妓がのめりこむ様子をうかがえる。

また大正三年六月には「片相手の東廓に此花踊のある以上對抗的の舞踊會がなくては金城妓界の技藝獎勵に缺くる」と、やはり此花踊りへの対抗心から、廓の事務所の楼上を会場にして温習会を催した（六月一六日「北國」）。

西川流家元に直接指導を仰ぐのは明治四二年の段階では毎月一〇日という約束だったが（五月二〇日「北國」）、実際には「年に一度か二度」という程度であつたため（大正一一年六月二四日「北陸」）、結局、泉柳、橋屋、呉座屋衆など、従来からの地元師匠たちが稽古を受けたという（前掲同）。

とくに熱心に指導にあつたのが泉柳である。明治四二年頃からは西廊の専属となり毎日事務所に詰めて指導にあつた（前掲同）。その指導は晩年まで続いた。七五歳頃の様子が大正一四年の「一人一藝」にこうみえる。

「毎日幼きは五ツ六ツのターボーから十五六歳までの小娘が七八十人も入り替はり差し替はり稽古場に詰め掛け來るのを幾組にも分ち老師匠の手に懇ろに教養されてゐる」（三月一六日「北陸毎日」）。大正末には一人前の芸妓の指導はなくなるが、見習い芸妓の稽古は泉柳の担当となつていていたとわかる。

では、なぜ西廊は此花踊りのような集団舞踊の導入をはからなかつたのだろうか。理由はまず地元の指導者の性格がまずある。泉柳は東廓の咲とは約二五歳もの年の差がある。芸能の著しい向上をみせた

大正期にはすでに六〇代にあり、体力的にも咲のような監督的立場にたつには限界があつたのではなかろうか。

そしてもうひとつは練習環境である。西廊は東廊や主計町が設置したような演舞場を所有することはなかつた。その背景については「今昔話」は大正二年に北國劇場が白菊町に建てられた際に廊として株を所有した影響があつたという（六月二五日「北國」）。つまり、近くの劇場経営に資金が流れ歌舞練習場を建設する余裕がなかつたというところである。

（三）西廊の子供芝居

西廊は明治四〇年頃より、東廊と同様に家元の舞踊の導入をはかり、また大正以降離子方の技術向上もすすめていったわけだが、ほかの廊と異なる特質として芝居を花柳の芸として重視し続けた点をあげられる。

そもそも芝居は前章でも検証したように芸妓が習得すべき芸のひとつであった。ただし、その披露の機会は基本的に明治を下るにつれ徐々に減少していった。たとえば、犀川河原の場合、明治二〇年八月に仮小屋で芝居興行したのが（八月一八日「中越」）、また東廊の場合、既述のとおり、芝居の単独興行は明治二六年四月の番付（石川県立歴史博物館蔵・石川県立図書館蔵）で確認できるのが最後であろう。明治四二年の東廊温習会では芝居を番組の一部に組んでいるが、地役者として活躍した菊川猪三郎への敬慕からだと判断できる。

主計町の場合、明治三九年一月に日露戦争の傷病兵の慰問のため、衛戍病院娯楽室で同廊の楼主・芸妓一同が手踊・芝居を催したのが最後であろう（三月一日「北國」）。大正以降では、金石の廊で大正九年に芸妓が地元の役者嵐和歌三郎の追善のために総出で芝居興行を行なつた例がみられるが（三月二十四日「北陸」）、基本的に明治三〇年代以降、東廊や主計町は脱「歌舞伎」化をはかつたといえる。

金沢以外の廊はどうか。全般的に興行熱がみられるのは明治二〇年代末から同三〇年初めにかけてである。たとえば、明治二七年には松任町松北座で六月一四日より三日間で手踊り温習会と芸妓芝居「鎌倉山三代記」などを（六月一八日「北國」）、また同三〇年には同座で四月三日より三日間芸妓芝居を催している（三月二九日「北陸」）。同二九年には小松町本折遊廓で六月五日の招魂祭に「式三番叟引抜、妹背女庭訓三・四段」を演じている（六月三日「北國」）。

能登に目をやると、明治二九年に羽咋芸妓連が一月に二日間にわたり羽咋町芝居小屋で芝居を行なつたところあまりに評判を呼んだことから、一二月には来春早々の興行計画が練られたという（一二月一八日「北國」）。同二年には七尾・常盤新地の田鶴楼が七尾鉄道開通にあわせ抱え妓一同の芝居を催した（四月八日「北國」）。

大正に入ると、加賀北部や能登地方での興行は衰微するが、逆に盛況をみたのが加賀南部である。大正四年には小松町本折町の有志主催で、本折日吉神社境内で小松遊廓芸妓の築山芝居を催している。このときは六月四日から三日間、昼夜二回の公演で、「晝夜共身動きもな

らざる見物人」にて雜踏を極めたという（六月五日「北國」）。

また大正六年には、葭島神社横の空地で小松町上泥町有志の主催で「踊子」による築山芝居が催された。「踊子」の詳細は不明だが芸妓であろう。振付けは金沢の地役者の中村梅芝、三味線は元の町芸者が務めた（六月五、二四日「北國」）。

大正九年には山代温泉春日座で温泉芸妓が芝居を演じ、満員札止めの盛況を呈した（六月五日「北國」）。同一〇年には栗津温泉の温泉開創一二〇〇年祭で余興の目玉として同地の芸妓約三〇名が築山芝居を演じた（一〇月一五・二四日「北國」）。

大正後半から昭和初期にかけては大聖寺町・山下神社の八朔祭で同地芸妓が境内能舞台で「にわか芝居」を上演した（大正一三年八月二九日「北陸毎日」昭和三年八月一八日「北國」昭和五年九月三日「北國」）。約三四人の芸妓が出演した昭和四年の際には「郡内中随一の呼び物」と称されるほど人気を集めている（八月二八日「北國」）。

加賀南部において大正期以降に芸妓の芝居興行熱が高まつた要因としては、築山・曳山などの祭礼芸屋台文化が土壤にありそれが人気をもつたことや、また金沢の地役者が都市部での需要衰退から地方での指導を収入源として重視するようになつたことを想定できる。

では肝心の西廊はどうだろうか。芸妓の芝居については他の廊と推移の大差はないが、明治後期より「子供芝居」「ターボ連の芝居」などと呼ばれた見習い芸妓の興行に力を注いでいった点を注目できる。なぜ子供芝居に力を入れたのか。その前提として第一に子供芝居自

体の人気の高まりがあらう。金沢における子供芝居の歴史をみると、ひとまず近世後期にさかのぼる。文化六年（一八〇九）の都市祝祭「盆正月」で子供芝居を築山・曳山で競つて演じた様子を確認できる。⁽⁴⁴⁾

明治以降の目立つた動きとしては明治二四年三月に、まだ小屋掛け時代の香林坊福助座で小松の中村菊四郎・嵐徳三郎などが「奥州安達ヶ原」ほか計四芝居を演じたのが早い例である（二月二〇日「北陸新報」）。役者は小松の御旅祭りに出演していた地元の男児であろう。子供芝居が本格的な流行を迎えるのは明治三四年頃である。同年二月の新聞に「近頃子供芝居が盛んに行はれる様になつた」とあるように、東京や大阪でまず子供歌舞伎の人気に火が付いた。この人気を受け、金沢の稻荷座で大阪の尾上楽之助・実川実太郎一座などの興行を行なつたところ、「近来稀ナル大入」だつた（二月七日、三月一日「北國」）。新聞には「我金澤の地もまだ子供役者の産出はせない」と、金沢での子供芝居の今後を期待する意見がみえる。興行志向の強い西廊の楼主がこの動きに目をつけた可能性を推定できる。

なお、金沢での子供芝居で評判を呼んだのは明治四一年九月の福助座での興行である。出演した子供は看板役者の嵐冠十郎の息子冠一郎などいずれも役者の息子たちで、義太夫はその親たちが務めたことから大入り満員となつた（九月一〇日「北陸」）。

西廊が子供芝居に力を入れた第二の背景として小松の御旅祭りでの需要があつたことを指摘できる。さきに明治二四年に小松の男児が金

沢で芝居を演じたことから、そのころはまだ金沢の芸妓見習いが小松に出向くことはあまりなかつたと想像できる。

盛んに派遣されるようになるのは鉄道が敷設される明治三一年四月以来だろう。たとえば明治三一年の御旅祭りの芝居批評には「曳山のある町の若連中殿、何卒是から以前の通り、其町なれば其町より踊り子を出す様にして貴ひたし、近年の如く出来、不出来を争ふ爲に、遊廓及他所より借來るは面白き事でなし、然すればよしやよく出來ても、其町の誉れとはならざる」（五月一九日「北國」）と、廓に頼らず町の子供らを出すようにと批評されている。

地役者から日常的に稽古をつけてもらえる環境にいた金沢の見習い芸妓の演技はとうぜん評判を呼んだ。明治四〇年の祭りの評判記には金沢の地役者嵐璃之助の振付けにより全体的に上々の出来という評価が見え、役者のなかでも、西廊吉駒の一歳の子について「神に入れり」と、また東廊金君の子について「子供とは思われぬ落ちついた仕草をみせたと絶賛している（五月一七日「北國」）。さらに明治四三年の記事は西廊の新春の玉について「太夫元が付いて全国を興行しても金がとれる」とその腕前を称えている（五月一七日「北國」）。

大正になると東廊の関与は薄れるものの、ほかの廊からの出演は続いた。たとえば、大正七年には八日市町が西北両廊の赤襟六人を招いた（五月五日「北國」）。同一年には主計町・西廊から（五月一日「北國」）、同一年には主計町・西北両廊・山代・小松から（五月六日「北國」）、同一年には金沢の四廊すべてから役者をそろえた（五

月五日「北國」)。

なかでも出演が定番化していたのが西廊だった。昭和三年の記事には「毎年小松の曳山等に出演して好評を博してゐる西廊の小妓歌舞伎は侮るべからぬ腕を持つてゐる」(三月二三日「北國」)という批評がみえる。ただし、このような廊への依存体制は昭和に入ると少しづつ見直されるようになつたのか、同七年には名古屋の子供芝居を招いている(五月八日「北國」)。

子供芝居重視の第三の背景として注目したいのは貸座敷・呉座屋の影響である。明治後半頃が権勢をほこつた時期だが、多い時は、三〇人の芸妓・半玉を抱えたという(昭和一四年三月八日「北陸毎日」)。

つとに紹介しようにその楼主は総踊りの興行化をいち早く計画しており、子供芝居にも西廊発展を見込んだ可能性が想定できるが、なによりも楼主の娘・絆夫婦の功績が大きい。

絆は明治九年生まれ。四五歳の頃に柳より指導を受け、すでに見習い時代に人気を集めたが、上方から下つた歌舞伎役者嵐櫻猿を聾に迎えたため、一八歳という若さで引退する(昭和一四年三月八日「北陸毎日」)。

毎日)。

引退後は夫婦そろつて熱心に指導にあつた。若干二〇歳にして弟子も多く抱えたのだろう。明治二九年には絆主催で、亡くなつた芸妓三人の追福のための立ち方の七八〇人、地方五五人からなる大規模な踊り興行を三日間にわたり福助座で催している。

このとき「幾十の見物ドツとばかりに動搖めきたり」と感動を与え

たのは澤野てい・越嘉ときの連獅子である。もともと泉柳が西川鯉三郎から伝授された芸であろうか(明治二九年六月二六日「北國」)。また明治三一年の招魂祭での西廊の踊りを櫻猿が指導しており(一〇月二六日「北國」)、西廊の芸能向上に夫婦そろつて影響をもたらしたとわかる。

世代的には絆は東廊の咲と同じであり、いずれも両廊を将来担う看板的存在だったといえるが、その後の生き様は対照的である。つまり、咲は、家元流の舞踊を広め、此花踊りを東廊の目玉芸能とする、いわば脱「歌舞伎」化を中心となつてすすめたのに對し、絆は逆に歌舞伎継承を重視した。

絆がそのような選択をしたのは夫の影響によろう。絆の夫・櫻猿は香林坊の福助座の座付き役者として、明治二、四〇年代の金沢の芝居の全盛期をささえた存在であった。櫻猿は芸妓に歌舞伎舞踊の指導も行なつていて。そのときは絆の三味線を伴奏にしたというから(昭和一四年三月八日「北陸毎日」)、夫婦そろつての指導が日常化していたのだろう。

櫻猿が子供たちに芝居の稽古をつけている様子は、明治四三年の記事に、福助座での「赤襟の芝居」公演のため、嵐冠十郎・櫻猿の両優が振付けしたとあり(二月一四日「北國」)、また同四年の記事には新年余興「ターボ連の芝居」のために同廊事務棟上で熱心に振付けしているとあり、(一二月一九日「北國」)、さらに大正五年の記事に正月の上演に向け一〇人の赤襟に稽古をつけたとみえる(一二月一二日

「北陸」。

熱心に芸妓や見習芸妓の指導にあたる橘猿に廊はとうぜん信頼をおいた。それを物語るのが支援興行であろう。大正二年六月には福助座興行主の梅若との関係が悪化し「困った立場」にたつたことから、各女将が橘猿のために芸妓・赤襟たち約二七名での芝居を仕組み、福助座での興行を行なつた。このとき振付けは橘猿・冠十郎が務めたといふ（六月十九日「北國」）。

では子供芝居はどのような場で上演されていたのだろう。当初、その機会は正月が中心で、顧客を相手に座敷で演じた。正月が機会となつたのは、別途検討する予定だが、もともと廊最大の行事である新年会で余興として芸妓や赤襟が芝居を演じていた背景があろう。

管見のかぎり正月の子供芝居が新聞で報じられるのは明治三八年の記事に「例年の通り子供の正月芝居三組を出す由」と見えるのが早い（二月一六日「北國」）。翌三九年一月の記事に「昨年中より夜日に繼ぎての稽古甲斐現はれ只驚きに入る計りなり」（一月一〇日「政教」と激しい稽古を重ねたとわかる。

明治四〇年二月六日付記事には子供芝居は昨年に比して不印」だつたが、「十五日迄に一人平均三百の花を賣つたとのこと。昨年は五百から賣つた」とみえ、正月芝居は重要な収入源となつていたとわかる。

なお、大正六年の記事には「東廊では彼の廊内ターボ連の餘興芝居が今は廃つて跡形もなくなつたものの西廊や北廊では昔からの此の風

習は今も續いて」いるとあり（一月六日「北陸」）、西廊ほどではないが、大正前半まで東廊でも子供芝居が行なわれていたとわかる。

大正半ばになるとしだいに正月に芝居を悠長に楽しむような風雅な客がいなくなつたのだろう。西廊の活動も大正一四年を最後に関連記事を確認できなくなる（一二月一六日「北陸毎日」）。ただし、子供芝居がなくなつたわけではない。もともと興行機会は正月にとどまらなかつた。

明治三九年二月には日露戦争の傷病兵の慰問のため、衛戍病院娯楽室で開催している（二月二十五日「北國」）。大正に入ると夏の興行に力を入れるようになる。大正四年八月には、「十五を頭に六ツ七ツの子供連」が香林坊福助座で芝居を演じた。新聞には「稽古が僅か四五日と聞いたに似せぬ出来榮」と批評がみえる（八月二九日「北國」）。

翌五年八月には野町闕野神社の移転新築慶賀祭に（八月一日「北國」）、また大正一〇年の八月には犀川口の賑わい創出のため神明社境内で催された余興大会に出演している（八月一〇日「北國」）。

大正一〇年頃、指導を続けてきた橘猿が死去する。あとを引き継いだのは条だった。大正一四年一二月の記事には「墓塚やの未亡人」が九つ以下の子供たちにどんどん大師、忠臣蔵二段目を「振り付け中」とある（一二月一六日「北陸毎日」）。

昭和に入ると劇場公演が恒例化し、昭和四年には下新町の福助座で七月一日から三日間で興行を行ない、その後小松を巡業した。福助座での公演については記事に「廊内の肩入連や最員で毎日一杯の大入を

占め、まき錢や聲援で賑やか」だったとみえる（七月四日「北國」）。

このとき振付けは地役者の嵐冠舎改め冠十郎が行なつた。また香林坊帝国座では同年四月三月に犀川素人連と各廓子供連合試演会が催され（三月六日「北國」）、翌五年三月には三月二十四日から三日間にわたり一五人が出演した（三月二三日「北國」）。

なお、このころには西廓の影響からか、他の廓の劇場公演がふたたび活況をみせている。昭和三年には主計町の芸妓芝居が「二十年振」に尾山俱楽部で催された。観覧料は七〇・五〇・三〇銭の三等級からなつた（三月一七日「北國」）。また同五年には愛宕遊廓の子供たちも六月一〇日から三日間、入場料三〇銭で、福助座で歌舞伎を演じている。「子供連中は度々上演し俳優も及ばざる程の藝風を見せ上演度毎に非常の人氣を集め、この度は全く子供ばかりで面白くその上それぞれ最員があ」と伝える（六月一〇日「北國」）。

余の芝居稽古は太平洋戦争直前まで続けられた。公演の最後は昭和一四年に香林坊の帝国座で行つた余の引退披露興行である。西北両廓芸妓と子供連らが一座を組み、忠臣蔵七段目・毛谷村六助・白浪五人男などを演じた（三月八日「北陸毎日」）。

六 変質する芸妓番付と廓経営

（一）警鐘としての芸妓コンクール

東西両廓の芸の歴史をみてきた。明治後半より一流の芸能者として

活躍する芸妓の姿はさまざまな影響を周辺にもたらす。ひとつは芸妓の人気をしめす番付である。

金沢の芸妓番付は管見のかぎり慶応三年（一八六七）の絵双六式の「東新地芸子玉尽」（石川県立歴史博物館他蔵）や明治二十五年の「東新地芸娼勉強クラヘ身立鏡」（個人蔵）がある。また、明治二十五年『三遊廓』には人気芸妓を仮名手本忠臣蔵の役者に当てた芝居番付が掲載されている⁴⁵⁾。

これらの番付での芸妓選択の基準は不明だが、明治二〇年代終わりになると、選択の指標が具体的にしめされるようになる。たとえば、明治二八年一二月の新聞に「大聖寺遊廓十秀」なる番付が顧客から投稿された。その選択項目は能弁・愛嬌・肥満・冷淡・公平・美貌・多芸・老練・多情・活発の十項目で、それだから一人を選出している（二月二日「北國」）。

また明治三一年の新聞では、「七尾遊廓」の「十秀」が、美貌・秀才・親切・多芸・貯蓄・好闇・実直・義侠・座持・世辞の項目ごとに選ばれている（六月二三日「北國」）。当時、「人格」的な側面、つまり座持ちの技術を主に批評していることがわかる。

芸妓たちはこのような番付に大いに関心をしめした。明治二九年八月には金石の「モノ好き連中」が「金石藝者總見立」を刊行した際、番付をみて、美形とされていた芸妓本人は関脇の端に、ライバルとされた芸妓が大関に位置づけられたことに落胆したとみえる（八月一八日「北國」）。

明治三〇年代に入ると、番付スタイルにかわり芸妓コンクールで人気評価されるようになる。その先駆けは明治三二年の北國新聞社の企画であろう。紙面を通し、「十目の見るところ十手の指すところ、此美人こそは正真正當の名妓」たる「北國名妓」の投票をよびかけた（一〇月七日「北國」）。それは実質、金沢の芸妓／美人全体を対象にした初の人気コンクールであった。

選考範囲は加越能。「美人」選抜をうたつものの、芸妓としても選ばれるには美貌のほかに才能（接客能力や人柄）、技芸（楽器演奏能力）の計三部門での総合評価が必要とし、部門ごとで順位を競いあわせ一・二位の各二名を選ぶとともに、部門総合の最高点獲得者一名を「絶秀」として選んだ（一月二四日「北國」）。

当時、このコンクールは芸妓の間でも話題となつたのだろう。「いやなお客様の機嫌をとるも名妓投票の終るまで」という川柳が新聞にみえる（二月八日「北國」）。

コンクールの評価基準は、あきらかに明治三〇年代の廓の消費や芸妓の職業意識の変質を反映していよう。上編で指摘したように、明治三〇年代とは芸妓の写真を私的に消費できるようになった時代、いかえれば、ルックスを切り取つて消費する習慣が定着するようになつた時代であり、またここまで説明のとおり、芸の発達を東西の廓が競うようになった時代もある。容姿・才能・技芸という三つの評価視点が設定された背景にはこのような時代性があろう。

芸妓コンクールの最後は大正四年の北國新聞社主催「藝妓五秀」で

ある。舞踏・美貌・鳴物・三味・声曲の五部門で人気投票を行なつた。結果、舞踊は東の鶴屋とし子、美貌が東の竹琴きん、鳴物が西の新開樓操、三味が東の鶴屋操、声曲が西の大黒樓鶴助がそれぞれ一位に選ばれた（九月二二日「北國」）。

以前に比べ技芸項目が細かくなつてることに留意したい。芸の発展がすすみ、その技量をなにより重視するようになつたことを物語るうが、ただし、芸偏重の評価設定には芸妓への警鐘という新聞社側の企図があつた。

コンクールの総評記事に「技藝は藝妓の表看板である。藝道を疎んずるものは藝妓たるの資格を没却するものである。（中略）今日折花攀柳の徒は技藝よりも寧ろ容色の美を尚び、枕席に待さしむるを唯一の勤と心得さするため、藝妓の品位次第に下劣に流れ」（一〇月一〇日「北國」）云々とみえる。「芸妓五秀」は芸と色の相克の時代性をかたどつたコンクールだったのである。

（二）男楼主から女将へ

芸妓の芸能者としての自立がもたらした、もうひとつの状況として注目したいのが廓の運営主体である。通常、廓といえば女将が大きな力をもつているような印象があるが、それは後年できあがつたイメージである。

明治三〇年代までの廓の運営は男性楼主が中心となつていた。たとえば明治二七年の様子として東廓の「鶴屋の樓主」について「中々の

親玉株にて何事の相談にも顔を出し、人にも重く見られていた」（二月二三日「北國」とある。

明治前半の運営状況を象徴する存在が東廓の江戸屋楼主・横雲八五郎である。江戸屋は県内の有力商店を紹介する明治二年『石川県下商工便覽』には東廓を代表する九軒の「上等貸座席」の二番目に掲載され、さらに同二七年『金沢市街案内』（棚田岩次郎発行）では東廊の筆頭に掲載された有名妓楼である。

八五郎の勢力をうかがえるのは明治二〇年ころに貸座敷取締人選挙をめぐり八五郎と別の楼主のあいだで争いとなつたときからである。新聞には「貸座敷總計七十余戸ある處、江戸方の者五十余戸ありて、

一方ハ僅に十數戸に過ぎざるゆえ逆も敵し難く」（明治二〇年三月一二日「中越」とあり、廓内の半が八五郎派だつたとわかる。

このような派閥形成が生じた背景には明治一五年の娼妓貸座敷規則により免許地ごとに取締一名副取締一名又は数名を、同業者間の投票で選挙して置くことが決められた影響があろう⁽⁴⁶⁾。

明治二三年五月に大阪で全国妓楼懇親会が開催された折には東廓の横雲八五郎、西廊の福岡常次郎、北廊の寺地盛正が出席している（五月一四日「北陸実業」）。福岡常次郎が権勢を誇った様子は明治二八年の記事に吉野屋のお爺（福岡常次郎）が廊内の「牛耳を執つて居て誰が何と云はうが此お爺にしてうんと云はねば定まらず」という記載からうかがえる（一二月九日「北國」）。また寺地盛正とは北廊発展の基点となつた料理屋を開業した主人で、廓公認当時は同廊最大の貸座

敷・寺地の楼主だった。

男楼主は經營にどのように関わつたのだろうか。その動向をうかがえる資料はほんの少しが、自らスカウトにあたつた様子を伝える記事がある。記事によれば、東廊では明治二一、二二年頃から大阪の芸妓が増え人気を集め、明治二七年頃には一〇人ほどを数えるまでになつたという。

横雲八五郎はその人気をみて、「日本の照手姫と唐の楊貴妃とを一所に捏ねた様な美人を召抱えて」「東廊は愚か三廊をヒルまして呉れん」と浪速へ出かけたと報じられている（明治二六年一二月一日「北國」）。

男楼主たちの活動で注目されるのは興行である。幕末頃の楼主・綿津屋政右衛門が芝居や見世物など各種興行に幅広く手掛けっていたことが「金澤俳優伝記」から看取できるが、その姿勢は明治以降もしばらくなついた。

たとえば、明治二〇年には金沢に「大弓」が流行していたことから東新地の八百玉の楼主卯辰山鶯谷の近くに大弓場を開業している（三月二三日「中越」）。明治一九年には東新地に一〇数年前まであつた劇場を復活させようという計画があつたといふ。計画の主役は不明だが、楼主が中心となつたと想像ができる（四月二一日「中越」）。

貸座敷経営を妻にまかせ夫は興行にいそしむ例もあつたのだろう。明治二七年には東廊の勝田宗兵衛に対し数十年にわたり諸興行に尽力したことに対する感謝し戎座で追善芝居が催された（六月二五日「北國」）。

宗兵衛とは『三遊廓』にみえる貸座敷・勝柳の女将りうの夫だろう。

そもそも八五郎自体、貸座敷経営を行なうまでは興行の世界に生きた人物だった。もともと江戸相撲の関取で金沢では相撲興行の勧進元としての方が有名だった⁽⁴⁷⁾。楼主となつてからも相撲興行のため各地を飛びまわっていた。たとえば、明治二一年の記事には「江戸屋の主人は今度當地に於て大相撲を興行せんとの目論見にて同相撲買受けの相談の爲二三日前上京せり」とみえる（五月二〇日「北國」）。

このほか以前に報告したように八五郎は芝居興行にもかかわる⁽⁴⁸⁾。明治二十四年には上方役者の實川八百蔵の一座を浅野川口の恵比寿座へ招くため自ら大阪へ交渉に出向いている（一月八日「北陸新報」）。明治二六年には東廓芸妓芝居の興行を行ない、さらに二七年には福助座と夷座双方で市川市十郎一座の興行を打ち人気を博した（五月二十五日「北國」）。

しかし、芝居への参入が江戸屋の經營悪化をもたらすことになった。市川一座の公演は集客があつたものの、興行的には負債を大きく抱えた。八五郎は公演の二か月後には借金返済から逃れるため身を隠す。それにより廓内にも多大な迷惑を及ぼしたことから、宮城枝五郎・池田七左衛門・手下政五郎など金沢の侠各らがその対応に追われたといふ（七月十九日「北國」）。

八五郎がふたたび世間に顔を出すのは二年後の明治二九年六月である。新聞紙上において借金のために周囲に多大な迷惑をかけたと陳謝し、恩義を返すために相撲興行を呼ばうとしたが、交渉がすんでい

ないと近況報告をしている（六月六日「北國」）。

このような興行主としての男楼主の性格は西廊でも見て取れる。西新地には明治元年から同五年にかけて芝居小屋があつたが、それから一五年後の明治二〇年に、「不景気挽回」を目的とし芝居小屋復興が計画された（三月九日「中越」）。計画を主導したのはおそらく楼主だろう⁽⁴⁹⁾。

建設予定地はながらく空き地のままだったようで、新築前には「仮小屋を設け種々の見世物興行をなす」計画もあつた（明治二〇年四月一八日「中越」）。建築準備にかかるのは明治二一年。同年三月には西新地の演劇場について「昨年來其新築あるべしとの噂あることなるが、いよいよ新築することに決し多少の材木を買ひ入れし」（三月六日「中越」）とある。

それから一週間後の記事には「小屋を新築するにつき株主を募るよし、其一株ハ三十圓にして總數七十株とするの計画なるが、既に四十株は應募者あり」（三月二一日「中越」）とみえ、さらに約二〇日後の記事に「十日頃より地均しに取掛るよし」（四月九日「中越」）とあり、資金調達の目途がたつたことから、整地工事を進めようとしたとわかる。

ただし、最後の段階で頓挫する。整地報道から数日後の記事に「數年前は同地に芝居小屋ありて即ち劇場許可地ありしも廢業と共に許可の効力を失ひたるものなるを以て更に許可を得されば工事に着手するを得ざる」（四月一二日「中越」）とあり、結局劇場許可を受けられな

かつたのか、その後、進展をみせる様子は確認できない。失敗の原因は明治二一年三月の記事に「頃日花街ハ到ル處不景氣なり」（三月五日「中越」）とあることから不景気により資金不足に陥った可能性があろう。

参考までにこのような男樓主の興行主としての特性は金沢独特のものではなかつた。前掲のとおり、富山県の杉木新村の遊廓金田楼では一〇〇疊の大座敷をつくり、そこで芝居興行を行なつてゐる（明治一九年四月一日「中越」）。小松の場合、明治二六年に小松遊廓樓王連が前口一〇間奥行一五間の小松劇場の建設を試みている（一二月一〇日「北國」）。

とりわけ盛大な興行を行なつたのが越中出町の比翼楼である。明治三三年の記事には同楼芸妓による金沢の香林坊・福助座の三月興行をめざし、一月に大阪から俳優を招き稽古を励んでいる（一月一〇日「北國」）。

一座の構成については、「十餘名の俳優は悉く十七歳を頭に十二三才の子供ばかり」とあり、また、興行をおしすすめた比翼楼の楼主について「大々的の芝居狂で樓には立派な舞臺が設けてあつて年中絶えず子供に芝居を仕込んで金を惜まずドン／＼價の高い衣裳道具を作らへ居る」とみえる（六月一七日「北國」）。ここまでくると貸座敷は興行集団にひとしかつたと判断できる。

このように明治前半までは男樓主が貸座敷經營と興行を複合させる活動をすすめていたが、明治後半になると徐々に女樓主／女将が台頭

してくる。浅野屋音羽はその変化の様子をつぎのように「今昔話」で語つてゐる。

「東廓事務所が未だ詰所と云つた時代は餘り女将の權式がなく詰所の男役員の爲めに壓倒されて居たが次第に女将の權式が認められるやうになつて來た。元来斯處の廓でもお茶屋營業は七八分まで女将が占めて残り二三分は男樓主であるが、事務職の役員だけは規則から男でなくては叶わぬ處から、女将達は多數の力で時々役員連と衝突して争ひを起すと云ふ例は澤山ある。處が同廓の取締で一番幅も利き女将連の信用も厚かつたのは、江戸屋の樓主横雲八五郎とて東京相撲二段目まで取上つた関取であつたが、其時に女将側から二俣屋、山田、矢作屋、諸江屋、浅野屋等の女将連が相談役員に選ばれ、廓の事は男樓主許りでは勝手にはならぬやう女将の方から牽制の道を設けられてあつた。處が江戸屋樓主が歿後は忠乙、越濱、山屋と取締が代つて山屋の樓主石浪が死んだ後の取締は相當取締として貫面の備はつた樓主がないやうになつた爲め、當分近安の樓主近岡安太郎が取締代理と云つたやうな格で萬事廊の世話を掌つてゐた事がある。其際は隨分犠牲も拂つて廓の事に努めたが、其割に女将連の人望がなくて其取締の位置を占むる事が出來なかつた。既に其頃は殆ど男樓主の勢力は全く衰へて實權は全く女将連の手に歸し中でもオキヤンの諸江屋女将が専ら采配を振つて何呉となく相談に預かり現今では東廓は女将の天下である事實上の女取締である」（大正二年六月一七日「北陸」）

八五郎が全盛のころ、自身の力によつて徐々に女将を運営に関わら

せるようになり、次第に男楼主の権威がなくなり、大正一一年ころには女将たちが東廊の運営を仕切るようになつたというわけである。

なかでも当時は諸江屋女将が権威をもつたとある。東廊の事情に詳しい棚木一良は、同女将について「東の元締めで代表であつた。すべての相談ごと伺いことなどこの女将の部屋の入口に膝まづいて口上を述べたという」と、その「格式」の高さを伝えている。⁽⁵⁰⁾

つまり、興行主として廊を離れることが多かつた男楼主よりも、自ら芸能・接客経験をもち、そして芸の稽古にも目配せができる女将たちの力量が経営で重視されるようになつたのである。

ただし、東西北のいずれの廊も女将が力をもつたわけではない。明治三五年『金澤新繁昌記』にみえる樓主のうち女性の割合をみると、東廊は一五人中一二人、西廊が二二人中六人、北が六人中四人であり、西廊はむしろ男楼主優勢だったとわかる。⁽⁵¹⁾

西廊で男楼主の力が衰えなかつたのは廊内の事情があるう。明治三年の北廊移転が起因で廊内部の分裂が生じ、再秩序化を優先する必要があつたことから、女将の台頭が抑制されたと思われる。一方、東の場合、女将天下ともいえる状況となつたわけだが、後述のとおり、このような運営体制が、東廊の近代史上、最大の騒動といえる検黴反対運動を生みだすこととなる。

七 矯風会と芸妓

（一）招魂祭出演への批判

芸妓は明治三〇年代より色のイメージを拭い去り、芸で生きる稼業世界を確立しようとしたことを紹介した。しかし、世間の目にはまだ廊は芸と色が混淆する世界として映り続けたのだろう。つまり、世間は、芸妓に対し、華やかな芸能者としての憧れを抱きつつ、一方で娼妓差別にもとづく視線を送りつけたのである。そのことを物語るのが都市祝祭への出演状況である。

別に報告したように明治一〇年頃から祭礼や都市祝祭への舞踊出演の要請が増加するようになつた。⁽⁵²⁾ 不特定多数の熱烈な視線や駄評・酷評にさらされる環境は芸の向上に大きな影響を及ぼしたことは間違ひなかろう。

しかし、その出演を歓迎しない声が一部にあり、各廊はその声を忖度して出演を見送ることが珍しくなかつた。芸妓の出演批判が目立つようになるのは明治三〇年以降である。あきらかに娼妓差別の高まりと連動していよう。

まずは明治三二年の藩祖三〇〇年祭への出演をめぐり、能役者や年寄り連中は、神前に位置し、かつ修繕したばかりの能舞台で芸妓が手踊りをすることは許されないという判断を下した（明治三二年五月一日「北國」）。

その後、「去」一日藩祖三百年祭典事務所の方にて藝妓の手踊をなさし

むることに付き議論二つに分れ神聖を汚すの恐れありとの議論一旦勝を占めしが其後越前万歳などを許したるからは五十歩百歩なり。藝妓の手踊を許すも可なりとの説多數となり、其由兩廊へ通知に及びたれども兩廊にては差間へありとて謝絶したり」とあり、芸妓の参加を一転認めたが、逆に廓側から辞退の申し出がなされた（明治三二年五月五日「北國」）。

招魂祭では明治二〇年以来、芸妓手踊りが人気を集めつけたが、明治三二年に風向きがかわる。北陸基督教婦人矯風会が芸妓出演中止の陳情について協議し、団体会員九〇名の賛成を得たことで、県知事、さらに祭典事務を管理する市役所へ陳情書を提出した。陳情書の一部は以下のとおりである。

〔招魂祭の事たるや報國殉忠の義士の英靈を祭る者其精神態度須らく勤嚴眞摯ならざるべからず。然るに此神聖なる式典に際して公然卑猥なる狂態を其前に演ぜしめ此式に參集するものとして其思を輕浮ならしめ其心を淫蕩ならしむるは啻に此祭典の趣旨に戻るのみならず市民の体面を汚すの甚しき者と考候〕（明治三二年六月一日「北國」）
芸妓の踊りは「神聖なる式典」にそぐわないというわけである。ただし、翌三三年開催時の様子を伝える『風俗画報』二一四号（明治三三年）の報告に「一時當地なる婦人矯風会の建議ありし以來、其是非に就き論議甚だ喧々かりし手踊も、無事に催す事となりぬ」とあるように、議論はあつたものの中止には至らなかつた。
批判を行なつた婦人矯風会とは明治一九年に女性たちが結成した団

体で主要な活動目的に公娼制度廃止があつた⁵³⁾。明治二〇年代より、各県に支部がおかれたことで、県レベルでの活動を活発化していく。
金沢支部は明治三一年に北陸女学校を母体に結成された⁵⁴⁾。同校が矯風会の中軸となつていたことは昭和一〇年の北陸女学校同窓会対談の以下の会話からうかがえる⁵⁵⁾。

「座長：招魂祭の時、藝妓の手踊りをして居た時、風儀上よくないから止めて欲しいと河邊さん達が警察に言つた處、それに代るものを作出せんなら止めさせるようといふ事であつたさうですが・・・。」

河邊姉・西廊、東廊の藝妓がありましたが矯風事業として止めさせ度いと思ひ、ミス・ショードと共に師團長のお宅や、縣廳や、市役所へ行つて願ひましたが、其の代りを出すなら止めさせようといふので私共婦人連は公園の噴水のある所で茶店を出し、オルガンをひいて讃美歌を唄つて、お茶の接待をしたことでした」

手踊りの中止活動の中心にいた河邊とは明治三〇年から三五年にかけ同校の舎監を勤めた河邊鈴野で、またミス・ショードは明治二二年から同校の英語・聖書教員として教壇に立ち、明治三四年一二月から同三五年八月にかけ校長を勤めたミス・ケイト・ショードである⁵⁶⁾。この座談会の記憶は明治三四五年の招魂祭をめぐるものだろう。つまり、明治三二年以来の陳情は三四年をもつて功を奏したのである。結果、右の座談会にもあるように矯風会が代替事業を行なつた。

当時の新聞には「婦人矯風会禁酒会」が兼六公園の噴水池のそばで自由休息所と看板を掲げ麦湯を提供していた様子が挿絵入りで伝えら

れている。休息所の外周は幔幕で仕切り、中にはテーブルを配置し、その上には牡丹・藤などを活けた花瓶やキリスト経に関する雑誌新聞をおき、時々オルガンにあわせ讃美歌の合奏をしていたという（五月五日「北國」）。

いづれにせよ当時の活動は他県のように直接に廢娼を叫ぶようなものでなかつたことに留意したい。この姿勢は自由廢業運動が一時高揚した時にも共通した。たとえば、明治三二年に函館の娼妓、そして翌年に名古屋の娼妓の自由廢業が認められたのをきっかけに自由廢業の動きが全国的に活発化した影響から金沢でも明治三三年に一部の娼妓が自由廢業を届け出たことがあつた。

このとき組織的な支援を行なおうとしたのは市内の四〇人ほどからなる正義俱楽部なる廢娼運動団体である。自由廢業の活発化を受けて急遽結成された団体で、人身売買などを禁じた太政官布告に基づき、虐待を受けている芸娼妓を救助することを目的とし、その趣意書を各廓に配布し、芸娼妓より申し出があれば部員が主張して手続きを行なうことを活動目的とした（明治三三年九月一七日「北國」）。

市内の楼主連はこれらの運動家たちの登場に危機感をもち、その侵入を防ぐために人力車夫や一派の壯丁を構成員とする救娼会なる対抗組織を結成した（右同）。その後、双方の対立はみられないところをみると、正義俱楽部の活動は実現されることなく、金沢では自由廢業の動き自体が沈静化していったと判断できる。このときの矯風会の動きについて、新聞は「金沢基督教婦人矯風會なるものは此度の娼妓目

由廢業問題に就て如何なる所見を有して沈黙を守れるにやといふ者あり」と伝えており、静観状況にあつたとわかる（明治三三年九月一九日「北國」）。

管見のかぎり、矯風会金沢支部の廢娼運動が活発化するのはようやく大正二二年である。新聞には「公娼の廢止を叫んで奮ひ起つた婦人矯風会」（九月二二一日「北國」）、「古着を寄せ集めて廢娼運動資金」（九月二七日「北國」）、「金澤支部から上京して公娼廢止運動に参加」（二月八日「北國」）、「公娼制度の破壊 賀川氏を迎へて」（十二月二日「北國」）、「明春 廉價デー 金澤で大運動を起す」（一二月二日「北國」）など、その活動を伝える見出しが頻繁に踊るようになる。

運動の目的は震災で焼失した吉原須崎遊廓の復興に対する全国的な反対運動に同調したものだが、この活動がきっかけとなつたのだろう。大正一四年には第三回の矯風会の全国大会を誘致している。会場は西町公会堂で、全国から二〇〇人が参加した。県からは知事・市長・郵便局長・北陸女学校校長・育成院長・金沢婦人会長が祝辞を述べた（四月八日「北國」）。後年の会員の回想録によればそのころの矯風会会員は約八〇名おり、いざれも市内五か所のプロテスタント教会の婦人会会員で占められていたという⁵⁷⁾。

矯風会と協調して廢娼運動を展開した団体に廓清会があるが、こちらも目立つた活動を看取できるのは同時期である。大正一三年の記事には「毎年熱心な運動を續けていた廓清会が市内目貫通りの場所十箇所に卓を設けて公娼制度廢止の記名取りに努める」とみえる（二月

二六日「北國」)。

大正終わりに矯風会が活動を活発化した背景となにか。会員だった牧野逸子の述懐によれば、中村慶活牧師が大正九年に金沢殿町協会に着任し、それとともに北陸女学校出身の妻・直も久々に金沢に居住したことが運動を促す契機となつたという⁽⁵⁸⁾。

つまり来沢により矯風会の金沢支部長に就任した中村直が運動を牽引したということであるが、実際、直は外国人宣教師で構成されていた北陸女学校理事会で初めて同窓会から加入し⁽⁵⁹⁾、大正一四年の創立同窓会記念式では同窓会代表として挨拶を述べており⁽⁶⁰⁾、広く社会の信頼を集められる人物であつたと想像できる。

大会誘致後、矯風会は、一〇月を廃娼月として、個別訪問による募金活動を始めた。募金時の市民の反応について中村直はこう語つている。「理解をもつてくださいます。二二十年も前のあの罵倒と非難の中で活動した頃を思つて涙ぐましくなるのです」(大正一四年一一月四日「北國」)。つまり、石川県の場合、大正の終わりまでそもそも廃娼運動に関し大衆の理解が得られないことから、組織的な活動が展開しなかつたのである。

運動が盛り上がりをみせなかつた理由について、牧野は金沢市の営業税の五割以上が廓で占め、かつ呉服・料理・髪結いなど関連業種も多かつた経済的背景を指摘する⁽⁶¹⁾。大正末以前、矯風会の運動成果が都市祝祭への芸妓出演批判にとどまつた背景も、牧野の指摘から理解できよう。

(二) 芸妓出演を求める都市祝祭

都市祝祭の関係者は矯風会による芸妓出演への批判から参加を見送る姿勢をもちつけたが、大衆は祝祭にかかせない余興として芸妓の芸をもとめたことから、主催者側はその実施にむけてさまざまな工夫を試みた。

たとえば、明治三五年には、「醜業婦は屹度罷りならずとて女連の手踊にてもなれば人氣が引立たず、兎角景氣を付けるには綺麗面の手踊に限ると例に依て八釜しき議論の末遂う／＼素人娘の手踊りならといふことになり」と、廓の楼主にかわり、劇場・福助座の梅若主人が世話方となり、旧石川県工業学校跡で踊りを行なつたとわかる。舞台に立つたのは、六才から一七歳の「素人家の娘」「お茶屋のターボ」で、いずれも櫻屋の弟子たちだつた(四月三〇日「北國」)。

このときは、例年にない趣向ということで、人気を集め、午後には舞台正面が人で「充满」し、群集が周囲の通路まであふれ出たため、一時通行止めとなつたほどだつたという(五月一日「北國」)。翌三六年の招魂祭では素人の手踊りそれ自体もとりやめとなつた。これに対し世間は「興を殺ぎし」対応と批判の声があがつた(四月二六日「北國」)。

翌三七年には前年の批判を受けてだらう、芸妓の踊りが復活する。しかし、舞台は公園内には設けられなかつた。招魂祭の祭場への出演はふさわしくないとする判断がされたのだろう。結果、廓内が会場となつた。東廓では、通りに国旗・長提灯・蒸籠の積み物を飾り、一番

町の中央に舞台をこしらえ、一七番組を踊った。また西廓では、湯屋跡に舞台をこしらえ、人気芸妓が舞つた（五月七日「北國」）。

明治三九年の金沢臨時大招魂祭には新たに北廊・主計町が加わった。踊りの舞台は東廊が宇多須神社境内、西廊が神明社境内地、北廊は白菊町空き地、主計町は久保乙劍神社境内に設けた。北廊はわざわざ舞台用の小屋まで建設し装飾をこらし見物客を驚かしたという（四月一九、二〇日「北國」）。

明治三九年一〇月以降になると、各廊での芸妓出演さえ見送られるようになる。また同四一年には祭り参加だけでなく寺社仏閣での宴会へ芸妓を招くことも「神佛の威厳を損するの嫌あるのみならず風儀上宜しからざる」ことから、招聘しないよう警察から通達が出た（四月二日「北國」）。しかし、芸妓なくしてハレの気分は盛り上がらないと考えたのだろう。北陸新聞社は祭り期間中のイベントとして変装して人込みに紛れ込んだ福助座俳優と金沢の芸妓をさしだす「人探し」なるイベントを開催し、東西北三廊及び主計町から各一名ずつを登場させた（四一年九月二八日「北陸」）。この人探しの見物のために美川松任や遠く福井の芸妓が訪れたという（一〇月二日「北陸」）。

明治後期、招魂祭ではメイン会場の兼六公園への出演は見送られたが、芸妓たちが公園で舞う機会がなくなつたわけではなかつた。招魂祭にかわる出演機会となつたのが日露戦争後の軍隊凱旋祝賀会であつた。同会は実質、兼六公園を会場とした都市祝祭であり、その賑わい

は招魂祭以上だつた。そこでは大がかりな仮設舞台を設け、芸妓たちが総踊り形式で舞つた⁽⁶²⁾。

芸妓の参加を見送つた招魂祭は、その後賑わいを失い、明治四四年の記事には、「年々さびしくなり」（五月八日「北國」）とまで評される事態となつた。この状況の打開策として再び注目されたのが芸妓出演だつた。

大正二年の招魂祭に三廊及び主計町が祇園囃子を街中へ練り出すこととなつたのである。祇園囃子とは祭り囃子の通称で、美装を凝らし囃子を奏でながら練り歩く藩政期から続く練り物である。明治二〇年代からさまざまな機会に芸妓が祇園囃子を行なうようになつた。

招魂祭へ祇園囃子の導入経緯について、新聞は以下のよう指摘する。「往年の招魂祭には三廊藝妓の手踊ありて満都の人氣を湧かし遠方よりも觀覽に来る者多かりしも近時藝妓の手踊は神聖を汚すとか何とか堅苦しき苦情が起りサラリとお流になりたる以來招魂祭はドヂラカと云へば火の消えたやうに淋しくなり」（大正二年九月二八日「北國」）。招魂祭の衰微は芸妓出演の見送りが原因と判断し、あらためて芸妓の人気をもつて賑わい創出をはかるとしたわけである。

ただし、その後も、神聖性や公共性をおびた行事への芸妓出演が定番化したわけではなかつた。大正四年の御大典の際は「東西北三廊共尻込して振はざる」と、芸妓自ら余興への参加を遠慮している。しかし、市民側は芸妓出演を待ち望んでいた。唯一、主計町が参加するとわかると、その噂をききつけ、「群集は町の兩側に」たたずんだとい

う（一月一五日「北國」）。ふたたび芸妓が都市祝祭のスターとして出演が定着するのはそれから数年を待たなければならなかつた。

八 変質する登樓客

（二）芸を支えた旦那衆

芸妓が明治後半に芸の向上をすすめられた要因として廓の運営主体が芸妓経験者の女将に移行したこと、また都市祝祭の大舞台へ出演する機会が増大したことを指摘したが、もう一点看過できない要因としてあげられるのが支援者の存在である。

稽古代や衣装購入代など芸の向上には多額の経費が必要となる。当初、その最大の支援者となつたのが豪商・豪農たちであつた。金沢の座敷遊びの世界を紹介した「どんちやん騒々紙」によればいわゆる旦那衆が顧客の中心となつたのは明治二〇年代から三〇年代にかけてであるという。

廓関係者が思い出深い旦那としてまず名があがるのは、東廓に関しては栗ヶ崎の海商・木谷藤右衛門、そして西廓に関しては呉服商の能久である。注目すべきは能久がはたした役割である。以下、「どんちやん騒々紙」から関連する記載を紹介しよう。

「その當時（明治卅年ごろ）五十三軒あつた西新地の若手藝妓として流行ツ妓だつた油屋の壽々乃家樓主井澤すずさんは當時を回想して語るには、そのころは今日ほどのいろいろの藝事が

發達してをらず特にお囃子なんて、なつてゐなかつたのを能久さんあたりが大いに力瘤を入れて下さつたのでだんだん盛んになつて來たのですよ」（昭和一二年一月一八日「北國」）

「その頃（明治三四年頃）のお大盡で盛に西廓へ出入りしたのは北岩松さんと能久さん、わけて能久さんの遊びは華やかで西廓藝妓の藝向上に金目を惜しまなかつた。大小の鼓を一人で打つてゐたのを名古屋の師匠が來てから打ち分けるようになつたが、その時も能久さんは「ドウゾ宜敷く教へてやつて下さい」と自分の子のことを頼むやうに師匠の前へ手をついて頭を下げた。今は餘り見ないがその頃は素囃子の盛んな頃だつたので、能久さんはよく「お囃子練習會」を開いた。なんのことはない。澤山の花代を拂つて妓達が稽古するのを見るだけだ。それどころか「ここが悪い」「あそこを、こうしたらどうか」と教へてやり、どちらがお客様か判断に苦しむほど」（昭和一二年四月一日「北國」）

旦那は芸能向上の資金援助にとどまらず、芸の指南役的な立場でもあつたことがわかる。このような支援がなくなるのは大正終わり頃であろう。大正一年の「今昔話」には以下のように女将たちの過去を懐かしむ声がみえる。

「昔の藝妓は慾と色氣を度外に至極淡泊なものであつた。昔の客筋で栗ヶ崎の木谷の大盡やら大きな商人や豪農達の遊び方の粹さ加減は到底今日見る事は出來ない」（六月一四日「北陸」）

「抑東廓の客種と來たら昔から商人が多く今でも實業家の中茂さん

や田守さん、越澤さんなんぞの粋人は東廓最員で總て銀行の人だの、羽二重屋さん、一流の道具屋連、高岡、富山の紳士さんは大抵此の廊での得意客である。粋なお客になると清元や常磐津、長唄と随分玄人も其處除けでうたへたものだが、近頃のお客は次第に藝よりか色氣が先立つだけ下卑で金使ひまでは少しケチになつて來た」（六月一五日「北陸」）

昔の客を「粋」と懷かしむ一方、今の客を「下婢」で「ケチ」だと云ふことに注意したい。つまり、一部の芸妓は芸を向上させ、演舞場や劇場などさまざまな場で芸を披露する機会が増大したが、廓消費の趨勢はあきらかに芸よりも色が中心となつてゐたとわかる。もはや旦那衆が蕩尽を楽しむ時代ではなくなつたのである。

（二）軍隊の顧客化

では旦那にかわり登樓客の中心となつたのはだれだろうか。客の動向をしめす資料がないため、正確な実態はわからないが、つとに多くの研究者が指摘するように近代ならではの顧客として軍隊関係者をまず想定できよう。

とりわけ兵士の帰還直後は廓の稼ぎ時となつたのだろう。明治二八年の日清戦争凱旋の際には、東西北各廓の芸妓が市内各所に出迎えた。東西各廓が列をつくり万歳を唱えただけなのに對し、歓迎に工夫を凝らしたのが北廓だつた。

ならんだ芸妓は最初、「往來を背にしてお尻の大きい處と襟元の細

そりと美しい處とを見せて居たが、頓て軍隊の來るやグルリと振向き膝を並べ袂を重ね莞然と笑つて歡迎した」という（七月一五日「北國」）。實質、宣伝パフォーマンスを行なつたのである。

また明治二八年の凱旋祝賀会では、警察は廓からの外出が許されなかつた娼妓も「祝賀会に参拝するものは其廓外出を犯則と認め申さぬ」という異例の方針をとつており、祝賀会が娼妓と馴染みになる機会となつていたことがわかる（五月二六日「北國」）。

また日露戦争後の様子がこうみえる。「後備第一師団將校歡迎會の公園内博物館に於て催されたりし其の夜に屬せり。久しく荒寥たる戰地に在りし將校等は何れも酒氣に乗じて遊廓に入込み、久方振りにて其の鬱を散すべく豪遊をなせるもの多く、爲めに三廓は近時稀有の景氣を呈したりき。去れば其の筋にても是等に對しては大目に見過しても可ならんと思はんなれど警官に取りては其の職責を空しうするを如何せん、新町文署の二巡査あり。共に其の夜東廓に於て藝妓の淫賣を檢挙したり。何事ぞ容赦なく其の職責を尽したる二巡査は日ならずして免職とはなりむ」（明治三九年一二月九日「北國」）

つまり、兵士の廓遊びの際に芸妓を検挙した警察官が免職となつたことを伝えたもので、免職の理由は、あくまで噂だが、兵士の色遊びを大目に見なかつたことによつたという。つまり、軍隊の消費が芸妓と娼妓の職域区分のなしくずしに拍車をかけたといえる。

とりわけ軍隊を顧客として重んじたのが西廓である。明治四〇年の記事には客層について東廓は商人が多いのに対し西は師団を控えてい

るから軍人が多く、実入りは商人の方が大きいとみえる（二月六日「北國」）。

西廓が軍隊の顧客化を積極的にすすめた状況は日清戦争前にまでさかのぼるかもしれない。明治二〇年には老妓連が申し合わせて芸妓軍歌をつくり、廊内の芸妓に歌わせようとしたという（七月一三日「中越」）。

実際に軍隊との関係が強まるのは日清日露戦争のころで、関係強化の中心にいたのが越嘉琴であった。琴は当時、その名を知らない者はいないという西廓の名物芸妓であった。「今昔話」によれば、日露戦争のころには琴は芸妓の総取締という格で、芸妓の交渉事は一身に背負つてあたつたことから芸妓らからの信頼は取締や役員より篤かつた

という（大正一一年六月二一日「北陸」）。

その人柄をしのばせる逸話も残る。たとえば、昭和三年の記事には、興行相撲が催されたときは、琴はどこの興行地も木戸御免で、知事や市長を見物に誘い、また芸妓の総見を指図し、酔いながら「某関、ここにわていが控えている」と大声を上げて応援したという（四月二七日「北國」）。

琴の没年は明治四〇年。新聞には流行の看護婦姿に変装した琴の写真とともにその葬儀の様子が伝えられた。葬儀の行列をなした生花の数は「数町」に達し、また野辺送りには西廓の芸妓総出の上、東北両廊の芸妓や赤十字社や愛国婦人会会員などが付添い、その姿を一目見ようとした沿道に多くの人が押し寄せたという（八月一〇日「北國」）。

その名が一躍有名になったのは軍への献身であった。明治三九年の琴の紹介記事「越琴老妓の述懐」にはその活動ぶりがこうみえる。

「昨年の六月」十九日軍隊輸送が始まりてより、今日迄、雨が降らうが雪が降らうが、嵐が吹かうが何が吹かうが、朝でも夜中でも構ふことなく、世間より軍隊狂と云はるる程に、凡そ軍隊とし云へば見送りも歓迎も一度なりとも欠したことなく、其外軍資恤兵の献金は元より慰問袋、義勇艦隊の寄附等萬事一興の女将と共に殘る限なく働き廻れる（二月二日「北國」）。

また、昭和九年の記事によれば、琴は日清日露の際に軍人を歓待したことから「軍人藝者」とまで呼ばれたという（一〇月三〇日「北國」）。琴が率先して歓迎する様子は新聞各所で確認できる。たとえば、明治三八年の旅順陥落祝勝の際の記事に以下のようにみえる。「西廓藝妓連は越嘉の琴婆など大將にて昨日旗行列をなし合同祝賀會に臨み後市中を練廻りて引揚げたり」（一月六日「北國」）。

では琴はいかなる思いから軍隊を大事にしたのか。明治三九年「越琴老妓の述懐」に軍隊への思いが以下のように語られている。

「何時でしたか戦地へ此處の廓から三味線、太鼓と義太夫、謡曲の本を送つた事がありましたが、それが誠にお慰みになつたそうで、此頃はよく軍人方からお禮を戴いて恐れ入つて居るので御座いますよ。へえ妙なものでしたけれど、彼時何か音物を送りたいと云ふ話しが婦人會などで出ましてね。横山様からは蓄音機をお送りなされたし、私共は稼業柄そんなものを送つて見ましたので御座いました。私共はか

うやつて迎へもお見送りも致して居るから分りますが、昨年一昨年の時分お送りしました御方はもう半分以上お目に懸れませんですよ。實にお氣の毒な悲しい事で御座います。尤も兵士の方はあまり存じませんが、將校のお方がね、澤山お戦歿なさいましてね、それにあの「ゆきは傷病兵が今日は五百人あすは何百人ただの人は一人もなく、皆手のない人やら足のない人やら、何處も此處もあはれな朋帯ばかりしましてね、あれを見るともう口で言ふとするより出るものは涙ばかりです」（二月三日「北國」）

純粹な愛国心と若い兵士への慈悲心から軍隊をもてなしたのである。右の談話から二興の女将・久も軍隊を支援したとわかるが、「今昔話」によれば、琴と久は軍隊送迎にとどまらず、出征軍人遺家族慰問や恤兵事業に献身的に働き、また赤十字・愛国婦人・篤志看護婦人などの博愛事業に携わったことから、日露戰役の論功行賞として三組大銀盃の恩賞を受けたという（大正一一年六月二一日「北陸」）。

留意したいのは登樓した兵士たちにすすめた遊びが色だつたことである。二興の女将の兵士たちへの対応ぶりがこうみえる。

「兵士の登樓すると天子様のお子様と云つて大に禮を厚むし決して身分不相應の金を使はせなかつた。普通の客でも滅多に一時間以上は遊ばさない。そして同樓では藝妓を招いて散財する客は決して好まない。若し藝妓を揚げて呉れと注文すると女将は却つて夫れを戒めた位である。だからお客は娼妓買に限られて居て客が登樓するなり即座に四十五錢の勘定を前金で申受ける。其金を客から受取ると女将は頭を

畳に摺り付けて三拜九拜しながら之れで稼業がお蔭で立ち行きます。有難う／＼を四五度びも繰返す。そして一時間の遊び時間が過ぎるとと、サアお歸りと急ぎ立てて客が今少し遊ばせろと云つても容易に聞き入れないのが例であつた」（前掲同）

同様の状況はほかの廓でも一般的にみられたかどうか不明だが、芸を核とする蕩尽型の遊びが廃れ、かわりに色の消費が増大した一因は貧しい兵士への廓側の思いがあつたといえる。

旦那にかわるもうひとつ新たな登客として注目したいのは県外から訪れる旅行者である。上編で報告したように大正期において官吏の出張先での廓遊びが定番化し、その結果、ご当地美人をめぐる言説や写真が出回るようになつた。

県外からの誘客を廓が積極的にすすめたことを物語るのが方言指導である。記事によれば、「金沢藝妓の口の利きやうが旅から來た人に對して著しく不快な思ひを起さしめるという話」が随分以前からあつたという。

新町署長はこのことに以前から頭を悩ましていたが、馴染みの客に對しては馴れ馴れしい態度で「方言丸出し」で相手にするのは仕方がないが、旅から來た初対面の人などに不快な思いをさせないようにと、東京語を標準に接客するよう楼主に注意を与えたという（大正九年一月一九日「北國」）。

(三) 検徽反対騒動

大正以降、芸妓の芸がさらに向上をみせる一方、登樓客の変質により廓消費が色に傾くなか、廓の歴史上、最大の騒動が起きる。明治三十一年一月施行の芸妓取締規則が廃止され、大正六年一〇月一日に新たな取締規則（県令四二二号）が施行されたのである。波紋を呼んだのが第一〇條の「警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ醫師ヲ指定して健康診断書ノ提出ヲ命スル」という新たな規定だつた。つまり、娼妓と同様に芸妓にも検徽を実施しようとしたわけである（大正六年一〇月二十五日「北國」）。

この規則改正がいかに衝撃的であったかは、市内の医者が芸妓を「精神上に自殺せしむるもの」と激しく批判したことからも読みとれよう（一月四日「北國」）。どうせん、芸妓は激しく反発した。予想を超える反発を受け、県は検査を一か月遅らせるとともに、また検査対象者について一流芸妓、封印芸妓、三十歳以上一四歳以下を除くという緩和措置を講じた。

しかし、検査を強行する印象があつたり、また特定芸妓の抜き打ち検査を実施したりしたことから、次は我が身と恐れて、芸妓はつづきと廃業届を出した。結果、「一流芸妓は續々廃業し二流以下三流四流の連中のみが残る」という経営の危機的事態に陥った（一月一〇日「北國」）。

たとえば東廊においては一一八名中九〇名もの一、二流の芸妓が廃業に及んだという。また検査実施段階になると、金沢署では封印芸妓

も検査対象に含み、また新町文書では一流芸妓の除外を認めないといふ方針をとるという具合に管轄する署によって検査対象が異なつたことも問題視された（二月一二日「北國」）。

検査は、芸妓の誇りを奪いさるだけでなく、芸妓間の分裂をもたらした。一流を除外するという緩和措置をとつたことから、相対的に二、三流の芸妓との序列性を可視化させることとなつたのである。たとえば、西廊と北廊の場合、検査対象外の一流芸妓と認定されたのは北が九人、西が三人だった。激高したのが二流とされた芸妓たちであった。三〇人余りが一流と二流の違いの説明をもとめ金沢署へ怒鳴り込んだのである。

当局の見解は「北間屋、鍔屋、望月等の大料理屋へ大招聘せらるるのが一流で、其他は技藝に長じて居ても「一流でない」と、芸それ自身のレベルではなく活躍する宴会場のレベルを根拠とするというきわめて恣意的なものであった（二月一二日「北國」）。

ちなみに東廊のような芸妓のほとんどが廃業する事態がほかの地域でもみられたわけではない。たとえば、隣県の富山県では「東廊全滅の態」をなした金沢の状況をみて反対運動を憂慮したが、郡部の芸妓からは苦情がなく、また富山市最大の廓・桜町の芸妓も当初は猛反発したが署長の説得に説き伏せられ予定通り実施されたという（二月二十四日「富山日報」）。

金沢の各廊でも対応は異なつた。たとえば、西廊の場合、役員たちは「真先に承諾し」保健組合を設立しようとしたため、一〇人の人気

芸妓が廃業を届け出た。これに対し、「役員連は周章狼狽する中に鎮撫策を講ずるため交渉を試むるものやら又何を生意氣な事をする廃業られるなら廃業て見よと豪語するやら上を下への騒ぎとなつた」が（一〇月二七日「北國」）、結局、役員たちは目前に温習会が迫つていることから、仲介者を立て面々の顔がたつような条件を提示し説得することで廃業を踏みとどまらせている（一〇月三〇日「北國」）。

かたや反対を貫いたのが東廓の芸妓だった。その理由は此花踊りの人気の高まりもあり、金沢随一の芸どころとして自負心をもつていたことが第一にあげられるが、東廓独特の事情として女将たちの応援があつた。県衛生課長は東廓の激しい反発の背景をこう読み解く。

「東廓に那の如く廃業騒ぎを演じたるは要するに當局の方針を誤解せる爲にして其の誤解は（中略）樓主中の男と女との意志の阻隔から來居ると思ふ。少數と多數、其れと云ふのも東廓では芸妓を置いて居る貸座敷は四十三軒で其の内男樓主は僅に五人、他の三十八軒は女

樓主である。其處で此の三十八人の女樓主中には侠氣もあり事理を解するに於て男子を凌ぐ者も一二無いではないが、其れは役人などによるのを避けると云ふ風で概して物が分らぬ樓主が多く當局の方針意志など徹底しない譯である」（一一月七日「北國」）

女樓主が大半だが、廓の執行役人を務めていないために県の方針を直接聞いていないことから騒動が起きたと県側は原因を想定したわけである。ただし、事実は異なつた。反対を先導したのは「物が分らぬ」樓主ではなく、情勢に冷静大胆に対応できる女将だったことが

「今昔話」の以下の記載からわかる。

「お茶屋の女将と云へば大抵以前は藝妓とか娼妓を勤めた者許りだが、諸江屋女将の柳田さん許りは左棲を持つことのない女である。昔なら女侠各でもなりそうで堅氣の質を備へてゐるだけ、多く藝妓は勿論女將連までが信用を置いて居るから、廓の相談事は大抵な事なら女将の口で治めて行く事が出来る。先年藝妓の檢徽問題の突發した折などは藝妓としての人権擁護の爲め當局に反抗して廓内の主なる藝妓は一齊に鑑札を返納して廃業さした時などは大に妓共を激励した急先峰であつた」（大正二年六月一七日「北陸」）

當時東廓の運営を仕切っていた諸江屋の女将が芸妓の廃業を応援したこというわけである。廓の經營をゆるがす決断だが、女将は芸妓の誇りを守ることをなによりも重んじたのである。しかし一方、このよう検徽騒動が起きた状況について諸江屋の女将は「廓の藝の墮落も甚だしいので、時勢の要求に抗し兼ねた」と、芸妓の職域の形骸化を問題視し、また今後「東廓藝妓を眞の藝妓として見るかの廓政策」が重要だと語った。

諸江屋の女将の意見は叱咤であると同時に激励でもあつたであろう。つとに述べたように、大正期、東廓の芸妓はすさまじい芸の研鑽を重ねていた。大正五年の記事には芸道に励む妓が多く、またそれを督励する女将も多いので、たとえ座敷を断つても芸の稽古をさせる氣運があつたという（六月一三日「北國」）。また大正九年の記事で、海老屋咲は芸妓たちが「此花踊が温習会に出なければ耻のやうに思つ

て居ます」と高い向上心をもつて現状を取材で答えていた（七月二三日「北國」）。

なぜかくも芸妓は芸の向上をめざしたのか。大正期の動向をみれば理解できよう。廓消費の趨勢が色に傾く中、芸妓はその流れに巻き込まれないように自らを律したのである。このように考えると、浅野川を渡り、廓の対岸におかれた演舞場に向かうとき、一流芸妓は色に染まる花柳世界から離脱できるような感覚を抱いたのではなかろうか。

九 キャンペーンガールとしての芸妓

（一）芸能環境の危機

では、検徽騒動以後、各廓はどのような対応をみせたのだろうか。あらためて芸娼妓数の増減表をみると（表1）、検徽反対の影響から大正六年に芸妓が激減したが、翌年、ふたたび増加傾向をしめしているとわかる。第一次世界大戦がもたらした景気の余波などから消費が拡大し、検徽騒動でやめた芸妓が復職したりしたのだろう。「今昔話」によれば、東廓の場合、「封鎖芸妓に限り検徽除外の条件」が認められたことで、つまり決まつた男性がいる芸妓は免除されることとなつたため、一流芸妓の多くが復職したという（大正一一年六月一七日「北陸」）。

一方の娼妓の減少にはさらに拍車がかかり、昭和五年以降不在という状態となる。娼妓減少の背景について矯風会出身の牧野逸子は廃娼

運動への抵抗から娼妓ながらも芸妓として登録したためというが⁽⁶³⁾、すでに明治後年から減少を見せており、根底には、娼妓差別や、娼妓であるがゆえの管理から逃れる意図があったといえる。

検徽の拡大や芸妓鑑札の有名無実化がすすむなか、廓経営者にとつて一流芸妓の尊厳を守ることが課題となっていく。その対応として計画されたのが大正一二年における株式会社金沢檢番設立である。

設立経緯を記した大正一二年「金澤株式會社金澤檢番定款附趣意書及目論見書」（石川県立歴史博物館蔵）によれば、免許地が「芸娼妓共同的稼業場」となっている状況は「都市ノ面目上実ニ悲シムベキコト」であり、「社會ヨリ遙カニ其ノ地位ヲ認識セラルル藝妓ガ啻ニ因習等ニ捉ハレ其ノ独立稼業機関ノ設備ナキヲ遺憾」とすることから、株式組織による検番会社を設立し、「風紀衛生藝妓ノ品位向上ヲ重ジ、社交上将来此大都會トシテ遺憾ナカラシメン」ことを進めようとしたという。つまり、色と芸の混淆の要因となっている貸座敷経営から一流芸妓を離し、芸を専門とする会社運営を立ち上げようとしたのである。

このような会社設立計画が立てられたもうひとつの背景に当時、芸能環境の危機が訪れていたこともあつたと想定できる。大正一一年に東廓発展の最大の功労者といえる海老屋咲が急逝する。「今昔話」によれば、廓関係者は、咲の死を「絶大な損害」ととらえ、「今後誰を後継ぎとして行くか」を問題としたという（六月一五・六日「北陸」）。咲の死は此花踊りにも影を落とす。大正一二年の記事には此花踊り

の作詞について、作詞を担当してきた水野半翠は、歌題は作者の意見で決まるわけではなく主だった女将連や師匠達が集まつて、歌い込む土地の選定を行なうとあり、「先年迄は海老屋の師匠が居たので大體の骨子は同師匠と二人の間で組立てましたが、今年は師匠が故人となつたために尠ながらぬ打撃を受けてゐます」と痛切な思いを語つている（三月一九日「北國」）。

その影響は作詞にとどまらず踊りや三味線・鳴り物にも及んだ。一
二年四月の記事には此花踊り実施にあたり「海老屋師匠が亡くなつた
ことで踊、三味線、鳴物の各部を通じて統一的に稽古をした監督振が
思ひやられる」とあり、芸能全般を監督していた咲がいなくなり、稽
古の維持を不安視する声があつたとわかる（四月八日「北國」）。

不安は的中した。大正一三年、此花踊りが中止となる。これまで春
の此花踊りと秋の温習会と二回にわたり演舞会を催してきたが、これ
以降、秋の温習会のみとなつた（一一月一五日「北國」）。

中止に追い込まれた一因は指導体制の崩壊があるが、ほかに震災恐
慌により多額の経費を捻出できない財政事情があつた。また、なによ
り最大の要因は踊り手不足にあつた。大正一四年の記事「此花踊りの
中止」には「一二三、音重、小豆、しのぶ、敏子、鈴江、久美松とい
ふ名取連の引退は確に経費以上の損害で東廓としては踊子の養成に重
きを置かねばなるまい。地方も鳴り物と同じ傾向を辿つ凋落して居
る」と中止の要因を技量をもつた芸妓の減少と分析している（四月七
日「北國」）。東廓の芸能発展をになつた第一世代の中心を咲、第二世

代の中心を音重・一二三とすれば、そのあとをひきつぐ次世代が育つ
ていなかつたのである。

西廓もまた同様の状況に陥つた。大正一年の「今昔話」は橋屋小
新・吉野屋しげ・越嘉琴など一五名の芸妓名をあげ、一七、八年前は
随分顔ぶれがそろつていたが、現在、客を楽しませる力をもつ芸妓は
少なくなり、さらに大姐さんの月見時やそのほか大勢の流行芸妓がわ
ずか一年の間に次々とやめてしまつたことで、若い芸妓の養成に大き
な影響が出でいると不安視し、とりわけ、芸妓の引き立て役・取締役
として尽力を尽くしてきた月見時の廃業による損失が大きいと記す
(六月二五日「北陸」)。

大正後期、なぜ東西両廓がひとしく一流芸妓不足に陥つたのだろう
か。そもそも人材育成の経済システムが崩壊したからといえないだろ
うか。つまり、芸の向上や舞台の成功のために資金援助をおしまない
旦那衆のような存在がいなくなつたからではなかろうか。明治後期以
降に東、さらに主計町に設置された演芸場は、旦那衆にかわる、新た
な資金調達手段となつたといえるが、そのほかに重要な収入源となつ
ていくのが大正後期以降増大していく大規模イベントへの出演であつ
た。つまり、旦那衆の後援から大衆向けの興行へと資金調達方法が変
質していったのである。以下、大正後期以降の芸能活動状況をみてみ
よう。

(二) 招魂祭を盛り立てる芸妓

一時、公共性の高いイベントへの出演を見送られてきた芸妓だったが、騒動から二年後、大正八年にはふたたび出演を増やしていく。同年、招魂祭関係者は「例年の寂寥を破つて市中の人気を煽る」ため、東西両廓にふたたび踊り出演の依頼をするとともに、ほか主計・北廓・愛宕に祇園囃子を繰り出すよう要請した。手踊りの舞台には、東廓は尻垂坂電車車庫内が、また西廓は香林坊下花屋敷跡が設定された（大正八年一〇月一九日「北國」）。

主要会場の公園近くであり、電車の便がいいという地理的利便性からとりわけ東廓の踊りの人気がすさまじく電車が停留場にとまるたびに雪崩のように会場に人が押し寄せ、車庫内は爪もたたない人気ぶりだつたという。

大正九年の招魂祭では、東廓は車庫内、主計町は演舞場で踊りを催す。また西廓は石橋付きの獅子を引き出し、北廓は芸妓が官女に扮装して祇園囃子を、さらにター婆が恵比寿や兎などに仮装した行列を行なつた（一〇月一九日「北國」）。翌年は東廓・主計町が昨年同様の場所で実施したが、西北各廊は内部の事情で参加を見送った（大正一〇年一〇月一六日「北國」）。大正一一年の招魂祭では明治三九年の中止以来、久々に公園内の舞台で四廊の手踊りが催され、以降、それが定番化していく。

大正一二年開始の金沢市祭では東廓・主計町が演舞場で、西北両廓は神明社境内の仮舞台で踊りを行なつた。新聞は「人氣の頂点」とそ

の盛況ぶりを伝える（六月一五日「北國」）。同一三年の市祭では兼六公園で三廊及び主計町（以下四廊）が踊りを催した。東廓芸妓の踊りの際は十重二十重の人垣ができたという（六月一五日「北國」）。このときはほかに市公会堂の祝賀会余興で、東廊の一流芸妓が金沢の市歌「二つの流れ程遠く」を踊りで演じ、西廓は長唄「連獅子」の素囃子を行なつた（六月一五日「北陸毎日」）。

大正一四年には兼六公園長谷川邸跡の舞台で四廊の踊りが行なわれた。新聞は観客の様子について「日頃の腕の冴もいと鮮かに踊り抜き三味や太鼓の音も面白く群がる觀衆を恍惚たらしめ」と報じた（六月一五日「北國」）。

昭和二年は諒闇のため遠慮したが、以降、毎年、兼六公園で四廊が踊りを披露するようになった。同三年には五〇〇〇人の見物客が集まつたという（六月一五日「北陸毎日」）。この年、同時期に宮市百貨店で石川県名産物展覽会が催され、そこでも関連事業として屋上で四廊が踊りを催したところ、主計町の際は入りきれない人気を見たといいう（六月一六日「北國」）。

昭和三年には北國新聞社が東京三越百貨店で「石川縣新興名産品陳列會」を開催した際、その余興に東廓芸妓らが踊りを披露した。会場は六階ホール、公演期間は四日間で、一日あたりの公演回数は午前午後の二回。番組は花翫曆色所八景と花競俄曲突。出演は唄方に諸江屋小照、玉初千秋・諸江屋松栄、三味に江戸屋友香、立方に山屋澄子・今初万歳。毎回一〇〇〇人の収容人数を満杯にしたという。その芸の

レベルの高さに江戸っ子は「本当に金澤の玄人衆か」と疑つたといふ（九月六・七日「北國」）。

昭和六年の金沢市水道通水式の出羽町練兵場での余興には四廓芸妓がそれぞれ踊りを催し（一〇月一六日「北國」）、また同一〇年の三越金沢支店の閉店一掃セールでは顧客をホールに招き四廊の芸妓の舞踊を鑑賞してもらうサービスを行なつた（八月二七日「北國」）。一流芸妓の活躍の場はもはや廓ではなく市街地のイベント会場となり、その出演料が活動資金となつていつたと指摘できよう。

（三）活況をみせる舞踊勉強会

都市祝祭への相次ぐ出演と輻輳するように、芸道研鑽への意欲も高まっていく。東廓の場合、昭和四年四月に若柳吉蔵の指導を仰ぐ若柳会を結成し、四月の後半に二日間にわたり、そのお披露目会となる舞踊会を尾山俱楽部で催した。季節からして、芸妓たちの間には実質、大正一三年で中止となつた春の此花踊りを復活させようとする意気込みもあつたのだろう。

このような勉強会の動きはほかの廓でも見られるようになる。北廓では昭和四年、藤蔭流の藤間静枝の指導のもと舞踊を勉強するために紫影会を結成し、一〇月には鍔甚楼でその披露会を催した（一〇月九日「北國」）。

勉強会の成果から、東廓は昭和六年頃にはふたたび活気がみなぎるようになる。東廓にかかる回顧録には「ひがしの踊の黄金時代とも

回顧できるのは昭和六年頃で、好子、敏子、勝子、光子、小千代、清子、綱次、帳六、咲子と九人も現役の名取がゐた頃であり、ひがしの踊子の過般がむしろ名取の傾きのやうにも奇現象を呈した時代であつたとみえる（昭和二一年六月二六日「北國」）。

東廓の活気はほかの廓にもひろがる。昭和一一年の新聞は、「金澤の舞踊界は近年非常に活氣を帶びて來た（中略）舞踊界が清新な氣分を芽生え出したといふのは全く金澤の花柳界がほんとうに藝道によつて自分の立場をつかまうとする空氣が濃厚になつてきた」とし、東は若柳流、主計は藤間流、西廓は西川流、北廓は藤蔭流・花柳流と互いに流派を差別化させ、技芸を競い合つていると報じた（五月八日「北國」）。

なお、このころ東廓の普段の指導の中核にいたのは、前掲記事にみえる敏子である。敏子は昭和一一年四月に若柳吉敏として名取りとなり、その名披露舞踊会を尾山俱楽部で盛大に行なつた（四月二十四日「北國」）。

昭和一一年頃とは芸妓が従来の芸を脱構築していくこうとする雰囲気に包まれていた時期でもあつた。同年六月に尾山俱楽部で催された「新作舞踊共演の會とタップとジャズと歌の夕」では、文字通り、タップアンサブルと四廊の芸妓の新作舞踊の共演が行なわれた（五月二三日「北國」）。

翌年七月には映画館・金沢劇場の盆興行で西廓若手連の「ステーデショウ」として西廓若手連の新舞踊大会が催された。このときの出演

者の写真をみると一部洋装で踊つていたとわかる（昭和一二年七月一三日「北國」）。

芸妓たちのかつてない踊り人気を受けてだらう。昭和一年に新たに始まつた金沢市商工祭でも兼六公園長谷川邸跡で「美女四百の踊り」が行なわれた（四月一九日「北國」）。翌年の祭りの踊りには「數萬の觀衆」が集まつたという（昭和一二年四月一九日「北國」）。会場風景写真が新聞に載るが、「数萬」は決して誇張ではないとわかる。

芸妓職域の形骸化がすすむ一方、一流芸妓らはさらにスター性を高めていったのである。

（四）郷土芸能化する芸妓舞踊

昭和以降における芸妓の踊りをめぐる最大の変化として注目されるのはその価値づけである。上編で同時期に有名観光地を背景にした芸妓写真が増加していくことを指摘したが、芸妓の姿だけでなくその芸も金沢の旅情をかきたてる宣伝媒体として活用されるようになる。

芸妓の芸が郷土の宣伝に活用されるようになる前提には、世紀転換期にドイツで生じた文学潮流の影響が日本に及んだり⁽⁶⁴⁾、また第一次世界大戦による戦争景気とその代償としての社会経済問題への対応策として国が各地の民衆娯楽を活用する民力涵養運動を開拓したりする事情があつた⁽⁶⁵⁾。

金沢で郷土芸能や民謡が関心を集めるのは大正一〇年頃である。と

りわけ人気を集めた芸能は二つある。ひとつは安来節⁽⁶⁶⁾。大正一〇年三月に一九席で男装あるいは女装の踊子が踊つたのがきっかけに人気に火が付いた。（一月二五日「北國」）。

もうひとつが小原（おわら）節⁽⁶⁷⁾。大正一〇年の記事によれば、大正二年に富山の共進会で披露したのをきっかけに人気となり、その後、本場の八尾町以外の周辺村落でも巡業隊が結成されたという（一月一二日「北國」）。

石川県の民謡では、山中節が全国的な評判を集めた。山中温泉の案内誌をひもとくと、大正二年大蔵一郎編・発行『山中温泉』、大正五年中曾根次郎編・発行『加賀山中温泉案内』などに山中節の歌詞が紹介され、大正初期には温泉名物として喧伝されていたとわかるが、全國的に著聞されるのは大正一三年以降である。

まず四月に京都の岡崎公園で開催された博覧会の余興として山中温泉の芸妓二〇名が山中節踊りを舞つた。記事によれば、従来の踊りでは不揃いで面白くないため、事前に中山女将のもと昼夜を問わず稽古をしたという（四月一七日「北國」）。さらに同年一〇月には小唄映画ブームにのつて山中温泉を舞台にした無声映画『温泉情話 山中小唄』が上映された⁽⁶⁸⁾。

これらのインパクトは大きく、大正一三年一〇月には陸軍大演習の観覧のために石川県を訪れる外国人向けに山中節の英訳が企画された（一〇月二六日「北國」）。また翌年には京都博覧会に出演した芸妓照葉一行が山中節の公演巡業を行なつた（大正一四年五月三〇日「北

國」。巡業の一例として名古屋の御園座の記録をみてみると、公演期間は四月一〇日から一三日にかけてで、小原節の歌い手の越廻家高麗藏と組み、小原節・松前追分・山中節など計一〇曲を披露したとする。⁽⁶⁹⁾

山中節・小原節などの郷土芸能は祝祭の余興としても人気を集めていく。招魂祭の出し物をみると、昭和三年に山中芸妓による山中踊り（四月一〇日「北陸」）、同四年に八尾連による八尾節踊り（一月二〇日「北國」）、同五年に三国踊り・白峰村神迎踊りが芸妓の踊りの合間に催された（一〇月二〇日「北國」）。また同一〇年の招魂社新殿慶賀際では、四廓の手踊りのあとに七尾まだら、能登穴水と高松町の獅子舞・松任千代尼踊りが出演している（四月一四日「北國」）。

そもそも小原節や安来節などの民謡が舞台芸能として人気を集めたのは舞踊家元などが振付けをし視覚的に楽しめるように工夫を凝らしたものである。そしてその舞踊披露を率先して行なったのは地元の芸妓たちだった。郷土芸能ブームをひろめた基盤には芸妓の芸能能力と流行に敏感な廓の商魂があつたといえる。

石川県の民謡で舞踊／廓芸能化された代表例といえば、加賀では既述の山中節、そして能登では七尾まだらがあげられる。まだらは昭和六年に藤蔭流の創始者・静枝が弟子である北廓の初枝の香林坊帝国座での舞台を見に来沢した際、地元の春風会の要望を受け、七尾の芸妓に即興で振付けをしたのが舞踊化のきっかけとなつた。静枝はその後、直接七尾にも出向いて芸妓の指導にあたつた（昭和六年三月八・

一〇日「北國」）。

民謡舞踊の人気が高まるものの、土地の有名民謡がない地方の廓が競つて導入をすすめたのが新民謡であつた。齋藤桂の平易明解な説明を引用すれば、新民謡とは土着の民謡にみられたような卑猥な表現などを登場しない、観光客が気軽に異郷の情緒を楽しめたり、住人が郷士愛を満たすことができる、「毒のない規格品」で、多くは東京で活躍する作曲家・作詞家・舞踊家が観光地からの依頼を受け量産したもので、某小唄・某節といったお定まりのタイトルがつけられた。⁽⁷⁰⁾

金沢の廓で新民謡導入の発端となつたのが北廓の上げざらいである。昭和三年の上げざらいで藤蔭静枝が稽古をつけた際、当人の新潟での稽古土産にと当地の「港踊り」を北廓に伝えた。

その後、内部から歌詞を金沢にちなんだものにかえ金沢踊りと命名したら面白いという提案があつたことから、北國新聞社の窪田流月に作詞を依頼した。唄は九月一五日に完成。関係者は、複数人数で踊れば北廓の名物となると期待したという（昭和三年九月一五日「北國」）。この北廓の動きに刺激を受けた面もあつたのだろう。昭和四年五月には松任の芸妓が前年の御大典にあわせ作られた松任節に振付けをした松任節踊りを松任劇場で公演した（五月二日「北國」）。

さらに昭和五年四月、北國新聞社は西町公会堂での「舞踊と小唄の夕」の開催にあわせ、「加賀百萬石の奮都として情緒ゆたかな特種のローカルカラーを持つ町として、旅人の憧れの地である金澤に、これまでその情緒を表した小唄一つもなかつた」とから、民謡作家の野

口雨情に作詞、藤井清水に作曲を依頼し、「金沢小唄」を創作した⁽¹⁾。

野口・藤井の両人が来県中の同月一五日に四廊の名取芸妓を集め、稽古をし（四月一六日「北國」）、それから二日後の一七日に主計町五人、東五人、西四人、北三人が、唄・三味線・踊・鳴物を分担し小唄を披露した（四月一九日「北國」）。

昭和九年にはコロンビアレコードよりA面金沢音頭、B面加賀小唄の構成でレコードが発売された。金沢音頭は若杉雄三郎作詞・大村能章作曲、藤本二三吉・伊藤久男吹き込み、B面は小梅吹き込みであった。その普及のため本社から河野達郎が来沢し一般市民や芸妓に振付け指導を行なった（六月二三日「北國」）。

芸妓は新民謡を媒体に郷土のキャンペーンガールとしての役割を徐々に強めていったわけだが、その立場を象徴する機会となつたのが昭和七年四月から六月にかけ金沢で開催された産業と観光の博覧会である。各種パビリオンのなかの拠点的位置にあつた演芸館で四廊の芸妓が新曲「四季の金澤」で舞踊を公演した。

作詞は土岐善麿、作曲は町田嘉章が、振付けは各廊が指導を仰ぐ家元が担当した。このときの出演芸妓を写真入りで紹介したのが昭和七年の宮田治三郎『新曲四季の金澤』（産業と観光の大博覧会協賛会事務所）である。踊りの師匠の写真を各廊の冒頭にあげており、公演パンフレットの体裁をとっているが、金沢美人写真集としても需要をみたであろう。掲載数は東廊八一名、主計町六四人、北五一名、西七九名で、過去の写真集にはない掲載数となつた。

翌八年、金沢市が先導し、補助金六五〇円をもとに官民共同の金沢観光協会が設立される。協会の事業目的のひとつとして「折角金澤市で旅情を慰めようとしても土地の民謡としては金澤小唄より他はない、また獨特の踊の如きものもないので、この際百万石踊り、兼六踊、金澤四季の踊りを考案して全市の藝妓に習得させ観光客を喜ばす」ことを掲げた（四月八日「北國」）。設立時の観光協会の会員六〇〇名のうち芸妓は一〇〇余名が占めており（一〇月一日「北國」）、実質、観光協会とは芸妓をキャンペーンガールとして公認する機能をもつたといえる。

昭和九年になると、金沢小唄などを盛んに県外からの団体客の前で披露するようになる。九年一月には、市公会堂で、雪の北陸観光のために東京から訪れた団体三五〇人の前で東廊芸妓が金沢小唄、四季の金澤を舞つた（二月二十五日「北國」）。翌一〇年一〇月に金沢ロータリークラブの一一行約一四〇人が訪れたときは、観光地をまわつたあと、下本多町の松風閣で「金澤小唄、山中節、舞踊」を演じた（一〇月一九日「北國」）。

金沢小唄は県外での観光キャンペーンでも活用された。昭和一〇年、市観光協会主催でサービスの改善をはかるために国内主要観光地の視察へ出掛けたとき、四廊の芸妓を引率し、行く先々で小唄・舞踊等を演じ、金沢を宣伝した（三月二六日「北國」）。

新民謡は観光旅客誘致のためだけなく廊のイベントにも活用された。武田俊輔によれば新民謡の最大の需要の場となつたのが盆踊り

だつたという⁷²⁾。実際、金沢名物となつてゐた錦華紡績の盆踊りの唄をみると、昭和九年は加賀音頭・加賀小唄・会津磐梯山などが用いられてゐる（八月一日「北國」）。

新民謡導入による盆踊り盛況の刺激を受けて、廓でも盛んに盆踊りが催されるようになる。そのさきがけは昭和七年の石川郡松任町辰巳町の遊廓大通りでの開催だろう。このとき小妓・老妓・若衆達数一〇〇人が踊つた（八月一三日「北陸毎日」）。

金沢では昭和一〇年に卯多須神社境内で金沢音頭などのコロンビアレコードの新作流行歌にあわせ愛宕芸妓総動員での輪踊りが（九月一〇日「北國」）、また翌年の夏には彦三大通りで、東廓・主計町の芸妓の鳴物演奏にあわせ芸妓と踊る盆踊り大会が催された（昭和一一年七月二十五日「北國」）。

（五）芸妓の兵士慰問

一流芸妓の芸は地域振興の核として昭和一〇年頃に高い評価を受けていたわけだが、同一以降になるとその華やかな世界は時局にそぐわないものとして抑制されるようになる。昭和一一年四月一九、二〇日の金沢産業協会主催の商工祭にはほかの宣伝パレードとの流れから当初芸妓の街頭踊りを計画したが、県保安課より実施を禁止され（四月一〇日「北國」）、結局、四廓の芸妓四〇〇人が兼六園長谷川亭跡で手踊りを舞つた（四月一九日「北國」）。

昭和一三年からは市祭での公演が見送られ、公共の場での披露も遠

慮せざるをえなくなる。金沢市味噌藏町の舞踊師匠の若柳吉敏が率いる梅柳会は時局柄公演を控えてきたが、同一三年六月に丸越ホールを会場に技芸奨励のために手軽な衣裳を着て公演を行なつた（六月一日「北國」）。

その後、芸妓の披露の相手は観光客や地元のファンから戦地の兵士になつていく。昭和一四年、四廓から一名ずつ選ばれた芸妓たちは、歌と踊りで兵士を慰問するために石川県初の芸妓隊として南京・漢口など中国へ向かつた（三月一九日「北國毎日」）。新聞で確認したのはこの一例のみだが、戦地で盛んに芸を披露したのではなかろうか。

一〇まとめ

以上、芸と色の相克という視点から幕末から昭和初期にかけての廓消費の変化をみてきた。明治三〇年頃から芸妓は娼妓との序列・対立性を明確にするため、また鉄道開通による県外客増加への対応のため、芸の向上をめざすようになつた。同時期に増大する都市祝祭への出演や旦那衆の資金援助もプロの芸能者としての成長を促した。

一方、登樓客の顔ぶれが旦那衆から軍隊へ移行し、廓消費の中心が色となつていくことで、娼妓への差別や身分規制から逃れるため、あえて芸妓身分の看板を掲げ娼妓稼業を行なう割合が増大した。結果、廓内の序列・対立性は芸妓と娼妓から、芸を本位とする一流芸妓と色を本位とする三流芸妓に変化していった。

このような廓の消費過程をみると、美人写真は単なる容姿美の鑑賞対象として片付けられないことがわかる。明治後期以降、美人写真の鑑賞が日常化していく状況と、芸妓のスター化や一方での芸娼妓の職域形骸化は連動していると考えるべきであろう。多くの男性にとって写真は彼方の舞台で踊る芸妓を間近に眺める媒体として、また色の欲望を喚起する媒体として流通したと想定できよう。

しかし、芸妓から見たとき、写真是異なる意義をもつたのではないかろうか。写真掲載された芸妓は日々芸の精進を重ねる一流芸妓たちであつた。自らの容姿の公開を通して芸妓はプロの芸能者としての誇りを抱いたのではないか。

つまり、戦前期における美人写真とは芸妓にとつて一流であることの存在証明の回路であり、かたや男性客にとつて芸妓の身体を身近にひきよせる媒体であるという具合に、双方で意味づけが乖離していた点にその特質をみいだせるといえる。

昭和を下ると、芸妓写真の新たな編集が行なわれる。上編で報告したように所属芸妓のほとんどを紹介した昭和一年の写真集『花揃え』、あるいは芸妓の姿態情報を中心にしたデータベース化事業など、芸妓を選別することなく網羅することに主眼がおかれる。つまり美人写真としての芸妓写真の歴史が終焉を迎えたのである。それは明治後期より顕在化した、芸と色をめぐる廓内の序列性・対立性が芸妓にとつても消費者にとつても後景化してしまった事態を物語ろう。

最後に注記しておこう。芸妓が色との相克を解決し、純粹に芸で生

きるようになるのは、いいかえれば一流芸妓のみしか生きられなくなるのは戦後からである。昭和三一年の赤線廃止に先立ち、すでに昭和二七年、東西北及び主計町の四廓は「廓」の文字の返上を宣言する（八月一六日「北國」）。色にかかるイメージの徹底した払拭を図つたのである。

翌年、東西主計町及び新町（北）の料亭熊井で組織している東西南北会が、上町と下町が業種を同一許可制度にしているのは承服できないと、県へ制度改革をもとめた（昭和二八年一月二九日「北國」）。昭和三三年、赤線廃止により下町が解体される。明治初期から続いた色と芸の相克はようやく終息したのである。

注

(1) 高久舞「金沢素囃子と金沢の文化」横浜記念金沢の文化創成財団編『金沢の伝統芸能調査』報告書（二〇一七）参照。

(2) 「色」という表現は、娼妓たちがおかれた過酷な労働状況を後景化させる恐れをもつが、あえて当該用語を用いるのは芸との二項対立性を明解化しやすいことと、廓は女性の身体だけでなく感情をも管理し、顧客との間に恋愛を仕向ける構造性をもつたためである。今回は充分検証できなかつたが、今後、廓（公娼制）研究は身体（性）と同時に感情管理の構造性を対象化する必要性があろう。なお、「色」について曾根ひろみは藩政期において「色を売る」は、「身体を売る」だけでなく、化粧や衣服に気をつかい、男達の機嫌をとり気持ちをひくようななまめかしさや媚をも売るという意味を含んだ概念であった」と説明する。『娼婦と近世社会』（二〇〇三・吉川弘文館）三一頁。また佐伯順子は藩政期に

遊廓が生まれた背景に「色好み」の伝統文化があるとし、さらに古典の登場人物に仮託される「色好み」について、「男女の交際を通して感情の機微を知り、和歌のやりとりなどによって、詩的、美的感受性を洗練する手段」であるという。『「色」と「愛」の比較文化史』（一九九八・岩波書店）三二一頁。

（3）女性史・ジェンダー史の近年のまとまった成果として、小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度—民衆史と国際関係史の視点から』（二〇一〇・吉川弘文館）、人見佐知子『近代公娼制度の社会史的研究』（二〇一五・日本経済評論社）、関口すみ子『近代日本公娼制の政治過程』（二〇一六・白澤社）、林葉子『性を管理する帝国—公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』（二〇一七・大阪大学出版会）がある。遊廓社会論に關しては佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会』（二〇一三・一四・吉川弘文館）、地理学からの成果に關しては加藤政洋『花街 異空間の都市史』（二〇〇五・朝日新聞社）を参照。

（4）藩政期の状況は、和田文次郎『稿本金澤市史 風俗編』（一九二九）、日置謙校訂『芝居と茶屋町』（一九三一・石川県図書館協会）、副田松園『加州金澤遊廓の變遷』『今昔』五卷二号（一九三四・小田原書房）、同『金澤花街の沿革』『観光の金澤』三・四号（一九三五・金澤観光協会）、同『金沢の花街—近世編』『世相史話』（一九五五・石川県図書館協会）、宮本由紀子『金沢の廓—近世女性誌研究会編『論集近世女性史』（一九八六・吉川弘文館）、花咲一男『江戸諸国遊里図絵』（一九九四）、前掲（3）人見佐知子補論、長山直治『化政期、金沢における芝居と遊郭の公認をめぐる論議について』『市史かなざわ』一号（一九九五）、同『芝居・遊郭・花火』『加賀藩を考える』（二〇一三・桂書房）、塩川隆文『卯辰茶屋町の住人はどこから来たか』石川県立歴史博物館編『城下町金沢は大にぎわい』（二〇一六）を参照。

（5）本岡三郎『金沢という街』（一九五九・金沢実業会）、『石川の女性史』

編集委員会 著石川県各種女性団体連絡協議会編『石川の女性史』（一九九三・石川県各種女性団体連絡協議会、『石川県史現代編』三（一九九四・石川県）『金沢市史資料編』一四（二〇〇一）、『古地図で楽しむ金沢』（二〇一七・風媒社）参照。

（6）本康宏史「[軍都]金沢と遊廓社会」『シリーズ遊廓社会』2（二〇一四・吉川弘文館）

（7）井上雪『廓の女』（一九八〇・朝日新聞社）参照。

（8）石川県立図書館編『石川県史料』第四巻（一九七四）四六頁。

（9）右掲同六四頁。

（10）坂本清泉・坂本智恵子『近代女子教育の成立と女紅場』（一九八三・あゆみ出版）一五九頁。なお、『石川県史料』第一巻（一九八二）九二頁には金沢女紅場は明治九年一月九日「坂町長田直吉等五八名ノモノ石坂町女工場ノタメニ金百円ヲ醵金ス」とある。

（11）石川県立図書館編『石川県史料』第一巻（一九八二）一三六頁。

（12）前掲（10）一六五頁。

（13）前掲（11）六四頁。

（14）前掲（11）七〇頁。

（15）開業の経過は拙稿「金沢の北廓（前）—成立から移転へ—」『加能民俗研究』五一号（二〇二〇）を参照されたい。

（16）前掲（8）六六頁。

（17）前掲（3）加藤政洋五三・五五頁。

（18）前掲（8）四六頁。

（19）日置謙『加能郷土辞彙』（一九四二・金沢文化協会）三三・七頁。

（20）廓の節分は拙稿「廓の俗信雜考」「加能民俗」一六三号（二〇二〇）で報告した。

- (21) 延若の初興行年は『石川県史資料 近世編(4)』(一〇〇三・石川県)
NO二二を参照。
- (22) 前掲(8)七五頁。
- (23) 前掲(8)一〇六頁。
- (24) 拙稿「名妓をもとめた時代—東廓浅野屋音羽の回顧録を読む—」『加能
民俗研究』五〇号(二〇一九)参照。
- (25) 「百ぞう」については石井良助『吉原』(一九七七・中央公論社)一三四
頁を参照。
- (26) 赤川学「売買春をめぐる言説のトレリック分析」江原由美子編『フェミ
ニズムの主張2 性の商品化』(一九九五・勁草書房)一六九頁。
- (27) 右掲(26)、牟田和江『戦略としての家族』(一九九六・新曜社)一三一
頁、前掲(3)林葉子第一、四章参照。
- (28) 前掲(8)七一・一八八頁。
- (29) 前掲(24)参照。
- (30) 拙稿「都市祭礼と芸妓—なぜ芸妓は加賀獅子の囃子方となつたのか—」
『民俗芸能研究』六八(二〇一〇)。
- (31) 棚木一良によれば越濱家(井筒屋)は大正時代に没落し台湾へ渡り没し
たという。棚木一良「金沢東西両廓盛衰史」『石川郷土史学会誌』第
一二号(一九七九)五四頁。
- (32) 副田松園『金沢の歌舞伎』(一九四三・近八書房)一〇五頁。
- (33) 芝加十郎父子については副田松園「金沢の歌舞伎—近代篇—」『世相史
話』(一九五五・石川県図書館協会)、藤田福夫「四世風冠十郎および明
治の加賀歌舞伎—劇場と地方諸優について—」『金沢大学教育学部紀要』
人文・社会学編一一(一九六一)を参照。菊川杏之助については小春庵
桃芽談話記事「金澤劇界の今昔」大正八年八月七日「北陸」参照。
- (34) 九月一日付「北國」には同座の営業許可は同月二二日までで、それが過
ぎれば「取毀」すとみえる。
- (35) 長助は明治二八年以降から亡くなる明治三五年までその芸名を名乗つて
いたという。『古今東西落語家事典』(一九八九・平凡社)一一一頁。
- (36) 前掲(24)拙稿参照。
- (37) 岡田万里子『京舞井上流の誕生』(一〇一三・思文閣出版)一六一頁。
- (38) 前掲(11)同。
- (39) 『校本金澤市史 風俗編』第一(一九二九)四八四頁。
- (40) 前掲(1)四頁。
- (41) レフアレンス共同データベース「金沢素囃子について」。
- (42) 前掲(30)参照。
- (43) 拙稿「金沢の北廓(後)」で報告予定。
- (44) 『加賀藩史料第一編』(一九三七)八〇五頁。
- (45) 前掲(4)『江戸諸国遊図絵』にも番付が掲載されている。
- (46) 前掲(8)一七五頁。
- (47) 森紫南編『加越能力士大鑑』(一九一二・巧玄出版)二五九~二六〇頁
- (48) 拙稿「香林坊の福助座」石川県立歴史博物館編『歌舞伎衣裳 繁縞をま
とう』(二〇一八・石川県立歴史博物館)一四七頁
- (49) 西廓の劇場建築計画が起きた前提に近くの泉町の動きがあろう。明治一
九年、劇場は浅野川沿いに卯辰末吉座・夷座の二劇場、犀川沿いに大國
座があつたが、同年五月に大國座が閉業する。それに目をつけたのだろう。
六月には泉町賀馬に大國座の劇場を移築する計画が出ている(明治一
九年六月一〇日「中越」)。
- (50) 前掲(31)参照。
- (51) 林琢編『金澤新繁自記』(一九〇一・宇都宮書店)九五~九六頁。
- (52) 前掲(42)参照。
- (53) 前掲(3)林葉子九六頁。

- (54) 牧野逸子「中村直と金沢の廢娼運動」『婦人新報』八月号（一九九九・日本キリスト教婦人矯風会）参照。
- (55) 北陸五十年史編纂委員会編『北陸五十年史』（一九三六・北陸女学校）二一九～二二〇頁。
- (56) 右掲（55）三八三・三八七頁。
- (57) 園田信子「六十年前の金沢と矯風会」『婦人新報』九月号（一九八七・日本キリスト教婦人矯風会）参照。
- (58) 前掲（54）参照。
- (59) 前掲（54）参照。
- (60) 前掲（55）一二九頁。
- (61) 前掲（54）参照。
- (62) 詳細は前掲（30）参照。
- (63) 前掲（54）参照。
- (64) 濱崎一敏「郷土芸術」の思想的背景——J.ラングベーンとA.バルテルス『長崎大学教養部紀要 人文科学篇』（一九九五）参照。
- (65) 伊藤純「近代日本と民俗芸能」（博士論文・二〇一五）第二章参照。
- (66) 安来節の歴史は川部康他編『山陰文化シリーズ第7 安来節』（一九六四・今井書店）を参照。
- (67) おわら節踊りの歴史はおわらを語る会編『おわらの記憶』（二〇一三・桂書房）第二章、長尾洋子『越中おわら風の盆の空間誌：『うたの町』からみた近代』（ミネルバ書房・二〇一九）を参照。
- (68) 小唄映画の詳細は笛川慶子「小唄映画に関する基礎調査—明治末期から昭和初期を中心にして」『演劇研究センター紀要』一卷（二〇〇三）を参照。
- (69) 藤野義雄『御園座七十年史』（一九六六・御園座）一九一頁参照。
- (70) 齋藤桂『裏 日本音楽史』（二〇一五・春秋社）一二四頁。

(71) 金沢小唄の歌詞は『底本野口雨情』第五巻（一九八六・未来社）二三五頁参照。レコードは昭和五年一〇月二四日に発売されたが、「北國新聞」記事にはその唄い手は雨情が選んだ「芸妓梅香」とあるが（昭和五年一〇月一四日）、小梅の誤りだろう。小梅の活躍は大島久雄「赤坂小梅と筑邦炭鉱文化」『九州大学総合研究博物館報告一五・一六合併号』（二〇一八）を参照。

(72) 武田俊輔「民謡の歴史社会学——ローカルなアイデンティティ／ナショナルな想像力」『ソシオロゴス』二五号（二〇〇一）一三～一四頁。

アイヌ像を描く絵馬

—能登・越後の遺例から—

戸 潤 幹 夫

—はじめに

先年、今石みぎわ・北原次郎太の両氏が中心となつて石川県内に伝存するイナウ奉納額が調査され、その成果が『海を渡ったイナウ アイヌと和人の文化交渉史の研究⁽¹⁾』として報告された。筆者も、共同研究者の一人として、絵馬研究の視点からイナウ奉納額に窺える和風習俗とアイヌ文化の融合について考察を試みたが、調査中に多くの関係資料を披見しながらその成果を十分に反映できなかつたことを反省している。ここでは、その関係資料のなかからアイヌ像をとりこんだ扁額絵馬（いわゆる「大絵馬」、以下単に「絵馬」という）を紹介し、その節を遂げたいと思う。

その後、アイヌ民族誌研究を主導する佐々木利和氏は⁽³⁾、越崎説を敷衍する絵の巧拙、制作年代、作家、画題、素材などの制約をいつさい設けない「広義のアイヌ絵」と、無文字社会に生きた近世アイヌの風俗を探り、民族誌の記述に資する条件を満たす「狭義のアイヌ絵」とに分類し、その広・狭二義を「アイヌ絵」と総称した。また、アイヌの風俗画を近世風俗画の一部門に位置付けたいとする新明英仁氏は⁽⁴⁾、「狭義のアイヌ絵」に沿いながら江戸時代中期から明治時

さて、近世・近代初期のアイヌをモチーフにした絵画は、一般に

代初期のオリジナルな肉筆画を「アイヌ風俗画」と定義し、「アイヌ絵」の呼称を用いない。五十嵐聰美氏は、両氏の定義に対しアイヌ絵が有する多面的な意義ゆえの観点の違いであり、「アイヌをモチーフとした絵画」という広義のとらえかたの上に、それぞれの観点に従った狭義のアイヌ絵を、体系づけていくしかない⁽⁵⁾と述べている。

本稿の立場は、「広義のアイヌ絵」をとりこんだ近世・近代の絵馬を対象とすることから、「アイヌ絵」の呼称を用いることにする。なお、筆者が絵馬のアイヌ絵に注目するのは、以下の理由による。

その第一点は、アイヌ絵の表現媒体として絵馬の占める位置が小さくなかったと推測するからである。そもそもアイヌ像を描く絵馬の制作は、主として市井の需要に応える町絵師が担つた。アイヌ絵の先駆者と言われ、「松前・江差屏風」の制作者としてその名が知られる小玉貞良は、絵馬も受注する町絵師であった⁽⁶⁾。また、最後にして・最大のアイヌ絵師として評価される平沢屏山は、「絵馬屋」の経歴をもつ町絵師で⁽⁷⁾、佐々木氏は「かれの絵に一貫して流れているものは絵馬的技法である⁽⁸⁾」と評している。こうしたことから、アイヌ絵の主たる発信源は、蝦夷地・北海道に居住しアイヌ風俗に接する機会をもち、絵馬屋としても活躍した職業絵師たちの役割が大きかつたのではないかと憶測されるからである。

第二点は、アイヌ絵を享受する媒体として屏風・絵巻・掛幅・錦絵・版画・画帳などさまざまな形式があるが、絵馬には他の形式にはない、絵馬ならではの特性を有しているからである。その特性とは、

絵馬は奉納という民俗の流儀をもつて社寺・堂などの信仰空間に常に公示され、見る者のリテラシーを超えて制作者のイメージが広く社会に開かれる、いわば「メディア」として機能するという点である。

本稿では、これらの点を踏まえながら、北陸の遺例をもとに「アイヌ絵馬」とそれを受容した地域社会との関係、さらには「アイヌ絵馬」に窺える蝦夷・アイヌ観について考えてみようとするものである。

二 義経蝦夷渡図絵馬

石川県羽咋市瀧屋神社蔵

(1) 近世一ノ宮村と瀧屋神社

紹介する絵馬を所蔵する瀧屋神社は、能登半島西海岸（外浦と通称される）の中ほどに位置する羽咋市一ノ宮町に鎮座する。祭神は大国主命を祀り、境内社として魚取神社がある。一ノ宮町は、その名が能登国一ノ宮の氣多社が所在することに由来し、近世・近代を通じて一ノ宮村と称した。江戸時代後期の一ノ宮村は、安政三年（一八五六）「甘田組明細帳⁽⁹⁾」によれば、草高三百八拾八石五斗、戸数一一七軒で人口五七七人を数え、外浦街道の「駅所ニ而往古ハ家数も多舟商売稼方潤色ニも相成り候得共・・・」とあって、稼として曳網獵・塩焼・日雇賃取・木綿質織があり、小物成銀として山役・苦竹役・渡海船役・獵船役・曳網役等を納めている。船には渡海船三艘、獵船六艘、浅入船十一艘を保有したとみえる。

これによれば、田畠を中心とした山野の生業に加え、漁業や海運業を担う者も少なくなかつたことが知られる。海運業では、当村から明治時代に能登最大の北前船王となり、浪速財界の三羽鳥として「銀行の鴻池、鉱業の古川、海運に西村」とうたわれた西村屋忠兵衛が輩出している。同社の鳥居には、「弘化三年四月吉日大坂幸町／綿谷喜兵衛／同喜助／當村／正徳丸儀衛門／大栄丸忠兵衛」と刻まれ、一ノ宮村出身で大坂の海商綿谷喜兵衛・喜助が持ち船の沖船頭を務めた同村出身の儀衛門・初代忠兵衛とともに寄進したことが知られる。

また、同社拝殿には、「義経蝦夷渡図繪馬⁽¹⁰⁾」と十一点の船繪馬が掲げられている。すでに朽ちて廃棄された繪馬・奉納額もあつたと思われるが、海上信仰に関わる奉納品で占められているのが大きな特徴である。同社の船繪馬を調査した三浦ゆかり氏によれば⁽¹¹⁾、明治時代のものが九点、大正時代が一点、年紀不明一点で、内五点が西村屋の関係者によるものとされ、その繁榮ぶりを窺わせる。

(2) 「義経蝦夷渡図繪馬」の概要 図1

額面は天地八九・八^{せき}、幅一五〇・五^{セン}を測る。桐材の板地に彩色し、墨塗りの額縁を付す。画面の構図は、画面向かって右に松の枝ぶり、左に白波を配した白砂青松のフォルムを舞台にしている。画面右の松樹の下には、甲冑姿の武者が床几に腰かけ、その脇に二人の甲冑姿の従者がひかえる。床几に座す人物は、腰に毛鞘の太刀を佩き、矢を背負つて左手に長弓をもち、源氏のシンボル笠竜胆の紋を付す鎧を



図1 義経蝦夷渡図繪馬 嘉永2年（1849） 羽咋市瀧屋神社 藏

まとい、鉄形と竜頭の前立てを飾る兜をかぶる。

対する画面左の波打ち際には、袈裟頭巾をかぶり七つ物を背負う鎧姿の人物が座る。その傍らには、中心人物と対峙して、矢筒を背負い膝前に短弓を置いて跪坐する二人の人物を布置する。その二人の容貌は、つむじが禿げた蓬髪で、眉が一文字につながり、長鼻で口と頬に豊かなヒゲをたくわる。衣服は、一部式とみられる上衣の上に毛皮らしき肩掛けと腰袋を纏っている。

これら登場人物についてみると、笠竜胆の紋を付す鎧の中心人物は源義経、七つ道具を背負う袈裟頭巾の人物は弁慶を表象する記号であることは論を俟たない。跪坐する一人の人物は、和人と区別できる異国・異域の人びとであることを実感させる描写となつており、その容貌と所持品の短弓から江戸時代の和人から「エゾ」と呼ばれたアイヌであろう。したがつて、本例は蝦夷島に渡つた義経主従とアイヌとの対面を表す、いわゆる「義経蝦夷渡伝説」（義経入夷伝説ともいう）に取材した一場面であると判断される（以下、本例を瀧屋神社本といふ）。

画面上には「奉納」、同右下に「仁右衛門／竹松／藤七／辰治郎／寺家平作／権左衛門」、同左下に「嘉永二酉三月吉日」と読める墨書き銘がある。その六名については、どのような社会関係にあつたか分からぬが、地元一ノ宮村だけでなく隣村の寺家村の人も加わっており、共同体規制を超えた関係にあることが注視される。

ただ、「義経蝦夷渡伝説」という極めて珍しい特異な画題であることに

鑑みれば、伝説の舞台である蝦夷地（ここではアイヌモシリ・和人地を含めた蝦夷島という意味で使う）を活躍の舞台とした人びと、さしあたり「カイズミ（賈積）」あるいは「北前船」と呼ばれた渡海船の船乗りたちが想起されるのではないか（¹²）。

その根拠となる史料はないが、その傍証として①「一ノ宮村では地元のみならず他国の渡海船に従事した船乗りを多く輩出してきたこと、②蝦夷地に赴くことの多い「カイズミ」の船乗りは、義経蝦夷渡伝説やその伝承地を見聞すること、③瀧屋神社の拝殿は多くの船絵馬で飾られ、海上信仰を体現する信仰空間に莊厳されていること、④本絵馬が奉納された旧暦の三月は、現在は一月に執り行われている「船方祭」の月にあたること、などを挙げることができる。渡海船以外では、蝦夷地への出稼ぎ（¹³）も考えられ、漁業従事者等として蝦夷地に赴く人もいたとも憶測されるが、そうした史料は見出せない。

(3) 義経蝦夷渡伝説を主題とする絵馬の先行研究

神社の拝殿を飾る絵馬の画題には、軍記物に取材した武者絵馬が実際に多く、なかでも判官物は絶大な人気を誇り、主流の位置を占めていると言つても過言ではない。しかし、義経蝦夷渡譚に取材した作例は極めて少なく、管見の限りでは本例のほかに北海道に三例が知られるにすぎない。

義経蝦夷渡伝説の絵馬を初めて世に紹介したのは、アイヌ絵研究者

で北海道の絵馬文化にも関心をよせた林昇太郎氏である。林氏は幌内炭鉱の中心地に近い三笠市幌内神社に伝存した明治十九年（一八八六）奉納の武者絵馬に着目し、「義経蝦夷渡り伝説図絵馬」（以下、「幌内神社本」という）として検討された¹⁴。その構図は、島影を遠望する波打ち際で笛竜胆の紋を付す甲冑姿の武者と向かい合う三人のアイヌ像を描くことから、『義経勲功記』（内容は『義経蝦夷勲功記』卷之一の「放荒地にて、菅生太郎の弟、天浮羅、漢浮羅の二人、御味方となる」の挿絵、さらには松浦武四郎が著した『蝦夷訓蒙図彙』卷の二の「源義経 弁慶」図との類似から、それら先行する作品を参考にしてアイヌを帰属させる場面を描いたものと考えた。作者については、「白鱈」の落款から日本画家でアイヌ絵も手掛けた北條玉洞によるものとした。また、深読みを慎みながらも、この絵馬の理解には江戸幕府がアイヌに対する同化政策に義経伝説を積極的に利用した前史を踏まえ、炭鉱開発の拠点となつた幌内での北海道開拓やアイヌとの関係を探るべきであるとも述べ、義経伝説が内包するイデオロギー性についても視野に入れる必要性を暗に示唆している。

その後、春木晶子氏は市立函館博物館および上ノ国町上ノ国八幡宮所蔵の「アイヌ風俗絵馬」二点について分析された¹⁵（以下、前者を「函館博物館本」、後者を「上ノ国八幡宮本」という）。函館博物館本は、安永四年（一七七五）の紀年銘を有する義経蝦夷渡伝説絵馬としては最古の遺品である。その構図は、床几に座す甲冑姿の義経に対し跪坐する三人のアイヌが三本の巻物と鯛を捧げて拝み、三人の右脇に男女二人が立つ。脇に立つ男は、立ち尽くす女を慰めている様子で、春木氏は義経に思いを馳せる女とみる。

一方、上ノ国八幡宮本は明治十五年（一八八二）の年紀のほかに奉納者の氏名・年齢と「為病氣平癒納之」と墨書する奉納意趣とが知られる作例である。その構図は、一〇〇年前の函館博物館本を踏襲しているが、脇に立つ男女に代わって男の子が描かれ、供え物は鯛がなく三本の巻物だけという違いがみられる。

春木氏は、これら二点の構図が歌川国芳の錦絵「為朝と疱瘡神」に類似が認められること、函館博物館本にいわゆる「赤絵」にみる疱瘡除けの護符として描かれる鯛を位置していること、さらには上ノ国八幡宮本に「病氣平癒」の奉納趣意が読み取れることなどから、これらの風俗絵馬は疱瘡除けの祈願あるいは報謝に関わるものであると論証された。つまり、春木氏は、義経伝説と為朝伝説の相似性と赤絵に用いられるモチーフに着目し、これらの絵馬が義経蝦夷渡伝説に仮託した悪疫退散を主題とする心意を読み解くという卓説を披露された。春木氏が、これらの絵馬を蝦夷渡伝説馬と呼ばず、あえて「アイヌ風俗絵馬」と呼称しているのも、そうした「疱瘡除け」の奉納意趣のみならず、画題をことさら文芸作品との関係を探ることはせず、在地社会に浮遊する義経伝説に接点をもとめて、民俗の足元から絵馬奉納を見つめようとする視点によるものと推測される。

では、そもそも義経蝦夷渡伝説とはどのような話なのであろうか。周知のように、義経が蝦夷に渡つたとする伝説には二通りある。一つ

は、室町期の御伽草子『御曹司島渡』や後の古淨瑠璃の影響をもとに流布した平家征討前の若き義経を主人公とする異界遍歴譚である。いま一つは、衣川の合戦後に蝦夷が島へ落ち延び、武威をもつて島の大将・大王とも神ともなり、さらには大陸渡海へと発展する英雄不死伝説である。

前者は、平泉を出た義経がさまざまな島を経て蝦夷が島に着き、かねひら大王が有する「大日の法」という兵法書を奪うために大王の娘（天女）と契りを結んで巻物を入れ、奥州に帰り、その「大日の法」によって平家征討がかなつたとする筋書きである。金田一京助によれば、こうした「御曹司島渡」をベースとした伝承は、松前氏入夷以前に金堀工夫などの和人によって蝦夷地にもたらされ、アイヌ社会でも義経をアイヌの伝説の英雄オキクルミになぞらえて語られていたとされる⁽¹⁶⁾。それは、「蝦夷地場所で働く和人の間に定着し、アイヌの人たちにも何がしか浸透して長く語り継がれてきた⁽¹⁷⁾」といふことであり、蝦夷地に来た和人たちが「アイヌの人びとに親しまれていた英雄物語を、都合良く義経伝説へと読み替えてしまつた⁽¹⁸⁾」というものが真相であろう。

そうして置き換えられた英雄伝説に取材した絵馬こそ、春木氏の紹介する函館博物館本と上ノ国八幡宮本であるといえる。両本に描かれた義経の脇に置かれた蝶足膳の巻物は、アイヌが義経に奪われたと唱導されてきた怪しき巻物であり、また、函館博物館本の女は義経との別離の悲哀を描写していることから、『御曹司島渡』をベースにした

伝承からの素材利用は明瞭である。

一方、後者の衣川合戦後の義経蝦夷渡伝説は、江戸時代に入つてから生まれた。その文献上の嚆矢は、寛文十年（一六七〇）の序のある林春斎の『続本朝通鑑⁽¹⁹⁾』卷七九に、俗伝として義経は衣川で死なず蝦夷に逃げ子孫を残した、と伝えるのが初見とされる。その形成過程については、菊池勇夫氏⁽²⁰⁾、倉員正江氏⁽²¹⁾などの研究がある。

なかでも歴史学の立場にある菊池氏は、この期に誕生した義経蝦夷渡伝説とは、もともと蝦夷地にあつた「御曹司島渡」をベースにした古態の伝説がシャクシャインの戦いを契機にして中央に寄せられ、考証学的な粉飾を纏いながら読み替えられ「幕藩体制国家の華夷秩序システムに極めて都合のよい物語⁽²²⁾」として中央知識人によって創作・捏造された政治伝説であると論じられている。

こうして政治的意図のもとに誕生した伝説が、史書での考証のみならず数多くの文芸作品の中で脚色され民衆に広く浸透していくことは、島津久基氏の研究⁽²³⁾によつて知られるところである。一般に、こうした伝説が全国的に流布したのは、元禄以降のこととされる。演劇界においては、近松門左衛門が宝永三年（一七〇六）初演の『源義経將墓経』にいち早く取り入れ、軍談作家の馬場信意は正徳二年（一七一二）に『義経勳功記』を刊行し、義経蝦夷渡伝説の広がりに大きな影響をあたえる一書となつた。それらは、義経一代記の一部をかたる英雄終焉譚に過ぎなかつたが、明和五年（一七六八）に藤英勝が『通俗義経蝦夷軍談』を著し、蝦夷征伐の戦況を主題とする読本に仕

立てられた。その後、読本の全盛期になると嘉永六年（一八五三）に永楽舎一水著・橋本玉蘭画の『義経蝦夷勲功記』が出版され、挿絵をともなう娯楽性の強い合戦物へと発展していった。

金時徳氏は、こうした義経蝦夷渡伝説をもとにした読本の新展開にロシアの南下という時代背景を見据えながら、近世文学に潜む「異国征伐」の論理・言説を炙り出そうとしている²⁴⁾。このように、近世に誕生した義経蝦夷渡伝説は、その誕生から政治的な色彩を帶び、中核メディアの文芸作品を介して「武威」による異国統治というイデオロギーが人々の心性に内面化されていくという傾向を辿つたといえる。

こうした近世的な義経蝦夷渡伝説の文脈は、民衆の絵馬文化にどのように作用したのであるか。こうした観点から注目されるのが春木氏の『義経蝦夷渡伝説図をめぐって²⁵⁾』と題する論文である。春木氏は、書物・錦絵・絵馬などに描かれた義経蝦夷渡伝説図を三つのカテゴリに整理・分類したうえで、義経もしくは義経主従と、彼らにひれふすアイヌ像を描く構図（春木氏はCグループと分類、以下「構図C」という）について考察し、その構図の種は義経蝦夷渡伝説とは異なる他の画題を種として定型が作られ展開したと論じた。また、林氏が『義経蝦夷勲功記』もしくは『蝦夷訓蒙図彙』の挿絵に場面同定を試みた幌内神社本についても『天満宮実伝図絵』にみえる道真と在地の人びとを描いた挿絵を参考にしたものとして異議を唱えている。

換言すれば、義経蝦夷渡伝説図の絵馬が採用する構図Cは、義経蝦夷渡伝説の文脈で組み立てられたものでなく、錦絵「為朝と庖瘡神」のような民衆の異界観念に基づく既存のイメージを種として組み直されたものというのである。ただ、その構図に貫かれた文脈については、「異界」・「他者」へのまなざしを視野に入れながらも言及されていないのが惜しまれる。

では、それらと同じ構図Cの範疇にある瀧屋神社本はどのように理解されるのであろうか。

(4) 瀧屋神社本の種本

先述したように、図1に示した瀧屋神社本は、波打ち際を舞台にして右に義経、左にひれふすアイヌを布置する構図である。これは、物語が右から左に展開する絵巻物の方向性に沿うもので、蝦夷に渡った義経が異界の住人と対面するという時間の流れを示している²⁶⁾。蝦夷島に上陸して陣を張る義経一行とアイヌの人びとの対面場面は、林氏が幌内神社本の場面同定として引く永楽舎一水著・橋本玉蘭画『義経蝦夷勲功記』の「放荒地にて、菅生太郎の弟、天浮羅、漢浮羅の二人、御味方となる」の挿絵と類似するが、次の点で異なる。『義経蝦夷勲功記²⁷⁾』では、ひれふすアイヌが四人、義経を取り巻く従者が弁慶に加えて六人の武者が描かれる。それに対し、瀧屋神社本ではアイヌが一人、従者が弁慶のほか二人に過ぎない。そもそも『義経蝦夷勲功記』は嘉永六年の出版で、瀧屋神社本はその四年前の奉納

で、その挿絵の影響は考へらない。したがつて、瀧屋神社本は、それに先行する別のテキストをもとにイメージされたと考えられる。

結論からいえば、瀧屋神社本は『通俗義経蝦夷軍談』巻三が語る、白紙（神）鼻の陣において蝦夷の海満呂・海満林兄弟が義経に帰伏し、蝦夷地の地理を語り聞かせる場面を描写したものとみられる。

『通俗義経蝦夷軍談』については、梅原達治氏⁽²⁸⁾によつて北海道立

図書館本の翻刻がなされ、菊池氏⁽²⁹⁾も蝦夷渡伝説の広まりに影響を与えた一書として、その内容と構成について詳しく論じられていく。

その話の筋は、秀衡の遺書によつて蝦夷に渡つた義経一行が、父の仇敵志夫舎理の首長丹呂印を討ちたいとする秋田尚勝とともに、海満呂・海満林兄弟の協力を得て上ノ国を攻略し、そこを居城にして義経の前にはかかる首領を攻め滅ぼし、遂に丹呂印を討つて凱旋するという蝦夷征伐譚である。

瀧屋神社本の場面を理解するには、前段からの説明が必要である。

蝦夷地の形勢を窺わんと島を見廻る片岡八郎弘常と秋田次郎尚勝が蝦夷人の海満呂と遭遇する。片岡らは海満呂を陣に連れ帰り、義経の前で蝦夷地の仔細を尋ねたところ、地理に詳しい弟を連れてくることを約束する。そして、

明くる日午刻、海満呂は約を違はず義経に帰伏し、海満林を連れ来る由を申す。義経悦喜斜ならず。この白紙鼻より久魔伊志までは、およそ四百里と聞きしに、夜前彼所に帰えり、即時に今日、海満林を伴い来る事を怪しみながら、兩人を御前に召され、遙か

という場面へと展開する。

この一節と瀧屋神社本の場面を照合すると、二人のアイヌは海満呂と海満林兄弟であり、義経の脇に立つ家来が秋田八郎尚勝と松前の通事もしくは片岡八郎弘常ということに同定できよう。これは、『通俗義経蝦夷軍談』の影響が絵馬にまで浸透していたことを物語るもので、菊池氏が指摘する同書の影響の大きさが知られる。おそらく、『通俗義経蝦夷軍談』が広く民衆に流布するなかで、白紙鼻での義経とアイヌ兄弟との邂逅場面のイメージも流通し、定番図像として絵馬屋などの町絵師に作用していったものと考えられる。その後、その情景は橋本玉蘭による『義経蝦夷勲功記』になると、その定番図像が義経の家来と帰伏するアイヌの双方を増員して再生産されていったものとみられる。

このように、瀧屋神社本が『通俗義経蝦夷軍談』の影響を受けていふとするならば、もとより二通りの義経蝦夷渡伝説があつたように、絵馬にも古態の御曹司島渡をベースにした函館博物館本や上ノ国人幡宮本の類と、近世に誕生した蝦夷征伐譚が作用した瀧屋神社本や幌内

神社本の二種があるといえる。

そして、それら二種の義経伝説絵馬は、図像の素材利用を異にしながらも、春木氏が着目したように「義経にひれふすアイヌ」という構図を採用することで一致している。この義経蝦夷渡伝説図絵馬に貫かれた文脈を読み解くことが、民衆レベルでの近世蝦夷觀を窺う手掛かりになるのではなかろうか。

(5) 義経蝦夷渡図絵馬の構造

義経蝦夷渡伝説に描かれる甲冑姿の義経像は、鍔形の前立て飾る兜を被り、太刀を佩き、長弓を持つ。これらは、卓抜な戦功をあげた義経たらしめる不可欠な要素であり、なかでも弓箭は武勇の象徴であった。春木氏が義経像との相似形を認める為朝像もまた、強弓の使い手として名高く、弓は必須のアイテムである。高橋昌明氏によれば、こうした勇武を誇った武者は、「生ける破魔矢」としての効果が期待されたとされる^{〔31〕}。また、鍔形はアイヌの人びとから除災厄除の靈力を備えた宝物として崇められたことから^{〔32〕}、義経の「武威」がアイヌの人びとにも尊崇されていたと付会する記号である。

一方、義経に帰伏するアイヌ像は、伝説の舞台が「異国」・「異界」と意識された蝦夷島であることを示すコードである。瀧屋神社本のアイヌ像は、アイヌ絵師の手になるとみられる北海道の作例とは異なり、上衣の表現として切り伏せ文様がなく、毛皮らしき片掛けと腰裳を纏うなど、筆者には聖徳太子絵伝堂本家所蔵本^{〔33〕}に描かれる中

世蝦夷の図像を継承する残像のように思え、アイヌを身近にした絵師によるものとは思えない。

絵師の詮索はさておき、黒田日出男氏は『御曹司島渡』の蝦夷像に多層的な「異界」・「異人」のイメージを析出している^{〔34〕}。黒田氏によれば、「異界」は「鬼」の住むところであり、中世後期の頃より「他者」を「鬼」に見立てて退治や征服の対象として描き出すようになったとされる。これは、義経蝦夷渡図絵馬の構造を理解するうえで核心となる示唆を与えてくれる。すなわち、義経蝦夷渡図絵馬に貫かれた文脈は、「武威」をもつて異界の「鬼」＝「他者」を征伐するという構図であり、義経はそれを体现し、「他者」からは大王、さらには神としても尊崇される「徳」あるシンボルとして表象されているといえる。この義経像こそ、近世に創造された義経蝦夷渡伝説のイデオロギー性の核心をなすものであり、近世の日本とアイヌ民族との「附属的平和関係」を維持する世界観と神國の武威を可視化するものであつたといえる^{〔35〕}。

換言すれば、跪坐するアイヌ像は、義経の「武威」と「徳」を高める引き立て役にさらされているのである。こうした構図は、床几と馬上の違いはあるが、聖徳太子絵伝に太子十歳の事績として描かれる「千島・蝦夷鎮撫」の場面にも遡及できる構造でもあるといえる。これらは、児島恭子氏が分析する古代からの系譜につながる「徳」をもつて皇化を進める一貫した蝦夷觀^{〔36〕}と言えるのではなかろうか。

江戸時代の和人たちは、そうした「異界」に対する基層観念を母胎

にして、疫病を「鬼」と結びつけるなどして、多様な意味付けをして絵馬を奉納してきた。函館博物館本は、その好例であり、春木氏はアイヌを異界の鬼＝疱瘡神に読み替えた民俗社会を炙り出したといえる。それは、祇園祭において神功皇后の渡韓伝説が鬼退治に見立てられ、降参した鬼に献上物を捧げるという民衆の物語に転換・再生されたとする、塚本明氏が紹介する事例⁽³⁷⁾とパラレルな関係にあるといえる。

では、瀧屋神社本の奉納趣意は奈辺にあつたのであるうか。瀧屋神社本では、疱瘡神をはじめとする疫病と結びつく図像や銘文は見られないが、アイヌ像を取り込むことによつて見る側に「異国」・「異界」観を伝えるに十分なインパクトを与えたとみられる。仮に、前述の理由により瀧屋神社本の奉納者が蝦夷地交易に携わった船乗りであつたとする推測が許されるならば、「異国」・「異界」に渡島する不安や怖れ、あるいは無事帰還できた報謝から生まれた航海安全を体現する絵馬として位置づけられないであろうか。

というのは、能登の船主集落や船乗りの供給源となつた浦方の神社では、多くの船絵馬にまじつて神功皇后伝説絵馬を奉納し、異国征伐譚を航海安全の画題としている例が散見できるからである。例えば、船主集落で有名な輪島市門前町黒島町の若宮八幡神社では、船絵馬のほかに『日本書紀』に取材した「神功皇后鮎占図」、中世神話として再構成された『八幡愚童訓』などの新神功皇后譚に取材した「磯童千珠満珠獻上図」、さらには応神天皇を抱く武内宿禰を描いた「応神禰

抱図」が掲げられている。それらは、神功皇后が三韓征伐を成し遂げることのできた核心となる奇瑞を描写し、異界とも交渉できる皇后を航海神として表象することにあつたと考えられるからである。⁽³⁸⁾

このように、民衆レベルの絵馬奉納には、取材した文芸テキストの主題に必ずしも拘泥されず、願主の多様な趣意によつて画題の意味が変容する柔軟性がみられるのである。こう考えると、神功皇后伝説と同じく異国征伐譚を主題にする『通俗義経蝦夷軍談』に取材した瀧屋神社本もまた、異域渡航の英雄となつた義経に仮託した海上信仰の絵馬であつた可能性があるといえる。換言すれば、海を活躍の舞台とした能登の船乗りたちは、船絵馬や神功皇后伝説図のみならず、蝦夷地との交易を通じ義経蝦夷渡伝説という航海安全を祈る新しいイメージを得たのである。それは、蝦夷地を知る者のみが選択できた「土産話」の詰まつた画題でもあつたとみられる。

三 熊送り図絵馬

新潟県柏崎市西山町御島石部神社蔵

(1) 御島石部神社と奉納絵馬の概要

本絵馬は、柏崎市立博物館の渡邊三四一氏によつて知られた「アイヌ絵馬」の新例である。平成三〇年（二〇一八）に同館の早川美奈子氏と渡邊氏によって御島石部神社および境内社の奉納物の調査がなされ、「熊送り図絵馬」として報告された資料である⁽³⁹⁾。報告では、同社の奉納物全般の概要把握が主目的であることから、「熊送り図絵

馬」の構図や作者等の仔細については触れられていないので、両氏の理解を得てあらためて紹介することにした。

まずは、「熊送り図絵馬」の理解を深めるにあたり、早川・渡邊氏の報告に導かれながら御島石部神社と石地村について述べておきた。御島石部神社は、日本海に面する柏崎市南部の西山町石地に鎮座する。大己貴命を祭神とする『延喜式』神名帳に名がみえる論社で、

近世・近代を通じて石地村の総鎮守として崇められた。境内には、早川・渡邊氏が近世中期以降の勧請と推定する金刀比羅神社が祀られている。

近世の石地村は北国街道沿いの宿駅であるとともに、宝永二年（一七〇五）「石地浦船数御改帳⁽⁴⁰⁾」によれば、漁船・磯見船が五一艘、

十一～三人乗りの廻船七艘を保有する海村で、沿岸漁業とともに渡海船による船稼ぎの村でもあったことが知られる。

早川・渡邊氏の調査は、そうした石地村の特性を奉納物から浮かび上がらせた。報告によれば、本殿では延享五年（一七四八）在銘の「法楽俳句奉納額」を最古にして三十二点の多彩な奉納物が確認され、宿場町の商家且那衆による近世の和歌・俳額のほか、海上安全を主題とする「武内宿祢図絵馬」、「石地漁場図」（柏崎市立博物館寄託）や和船模型・寄進札などの廻船や漁業に関する明治期の多彩な奉納品がみられた。そうしたなかで、ひときわ異彩を放つ「熊送り図絵馬」が正中に向かって左の長押に掲げられている。

また、金刀比羅神社では、航海中に時化にあつた船乗りが、神仏加

護を求めて切つた鬚の奉納額が七面も残されており、北前船関係者のみならず地元近隣漁民によつても奉納されたことが明らかにされている⁽⁴¹⁾。このように、御島石部神社と境内社金刀比羅社の奉納物では、廻船と漁業関係者によるものが際立つてゐるのが特徴である。

② 熊送り図絵馬の概要 図2～7

熊送り図絵馬は、絵馬の体裁としては極めて珍しい絹本着色である。本紙は天地四三・五cm、幅九五・七cmを測り、六八・三cm、幅一二二・五cmの額装に仕立てた。本紙の周囲を広く金箔貼りを施して品格を高め、黒塗りの額縁を付す。画面には、アイヌ民族の熊送り儀礼（「イオマンテ」称され、「熊祭り」とも訳される）の行程のなかから、カムイノミの場面を左上からの視点で俯瞰して描く。（図2・3）。

画面右上に「戊戌夏至應需／寫於溫陵客次／竹石 印 印」の款記がある。落款印は、白文方印が「寛造」、朱文方印が「竹石」と読める（図7）。同右下には「高橋喜蔵／獻納」、左端に「明治三十二年一月」と墨書する。

絵馬の体裁は、伝統的に板地であることが基本であり、絹本仕様の本例は、発注当初から絵馬奉掲を目的としていたか疑わしいが、版画製の船絵馬のように紙本を板地に貼付けたもの、あるいは加賀地方でみられる障子張りの手法を用いた「障子絵馬」、さらには漆地・陶製・石製など、その素材が多種に及ぶことからすれば絹本製の絵馬もあり得ることである。そして何よりも、画面中には奉納者によるとみ



図2 熊送り図絵馬 明治32年（1899） 柏崎市西山町御島石部神社 藏

られる「献納」の墨書き銘があるように、法樂あるいは何らかの祈願・報謝の意図をもつて奉納された絵額であることが明白があるので、絵馬の概念を逸脱するものではないといえる。

では、場面の構成からみていくことにする（文中の番号は図3トレース図と対応）。祭場には、花幕座（チタラベ）が敷き詰められている。画面に向かつて左手には、チタラベを張つて三方を囲む祭壇（ヌササン）が設けられ、その下手に祭儀（カムイノミ）に集う人びとが描かれる。祭壇中央には、靈となつた熊の遺体（キムンカムイ）①が安置され、その背後を首飾り②（タマサイ）、木幣（イナウ）③、弓（ク）④、矢筒（イカヨブ）⑤、刀帶（エムシアツ）にかけられた宝刀（エムシ）⑥、行器（シントコ）⑦等、カムイへの土産である宝物類で飾る。

祭壇の前では、陣羽織（チンパオリ）を着用し儀式用の冠（イナウル）を被る正装の男⑧（図4）がカムイに対峙し、左手に天目台（タカイサラ）に置かれた酒の入った杯（トウキ）を持って祈りを捧げている。その男の左脇前には、天目台・杯・捧酒箸（イクパスイ）の三セットが載る膳⑨（イタ）が置かれている。下座には正装の男がひかれ、踊りに興じる者⑩（図5）もいる。その後ろでは、泣き崩れる女⑪が子供になぐさめられている。

女たちは一様に口の周りに刺青を入れ、鉢巻（マタンプシ）・首飾り・耳飾り（ニンカリ）を身に着けている。鉢巻は頭の後ろに結ぶ者が多いが、なかには耳横に垂らす女⑫もいる。



図3 熊送り図絵馬トレース

ところどころに子供を配し、なかには犬を抱く剃り髪の子供⁽¹³⁾（図6）を描き情景描写を高めている。⁽¹⁰⁾の男をのぞき、男女ともにアイヌ文様を施すアツトウシらしき衣を着用するが、樹皮衣と草皮衣の区別がつかない。また、耳飾りは男女ともに身に着けている。群衆の最後方には徳利と片口⁽¹⁴⁾（エトウヌプ）が置かれている。

絵師については、落款から明治期に北海道と青森県で活躍した漢画系の画家で、アイヌ絵も手掛けた木戸竹石とみられる。白文方印の「寛蔵」は本名である。竹石の経歴と作品については、林昇太郎氏の研究⁽⁴²⁾に詳しい。それによれば、竹石は弘前出身で明治十二年（一八七九）頃に北海道に渡つて画筆をふるい、明治十五年（一八八二）には第一回内国絵画共進会に函館県の出品者として名がみえるという。また、明治二十一年には、北海道と青森県を往き来しながら活動していたと考えられ、明治三十一年頃には北海道を離れたとも推測されている。アイヌ絵研究の先駆者である越崎宗一は、竹石をアイヌ絵も手掛ける函館の画家であると述べ、自身も竹石の熊祭図の横額を所蔵していると伝えている⁽⁴³⁾。

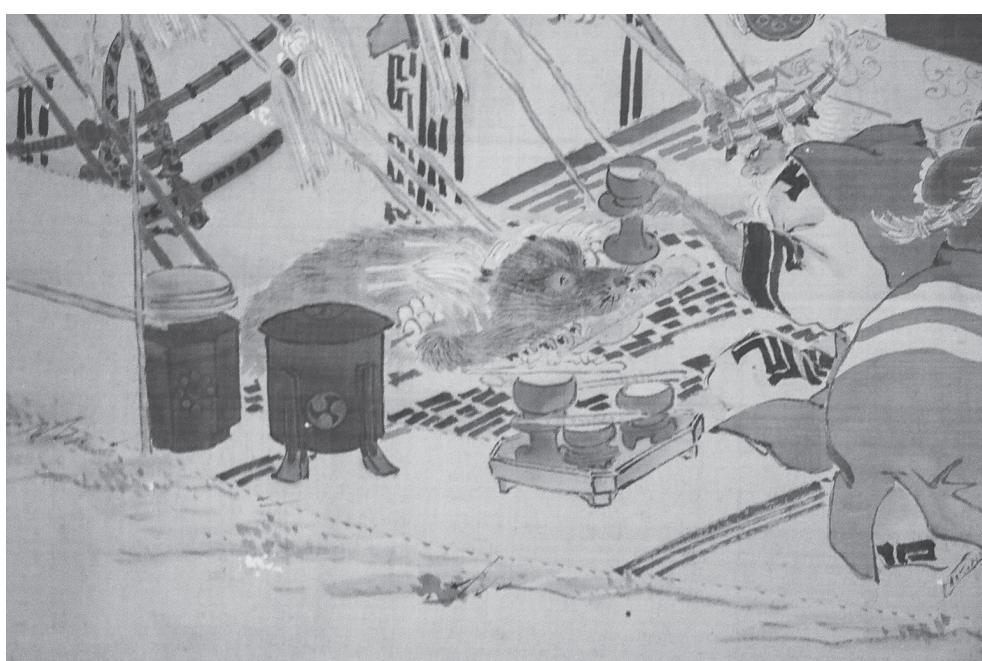


図4 カムイノミを執り行う男

竹石の熊送り図には、本例のほかに北海道博物館所蔵で絹本着色の「北海土人熊図⁽⁴⁴⁾」が知られている。それは、明治三八年（一九〇五）に制作された本例と同じカムイノミの場面を描くもので、本例と比べて飾り物が幾分多くなり、群衆後方に酒を酌む人が加わるなどの細部に相違はみられるものの、全体の構図は全く同じである。制作年代が先行する本例は、竹石の熊送り図の基準となる作例といえる。そ



図5 踊りに興じる男たち



図6 犬を抱く子供

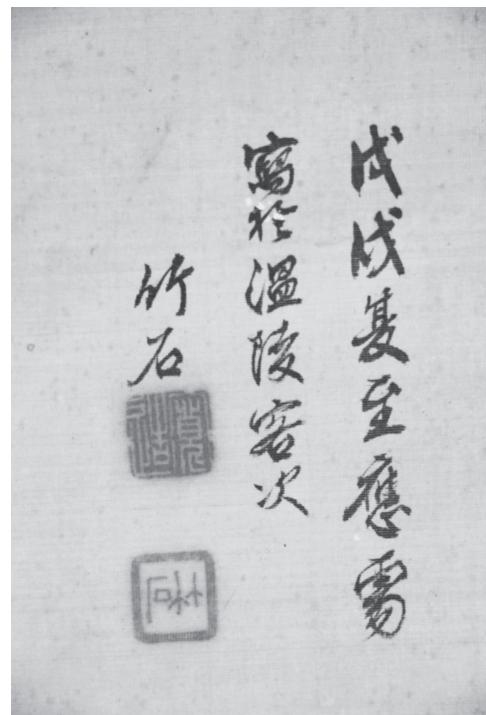


図7 竹石落款

の他には、アイヌ民族博物館所蔵の絹本着色「アイヌ熊狩図」⁽⁴⁵⁾がある。飼っていた仔熊を神の国に送る直前の様子を描いたもので、権太アイヌの特徴を正確にとらえた代表作である。

一方、奉納者の高橋喜蔵は、石地村出身で明治八年（一八七五）に小樽に渡り実業家として活躍し、後に政界に入った高橋直治の実弟である。高橋兄弟は、明治二九年（一八九六）に高橋合名会社を設立し、味噌・醤油の醸造をはじめ精米事業や海産物、石炭販売から回漕業を兼ね、巨万の富を得たと伝える⁽⁴⁶⁾。『北海道人名辞書』⁽⁴⁷⁾は、高橋喜蔵について、

小樽の高橋合名会社代表社員として代議士高橋直治の実弟なり蔓延元年八月越後国刈羽郡石地村に生る明治十一年直治小樽に商業を営むに当たり越後より来りて其事業を助け爾來兄弟協力して健闘を遂に高橋合名会社の今を致せり近年直治政事に奔走して専ら事業を見る能はず喜蔵常に事業の衝に当たりて毫も誤らず益々会社の隆運を來たセリ直治が世に一代の成功者と称せらるゝもの其功名の半ばは喜蔵の力なり……以下略

と伝えている。

このように、奉納者の高橋喜蔵は小樽商人として成功を収めた石地村出身の著名な実業家であった。奉納者が絵の依頼主であるという前提に立てば、客人であつた竹石が善蔵の求めに応じて「戊戌夏至」に描いたと推測される。「戊戌夏至」は、絵馬奉納の前年にあたる明治三年（一八九八）六月二一日に相当するが、この時、喜蔵が会社のがれてきた特徴を見出すことができる。

ある小樽にいたのか、郷里の石地に帰村していたかはわからない。ただ、竹石はこの頃には北海道を離れていたと推定されており、北海道よりは温かな石地の地で描いたとも憶測される。ちなみに、明治二年は、大凶作となり、高橋兄弟は貧民救済基金を寄贈したと伝える⁽⁴⁸⁾。

（3）アイヌ絵のなかの熊送り図絵馬

熊送りは、アイヌ文化を代表する重要な宗教儀礼である。その様子を描いたアイヌ絵は、無文字社会にあつたアイヌの人びとの民族誌や歴史を探る有効な資料として重視されてきた⁽⁴⁹⁾。熊送り儀礼を「クマ祭り」と呼称する池田貴夫氏は、クマ祭り図の構図と変遷を検討し、その描かれた方に一定の傾向があることを導き出した⁽⁵⁰⁾。

池田氏の分析によれば、その傾向には①村上島の允『蝦夷島奇観』のクマ祭り図と構図がほぼ同様か、それを換骨奪胎して描かれた系統、②平沢屏山「熊送り図」に倣つて、一枚の場面に複数のシーンを同時に描く系統、③そのいずれにも合致しない系統があるという。

本絵馬について、まずは東京国立博物館本『蝦夷島奇観 熊祭部六』⁽⁵¹⁾（文化四年自筆増補本）掲載の「カムイノミ図」と比較してみると、①場面を左斜め上の視点から描くこと、②背景がないこと、③祭壇の宝物に布物がないこと、④祭儀を執り行う男が一人であること、⑤子供と犬の描写がみられること等に『蝦夷島奇観』から受け継がれてきた特徴を見出すことができる。

その一方では、画面では熊を安置してのカムイノミ、祭儀に列席する人びと、踊りに興じる男たち等が「画面に凝縮して描かれており、その構図は屏山の「熊送り図」の系譜にあるといえよう。ただ、「熊送り図」的構図では、関連シーンとして「酒や食事の準備」、「酒宴」も描かれるが省略されている。最後尾に置かれた徳利と片口が「酒の準備」もしくは「酒宴」を代替する图像とみることが許されるならば、カムイノミ前後の様子をも含めて描いているともいえる。

いずれにしても、狭いスペースに様々な姿態の人びとを立錐の余地もなく描く密度の高い表現に屏山の群衆描写の片鱗を窺わせるものがいる。また、子供の描写に意が注がれているのも屏山の影響によるものとみられる⁵²。その他、陣羽織を着てカムイノミを行う男や、向き合つて踏舞に興じる男たち、さらには泣き伏す女の姿も屏山の「熊送り図」からの影響であろう⁵³。

池田氏は、こうした屏山の「熊送り図」的構図を継承する代表作として、沢田雪渓が明治二三年（一八九〇）の『風俗画報』第二三号に掲載した「蝦夷熊祭乃図」と、橋本芳園が同二六年に描いた『蝦夷風俗絵巻』および同三〇年（一八九七）の『北海道土人風俗画』にある「熊祭之全図」をあげ、それらの構図やモチーフに多くの共通点があることを実証している⁵⁴。本例と雪渓・芳園の作品を比較してみると、雪渓・芳園の作品には①樹木などの背景が描かれる、②カムイノミを執行する陣羽織の男が複数である、③祭壇の飾りに布物が掛けられている、④和人が列席している、⑤酒宴の準備を描くなど、表現

の精粗に違いはあるものの、二者ともに屏山の「熊送り図」的構図の系譜にあるといえる。さらに、その基本的モチーフは池田氏が指摘するように、寛政十一年（一七九九）成立とされる『蝦夷島奇観』の素材をもとに「改良・創出」されて受け継がれてきたものであった。

このようにみてくると、「クマ祭り図」を「一世紀にかけて成熟してきたクマ祭りのイメージ世界⁵⁵」と位置づける池田氏の見解は正鵠を得たものであり、本絵馬もそうしたクマ祭りの「イメージを植え付けた十九世紀」という時代⁵⁶の所産といえよう。

本絵馬を描いた竹石は、雪渓・芳園らと時期を同じくして活躍した絵師である。竹石を追究した林氏は、函館に活動した竹石・巴江・玉洞・雪渓等は、屏山を含めて粉本を提供しあえるような密接な関係にあつたのではないかと予測している⁵⁷。また、三浦泰之氏によれば⁵⁸、雪渓と竹石は函館の書画会を通じて交流のあつたことが知られ、こうした予測を傍証している。屏山は、「最後のアイヌ絵師」と呼ばれ、以後の作家は近代美術史の範疇で捉えられるが、林氏が指摘するように、「屏山から続くアイヌ絵の流れの延長線上にある⁵⁹」彼らもアイヌ絵師と呼んでも良いのではなかろうか。

こうして一九世紀末に根付いた「熊送り・クマ祭り図」のイメージは、石版・銅版などの印刷技術の進歩によって一般に広く流通したが、アイヌ民族にとっては近代国家の同化政策による生活・文化の破壊と経済的困窮に陥る事態となつており、一八九〇年代後半頃からアイヌ観光⁶⁰が成立し、生活に深く根付いたイオマンテが和人の

「余興」「見世物」として行われるようになつていて⁽⁶¹⁾。小川正人氏は、一八九〇年代にはイオマンテを「余興」として扱う和人の認識が、かなり定着していたとみている。

では、当時のこうした風潮は、本絵馬の画題選択に作用しなかつたのであろうか。少なくとも、その特異な画題は、施主の高橋喜蔵が活躍する北海道を表象する光景のひとつとしてイオマンテを取り込み、且つ見る者の好奇心を喚起する素材として選択したとみられる。それは、江戸時代に松前に出店していた近江商人が「夷絵」と呼ばれたアイヌ絵をもとめたように⁽⁶²⁾、見る側に自身の旺盛な商いの広がりをイメージさせるものでもあつたろう。

それだけでなく、神前に公示される掲げる絵馬は、神意にかない人びとの共感が得られものでなければならない。掲げる絵馬には、一般的な神馬図や武者絵額のほかに、法楽に仮託した芸能や祭礼図額の奉納も少なくない。本例は、イオマンテを「見世物」扱いした多くの和人のアイヌ観からすれば、「熊送り図」を異俗の芸能あるいは儀礼披露に見立てた献納であつたともみられる。小川氏によれば、イオマンテは天皇・皇族にも上演され、服属儀礼の意味をも帶びた「見世物」ともされた⁽⁶³⁾。このようしたことから、本絵馬の誕生には、こうした当時のイオマンテに対する和人社会の風潮が少なからず影響したとみられ、好奇と偏見に満ちた和人のアイヌ文化観の構造化が背景にあつたと私考される。

その奉納趣意については明らかでないが、絵馬を奉納した明治二三

年は、大凶作となつて高橋兄弟が貧民救済基金を寄贈したと伝えており、その事績を記憶する奉納であった可能性がないとはいえない。しかし、救済事業は兄の直治とともに行つており、その兄の名がみえないこと、また、竹石への発注・制作が前年のことでもあることから、安易に救済事業と結びつけるのは慎むべきであろう。一般的には、施主が神への感恩報謝とともに北海道と故郷石地との縁の絶えないつながりを表明するものであつたといえる。くしくも本絵馬が奉納された明治三三年（一八九九）は、『北海道旧土人保護法』が制定された年であった。

四 おわりに

筆者のアイヌ文化との接点は、イナウ奉納額との出会いからであつた。その時、ふるさとの歴史は、雄大な北前船交易を謳いあげながらアイヌ史への視点がすっぽり抜け落ちていてことに気づかされた。現在、それを反省し、身近にあるアイヌ文化資料を掘り起こしながらアイヌ史との接点を探つてゐる。アイヌ像を描いた絵馬の探索は、その一環であつた。

石川県の遺例として瀧屋神社の「義経蝦夷渡図絵馬」を紹介したが、野々市市の布市神社では嘉永二年の「聖徳太子伝絵馬」があり、その中に十歳の事績として描かれた千島・蝦夷鎮撫図がある。それについて、すでに旧稿で触れてゐるので、今回は割愛した。

新潟県御島石部神社の「熊送り図」絵馬については、今石みぎわ氏からの情報提供によつて存在を知り、発見者の渡邊三四一氏ならびに早川美奈子氏のご厚意により調査と執筆の機会を与えて頂き、同図のトレースには新谷由子氏の手を煩わせました。また、現地調査にあたつては、一ノ宮区長（当時）吉野吉次氏、御島石部神社総代（当時）中澤敏夫氏のご協力を得ました。お世話になつた皆様方に、心からお礼申し上げます。

註

- (1) 今石みぎわ編『海を渡つたイナウ アイヌと和人の文化交渉史の研究』東京文化財研究所 無形文化遺産部 二〇一九年
- (2) 越崎宗一『アイヌ絵』二頁 北海道出版企画センター 一九七六年再版（初版一九四五年）のちに『アイヌ絵志』北海道出版企画センター 一九五九年版四頁において「アイヌ絵とは、アイヌに身近に接した人がアイヌの生活や風俗を描いた絵画という意味」と改めている。
- (3) 佐々木利和 ①『アイヌ絵考—近世アイヌ民族誌記述の資料として検討』『新版「古代の日本」第九巻 東北・北海道』 角川書店 一九九二年、②『アイヌ絵誌の研究』草風館 二〇〇四年。
- (4) 新明英仁『『アイヌ風俗画』の研究—近世北海道におけるアイヌと美術』 中西出版 二〇一一年。
- (5) 五十嵐聰美『アイヌ絵—鎖国下のエキゾティシズム（上）』七頁（『紀要』1996-97 北海道立近代美術館ほか 一九九七年）。
- (6) 五十嵐聰美 ①「松前に生きた風俗絵師—小玉貞良について」（『紀要』1990 北海道立近代美術館ほか 一九九〇年）、②『アイヌ絵卷探訪』 北海道新聞社 二〇〇三年。
- (7) 福原雨六『絵馬屋の屏山』（『郷土芸術』三巻一号 一九三四年）。
- (8) 前掲註（3）②『アイヌ絵誌の研究』一八九頁。
- (9) 「甘田組明細帳」（『羽咋市史』近世編 史料編 No.1 史料七七二～七七三頁 一九七四年）。
- (10) 本絵馬については『羽咋市史』近世編第五章「村民生活とその文化」五三九頁に挿絵として掲載されている。その後、筆者は「生き延びる義経—義経蝦夷渡り図絵馬から—』（『石川れきはく』No.一二五 二〇一八年）に概要を紹介した。
- (11) 三浦ゆかり『羽咋の船絵馬』（『新修羽咋市史』近代現代通史編五十九頁 五二九頁 二〇〇八年）
- (12) 堀田成雄『村落生活とその文化』（前掲『羽咋市史』近世編五三九頁）において、細かい説明はないが、「北海に雄飛する北前船の水主らが、その勇にあやからうとして奉納したものではないかと思われる」と述べている。
- (13) 蝦夷地への出稼ぎについて触れたものには、珠洲地方の例として①若林喜三郎『商業と他国出商人』（『珠洲市史』第六巻通史・個別研究二四九～二五二頁 一九八〇年）、②堀井美里『幕末維新时期の地域社会における民衆の政治情報活動—能登国正院村館家を事例として—』（『加賀藩武家社会と学問・情報』四〇六～四〇七頁 岩田書店 二〇一五年）がある。
- (14) 林昇太郎『三笠市幌内神社所蔵『義経蝦夷渡り伝説図絵馬』』（『北海道開拓記念館調査報告』第三九号 二〇〇〇年、『アイヌ絵とその周辺』北海道出版企画センター 二〇一〇年 所収）。
- (15) 春木晶子『市立函館博物館所蔵「アイヌ風俗絵馬」について』（『市立函館博物館研究紀要』第二五号 二〇一五年）。
- (16) 金田一京助『義経人夷伝説考』（『東亜之光』九巻六・七号 一九一四

- (1) 年、『金田一京助全集』第一二卷 三省堂 一九九三年所収)。
- (2) 菊池勇夫 「義経蝦夷渡り（北行）伝説の生成をめぐつて—民衆・地方が作りだしたのか—」（『研究年報』第三九号 宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所 二〇〇六年、『義経伝説の近世的展開—その批判的検討』一九頁 サンボロ堂書店 二〇一六年所収)。
- (3) 原田信男 『義経伝説と為朝伝説 日本史の北と南』 岩波新書 二〇一七年 一〇〇頁。
- (4) 『続本朝通鑑』卷七九（『本朝通鑑九 続編五』図書刊行会 一九九一年二〇〇頁）に「俗伝又曰、衣河之役義経不死、逃至蝦夷島、存其遺種」とある。
- (5) 菊池勇夫 「義経「蝦夷征伐」物語の生誕と機能—義経入夷伝説批判—」（『史苑』第四二卷第一・二号 立教大学史学会 一九八二年、『幕藩体制と蝦夷地』 雄山閣 一九八四年 所収）
- (6) 倉員正江 「近世における義経伝説の展開—入夷伝説の再検討—」（『近世文芸研究と評論』二九号 一九八五年）
- (7) 前掲註（17）『義経伝説の近世的展開—その批判的検討』一三二頁。
- (8) 島津久基 『義経伝承と文学』 明治書院 一九三六年。
- (9) 金時徳 『異国征伐戦記の世界 韓半島・琉球列島・蝦夷地』 笠間書院 二〇一〇年。
- (10) 春木晶子 「義経蝦夷渡伝説図をめぐつて」（『北海道開拓記念館研究紀要』第四三号 北海道開拓記念館 二〇一五年）
- (11) 黒田日出男 「御伽草子の絵画コード論—挿絵の世界をも読むために—」（『黒田日出男』（黒田日出男・佐藤正英・古橋信孝編『御伽草子・物語・思想・絵画』ペリカン社 一九九〇年）。
- (12) 国文学資料館『日本古典籍総合目録データベース』から酒田市立光丘文庫本嘉永七年序『義経蝦夷勲功記』によつた。
- (13) 梅原達治 「通俗義経蝦夷軍談」（『札幌大学総合論叢』第三号 札幌大学 一九九七年）。
- (14) 菊池勇夫 『通俗義経蝦夷軍談』の歴史舞台と蝦夷知識（前掲註（17）『義経伝説の近世的展開—その批判的検討』六一～一四二頁 所収)。
- (15) 前掲註（28）一六四頁。
- (16) 高橋昌明 『武士の成立 武士像の創出』五六頁 東京大学出版会 一九九九年。
- (17) 濱川拓郎 『アイヌの歴史 海と宝のノマド』 講談社 二〇〇七年 六〇～六六頁。
- (18) 前掲註（3）②『アイヌ絵誌の研究』五八～五九頁および図4—16・4—17参照。
- (19) 黒田日出男 前掲註（26）および『歴史としての御伽草子』 ペリカン社 一九九六年。
- (20) 菊池氏は、前掲註（17）『義経伝説の近世的展開—その批判的検討』二六～二七頁において、蝦夷の棟梁として崇められた義経像とは、近世の日本と蝦夷との関係に即応する華夷秩序の世界観にもとづく「従属的平和関係」を表現するとともに、義経大明神は神國イデオロギー浸透の役割を果たしたとみている。
- (21) 児島恭子 ①『アイヌ民族史の研究』 吉川弘文館 二〇〇三年 、②『エミシ・エゾからアイヌへ』 吉川弘文館 二〇〇九年。
- (22) 塚本明 『神功皇后伝説と近世日本の朝鮮觀』（『史林』七九巻六号 史学研究会 一九九六年）。
- (23) 戸潤幹夫 「イナウ奉納額の周辺と絵馬文化」（註（1）所収）。
- (24) 早川美奈子・渡邊三四一 「御島石部神社および境内社・金刀比羅神社の奉納物について」（『柏崎市立博物館報』第三二号 二〇一八年）。
- (25) 『西山町史』 西山町 一九七〇年 一五一～一五三頁。

- (41) 渡邊三四一 「奉納された幣——新潟県柏崎市石地・金刀比羅神社の幣額をめぐつて」(『柏崎市立博物館館報』第三三号、二〇一九年)。
- (42) 林昇太郎 「木戸竹石覚書」(『北海道開拓記念館調査報告』第四〇号、二〇〇一年、註(14)『アイヌ絵とその周辺』所収)。
- (43) 前掲註(2)再版『アイヌ絵』六八頁。
- (44) 前掲註(42)『アイヌ絵とその周辺』二四八頁写真42参照。
- (45) ①泉靖一編『アイヌの世界』九一頁図版 鹿島研究所出版会 一九六八年、②アイヌ民族博物館『描かれた近世アイヌの風俗』二五頁図34および五二頁解説 一九九四年。
- (46) 前掲註(40)八二四～八二五頁。
- (47) 金子郡平・高野隆之編『北海道人名辞書』二〇三頁 北海道人名辞書編纂事務所 一九一四年。
- (48) 前掲註(46)に同じ。
- (49) 佐々木利和 ①「イオマンテ考——シャモによるアイヌ文化理解の考察——」(『歴史学研究』六一三号、歴史学研究会、一九九〇年)、②「イオマンテ巧——アイヌ史叙述の可能性を探る——」(網野善彦ほか編『列島の神々——体系日本歴史と芸能——』平凡社、一九九二年)。
- (50) 池田貴夫 「日本北方民族学・考古学と絵画——『クマ祭り図』の分析をとおしての問い合わせ」(『美学芸術学』二二 美術芸術学会、二〇〇六年、『クマ祭り——文化観をめぐる社会情報学』五三～一七頁、第一書房、二〇〇九年)。
- (51) 佐々木利和・谷沢尚一 『蝦夷島奇観』九十二図版 雄峰社 一九八一年。
- (52) 佐々木利和 「平沢屏山とアイヌ絵」一七頁 (『アイヌの四季と生活・勝アイヌと絵師・平沢屏山』財團法人アイヌ文化振興・研究推進機構、一九九九年)。
- (53) 泣く女の姿は『蝦夷島奇観』(前掲註(51)九十一図版)をはじめとして、熊を送る場面にみられる。『蝦夷島奇観』では、「育たる婦ハ歎きにたへすして、伏しまろひて是を悲しむ。」(前掲註(51)二一四頁)と解説する。
- (54) 池田貴夫 「クマ送り図の伝統」(『描かれた北海道 18・19世紀の絵画が伝える北のイメージ』一四～一五・三五～三六頁 北海道開拓記念館、二〇〇二年、および前掲註(50)『クマ祭り——文化観をめぐる社会情報学』)。
- (55) 前掲註(50)『クマ祭り——文化観をめぐる社会情報学』一一一頁。
- (56) 前掲註(50)『クマ祭り——文化観をめぐる社会情報学』一一二頁。
- (57) 前掲註(42)『アイヌ絵とその周辺』一三七頁。
- (58) 三浦泰之 「北海道の美術——明治三十年代までの『美術』と出版文化」表2(『北海道の出版文化史』北海道出版企画センター、二〇〇八年)。
- (59) 前掲註(42)『アイヌ絵とその周辺』一三六頁。
- (60) 大塚和義 「アイヌにおける観光の役割」一〇二頁(『世紀における諸民族文化の伝承と変容3 石森秀三編『観光の二〇世紀』』ドメス出版、一九九六年)。
- (61) 小川正人 「イオマンテの近代史」二四三～三〇四頁 (『アイヌ文化の現在』札幌学院大学、一九九七年)。
- (62) 五十嵐聰美 「アイヌ絵とは何か」一一～一三頁 (『紀要』2002-4 北海道立近代美術館ほか、二〇〇二年)。
- (63) 註(61)二七四～二七五頁。

加賀藩人持組 青山家文書

塩崎久代

1 史料の概要

青山家文書は、加賀藩人持組の青山家の統をつぐ松本家に伝わった近世・近代の史料で、総点数は一三六点である。当館の前身である石川県立郷土資料館が開館した昭和四十三年（一九六八）頃から肖像画等とともに長期にわたり借用してきた。これまで標題や年代等の情報を見載した封筒に入れて保管され、研究論文や展覧会で一部の史料が紹介されたが⁽¹⁾、目録は作成されなかつたため、あらためて一点ずつ整理し、文書目録を作成した。

近世文書としては、藩主の書状や知行宛行状・所附、先祖由緒一類附帳⁽²⁾、分限帳、日記、屋敷地の図面等が残っている。内容は青山家の歴代当主の職務内容や家臣団構成、家政など多岐にわたり、加賀藩の

八家に次ぐ家格である人持組の武家について研究する上で貴重な史料である。

明和八年（一七七一）・元治元年（一八六四）・万延元年（一八六〇）の分限帳は、青山家の家臣団が給人——小将——徒（歩）組——足軽という階層から成り、小者・女中・町人が扶持をもらって同家に仕えていたこと、さらには各階層の知行・扶持や職務、時期による構成の変化を知ることができる史料として特に注目される。このうち明和八年と元治元年の分限帳については亀田康範氏が詳細に分析し、加賀藩の陪臣の存在形態の一例として紹介されている⁽³⁾。青山家の家臣数は、明和八年が八七名、元治元年が一二三名、万延元年が一一四名であり、彼ら陪臣は青山家の下屋敷に居住していた。勤王の志士として知られる福岡惣助は、青山家の足軽として分限帳に見える。

青山家一〇代知次（隠居後、淇水軒と改める）

（淇水軒）

2 青山家の歴代について

（一八四二）・弘化二年（一八四五）に国元で綴った日記は、加賀藩重臣の日常生活を克明に伝えるものとして興味深い内容を含む。天保十三年の日記は隠居前、弘化二年の日記は隠居後の暮らしを記録したもので、武士はもちろん、町人や女山伏・座頭・瞽女・医者といった多様な身分・職業の人々との交流があつたことを知ることができる。知次は規則正しい生活を送り、毎日のように医者が訪ねて来て健康管理を徹底しており、余暇には孫との外出や盆栽鑑賞等を楽しんだ。青山家の日々の出来事を簡潔に綴った日記であり、一つひとつの事柄について深い情報を得ることはできないが、蘭方医・黒川了安を召し抱えて最新の医療を受け、斎藤三九郎を召し抱えて砲術訓練を行うなど、新しい知識や技術の導入に積極的だった一面もうかがえる。

また、青山家の近世文書とともに奥村家の家老・米多家の先祖由緒や知行所附等が伝来している。これは所蔵者松本家と米多家との間に親戚関係があつたため松本家で保管されたものと考えられる⁽⁴⁾。

近代文書としては、給禄状や任命状、会計調書、土地売買関係の書類といった史料が残っている。これらの一連の史料は、明治以降、士族として青山家当主が新たな道を模索していく様子を伝えるものであり、今後の研究が俟たれる。

二代長正（長次とも、実父は浅野左近）も一万七〇〇〇石を領し魚津城代をつとめた。ところが、三代正次の代に魚津城が廃城となつたため、金沢へ移つた。四代吉隆は今枝民部とともに綱紀の幼少期に仕え与力を付けられ、貞享四年（一六八七）以降、青山家の禄高は七五六〇石（うち二五〇〇石与力知）に固定された。青山家の歴代は、定火消役や奏者番、寺社奉行、公事場奉行、家老、小松城代などを歴任した。江戸時代最後の当主となつた一二代恵次は家老として藩主の参

初代青山吉次は、尾張国生まれ。「青山家系図帳」（No.31）によれば、吉次の父吉永は織田信秀の家臣で、信長付の家老となり数々の戦功を挙げたが、美濃斎藤攻めで討死した。吉次は一五歳で信長の鷹匠組に属し、天正三年（一五七五）には越前府中で前田利家に仕えた。天正三年の侍帳に見える利家の家臣二一名のうち、吉次は一〇〇〇石という最高の禄高で召し抱えられている。吉次の室は信長の家臣・寺西九兵衛の娘（利家の妹の子、姪）にあたり、吉次が利家の親族として重用されたことがうかがえる。また、文禄三年（一五九四）の秀吉の前田邸御成に際しては、中川光重・篠原一孝・村井長頼・前田長種・長連龍・高山右近に次いで六番目に御礼をしている。慶長三年（一五九八）には、岡嶋一吉とともに叙爵を許され、佐渡守を名乗つた。利長が越中守山にあつた頃は城生城主をつとめ、後に魚津城代に任じられ一万七〇〇〇石を領した。

勤や上京に同行し、明治以降は金沢藩の大属に任命された後、七日市

藩の家令として家政刷新に尽力し、教部省に出仕して越中の射水神社

宮司・三島神社大宮司等をつとめた。

註

(1) 亀田康範「武家生計の収支 幕末期青山将監家の場合」(『石川県郷土史学云々誌』第二号、一九六九年)、同「加賀藩の陪臣 一人持組青山氏

家臣団を中心として」(『北陸史学』第一八号、一九七〇年)、図録『加賀藩士』(石川県立歴史博物館、二〇〇〇年)。

(2) 明治三年(一八七〇)提出の「青山家先祖由緒一類附帳」(目録No.30)は、金沢市立玉川図書館所蔵の「先祖由緒一類附帳(青山與三)」の草稿と考えられる。

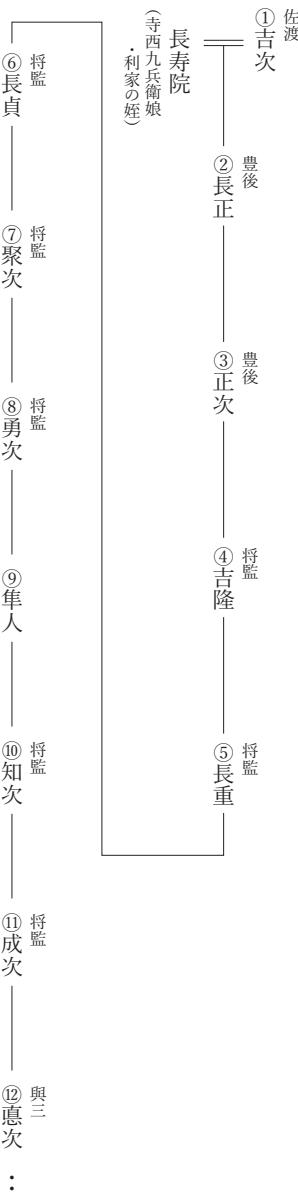
(3) 亀田氏前掲註 (1) 論文「加賀藩の陪臣」。
(4) 「米多連治戸籍謄本写」(No.80)によれば、明治三十二年(一八九九)に米多連治が死去し、石川県士族の松本弥次郎の二女玉を養女としてもらひ受け、米多家を相続した。

(5) 『加賀藩初期の侍帳』(石川県図書館協会、一九七〇年、初版は一九四二年)所載の「天正三年越前府中侍帳」。吉次の知行一〇〇〇石は、利家の兄安勝と弟秀継に並ぶ最高の石高である。

(6) 「加賀中納言御成之記卷物」(本館蔵)。

〔付記〕青山家文書の目録作成および公開をご承諾下さった松本光絵氏、史料閲覧の際にお世話をなった金沢市立玉川図書館の職員の皆様に心よりお礼申し上げます。

青山家略系図

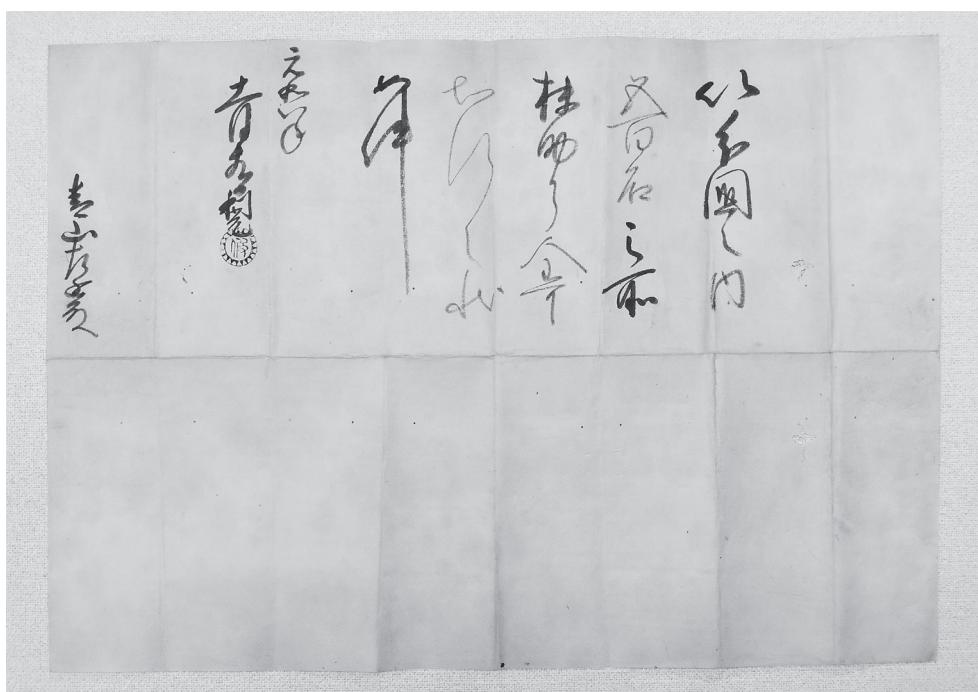


*「先祖由緒一類附帳」による

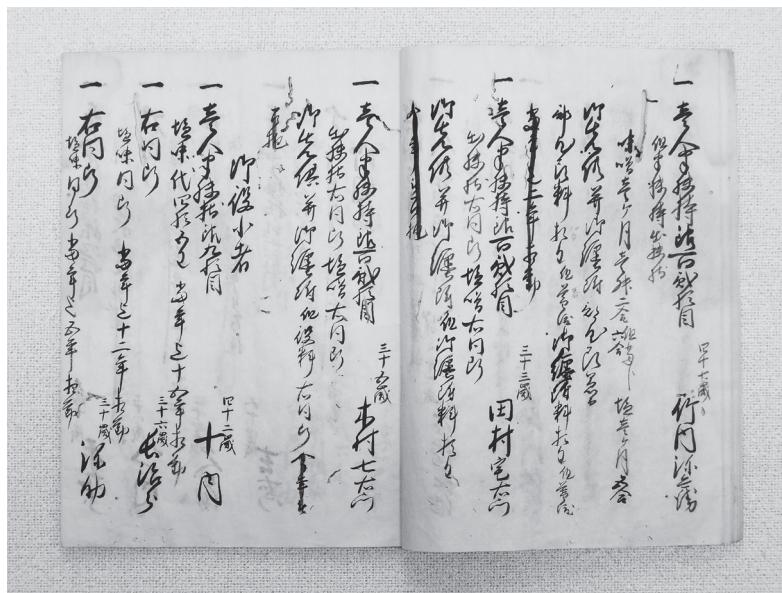
加賀藩人持組 青山家文書 目録・翻刻

(凡例)

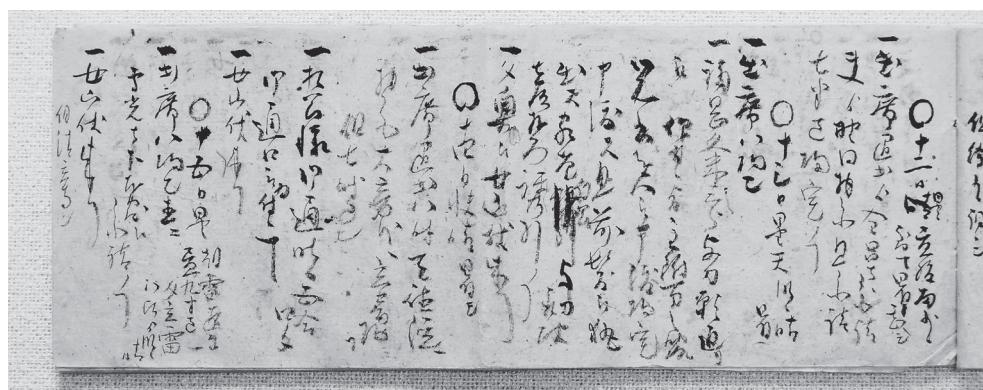
- 1 本目録は、「加賀藩人持組 青山家文書」（松本光絵氏所蔵、当館保管）を調査し作成したものである。
- 2 史料はおおよその内容ごとにまとめ、原則として年代順に配列した。
- 3 目録の記載順は、資料番号、資料名、年月日、形態、点数、法量、差出・宛名、備考とした。
- 4 年代はアラビア数字を用いた。推定年代については（）内に年代やおおよその時期を示した。
- 5 差出・宛名が端裏上書きや印判によつて明らかになる場合は、（）を付した。差出・宛名のいずれも記載がない場合は空欄とした。
- 6 印判について、明らかに朱・黒と分かる印は「朱印」・「黒印」、薄墨色や茶色のような不明確な色の印については、「印」と表記した。藩主の印判のうち、印文が分かるものは、『加賀藩史料編外』（前田家編輯部、一九三六年）の表記にしたがい、「黒印・宗辰」のように色に続けて示した。
- 7 虫損・汚損・破損などにより判読不能の部分は、□・〔 〕などで表し、消字箇所はこで示した。
- 8 卷末に「青山淇水軒日記（二）・（二）」（No.35・36）の翻刻を掲載した。日記に登場する主要な人物については、初出の箇所に（）内に名前を示した。



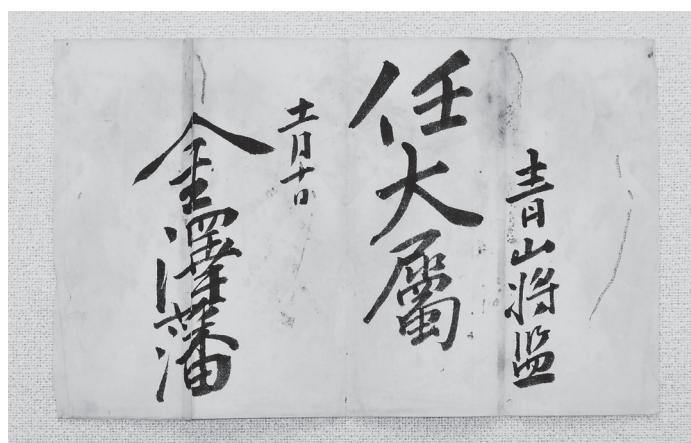
前田利光知行宛行状 (No. 17) 元和8年 (1622)



青山家家来分限帳 (No. 32) 明和8年 (1771)



青山淇水軒日記 (一) (No. 32) 天保13年 (1842)



大属任命状 (No. 70) (明治2年 (1869))

青山家文書目録

No	資料名	年月日	形態	点数	法量	差出・宛名	備考
1	前田利常書状	年未詳月廿三日	豎紙	1点	28.3cm × 42.0cm	肥前 利常 (黒印・蝶印) → 青山将監 蔵書の祝儀到来の礼状	見舞いとして贈る塩引き
2	前田利常書状	年未詳8月2日	豎紙	1点	32.0cm × 46.1cm	利常 (印) → 青山織部	到来の礼状
3	前田光高書状	年未詳5月4日	豎紙	1点	32.9cm × 38.2cm	光高 (花押) → 青山伊豆守	端午節句の祝儀として鮑到来の礼状
4	前田綱紀書状	年未詳8月22日	折紙	1点	42.1cm × 57.8cm	綱紀 (黒印) → 青山将監	見舞いとして肴一種到来の礼状
5	前田綱紀書状	年未詳12月2日	折紙	1点	42.1cm × 57.9cm	(黒印) → 青山隼人	婚礼整い、肴一種到来の礼状
6	前田吉治書状	(元禄15年・1702) 12月29日	折紙	1点	42.6cm × 58.0cm	吉治 (花押) → 青山将監	官位仰出されるに付祝儀
7	前田宗辰書状	(延享2年・1745) 12月25日	折紙	1点	42.4cm × 57.8cm	(黒印・宗辰) → 青山将監	官位祝儀到来の礼状
8	前田宗辰書状	(元文2年・1737) 8月21日	折紙	1点	42.4cm × 57.7cm	宗辰 (花押) → 青山将監	官位仰出されるに付祝儀
9	前田重熙書状	年未詳10月11日	折紙	1点	42.1cm × 57.8cm	(黒印・重熙) → 青山将監	娘婿礼に付肴到来の礼状
10	前田重熙書状	(宝曆2年・1752) 8月2日	折紙	1点	42.0cm × 57.6cm	重熙 (花押) → 青山将監	婚礼祝儀到来の礼状
11	前田重教書状	(宝曆7年・1757) 3月25日	折紙	1点	42.5cm × 58.0cm	重基 (花押) → 青山将監	婚礼祝儀到来の礼状
12	前田治脩書状	(明和8年・1771) 9月13日	折紙	1点	42.1cm × 58.0cm	(黒印・治脩) → 青山将監	家督入国祝儀到来の礼状
13	前田斉広書状	(享和2年・1802) 9月13日	折紙	1点	41.9cm × 58.0cm	(黒印・斉廣) → 青山将監	家督入国祝儀到来の礼状
14	前田齊泰書状	(弘化4年・1847) 5月18日	折紙	1点	43.9cm × 57.5cm	齊泰 (花押) → 青山淇水軒	慶寧危急酒湯相濟に付祝儀
15	前田慶寧書状	(弘化4年・1847) 3月26日	折紙	1点	23.3cm × 57.4cm	筑前守 慶寧 (花押) → 青山淇水軒	儀到来の礼状
16	前田慶寧書状	(慶応2年・1866) 7月23日	折紙	1点	41.8cm × 57.8cm	(黒印・慶寧) → 青山将監	家督入国祝儀到来の礼状
17	前田利光知行宛行狀	元和18年 (1622) 11月19日	折紙	1点	39.4cm × 56.5cm	利光 (黒印) → 青山左近	500石
18	前田利常加曾知宛行狀	寛永8年 (1631) 正月10日	折紙	1点	40.0cm × 56.7cm	利常 (花押) → 青山豊後守	3000石加曾、都合6000石
19	前田光高加曾知宛行狀	寛永21年 (1644) 10月8日	折紙	1点	38.2cm × 54.9cm	光高 (花押) → 青山織部	100石加曾、都合750石
20	前田利常・大千代・連判加曾知等宛行狀	承応2年 (1653) 12月18日	折紙	1点	42.0cm × 57.9cm	肥前 大千代 (花押)・利常 (花押) → 青山織部	1550石
21	前田綱利加曾知宛行狀	万治2年 (1659) 6月27日	折紙	1点	41.9cm × 47.2cm	加曾 綱利 (花押) → 青山織部	1000石加曾、2350石
22	前田綱利遣知宛行狀	延宝4年 (1676) 7月4日	折紙	1点	42.6cm × 57.3cm	加曾 綱利 (花押) → 青山吉三郎	2650石
23	前田綱紀遺知宛行狀	貞享4年 (1687) 12月26日	豎紙	1点	38.1cm × 53.5cm	(花押) → 青山將監	7650石 (うち2500石与力)
24	前田綱紀遺知宛行狀	享保9年 (1724) 8月朔日	豎紙	1点	38.1cm × 53.5cm	(花押) → 青山隼人	7650石
25	前田重教遺知宛行狀	宝曆12年 (1762) 7月16日	豎紙	1点	38.4cm × 53.8cm	(花押) → 青山與三	7650石
26	前田齊泰隠居料宛行狀	天保15年 (1844) 2月11日	豎紙	1点	37.5cm × 53.7cm	齊泰 (花押) → 青山將監	700石

27	青山家先祖由緒一類附帳	寛文7年（1667）3月18日	袋綴	1点	27.7cm×20.5cm	青山長次郎→本多安房ほか6名	墨付5丁
	青山家先祖由緒一類附帳	宝暦9年（1759）	袋綴	1点	24.2cm×18.0cm	青山将監→前田土佐守ほか2名	墨付14丁
付属文書（1）	小塙藤右衛門家柄に 付書簡	年未詳6月21日	切紙	1点	16.8cm×34.3cm	杉本忠太夫→藤村九左衛門	
付属文書（2）	青山将監室由緒	年月日未詳	切紙	1点	18.0cm×17.9cm		
付属文書（3）	青山家由緒調方に付 返書	年月日未詳	切紙	1点	16.6cm×38.2cm	□開□五郎・堀□□人→徳田□□	
付属文書（4）	青山家由緒書札に付 返書	年未詳6月21日	切紙	1点	15.6cm×27.3cm	渡辺彥太夫→藤村九左衛門	
29	青山家先祖由緒一類附帳	弘化4年（1847）	袋綴	1点	23.9cm×17.5cm	青山淇水軒→御用番 前田近江守	墨付19丁
30	青山家先祖由緒一類附帳	明治3年（1870）	袋綴	1点	24.0cm×18.0cm	青山興三→土族方	墨付21丁
31	青山家系図帳	万延2年（1861）	横帳	1点	15.1cm×20.5cm		墨付18丁
32	青山家家来分限帳	明和18年（1771）	袋綴	1点	24.2cm×18.2cm		墨付16丁
33	青山家家来分限帳	元治元年（1864）	横帳	1点	10.3cm×16.0cm		墨付31丁
34	青山家家来分限帳	万延元年（1860）	袋綴	1点	22.3cm×15.8cm		墨付35丁
35	青山淇水軒日記（1）	天保13年（1842）	横帳	1点	35.0cm×12.5cm		墨付31丁。知次67歳の時、天保13年4月5日～同 年12月29日。
36	青山淇水軒日記（2）	弘化2年（1845）	横帳	1点	34.8cm×12.4cm		墨付25丁。弘化2年正月朔 日～同年12月29日。
37	加瀬勤王之泰斗（青山将監・惠次履 歴并勤王始末ノ件）	年月日未詳	こより綴	1点	22.7cm×16.4cm		墨付7丁
38	御下屋敷御定書扣	慶應3年（1867）	横帳	1点	32.4cm×11.3cm		墨付4丁
青山家位置図（1）	明治時代	切紙	1点	23.8cm×34.7cm		長町統・宗半丁	
青山家位置図（2）	明治時代	切紙	1点	24.1cm×36.0cm		加賀国石川郡金沢町之内 第十二区宗坂町	
青山家位置図（3）	明治時代	切紙	1点	24.0cm×35.7cm		三社福富町	
青山家位置図（4）	明治時代	切紙	1点	27.0cm×33.0cm		長町統・宗半丁	
青山家位置図（5）	明治時代	切紙	1点	24.4cm×36.5cm		天保二年三月十五日	
青山家位置図（6）	明治時代	切紙	1点	24.2cm×35.9cm		全昌寺地	
青山家位置図（7）	明治時代	切紙	1点	24.5cm×34.8cm			
40	青山家屋敷平面図	年月日未詳	絵図	1点	144.9cm×93.0cm		
41	青山家敷地図（1）	明治3年（1870）	絵図	1点	70.1cm×69.5cm	明治三年十月青山寺三元 下屋敷、一筆ごとに貼紙あり	
	青山家敷地図（2）	（明治初年）	絵図	1点	59.4cm×70.0cm		家臣12家の記載あり
42	御参勤御道中鶴行列附	文政10年（1827）	横帳	1点	15.4cm×16.7cm		墨付26丁
43	加賀藩行列附	安政4年（1857）	折本	1点	7.3cm×18.3cm		

No	資料名	年月日	形態	点数	法量	差出・宛名	備考
44	御帰國御供入帳	万延元年（1860）	横帳	1点	11.6cm×17.8cm		墨付13丁
45	城郭縦張図写	江戸時代	こより綴	1点	24.2cm×35.8cm		
46	加賀藩御軍役定写	江戸時代	袋綴	1点	24.5cm×18.2cm		墨付20丁
47	加賀藩御軍班	江戸時代	袋綴	1点	27.0cm×19.8cm		墨付33丁
48	一休謡狂歌	江戸時代	袋綴	1点	18.4cm×12.8cm		墨付12丁
49	歳旦帳	丙辰	横帳	1点	14.6cm×19.5cm		金沢で刷られたもの
50	見語大鵬翼	江戸時代	袋綴	1点	23.4cm×18.0cm		
51	宛行状名札	江戸時代	切紙	1点	18.3cm×3.3cm		青山将監
52	米多蒙知行所附	宝永2年（1705）8月26日	紙綴	1点	56.1cm×75.4cm	兵部（黒印）→米多御次兵衛	
53	米多蒙知行所附	宝永3年（1706）10月6日	紙綴	1点	26.1cm×73.5cm	数馬（黒印）→米多御次兵衛	
54	米多蒙知行所附	宝永5年（1708）11月朔日	紙綴	1点	25.6cm×96.2cm	数馬（黒印）→米多御次兵衛	
55	米多蒙知行所附	享保4年（1722）7月9日	一紙	1点	26.0cm×74.7cm	御算用所（黒印）→米多湍兵衛	
56	米多蒙知行所附	享保4年（1722）3月	一紙	1点	26.3cm×38.0cm	御算用所（黒印）→米多湍兵衛	
57	米多蒙知行所附	寛政7年（1795）12月	紙綴	1点	26.8cm×76.5cm	左京（黒印）→米多仁右衛門	
58	米多蒙先祖由緒一類附帳	延享4年（1747）4月	袋綴	1点	24.0cm×18.1cm	米多湍兵衛→五十子善右衛門・小池伊左衛門	墨付6丁
59	米多蒙先祖由緒一類附帳	安永7年（1778）戌11月	袋綴	1点	23.3cm×17.2cm	米多湍兵衛（黒印）（花押）→五十子善右衛門	墨付7丁
60	米多蒙先祖由緒一類附帳	明治2年（1869）巳10月	袋綴	1点	23.5cm×17.3cm	米多湍兵衛→五十子善右衛門・廣瀬十之丞	墨付12丁
61	米多蒙先祖由緒一類附帳	明治3年（1870）10月	袋綴	1点	23.7cm×17.5cm	米多湍兵衛→土族方	墨付11丁
62	包紙（1）	年月日未詳（江戸時代）	—	1点			青山織部
63	包紙（2）	年月日未詳（江戸時代）	—	1点			青山織部
64	包紙（3）	年月日未詳（江戸時代）	—	1点			青山長次郎
65	中講義兼補状	明治5年（1872）8月29日	一紙	1点	21.4cm×28.0cm	教部少丞正六位 小野述信→十三等 出仕 青山恵次	日付の上に朱印・印文 「教部省印」
66	射水神社宮司任命状	明治6年（1873）7月8日	一紙	1点	20.7cm×28.0cm	教部大丞従五位 三島通庸→太講義 青山恵次	日付の上に朱印・印文 「教部省印」
67	権少教正兼補状	明治7年（1874）2月9日	一紙	1点	18.8cm×43.0cm	太政官→越中国射水神社宮司兼大講 義 青山恵次	
68	当分大教院詰承領状	明治7年（1874）2月15日	一紙	1点	20.4cm×27.9cm	大教院→権少教正 青山恵次	
69	権少教正免職状	明治11年（1878）12月5日	一紙	1点	22.0cm×28.5cm	太政官→権少教正 青山恵次	
70	大属任命狀	（明治2年・1869）11月10日	一紙	1点	17.9cm×33.8cm	金沢藩→青山大属 藩庁→青山特監	
71	東京へ指遣申付状	年未詳11月	一紙	1点	19.7cm×31.6cm	藩庁（朱印・印文「金沢藩印」）→	
72	大属免職狀	年未詳3月晦日	一紙	1点	16.2cm×34.3cm	青山大属	

給祿状等空欄	こより級		
(1) 元治元年・・・	明治時代	切紙	1点 17.4cm × 23.1cm
(2) 金沢藩給祿状控	明治2年10月	切紙	1点 15.8cm × 32.5cm 金沢藩→青山恵次
(3) 金沢藩給米状控	明治3年12月	切紙	1点 15.7cm × 34.7cm 金沢藩→青山漸次
(4) 金沢藩給米状控	明治3年12月	切紙	1点 15.7cm × 33.3cm 金沢藩→青山漸次
(5) 金沢藩給米状控	明治3年12月	切統紙	1点 15.6cm × 38.3cm 金沢藩→青山忠次、金沢藩→青山孝
(6) 金沢藩給祿状控	明治3年12月	切紙	1点 15.7cm × 32.8cm 金沢藩→青山栄
(7) 金沢藩給祿状控	明治3年12月	切紙	1点 15.7cm × 31.3cm 金沢藩→青山與三
(8) 出行命令状写	12月3日	切統紙	1点 15.6cm × 41.4cm 青山務→青山與三・青山栄・青山茂・
(9) 青山家由緒につき書付	明治時代	切統紙	1点 15.8cm × 70.0cm 袋縫じ
(10) 文質・・・	宝曆11年(1761) 9月	切紙	1点 17.1cm × 24.9cm 田中知顕
(11) 青山家由緒につき書付	明治時代	切統紙	1点 15.8cm × 63.0cm 袋縫じ
(12) 佳節朔望出仕につき仰渡状	年未詳10月	切統紙	1点 16.1cm × 59.0cm 斯波少少参与・本多権少参与・今枝弥平次・横山多門→元人持運名様
(13) 元年寄・人持持遇につき廻状	庚申12月	折紙	1点 27.0cm × 36.9cm
(14) 明治13年迄青山家出生ノ男女人数届出書接	明治時代	切紙	1点 16.6cm × 10.7cm
(15) 田中雪丞書状	11月13日	切紙	1点 16.6cm × 43.2cm 田中雪丞→藤村波次
(16) 戸人御届之事控	明治6年(1873) 7月	切統紙	1点 15.5cm × 27.8cm 土族(青山)→石川懸惟令 内田政
(17) 金沢藩朱印手形	明治時代	切紙	1点 12.6cm × 18.8cm
(18) 公儀御繪図	明治時代	切紙	1点 15.4cm × 7.9cm
(19) 臨居料宛行状写	明治時代	切紙	1点 16.2cm × 36.4cm
(20) 宮崎十五左衛門書状	享和3年(1803) 8月11日	切統紙	1点 15.8cm × 56.1cm 宮崎十五左衛門→
(21) 武修・・・	寛延3年(1750) 12月	折紙	1点 30.0cm × 40.0cm 田中知顕→十六郎
74 会計調帳	明治2年(1869)	袋縫	1点 23.5cm × 17.0cm 墨付5丁
75 三條教則	明治6年(1873) 5月	一紙	1点 45.4cm × 62.6cm 教部省の罪紙の包紙あり、裏面に朱印あり
76 官位相当表	明治時代	統紙	1点 70.5cm × 53.8cm
77 宣布大教詔写	庚午(明治3年・1870)	墨紙縫	1点 26.8cm × 19.4cm
家内出處誕生日届等級		こより縫	
(1) 家内出處誕生日届之事	明治6年(1873) 2月	切紙	1点 23.8cm × 17.4cm 青山恵次→
(2) 甲号上・・・	明治時代	墨紙	1点 23.7cm × 35.3cm 明治16年
(3) 青山家系図	明治時代	切紙	1点 24.3cm × 35.8cm
(4) 築民御故米請取狀	2月23日	切紙	1点 23.9cm × 35.8cm 会計局(黒印)→青山大属
(5) 青山氏家譜提出之記	明治2年(1889) 11月7日	墨紙	1点 24.0cm × 35.8cm 野口之右→龜田伊右衛門
(6) 青山家系図	明治時代	切紙	1点 24.2cm × 33.9cm

No	資料名	年月日	形態	点数	法量	差出・宛名	備考
(7)	遊歴願	辛未 (明治4年・1871)	墨紙	1点	23.9cm × 33.8cm	北下郷士族 青山與三 (黒印) → 金澤藩厅	
(8)	士族履願	辛未 (明治4年・1871) 正月十八日	墨紙	1点	23.8cm × 35.7cm	青山與三→金澤藩厅 士族 青山敬太郎・後見人 中村守候 (朱印)、石川縣金澤区高岡町外八拾九ヶ町戸長 武部生 (朱印) →	
(9)	改名願	明治17年 (1884) 9月15日	墨紙	1点	23.8cm × 35.6cm	石川縣金澤区長 稲垣義方	
(10)	隠居家督相続願控	明治8年 (1875)	墨紙	1点	24.3cm × 33.1cm	青山惠次・青山孝次→石川縣令	
(11)	居屋敷共壳払願	壬申 (明治5年・1872) 正月27日	墨紙	1点	24.0cm × 35.3cm	青山与三→金澤藩厅 士族 青山敬太郎・後見人 中村守候 (朱印)、石川縣金澤区高岡町外八拾九ヶ町戸長 武部生 (朱印) →	副区長
(12)	戸籍引直願	明治17年 (1884) 9月16日	墨紙	1点	23.8cm × 35.5cm	青山與三 (黒印) → 金澤藩厅 士族 青山與三 (黒印) → 金澤 候 (朱印)、石川縣金澤区高岡町外八拾九ヶ町戸長 武部生 (朱印) →	
(13)	遊歴願	壬申 (明治5年・1872) 正月8日	墨紙	1点	24.0cm × 35.6cm	第6区士族 青山與三 (黒印) → 金澤 縣厅	
(14)	敬太郎嫡子二相立願写	辛未 (明治4年・1871) 3月	墨紙	1点	24.0cm × 35.8cm	青山與三→金澤藩厅	
(15)	居屋敷共壳払願	壬申 (明治5年・1872) 正月27日	墨紙	1点	24.0cm × 35.5cm	青山与三→金澤藩厅	
(16)	地所建物売渡証	明治18年 (1885) 1月28日	切紙	1点	24.0cm × 35.8cm	売渡人 中村守候 (朱印) → 青山 道次	
(17)	買取地所見取図略図	明治18年 (1885) 1月28日	切紙	1点	27.2cm × 40.7cm	建物持家主 中村守候 (朱印) →	
(18)	離縁送籍届	明治23年 (1890) 4月23日	墨紙	1点	23.1cm × 16.5cm	戸主 青山貞次→石川縣金沢市長 稻垣義方	
(19)	隠居請状	明治8年 (1875) 12月10日	墨紙	1点	24.3cm × 33.0cm	青山惠次→石川縣令 柏山純孝	
(20)	離縁願	庚午 (明治3年・1870) 12月23日	墨紙	1点	24.0cm × 35.6cm	青山與三→金澤藩厅	
(21)	拓本	(明治時代)	切紙	1点	24.0cm × 18.0cm	全昌寺	
(22)	監察職員令	明治時代	切紙	1点	24.0cm × 35.0cm		
(23)	戸籍	壬申 (明治5年・1872) 正月	切紙	1点	24.2cm × 35.5cm	青山翠→	
(24)	前田齊泰書状写	(文久元年・1861 9月15日)	切紙	1点	27.5cm × 49.6cm	中納言 御手御判→前田土佐守ほか 10名	袋詰じ
(25)	戸籍	壬申 (明治5年・1872) 正月	横帳	1点	23.9cm × 35.5cm	青山与三→	
79	家事要用名記	明治時代	切紙	1点	12.7cm × 18.3cm	墨付28丁	
80	米多通治戸籍謄本写	明治36年 (1903) 2月3日	墨紙	1点	27.7cm × 39.7cm		
81	拓本	(明治時代)	一紙	1点	90.3cm × 29.6cm		
82	加越能維新勤王志士70年祭典出席 遺族記念写真	平成8年 (原資料は昭和8年11月7日撮影)	写真	1点	12.7 × 17.8cm	写真を撮影したもの	

35 青山淇水軒日記（二） 天保十三年（一八四二）

〔表紙〕
「一 天保十三壬寅歲

日記

四月五日江戸表ち帰宅

但、江戸三月廿二日発足ナリ

時年六十有七

淇水□

天保十三壬寅歲

○四月五日

曇天 昼比少々雨

一、五時過、町端へ着、四時過常服ニ直シ候而出席、九半比帰宅ノ事

○六日

晴

一、出席、当朔日御帰城ノ御祝詞、大野定能人を以申上、金谷并御廣

式頭々を以申上、帰リ長連弘三將之佐殿勤候事

○七日 曇 四時頃雨少々、昼ち晴

一、出席、八帰ノ事

一、祭礼夫々如例祝、且家來例之通、且渾沌濟不斗來、夜迄罷在

候而歸事

一、貞方來事

○八日 寄氣色晴雨色々、夕ち夜晴

一、出席、八帰也

一、退出今枝易良大音氏へ罷越、帶刀殿留守事

内記殿今枝易良松葉蘭、留守へ來事

○九日 晴 昼後ち曇雨風雷二ツ斗鳴

一、出席、八帰り、直ニ全昌寺へ參詣、七時比帰宅ノ事

○十日 快晴

一、葛巻氏、被見候事

一、疝邪、見合候事

一、家老初留守、残り之近習之者江益等遣、奥向へも雑品遣、次之者はし□□持ヘハ歳暮レバノ通遣候事

○十一日 快晴

一、出席、八帰リ也、一、今枝氏、加判被蒙候事

一、八過方川下へ罷越、榮松等三人、九半方罷越、暮合帰事

一、新平マス鱈并酒一樽呉候事

○十二日 雨終日、夜同

一、同、見合候事、一、監物殿、被見候事、

一、文叔来、明日ち薬呑事

○十三日 曇天 夜晴

一、武田秀平日連像出来、持參ノ事

○十四日 快晴 夕少地震、夜雨八半荒

一、同、見合候事、

○十五日 荒 昼ち晴 風あしく

一、出席、八帰也、一、今枝氏、勤候事

○十六日 晴 風同夕静

一、出席、八帰也

一、留主、文叔来由ノ事

○十七日 晴 薄曇、昼後より快晴風

一、出席、退出る全昌寺へ参詣ノ事

○十八日 雨 昼前迄晴、後快晴

一、出席、八帰也

一、文叔来事

○十九日 快晴 寒シ、七前迄曇少雨

一、出席、帰三勤、八半比帰事

一、渾沌來事

○廿日 快晴 寒

一、出席、八帰也、一、神護寺御先詰事

一、玉五郎鯛吳候事

但、竹田氏へ一ツ遣事

○廿一日 快晴 寒段々緩、昼迄薄曇

一、出席、八帰也、

一、明廿二日、御能拝見被 仰付候旨被 仰出、且せかれへも同断

之旨被 仰出候事

○廿二日 雨 曜迄降、如梅雨、夕曇或八雨、夜色々

一、出席、六時帰也

但、甚次郎、道成寺初て勤御能、七番有之事

○廿三日 雨 或八止、曇勝也

一、出席、八帰也

○廿四日 曇終日

一、御代香、天徳院五時、直ニ出席、中村を以申上、八半過於 御前御酒等頂戴、六半過退出、夫より前、於御用部屋御吸物等頂戴ノ事

○廿五日 曇

一、痘、見合候事

○廿六日 晴 暖氣

一、出席、八帰也

一、曉天迄与三行歩、五時帰也

一、於江戸表、久之助等手前江遣置候金三拾両、当七月持參候旨、久之助申聞候事

一、成瀬^(成瀬正教)主税殿家來之内、御上へ抱り不調法之儀有之、自分指扣之旨、家來^ル案内ノ事

但、右ハ御能ノ節、坊主取持ニてまぎれ込候由也

○廿七日 晴

一、出席、八帰也

○廿八日 快晴

一、出席、八帰也

一、御能拝見、五時何茂出席望次第、御次ハ詰合拝見譲事、八帰也

一、榮松三人川下へ行歩三付、八過迄將監も罷出、暮合罷帰候事

○廿九日 晴 薄曇夜雨

一、出席、御判印物頂戴人有之、五時登城也

一、大音氏奥方出産、男子出生ノ由、於 御殿帶刀殿咄ノ事

一、右三付、八半比迄所々勤、大音氏江罷越、六過帰事

○廿九日 晴 薄曇夜雨

一、出席、八退出、内藏助殿・竹田殿・村井殿勤候事

〔前田孝保〕
〔竹田忠善〕
〔村井長貞〕

○晦日 雨 夕止、夜曇
一、出席、八帰也

一、同、見合候事
一、万之助殿之は醫者來事

○五月朔日 晴 寒シ

一、出席、八帰也

○八日 曇天 五過ち雨、昼ち折々日出寄也

一、同、見合候事
一、江戸表大高庄次郎方江返書并いなた出候事

○九日 晴 暖氣

一、同、見合候事
一、文叔來事

一、出席、八時退出、直三太音氏へ罷越、五時帰也

一、大音氏へ奥方産後見舞、菓子小さかな進、ときの方へ生菓子遣

過帰宅ノ事

○三日 快晴 風なし、寒

一、出席、八帰也

一、今明日、見合候事
一、夕渾沌濟來、夜三入帰事

○十日 薄雲 日も段々出ル

一、但、鱈かけ小ふた三て酒也

一、市三郎殿 被罷越候事
一、出席、八時退出、直三太音氏へ罷越、五時帰也

○十一日 晴 薄々曇有り

一、但、鱈かけ小ふた三て酒也

一、今度、出生之大音氏之男子、次松ナミ与名を進候事
一、出席、八時退出、直三太音氏へ罷越、五時帰也

一、大音氏へ奥方産後見舞、菓子小さかな進、ときの方へ生菓子遣

○五日 六ち雨 昼後ち晴、日も出

候事

右菓子・千歳すし、小重三式重、きす小籠三入遣也

○十二日 晴 薄曇も折々

一、見合候事

一、文叔來事

○六日 快晴

一、風邪、見合事
一、文叔來事

一、曉天ち与三行歩ノ事

但、六半過帰事

○七日 雨 朝ち降、昼風立雨止或降、南風三て荒也、夜晴

○十四日 雨 夜同

一、出席、八帰也

一、文叔來事

○廿三日 雨

一、出席、八帰也

一、重松うは、宿下初て也、生菓子吳候、且赤飯吳候事

但、肴ハ昨日きす吳候事

○十六日 雨

一、出席、八帰也 一、奧方來事

○十七日 雨

一、出席、八帰也 一、文叔來事

○十八日 曇天

風間山瀬也、昼晴、日出

一、出席、八過退出、直ニ大音氏ヘ罷越、四時前帰宅ノ事

但、我置也

○十九日 晴

朝寒

一、出席、八帰也

○廿日 晴

朝寒、快晴也、夜同

一、出席、八帰也

○廿一日 晴

薄曇

一、出席、八帰也

○廿二日 晴

朝之内曇

一、出席、八帰也 一、文叔來事

一、出席、八帰也

内記殿・内藏助殿被罷越事

○廿三日 快晴 昼後少々薄曇

一、出席、八帰也

○廿四日 晴 暑シ

一、出席、八帰ノ事 一、文叔來事

一、榮松等三人、川下行歩、夜帰也

○廿五日 晴 暑シ

一、出席、八帰也 一、貞方來事

一、加藤を以、横物竹被 仰付旨ノ事

○廿六日 曙天

朝之内少々雨、昼後七前九雨、夜同

一、頭痛、見合候事

○廿七日 雨

一、榮松、八比九川下へ行歩ノ事

一、文叔來事

○廿八日 曙

折々日出、晴氣味

一、出席、八帰也

○廿九日 曙

段々晴、暑シ

一、出席、八帰也 一、文叔來事

一、茂安來事

○廿九日 曙

段々晴、暑シ

一、五時御代香相勤、直ニ出席、八時帰宅ノ事

一、奥ノ庭シツクヒ取懸、出来ノ事

- 六月朔日 晴 暑シ
一、出席、八帰也
- 一、村井殿、指引有之旨、兩度案内ノ事
- 但、使者遣也
- 二日 晴 暑シ 風間
一、出席、八帰、直ニ村井殿へ見舞ノ事
- 一、貞方来事
- 一、今枝氏_ホ蘭来事
- 一、村井殿へ見舞ニ罷越候事
- 但、段々指重り候事
- 三日 晴 暑シ、風間、八過雨少々
一、出席、八帰ノ事
- 一、村井殿_ホ氣滯積重り、今日御礼申上候旨、直書之案内紙面來事
- 但、今日 上使式度昨日も同断、毫度也
- 一、与三、全昌寺へ参詣ノ事
- 一、村井殿、死去ノ旨案内ノ事
- 一、右ニ付、御用番廻状ノ事
- 但、町方三日遠慮也
- 四日 晴 暑、八過少々雨、夕少、夜雨少々
一、出席、八帰、直ニ專光寺参詣ノ事
- 一、文叔・茂安来事
- 一、出席、八退出、直ニ篠監殿_{（篠原精二）}・山庄殿_{（山崎範古）}・大音氏勤、七前帰事
- 五日 晴 快晴 暑シ
一、留守、文叔来事
- 一、日暮、大音氏_ホやしやひしやく鉢来事
- 十二日 快晴 昼_ホ少々曇り出ル、暑
- 六日 雨 六過_ホ降、雷中位十斗、昼雨止曇天
一、出席、退出_ホ村井殿_{（村井長佐）}被罷越、上使有之、七過帰事
- 一、伏日来事
- 一、氣色当見合事
一、伏日来事
- 一、榮松、氣色ニ触、少々食當り、文叔_{■■}呼ニ遣事
- 早朝
- 一、伏日呼ニ遣來事
- 八日 曇 雨降或晴色々
一、出席、八帰り也
一、文叔来事
- 一、榮松、段々宜敷事
- 一、貞方来事
- 九日 曇 昼_ホ快晴
一、出席、七過帰事
- 一、留守、文叔来事
- 十日 快晴
一、出席、八半過帰事
- 一、茂安来事
- 十一日 朝之内如夕立降、昼_ホ快晴、暑シ
一、出席、七帰也

- 一、出席、八帰也
- 一、昨日之やしやひしやく献上いたし候事
- 一、今曉迄土用二人候事
- 一、文叔来事
- 十三日 快晴 曇も出事、暑
- 一、出席、八帰也
- 一、御廣式・金谷同断、土用御機嫌^(平出)伺候事
- 十四日 快晴 曇も折々、暑シ
- 一、出席、八帰ノ事
- 一、貞方来事
- 一、夜九過火事、内膳殿横後、松原善右衛門家焼失ノ事
- 但、右使、出席不致事
- 十五日 晓七過大雨、朝ノ内同雨、昼^迄段々晴
- 一、五時出席也
- 一、但、七時帰ル事
- 一、了齋・文叔来事
- 十六日 曇ル 八頃ハラ／＼雨、夜雨続
- 一、出席、八帰也
- 一、渾沌濟來、文叔来事
- 十七日 雨 夜^迄直^二降ル、夕止曇
- 一、出席、八帰也
- 一、伏日来事
- 十八日 晴 曇多
- 一、出席、八半帰リ也
- 一、留守ニ文叔来事
- 一、長谷川来事
- 一、今年一昨御借知、一昨被返下候旨、○目前演述候事
- 十九日 晴
- 一、出席、八帰リ也
- 一、昨日、御借知一昨全被返下候旨三付、御用部屋善右衛門を一何茂御礼申上、年寄中ハ別段也 一、渾沌来事
- 一、文叔来事
- 廿日 晴 快晴也、暑
- 一、出席、七過帰也
- 一、文玄濟・慶輔・了齋・君平、相公様^(前田玄泰)伺出候事
- 一、栄松等三人、下屋敷へ行歩候事
- 一、渾沌来事
- 廿一日 快晴 八時迄夕立、雷少々
- 一、五時御代香ニ出席ノ事
- 但、六時退出ノ事
- 廿二日 快晴上々 朝六半比ハラ／＼雨、大暑
- 一、出席、七時退出ノ事
- 廿三日 快晴 大暑
- 一、出席、七過帰事
- 一、留守、文叔・渾沌来事
- 廿四日 快晴 大暑、昼後曇^{クモル}

○主付迄

一

- 一、出席、七時過退出ノ事
一、渾沌來事
一、榮松等、下屋敷へ罷越
一、渾沌來事
一、出席、七時過退出ノ事
一、右御祈祷、今日ち取懸候事
一、出席、八帰也
一、文叔來事
一、文五郎儀被罷越候
○廿五日 大暑 快晴 昼後曇ル、夕雨
一、五半時出席、七過帰事
一、京都醫者小林豊後守、平出相公様伺ニ罷出候事
一、竹沢ち白瓜御こころみニツ來事
但、壱ツ内蔵介殿へ遣事
一、江戸有田父子ち紙面一、せんへい來事
○廿六日 小雨、夜小雨
一、出席、八過帰事
一、しう福寺伺ニ來候事
一、団扇 一、江戸絵 一、御盃ニツ
一、きひしよ一 一、汗手ぬくい一
右於 御前拝領之事
一、集福寺へ御祈祷頼候事
○廿七日 曇
一、出席、八過帰也
一、出席、八過帰也
一、相公様御祈祷、集福寺へ申談候、昨夕ち取かり、明日満日ノ事
一、青龍寺へ御同人様御祈祷内々ニ頼
一、文叔來事
- 廿八日 晴 曇多
一、登城、八帰也
一、久左衛門、役儀之礼参候事
一、出席、八半過帰也
一、文叔來候、渾沌來事
○二日 曇 昼雨少々
但渾沌方へ久之助ち紙面遣断之由ノ事
○三日 曙
一、出席、八帰也
一、渾沌來
一、茂安來事
但、久之助ち紙面断候由ノ事
○四日 晴 北風
一、出席、八帰也
一、矢野、鮎呉候事
一、文叔來事
但、進候事
一、千助、つゝら一吳候事
○五日 曙 段々晴天、北風

一、出席、八帰也 一、茂安來事

○六日 薄曇 段々晴 北風

一、出席、八帰也

○七日 晴 北風也

一、五時出席、八帰也 一、文來事

○八日 雨 冷氣也九半ぢ、五比ぢ雨止、暑

一、出席、八過退出、直織部殿（藤原忠貞）

一、長谷川來事

○九日 晴 朝之内少々雨、南風、夜曇

一、出席、八帰也

一、夜入、留田氏親殿病死案内ノ事

○十日 晴 朝之内曇、少雨、南風、暑

一、出席、八帰也

一、留守、文叔來事

○十一日 晴 至て暑シ

一、出席、八過帰也

但、政之佐殿勤候事

一、御殿へ絵筆等持出候事

但、絵少々調候也

○十二日 晴（曇） 昼後雨少々、至て暑（甚）

一、出席、退出（ちゆつ）全昌寺へ参詣、夫（め）野田物參且参詣、七半過帰宅（ノ事）

ノ事

○十三日 曇天 段々晴、暑

一、出席、八帰也

一、福岡久米三郎与力願通り被仰付候旨、主附万之助殿覺書を以

被申渡、帰宅申渡ス、且前髪被執出ス家老（竹田氏）□与力取次彦左

衛門誘引ノ事

一、夕、奥江女山伏來事

○十四日 快晴 暑シ

一、出席、退出八時、天徳院へ物參、大音氏へ立寄帰事

但、七時過也

一、相公様御通、昨日五合四勺御通口江被為付候事

一、女山伏來事

○十五日 曇 朝雷遠に一、昼九半過夕立雷、八頃（ぢ）段々晴

一、出席、八帰也、直二專光寺下屋敷江參詣ノ事

一、女山伏來事

但、清立寺也

○十六日 晴 暑シ

一、出席、八帰也

一、つねのせかれ來事

一、文叔來事

一、女清立寺來事

一、夜五時比、まき病死ノ躰也

但、つね事也

一、右二付、明朝宅へ籠三乗せ遣答ノ事

○十七日 快晴 昼後少々曇り、ハラ／＼雨、又快晴

一、朝六半過、まき病中ノ因ニテ宅へ遣候事

一、氣色ニ触レ見合候事

一、まき宅へ彼是入用三百目、臺所奉行内々与申遣候様ニ、彦左衛門ヘ申付候事

一、茂安来事

○十八日 快晴 曇昼後少々

一、出席、八帰ノ事

一、文叔・茂安来事

○十九日 晴 曇も有り、昼雨又晴、暑シ、夕雨雷二斗遠

一、出席、八帰也

一、了濟來事

一、御祈祷三七日、今日相済候事

○廿日 曇 段々晴、色々終日晴間山瀬

一、出席、八帰也

一、御札上ル、清立寺也

一、文叔來事

○廿一日 曇 ムシ暑シ、夜曇

一、五時御代香相勤、直ニ出席、八時退出ノ事

○廿二日 雨 朝六半比^カ降ル、昼後止曇、夜同

一、出席、八帰也

一、榮松風邪、痰氣ノ事

○廿三日 曇 或ハ日出ル、朝四比ハラ／＼雨

一、出席、八半帰也

一、暁、榮松不快、文叔申遣、六時前來事

一、留守、文叔來事

一、御福引、花・するめ頂戴ノ事

○廿四日 曇 昼^カ留、夕立ことく雷少々、又雨暮迄雷多、夜も雨雷遠也

一、出席、八帰也

一、茂安來事

○廿五日 曇 雨なし、遠雷多、夕^カ段々晴

一、出席、八帰也

一、文叔來事

一、軽之母柿來事

○廿六日 快晴 終日

一、出席、八退出、直^ニ竹田氏・村井氏相勤、七前帰事

一、銀肝邪ニ付、高嶋申遣、六時過來事

一、大井玄正來事

一、茂安來事

○廿七日 快晴 夕雲少

但、療治ハ毎ノ醫者也

一、出席、八帰也

一、大井玄正來事

○廿八日 晴 快晴ノ方、折々雲も出ル也

一、出席、八帰也

一、大井玄正來事

○廿九日 快晴 暑

一、出席、八帰也

一、留守中、大井八木來事

一、村井故^{長貞}勒^{長貞}脣殿遺領無相違相続、雄^在二郎殿^{内藏助殿}二被仰付事

但、右雄二郎殿八前田^{内藏助殿}二男也、且御出御祝之紙面來、

断り不罷越候事

一、銀、先日以來風邪、且肝三て不^二事、夜も指引有之事

○晦日 快晴 昼^ち曇り、夕ハラ[＼]雨

一、氣色^ニ触^レ見合候事

一、銀肝邪^ニ付、玄正今^ち曉^ち朝迄罷在候事

一、文叔申遣、來詰候事

一、了齋來、渾沌濟來、夜詰玄正來事

一、銀肝、每度^ニてはき候、氣不付候事

○四日 快晴

一、見合候事 一、文叔・渾沌濟・玄正來事

一、三柳來事 一、お銀、夜五半比病死、披露明朝之図候事

一、全昌寺へ内々申遣、読經頼、尤寺ニテノ事

○八月朔日 快晴 昼^ち少々雲出

一、見合候事

一、渾沌濟、今朝六半過帰事

一、お銀少々快^キ方也、文叔來事

是ハ留ノ間違与見合候事
掃部殿竹田氏・大音氏・奥方へ今朝指重ノ及案内、繞て病死之案内いたし候事

一、全昌寺^ち出家來、夜詰候事

一、貞松、少々氣色^ニ触^レ見合候事

一、お銀不快^ニ付、文叔夜相詰、且夜半^ち玄正与交ノ事

○二日 快晴

○五日 快晴 夕雲出、夜曇^{クモル}

一、見合候事

一、文叔・渾沌濟・玄正來事

但、此間之通申合、夜も詰候事

○三日 快晴

一、見合候事

一、朝六半過、銀氣滯不宜由、奥へ罷越、見參候處、各別ニモ無之事

一、夜前^ち文叔、夜半^ち渾沌詰、今朝玄正又來、五過文叔來詰候事

一、九日 法事奉行三郎左衛門へ申渡候事

但、銀病死^ニ付、延候事

一、見合候事 一、文渉來事

一、全昌寺出家來事

一、主水、見舞被參候事

○六日 曇天 折々日出

一、見合事

銀事

一、今曉七時清泉院花式遣、智照院に同會ノ事

一、常吉、出勤後初て來リ迎事

一、渾沌來事 一、出家來事

○七日 曇天

一、出席、八帰也

一、真龍院様ちゆうりょういんさま此間御福引之由、品々拝領ノ事

一、渾沌來、貞松段々宜敷方ノ由、申聞候事

一、御メウガ來泊事

○八日 雨 夜小雨

一、出席、八帰也

一、明日、銀中陰、出家來、且奥向茶医者へも為參也

○九日 雨 夜折々雨

一、出席、八帰也

延□候事

一、渾沌來事

○十日 曇 朝之内少々雨、昼ひる快晴、風替ル

一、出席、八帰也

一、渾沌済來、今日きのう魚喰事

○十一日 快晴 夕寒方

一、出席、八退出、作州殿さくしゅうでんへ今般末家願之通り被（前田孝本）仰出候祝義、同

前同勘左衛門殿江同断、奥方へも申置事

一、村井殿江今般之祝義罷越、近習頭申入、罷帰事

一、渾沌・茂安來事

○十二日 快晴上々 寒方、昼ひる少々曇ル、夜同

一、出席、八帰候也

一、今曉七時前、野町出火（多賀直良）ニテ、全昌寺へ人數等出、六時比引指也

一、渾沌來事

○十三日 雨 五過ごくわ終日小雨也、夜雨

一、出席、八帰也

一、出席、八帰也

一、今曉七前、大多賀殿（多賀直良）ノ開丹羽出火、御殿断候事
但、作州殿等使者遣事

一、与三、勤二八前被出候事

一、才三宅（才三宅）鮎七ツ來事

一、渾沌來事

○十五日 晴 快晴也

一、出席、八帰也 一、渾沌來事

○十六日 快晴

一、出席、八帰り也

一、清泉院二七日、昨日退夜ノ香、今日内佛出家呼、且三七四七も

取越、今日會向候事

一、御福引ノ品々拝領ノ事

一、渾沌來事

○十七日 快晴 昼_方薄曇

一、出席、八帰、直三全昌寺へ參詣、与三、野田全昌寺へ參詣候事

一、渾沌來事

○十八日 薄曇 昼前_方雨降ル、夜降

一、出席、八帰也

一、長谷川來事

一、渾沌來事

○十九日 雨 夜前_方直二降也、夜雨

一、出席、八帰也

一、茂安來、渾沌來事

○廿日 晴

一、出席、八帰也

一、文叔來事

一、本庄_方大鮎來事

一、二ノ御丸_方鮎拌領ノ事

○廿一日 快晴 夜同

一、五時御代香勤、直三出席、八半比帰事

○廿二日 雨 六過_方降、或八降又止

一、出席、八帰也

一、文叔來事

但、せや煩也

○廿三日 晴

一、出席九時過_方学校へ馬術見届罷出、七途中ニテ聞帰也

○廿四日 曇天

一、出席、八帰也

○廿五日 曇或ハ晴

一、出席、八帰也

一、渾沌來事

一、出席、八帰也

一、四時過_方榮松等三人行歩、大乘寺山へ罷越、七半比帰事

一、文叔來事

○廿七日 快晴 夕少々雨、夜同

一、出席、八帰也

一、八過_方白山へ榮松等三人連て、祖父罷越、六前帰事

○廿八日 雨 折々雨

一、出席、七時過帰事

一、清泉院三十五日、次ノ七日四十九日、明日ヘ取越候三付、内佛

出家呼候事

○廿九日 曙天 曙後雨、昼_方晴曇

一、出席、風邪見合候事

一、銀四十九日等取越、たを竹寺へ参り候事

一、たき昼後ち罷越、和尚江小ちらし等遣候事

○九月朔日 雨 朝之内曇 夜雨

一、赤座、中山へ鳥構ニ罷越、壱羽も不手ニ入候事

○二日 雨 夜同、風少々

一、出席、八帰也

一、榮松、曉人前ち不快、六前三渾沌濟呼ニ遣、藥用ヒ候事

一、留守ニも來事

一、大音氏祭り、少々不快、榮松ニ同断、不罷越、せんヘイい菓子遣、且別ニ小茶碗・酒呑五ツ遣候事

○三日 雨 夜雨

一、風邪、見合候事

一、朝五半、渾沌濟來事

一、昼後、文叔來事

○四日 曙 昼後ち雨□□

一、出席、八帰也

一、専光寺代香ノ事

一、全昌寺和尚被參、酒一樽、与三等ハ箱菓子一具、内佛へ寿二袋

被上候事
但、せやヘ茶二袋也

一、片山三右衛門妻申遣來、内佛へ大花一生、子共へ菓子二袋呉、

御めうか申遣、内佛ち菓子一袋上候事

但、和尚、八半比被見候事

○五日 雨

一、梅心院殿五十廻御忌会相延、茶湯且一日欠座願、六半比ち寺へ参詣、八前済、夫ち野田へ参詣、七過帰事

一、留守、渾沌來事

一、与三、四比ち参詣ノ事

○六日 曙 段々晴

一、出席、八帰也、一、渾沌來事

一、文叔來事

一、榮松、段々宜敷事

○七日 快晴

一、出席、八退出、夫ち作州殿・織部殿・中川殿・前将殿・前図書_{〔中川典義〕}_{〔前田恒風〕}_{〔前田貞事〕}

殿・小幡殿勤候事

一、将慶來事

○八日 晴 昼雨少々寄、六ヶ敷氣色也、夜雨

一、出席、八帰也

一、渾沌來事
〔長谷川勤候事〕

一、五過出席、八帰也

一、渾沌齋來事

○十日 晴 快晴上々与成、夜同

一、出席、八帰候事

一、渾沌來事

一、当日祝義、如例也

○十六日 晴 曇多シ、夕猶多

一、出席、八帰也

一、渾沌來

一、出席、八帰事

一、出席、八帰也

一、渾沌來

○十一日 快晴上々 夜同

一、出席、退出木越へ行歩、暮前帰事

一、榮松、新場へ鳥構^ニ参り、九比帰事

一、与三行歩、今枝氏鷹借用ノ事

○十二日 快晴 少々雲、折々

一、出席、八帰り也

一、暁六時前、榮松不快、大便下り、道ニテ出ル、熱出事

一、渾沌斎コス

○十三日 快晴 少々雲出ル

一、出席、八帰也

一、渾沌來事

一、去年、江戸表^ニて從姫君様^ヲ拝領之松、今日清兵衛方へため直

ニ遣候事

一、昨日、清兵衛^ヲ去々年預置候岩石蘭指越、壱駄也

○十四日 晴

一、出席、八帰也、一、松茸拌領ノ事

一、渾沌來事

○十五日 晴 雲出
余曇

□曇、夕曇多

一、出席五過、八帰也

一、渾沌斎、留守來事

一、夜九時前、榮松痰等ニテ不快、明七過渾沌斎申遣、薬調合帰ル、
格別之儀ニテも無之由ノ事

○十八日 快晴 風立寒

一、風邪、見合候事

一、渾沌、四時前來事

一、昼比、二木順孝來事

一、夕、渾沌・文叔來事

○十九日 快晴上々、東北風

一、出席、八帰也

○廿日 快晴上々

一、五時、如來寺へ御名代、直ニ出席、八帰也

一、渾沌來、久米三郎來事

○廿一日 快晴上々、昼^ヲ雲出ル

一、出席、八帰也

一、留守ニ渾沌來事

○廿二日 晴

昼_カ雲出ル

一、出席、八帰リ也

一、留守ニ文叔來事

一、渾沌斎來事

○廿三日 晴

薄曇_リ、夜同曇
雨

一、出席、八帰也

一、渾沌不來事

○廿四日 雨

曉_カ降ル、四過大雨、後曇_又日出_カ雨色_{タタ}

一、出席、八帰リ也

一、渾沌來事

○廿五日 寄氣色日出、雨色々、夜晴

一、出席、八帰リ

一、渾沌來事

但、金見分ノ事

一、出席

○廿六日 快晴

昼_カ雲出ル、夜同、明寒雨少々

一、出席、八帰也

一、渾沌來事

○廿七日 曇り

八前_カ雨風、夕雨止

一、出席、八帰也

一、渾沌不來事

○廿八日 雨 昼後_カ日出、夜晴

一、出席、八帰也

一、文叔・渾沌・大井來事

○廿九日 快晴 昼_カ曇

一、出席、八帰也 一、渾沌不來事

○晦日 曇天

曉雨少々、夕風立方、夜少々雨

一、出席、八半帰事

一、渾沌來事

一、夜半過、閑院宮様コウ去三付、普請ハ今日一日、鳴物ハ明後二日迄三日遠慮之旨、組頭_カ触状來、且御用番_カも同断

一、出席五過、八帰也

○十月朔日 曇天 夜同

一、御前御おいノ御統ニ付、二ノ間ニテ伺御機嫌候事

一、金谷へ罷出、同断ノ事

一、渾沌不來事

○二日 曇天 昼後_カ雨、夜雨

一、出席、八帰也

一、渾沌來事

一、采松たん生、二人之神送祝候事

○三日 雨多、夜不降

一、出席、八帰也

一、大井正慶來事

○四日 晴 快晴ノ方、夜曇

一、出席、八帰也

一、竹田氏へ七前罷越、五過帰也

一、与三、同八半過罷越、五半比帰事

○五日 雨 折々日出、雨も大二降、夜折々雨

一、出席、八帰也

一、渾沌來事

○六日 晴 段々快晴、夕曇

一、出席八帰也

一、文叔來事

○七日 晴 昼曇り出、風も有り、夜雨

一、出席、八帰也

一、渾沌來事

○八日 雨 夜快晴

一、出席、退出る備州殿江罷越、夜四前帰也

○九日 寄氣色日も出、雨も降ル

一、出席、八帰也

○十日 快晴上々

一、出席、八帰也

○十一日 曇 四比_カ人前迄雨、夜晴

一、出席、退出る篠織殿へ罷出、夜五過帰事

一、栄松、六前_カ下屋敷へ小鳥構ニ罷越、八比_カ重松・貞松罷越、

夕帰事

○十二日 快晴

一、五前、両御寺御代香、直三出席、八帰ノ事

○十三日 曇 日も出、昼後曇

一、出席、八帰也 一、茂安來事

一、長谷川断ノ事

○十四日 晴 曇も有、雨も朝少々

村井殿罷越、夜四前

一、出席、八帰也 於御前頂戴物暮合帰也

一、七過、栄松、新場鳥構ニ罷越候事

○十五日 寄氣色色々、夜も雨

一、出席、於御前頂戴物、暮合帰也

○十六日 雨 曙アラレ多シ、朝雷、夜雨三風

一、出席、八帰也

一、文叔・玄正越事

○十七日 雨 日も少々寄也

一、出席、頂戴物有之、八半過帰宅

○十八日 雨 寄也、日も出ル、夜雨

一、出席、八帰也

一、長谷川來事

○十九日 曇 朝之内雨、夜雨少々

一、出席、八半帰也

一、出席、退出る篠織殿へ罷出、夜五過帰事

一、出席、八帰也

○廿日 晴 風立昼_カ雨風、夜も雨風雷一

- 廿一日 晴 晓大荒、アラレ
一、出席、八帰也、一、渾沌來事
一、榮松伏、薬有之宜敷由、渾沌來事
- 廿二日 晴 風なし、快晴ノ方、夜同
一、出席、八帰也
一、權佐明日しらへニ來事
- 廿三日 快晴上々
一、出席、九半比学校江出、八半比帰也
一、權佐、明日しらへニ來事
- 一、与三行歩、早朝出、六比帰事
- 廿四日 雨
一、出席、八帰也
- 一、与三、稽古能いたし、榮松はやし、賴政也、内蔵助殿父子・大音氏・竹掃部殿江罷越候竹田忠善
- 廿五日 荒 夜同、アラレ
一、出席、八帰也
一、夜榮松不快也
- 廿六日 荒 アラレ
一、出席、八帰也
一、夜榮松不快也
- 廿七日 曇天 雨折々
一、出席、八帰也
一、夜榮松不快也
- 廿八日 雨 或ハ日出色々
一、出席、八帰也
一、此間中木ノおひいたしニ來、今日相済越候事
- 一、渾沌來、榮松段々宜敷由申聞候事
本多政洋大學殿江おもと取ニ遣來、此間も來残雪也
- 廿九日 晴 曇色々、風なし
一、出席、八帰也
一、留主渾沌來事
一、此間ノおもと鉢共三百七十もノ由、昨日別ニおもと來、不宜相返、代為指遣候様、彦左衛門へ申付、今明日ニ遣管ノ事
- 十一月朔日 雨 風なし、暖、折々日も出ル
一、五過出席、八帰也
一、榮松、段々宜敷、今日床拂也
- 一 日 雨
一、渾沌來事
- 三 日 雨雪、夜荒、アラレ、雪
一、痴邪、見合事
- 一、萬成院祥月、全昌寺出家呼候事
- 四 日 雨 雪一寸斗、夜雪少々
ノ事
- 一、曉、榮松不宜、朝渾沌濟呼ニ遣來、榮松寒氣ニ當候由ニテ服薬
- 一、与三献常勤昼ち罷越、夜九半前帰事

- 一、出席、直ニ全昌寺ヘ参詣ノ事
○五日 雪少々、或ハ雨雪
 一、出席、八帰也
- 一、渾沌來事
 但、栄松少々風邪・腰痛、夜前少々肝氣、夜少々肝吐少々
- 六日** 晴 風なし
 一、痘邪、見合候事
 一、渾沌來事
- 七日** 雨
 一、出席見合、痘邪也
- 一、九半過_カ篠監物殿江与三罷越、夜四半過帰事
- 一、渾沌來事
- 一、夜、栄松肝吐、且下り候事
- 八日** 晴 雨も少々、夜快晴
- 一、痘邪、見合候事
- 一、文叔・渾沌來事
- 一、栄松、夜痰邪ノ事
- 九日** 快晴 曜雨少々
 一、出席、八帰也
 一、栄松、大ニ快事
- 十日** 晴 夜同
 一、出席、直ニ大音氏お茂痘三付見舞、七時過帰事
- 一、渾沌來事
- 十一日** 快晴上々
 一、出席、八帰也
- 十二日** 晴 昼後_カ風立
 一、朝五時、兩御寺ヘ御代香、直ニ出席、八過退出ノ事
- 十三日** 晴
 一、出席、退出_カ大音氏ヘ見舞、七比帰也
- 十四日** 快晴上々
 一、出席、退出_カ作州殿ヘ罷越、七前帰事
- 一、渾沌來事
- 十五日** 快晴 夕少々雨
 一、出席、八帰也
- 一、追付、供揃上町端迄罷越、栄松・与三・六前_カ松任辺迄罷越、暮比何茂帰也
 但、雉子一也
- 十六日** 快晴上々
 一、出席、八帰也
 一、昨日、市郎左衛門政宗石菖獻ル事
- 十七日** 雨
 一、出席、八帰也
- 十八日** 雨 雪散、夜雨少々
 一、出席、八帰也
- 一、出席、八帰也
 一、渾沌不來事
- 一、隼御鷹御拾ニ成
 一、御鷹壹今枝氏拝領
 一八將監拝領ノ事

一、出席、八帰也 一、長谷川来事

○廿九日 晴 夜同

一、出席、八帰也 一、内蔵助殿被見候事

○廿日 晴 八比ハラ／＼雨、夜快晴

一、出席、八帰也 一、渾沌来事

○廿一日 快晴上々 夜曇多

一、出席、八帰也 一、御代香、五時、例ノ通也

一、留守ニセヤ煩出、文叔来由、外ニ了齋・同人弟子も来事
但、薬附子理中湯用ユ 中寒也

○廿二日 雨 曙荒、夜曇

一、腰痛見合候事

一、せや、少々宜敷方也

一、渾沌・文叔来、せや少々宜敷方、先エタキヲ止、後薬可用由也

一、大音氏お茂、一番湯三付、祝義□迄遣、見舞ニ小肴・菓子遣、
且今日罷候様約束之處、見合申ニ付、断候事

一、与ニ罷越候様申來、八比ニ罷越

一、三条様より御進物、御使者旅宿迄取ニ遣、左之通

一、御詠 一枚 一、炭取 一

一、徽重盆 一枚

一、古文章 二冊

一、扇子 一箱

以上

右之通、更取來事

○廿三日 雨 朝之内曇

一、出席、八帰也

一、昨日三条様御進物ニ付、御礼主附大学、右宿ヘ惣名代被勤、且
目六老通、月番大学迄被渡、御礼紙面調書、御使者詰宿迄遣事

一、長谷川来事

一、せや夜前、昌院之薬呑、今朝ニ頼遣候事

○廿四日 雨 朝之内曇

一、出席、八帰也 一、玄昌来事

一、茂安来事

○廿五日 晴

一、出席、八帰也 一、渾沌来事

○廿六日 快晴 昼方薄曇 夜雨

一、出席、八帰也

一、榮松少々風氣、夜吐ニテ鱈之子多事

○廿七日 雨 夜晴

一、痘邪、見合候事

一、榮松大ニ宜敷方也、夜九過ニ痰セキノ事

一、渾沌来事

○廿八日 晴 快晴也、夜同

一、見合候事

一、文叔来事

○廿九日 曇天 夕雨、夜雨

一、見合候事

一、渾沌来事

一、二木順孝來事 一、大井來事

○晦日 雨 夜雨風アリ

一、見合候事 一、渾沌來事

一、文叔來事

一、米や孫太郎、鴨老頭獻上ノ事

○七日 雪散ル 五寸斗

一、出席、八帰也、退出ル作州

一、昼後ル両篠原氏、四方森辰之助來、五過退出ノ事

○十二月朔日 雪 壱寸斗、チラ／＼風少々

一、出席、退出ル作州殿・織部殿・長殿勤候而、七過退出ノ事

一、普照寺や鮒三良候事

一、七半比、せや宿へ下り、養生ノ事

○二日 快晴 雪、夜同

一、出席、退出ル全昌寺江参詣、七過帰事

一、出席、八帰也

一、文叔來事

一、順孝來事

○三日 快晴上々 昼ち少々薄曇、或日出、夕夜晴曇

一、出席、退出ル大音氏江罷越、七過帰事

一、出席、八帰也

一、出席、退出ル専光寺へ參詣いたし候事

一、出席、退出ル雉子一うとん來事

○四日 晴 色々曇も有、日も出、夕曇

一、作州殿ル雉子一うとん來事

一、出席、退出ル専光寺へ參詣いたし候事

一、出席、退出ル雉子一うとん來事

○五日 雨 曙雨風、昼ち水雪、夜同雪散

一、出席、退出ル雉子一うとん來事

一、出席、八帰也

○六日 雪 朝ちチラ／＼武寸斗

一、出席、退出ル雉子一うとん來事

一、出席、八帰也

一、退出、兩御廣式へ寒入三付、伺 御機嫌候事

一、渾沌來事 一、昼後ル両篠原氏主水殿等□□辰之助來事

一、出席、八帰也

○十三日 快晴 昼ち曇、雨少

一、出席、退出ル雉子一うとん來事

一、出席前、五時御代香、宝円寺へ罷越、直ニ出席、八時退出ノ事

一、文叔來事

一、今日、如例全昌寺和尚被罷越、暮合前被帰候事

一、出席、八帰也

- 一、片山君平・森良齋儀、御醫者被 召出、新知百式拾石宛被下候
事
- 一、奥向内すゝ拂ノ事
- 一、榮松夜吐キ、如例不快ノ事
- 一、渾沌來事
- 十四日 雨 昼迄止曇、折々日出
一、痴邪、見合候
- 一、文叔來事
- 一、与三勤ニ出、五□天満宮罷越、五半過帰候事
- 十五日 曇天 雨折々
一、出席、八帰也
- 一、貞松着袴、右役彦左衛門相勤、手自目六遣事
- 一、若林・せい両人來事
- 十六日 雨 夜雪散
一、痴邪、見合候事
- 十七日 雪 風折々、夜雪
一、見合候事
一、見合候事
- 一、渾沌來事
- 十八日 晴 昼迄雪少々、曇ル或八日出、アラレ色々、夜荒
一、見合候事
- 一、奥すゝ拂、十六日指支、今日すゝ拂如例、なほし鱈ニ酒、久之
助をいせや迄遣事
- 十九日 晴 昼迄荒、雪散ル
- 一、出席、八帰也
- 一、正慶來候事
- 一、亭方來事
- 一、痴邪、見合候事
- 廿一日 雪荒 少々雪散
一、出席、八半過帰也
- 一、留守ニ文叔來事
- 一、長谷川來、稽古仕舞、吸物小ふた出候事
- 廿四日 晴 折々雪降ル
一、江戸出候紙面并図書殿・八郎右衛門殿へ開キ鱈ニ宛、有田へ同
一ツ子一人遣事
- 廿五日 快晴 昼ニ少々曇、又晴

36 青山淇水軒日記（二）弘化二年（一八四五）

（表紙）
弘化二乙巳歲

日記

正月朔日ヨリ

淇水軒

（表紙）
小大／＼大小／＼＼＼＼＼＼

弘化二年乙巳歲

○正月朔日

雪散 寒シ 夜風

一、將監、五時前登城、隱居同道登城、四時過將監退出、隱居

兩御廣式罷出、八時過歸宅ノ事

一、將監、年初ノ礼被受候事、隱居ハ礼不申付候、祝義迄申聞事

一、祝事、如例夫々相濟候事

○二日

雨風アリ、段々止、雨ハ多シ

一、乘初三付、伴太夫來、如例夫々相濟、尤与三同断

但、当三日、日柄三而二ニ改ム、隱居初二降候事

○三日

曇天 夜同

一、八過、將監全昌寺へ參詣、少々勤候事

一、福引ノ事

○四日

雪散ル 晓雪少々

一、三度、昌平返書出候事

一、織部殿ち福德一・すし来事

- 一、出席、七過帰事
- 一、御手自、御胴服裏添四丈吹三端拝領ノ事
- 一、御次銀五貫目借用ノ事
- 廿六日 快晴 夜薄曇
 - 一、出席、退出ち村井殿并竹田氏へ勤、寒氣也
 - 一、權兵衛隱居、彦左衛門奥用人、伊太夫臺所奉行定加人、半左衛門小拂申渡事
- 廿七日 晴 雪少々、昼後曇、風立方也
 - 一、出席、八半帰也
- 一、久之助小將頭并歩支配申付候、尤御前直三申渡事
- 一、次右衛門、主納方用申付事
- 一、掃部殿、歳末被罷越候事
- 廿八日 曇天 折々日出、雨も少々
 - 一、出席、退出ち金屋へ歳末之御祝詞作州殿・政之介殿相勤候事
 - 一、二木・久保へ看一折遣事
 - 一、権兵衛隱居、名休居、坊主あたまノ事
 - 一、長谷川・玉木、御加増ノ事
- 一、出席、七前帰也
- 一、御かた衣御上下拝領候事
- 一、留守二渾沌來事
- 但、トソ献上事
- 一、納戸拂、所々夫々遣候事
- 一、市へ如例近習等出事

一、肴や其外すし来事

○五日 曇 日も折々出、夜半雨風

一、如例々、集福寺来事

○六日 曙 雪散ル、荒、夜雪散、風アリ

一、庄兵衛殿、被罷越事

一、小幡殿之奥方病死案内ノ事

一、文叔、次迄来事

○七日 雪散ル 三寸斗、終日雪散、夜雪同、折々日出

一、将監、如例登 城ノ事

一、萬歳来事

○八日 雪散 四寸斗、風アリ、折々日出、夜雪

一、四比火事、穴町之由、壱軒斗之由也

一、將監、出馬不致候事

○九日 曙天 朝雪散、夜前六七寸余降、夜曇

一、三斎來事

○十日 薄曇 風ナシ、夜曇

一、八過^カ全目寺へ参詣ノ事

○十一日 快晴上々

一、八比^カ將監勤ニ罷出候事

一、市三郎殿、年賀ニ被罷越候事

○十二 晴 少曇有り、八比風立大曇、夜薄曇

一、九半比^カ將監兩御寺并^(レ)尊光寺へ参詣ノ事

一、文叔來、三斎來事

一、万歳乙松来事

○十三日 曙 夜雨

一、文叔方へ薬取三遣事

一、掃部殿、被罷越候事

一、三斎来事

○十四日 朝水雪少々、夜少々雨

一、八半比^カ内蔵助殿・帶刀殿・掃部殿罷越され、夜五過退出ノ事

但、鴈喰也

○十五日 曙天夜同

一、將監、例刻登 城、直ニ少々勤、四過帰宅、瀬平礼受、甚不快

ノ由也

一、祝事、夫々相済候事

一、八前^カ將監勤ニ出候事

一、女何茂留置候由ノ事

但、きくハ遣由ノ事

○十六日 曙天 少々日折々出、九半比^カ雪散ル

一、直五郎来、このわた献上、遊候事

一、織部殿、年賀ニ被罷越候事

一、魚津^カあんこ来事

○十七日 晴 寒シ、昼^カ段々曇、夜荒

一、九半比^カ与三学校へ出候事

但常服也

一、文叔来事

一、アンコ竹田氏へ遣候事

但、釣ニすし來事

一、矢野稽古初來事
一、文叔來事

○十八日 雪散 寒、雪散多、夜雪散

一、長谷川来、稽古初、例之通候、夫々相舞候事

○十九日 晴 朝雪散ル折々、夜雪同

一、替事なし

○廿日 晴 夜

一、鳥屋忠兵衛・権四郎、將監方へ罷越候事

一、伴太夫稽古來事

一、万歳勝三郎來、少舞事

○廿一日 曇天 九前ち雨夜荒

一、吉田権平來、稽古初ノ事

一、鏡餅、近例之通、昼食後祝候事

一、神護寺より使僧を以大箱菓子一・三崎黒のり七枚・浅草のり三十葉被吳候事

但、浅のり村井殿へ遣候事

○廿二日 荒 夜風止、雪少々

一、猿廻來舞事

一、エン中來、軍書語事

○廿三日 雪散 朝晴寄也、日も出、昼後荒、夜雪散

一、長谷川來事

一、魚津へ菓子一箱・小鴨添遣、三郎左衛門紙面ノ事

○廿四日 雪散 折々荒、雪散、夜静也

一、江戸渾沌斎梅之花つけ來事
一、八比^カ将監勤^ニ出事

○廿六日 薄曇 段々晴、夜同

一、九半比^カ隠居勤^ニ出候事

○廿七日 薄曇 折雨ハラ

一、庄兵衛殿・大音殿迄也

○廿八日 曇天 折々雨少々

一、長谷川來事

○廿九日 晴 晓雨少々、晴夜也

一、吉田來事

○二月朔日 快晴 四前ち大荒、後雪多方、夜雪散

一、茂安來事

一、藤左衛門來逢、繪為見、且墨竹金代等五枚斗遣事

一、文叔來事

○三日 雪散ル 夜同

一、文叔來事

一、藤左衛門來逢、繪為見、且墨竹金代等五枚斗遣事

○二日 雪 昼前二三寸溜、夜雪七寸斗

一、長谷川來事

一、新兵衛來、逢候事

一、勝興寺室、今二日致病死之旨案内三付、昼中ニ相成候事

○四日

雪散 都合七八寸、夜晴、快晴也

一、忌御免之旨二付成瀬氏より申来、右ニ付四過登城、松ノ間・二ノ間ニ

而御用番初、御居間書院江被為召、隱居罷出候事

一、御用番初、御居間書院江被為召、隱居罷出候事

一、貞方來事

一、長谷川火事ニ付返事

但、稽古なし

拜領物左之通

覺

一、御拜領之御花生・同御臺、御胴服□□、さあやニ卷拜領之事

一、夫々相済七過帰宅ノ事

御□□

但、赤飯・御吸物・御酒被下事

○五日

曇 段々快晴、夜同

一、夕、御膳奉行大鯛二拜領、壹ツ大音氏へ遣候事

一、昨日拜領之御品、將監・与三へ拜見、家老共初拜見為致候之事

一、伴太夫來、三斎來事

○六日

晴 段々快晴、夜同

一、夜前、御近頭庄田吟右衛門より、紙面ニテ今日頂戴物被仰付候

之条、十徳を以、同九半時罷出可申旨申來候處、風邪并眼氣患
敷難義ニ付、難罷出旨、今朝返書ニおよひ候事

一、將監、四過登城ノ事

一、重て將監、内藏助殿へ罷越夜帰事

一、成瀬氏より頂戴物品來事

○七日 快晴、夜同

一、瑞泉寺辺火事、將監出馬ノ事

一、八過

一、晴 南風、曇も折出、九前より小雨折々、夜止

一、長谷川火事ニ付返事

但、稽古なし

一、瑞泉寺辺火事、將監出馬ノ事

○九日 曙天

四時過より小雨

一、三斎來事

○十日 雪散ル

曉より雪散、段々止曇、日も出事

一、伴太夫断ノ事

○十一日 曙

折々日出、夜曇

一、曉七半過登城、御能拜見、將監同断、何茂のし目也

一、与三等拜見被仰付候旨ニ付、同刻罷出事

但、成瀬氏より申來、格別之思召を以、孫共へも拜見被候旨也、尤、与三迄のし目、重松・貞松ふくさ上下也

仰付

御番組左之通

翁 忠藏 権之進
弓八幡 八嶋 野々宮 富門
忠藏 権之進
翁 万十郎 野々宮 望月

御二
安宅 須源氏 祝言岩船

右五時退出ノ事

一、与三等三人へ御膳奉行を以、御菓子拜領ノ事

但、平人持せかれ拝見無之、尤隱居御家老勤候者ニ付、御同

部カ格別之恩召を以、拝見被仰付候旨、申来候也

○十二日 薄曇 風アリ、夜雨風、遠雷二斗

一、三斎來事

○十三日 晴

一、御能拝見、暁六前登城ノ事、暮合帰ル事

○十四日 晴 風アリ

一、八比カ勤ニ出、七半前帰事、中川氏・留田氏・成瀬氏・前田

氏・作州殿・織部殿・神護寺・長殿勤候事

○十五日 曇 段々快晴、夜同

一、五時、登城、九半比カ篠原氏・内藏助殿・成瀬氏子息方御目

見罷越相祝、成瀬氏ニ夜五過迄罷在帰事

一、將監同断、内藏助殿跡罷越、夜四過帰事

○十六日 薄曇

一、与三、少々風邪、文叔呼ニ遣事

但、不來、与三夜吐事

○十七日 快晴 風なし、上々

一、三斎來事

○十八日 快晴上 夜同

一、与三、快氣ノ事

○十九日 薄曇 昼少々小雨、夜同

一、九半比カ与三、篠原氏へ年賀罷越、看平日二、寿一、手毬マリ壹ツ

持參ノ事

一、作兵衛遠慮、喜左衛門指扣承候事

一、七半比帰、鯛三、こけ等二、御菓子一袋

○廿日 雨

夜雨、寒シ

一、将監寄付、將之助殿へ罷越、夕帰事

○廿一日 雨

終日、夜雨、寒シ

一、替事なし

○廿二日 晴 寒シ

一、長谷川來事

一、文叔來事

○廿四日 小雨 昼カ晴

一、朝之内矢野來事

一、九半過カ与三等三人川下江いか上ニ罷越候事

一、内藏助殿、被罷越候事

一、如例、天満宮御像出、例々之通之事

一、七前、与三下屋敷稽古ノ事

○廿五日 雨 暁カ小雨、八比カ晴、七比カ荒
夜アラレ雨

一、四時比、監物殿被罷越事

但、上下也

○廿六日 少晴 昼前雨アラレ、後曇ル

一、草花置所、忠助取こほす事

○廿七日 快晴

一、忠助、座敷向草花置所見たてニ罷越事

一、九半過ごはん与三等三人、向山へいか上ニ罷越、隠居も罷越候事

但、暮前帰事

一、権三郎父子・直五郎来事
直五郎

一、居間書院看諷権作ノ事

一、座頭・こせ来事

一、医者二人斗来事

一、表新兵衛来ル、矢野・土田来事

一、圓兵衛父子来事

○二日 快晴 風アシ、夜遠雷三、南風

○廿八日 快晴

一、八比はい隱居年賀勤、村井殿・今枝殿・伊藤殿（伊藤正延）・織部殿・葛巻殿・内藏助殿・庄田殿・監物殿相勤、監物殿ハ花見ニテ夜六過退出ノ事

○廿九日 快晴上 暖、風有、南

一、大音氏へひゐな大・菓子一袋・干鱈遣候事

○晦日 雨風 晓あさる雨、終日

一、与三初而 御目見願出候処、明朔日被 仰付候旨、組頭くみあし申來

候事

一、伴太夫來事

○三月朔日 曇天 風なし

一、將監、例登城、与三同道、御目見申上、帰ニ御用番・組頭・半比はんぴ

将監同道相勤、四過罷歸事

一、先日拝領之御花生、今日初て奥ノ座敷へ出、藤左衛門ニ松為生

候事

一、八比、隠居專光寺（竹田忠和）、直三同所へ罷越
但、五過何茂歸事
参詣

○五日 雨 晓あさる降ル

一、本庄（本庄）かに二吳候事

○六日 荒 寄ニテ折々日出、朝之内アラレ多、夜小雨

一、替事なし

一、八過ごはん庄兵衛殿・成瀬主税殿・内藏助殿・市二郎殿（竹田忠和）・掃部殿被罷越候事

一、居間書院へ吉田父子・吉郎右衛門・鍛太夫・長谷川来ル事

○七日 晴 夕曇 小雨少ニ而止
一、替事なし

一、將監、例刻登 城ノ事
一、両うは來事

一、織部殿三人・葛巻式人、八過カタマリ六半過被歸候事
○十六日 曙 昼折々ハラハラ雨、夜雨

○八日 晴 段々曇り、九過カタマリ雨、暫ヒテて段々晴、夕小雨
一、長谷川來事
一、九半過カタマリ与三等三人、下屋敷へ罷越、暮前帰ノ事

一、八時前カタマリ將監行歩ノ事
○十七日 雨 夜雨

一、織部殿カタマリ將監へ紙面・金魚為持來事
○十八日 曙天 昼比ヒビ折々小雨、夜晴

○九日 晴 寒方、段々快晴、終日快晴
一、九時過カタマリ与三、学校へ罷出候事

一、九時過カタマリ与三、学校へ罷出候事
一、三齋來事、一、蘭到来

○十日 晴 薄曇、段々快晴、夜晴
一、八時過カタマリ与三、下屋敷へ罷越候事

一、木やカかに獻上ノ事
○十一日 快晴 昼後薄曇、風少アリ、夜小雨

一、長谷川來事

一、黒川了安、江戸カタマリ帰着ノ事
一、九半過、与三等三人、下屋敷へ罷越、隱居八時過カタマリ罷越、暮合

一、蘭到来ノ事

○十二日 晴 暖氣 快晴

一、吉田來事

一、了安來、かち不快ノ事
一、指網いわし初て來事

○十三日 晴 快晴

一、吉田來事

一、了安來、かち不快ノ事
一、指網いわし初て來事

○十四日 薄曇 段々晴

一、黒川了安來事

但、將監マツジほら痛候マツシニ付而也

一、昨日、竹田氏カタマリ竹ノ子來、今日かつほ嗜也

一、掃部殿へ扇子マツシ・調遣事

但、年玉也

一、長谷川カタマリ秘書來事

一、草花所出來ノ上、初て今日おもと・岩石蘭等出入置事

○十五日 薄曇
○廿一日 快晴

- 一、指網來事
一、茂安來事
一、昨日之秘書、今日カ寫ニ懸ル事
一、明日、御能拝見被 仰付候之間、六半時カ罷出候様、御近習頭カ紙面ノ事
○廿二日 曇 昼過カ小雨少々、夜雨
一、御能拝見、六半過、登 城ノ事
但、竹田權兵衛、道成寺勤候事
○廿三日 雨 夜雨
一、御能有之、四半比カ罷出、暮合帰事
一、多賀氏ひて、身くしら・同白波カ吳候事
○廿四日 雨 昼雨止、夜晴雲出ル
一、長谷川來、逢候事
○廿五日 快晴
一、昨日、鉢植寄所出来、蘭今日此庭へ移ス事、但、臺朝申付、七
前出来也
一、文叔來事
一、昨日カ如例、平出天満宮出候事
一、新兵衛來、明日呼出由也
○廿六日 曇 風アリ、昼カ止、晴夜
一、明日御発駕、將監登 城ノ事
但、上下也
一、隱居登 城 羽織ノ事
一、將之助殿、明日 御供發足、為暇乞相勤候事
一、長谷川來事
一、了安來事
一、御發駕三付、六半過登城ノ事
一、九時少前、御發駕ノ事
一、八過カ竹田氏罷越候事
○廿七日 快晴上々
○廿八日 快晴
一、昨夕カ了安ノ薬呑候事
一、長谷川來事
一、了安來事
一、昨日カしやあま來事
○廿九日 快晴上々
一、權平來事
○四月朔日 快晴上々
一、將監登 城、隱居同断
一、昼後カ川下へ隱居并与三等三人、行歩ノ事
○二日 曇天
一、將監并隱居、昼後カ大音氏罷越、六半過帰事
○三日 曙天 小雨終日、夜同
一、長谷川來事
○四日 雨 荒、夜風止雨、昼アラレノ由、寒シ

一、三内来事

一、長谷川来事

アラレ水雪ノ由

○十二日 快晴

風アリ

一、了安出事

一、斎藤三九郎來逢遊候事

一、了安來事

○十三日 快晴

風少々

○五日 小雨 昼後雨止曇、夜雨

○六日 晴 曇 折々寒シ

○七日 曇 段々快晴、寒シ

○八日 快晴 寒シ

一、九過カ川下へ隠居・与三両人罷越、暮前帰事

一、將監、内藏助殿へ罷越、六時過帰ノ事

○十四日 快晴 上

一、祭マツリ二付、大音氏八半比カ被罷越、元順・文叔・茂安・貞方・三

一、九時過、川下へ与三等三人罷越、罷帰ル事

○十五日 快晴上

一、斎・良行字カ了安罷越、四比帰事

一、三斎來、初てアンマ等為致、至極宜敷候事

○十六日 晴 薄曇 六半過ハラ／＼雨

一、元順、鯛上事

一、金魚尾長二ツ、与三求候事

○十七日 快晴上々

一、草花や、もうそ二一将監へ献上ノ事

一、將監、例刻登城、隠居五過登城ノ事

○十八日 快晴

一、茂安、昨日之挨拶ニ來事

一、斎藤三九郎、礼請候事

○十九日 曇

一、吉田來事

一、但、隠居・將監与事也

○二十日 快晴

一、八過、与三下屋敷カノ事

一、良安來事

○二十一日 快晴上々

一、八過、与三下屋敷カノ事

一、斎藤三九郎、明日召抱候旨、今日久左衛門前へ座、申渡事

○二十二日 快晴上々

一、良安丸薬、今日カ用事

一、五時過、与三等三人、宮腰行歩

○二十三日 快晴上々

一、九過カ隱居并与三等三人、川下へ行歩、隠居暮前、孫六比帰事

一、三斎來、ハリ也

○二十四日 快晴上々

一、斎藤三九郎、召抱候事

一、八過、全昌寺へ參詣カノ事

○十八日 快晴上 昼_カ寒、曇、夜半比雨也

但、将監逢、隠居へハ不知候事

一、三九郎来、逢候事

○廿四日 晴 薄曇 暖氣

○ 一、相公様、当十一日、江戸表無御滞御着之旨、御用番_カ今曉紙面

到来ノ事

一、九比_カ将監行歩ノ事

○廿五日 曇天 昼_カ段々晴

但、御能ハ無之事

○廿六日 曇 風南西シ、段々快晴、風東

一、長谷川来事

一、八半比_カ隠居・与三・重松、川下行歩事

○廿七日 快晴 昼ヤマセ 寒シ

一、九過_カ将監行歩ノ事

一、将監朝_カ行歩、六比帰事

○廿八日 薄曇 寒

一、了安来、文叔来事

一、浅右衛門帰り、おもと持参ノ事

一、与三、九半比_{カツカウ}学校馬稽古ニ罷出事

一、新兵衛用事有之、朝之内罷越候事

一、長谷川来事

一、三九郎来す、直ノ事

一、左内、梅二本・桜壱本づく事

一、順幸、江戸_カ帰候由ニて來事

○廿九日 薄曇 寒、終日

一、木や、鯛二 献上ノ事

一、大書院・居間書院庭通り居候ニ付、中程ニ板屋はゐ致候事

○廿三日 晴 朝ノ内薄曇、日も出ル

一、長谷川来事

一、三九郎来、不逢候事

一、茂安来、不逢候事

一、星野、江戸_カ帰ル由ニて來事

○五月朔日

薄曇

一、茂安來事

一、將監、例刻登 城、隱居登 城事

一、藤左衛門來、逢候事

一、了安來、取込不逢候事

○二日

快晴 少々薄曇、夜雨

一、四時より三等三人、川上へ行歩ノ事

○三日

雨 夜より直降、昼止、夕快晴

一、將監全昌寺へ参詣

一、三九郎來、明日空家へ発足之由、了安來事

○四日

晴 薄曇、段々快晴

一、八時前より專光寺参詣、神護寺、夫より作州殿へ参り帰事

一、三斎來事

ハラ／＼雨少々

○五日

曇 小雨、夕夜雨多

一、將監登 城、隱居登 城ノ事

一、長谷川來、逢候事

一、了安來事

一、ヤシコハヽ來事

一、祝事、例之通ノ事

○六日

曇天 夜半過より雨大三六比多

暮合比よりハラ／＼
重來事

一、葛巻氏より玉庭院殿之五十廻忌取越、明後茶湯執行三付、鏡餅壹

時帰事

夜六比雷十斗遠シ
朝六過地震ノ由

○七日 曙天 曉雨多降、八過ハラ／＼夜雨□□

一、葛巻氏玉庭院殿へ花一生・翁五十入式袋遣候事

一、了安來事
○八日 雨 梅雨

一、松月寺へ代香、別人ノ香典備事

一、長谷川來事

○九日 曙天 夜雨小

一、全昌寺へ参詣、作州殿へ罷越帰候事

○十日 雨多

一、伴太夫來事

一、了安來事

一、三斎來事

○十一日 小雨 多、夜雨風

○十二日 雨風 昼より少晴氣味

一、浅右衛門へおもと代老歩渡事

○十三日 晴氣味 昼快晴

一、長谷川・黒川來事 一、鉢植八、新宅へ引

○十四日 快晴

一、九過より隠居・与三等三人、川下へ罷越、隠居七過帰、与三等六

一、留守三文叔来事

○十五日 快晴

一、将監登城、隠居も同断ノ事

一、休居來、逢候事

一、^(ナ)將公様江戸御着、当朔日御登城御例ノ通、夫々被為済候三付

覺書被渡、恐悦申述退候事

一、了安來、取込、貞松迄見而帰候事

一、篠監殿家來へ新書筆六本來事

朝ハラ＼＼、昼同

○十六日 薄曇 段々晴、夜小雨、折々日出

一、将監、曉ちよ行歩、夜四比帰事

但、物數十五内、くゐなハツ、よじごい一、おけら一、外雀也

○十七日 曙天 朝雨、折々ハラ＼＼、夜快晴

一、与三、学校へ九過出候事

一、三斎來事

一、しねハ菊、寺西にしきちらひ候て作州殿へ遣事

○十八日 曙天 雨折々

五

曉六比ハラ＼＼

一

一、曉ちよ將監行歩ノ事、くゐな十一

一

○廿四日 薄曇 折々日出

一

一、長谷川來事 一、了安來事

一

一、三九郎帰着、山ノいも、大いなた二献上ノ事

一

○廿五日 薄曇 朝之内キリ雨、折々日出ル、段々快ノ方

一

一、隠居・与三等三人、下屋敷へ罷越候事

一

但、浅ノ川稽古馬マサニ來ノ事

一

一、八前は下屋敷へ隠居・与三等三人、跡あと將監罷越、暮合帰事

一、長谷川來事

○十九日 快晴 折々曇、夕曇

一、九比こひ将監・隠居・三人子とも、川上藤たな辺へ行歩事

一、江戸有田ありた紫しおもと三到来ノ事

○廿日 快晴 曙あ曇、夜雨

一、三九郎來、色々絵図為見候事

一、了安來事

一、文叔來事

○廿一日 荒 晓あ風立、尤雨、昼ひ雨止、風立、夕風止

一、三斎來事

○廿二日 細雨 晓あ雨多、朝あ小雨、夕日出ル、夜曇

一、替事なし

○廿三日 薄曇 折々日出

一、了安來事

一、三九郎、次迄來事

一、じやあま來事

一、長谷川來事

一、了安來事

但、茂安・三斎・女中何茂罷越事

○廿七日 快晴 昼_カ曇出、夕雨夜少

一、曉_カ將監行歩ノ事

一、三九郎來 与三初鉄砲之手前傳受ノ事

但、弥五郎等三人相伴ノ事

○廿八日 雨 晓_カ降、折々晴、又降也

一、与三、少々風氣ニテ長谷川断遣事

一、將監、八過_カ内藏助殿江罷越候事

○廿九日 曇 昼折々日出、夕曇

一、三九郎罷出、与三鉄砲稽古いたし候事

一、三斎・了安來事

一、吉田來事

○晦日 曇 折々日出、夜雨

一、四時前、与三、下屋敷馬稽古、罷越候事

一、八過、掃部殿、被罷越候事

一、三斎來事

○六日朔日 曇 夜一夜雨、朝雨段々止、八過_カ小雨、夜曇

一、將監、例刻_カ登 城ノ事

一、福岡菊五郎、初て目見_ヘ、隠居不出事
(葛巻昌言)

一、十右衛門殿、被罷越候事

○二日 晴 暑、暮合_カ小雨、一夜晚少シ多

一、朝、与三学校へ罷出候事

一、葛巻氏_カ玉子十一、被指越候事

一、九過、三九郎稽古來事

○三日 雨 昼_カ段々晴、夕曇、夜大曇ハラカ

一、宮崎藤左衛門病氣指重リ、大切礼受ニ次右衛門五半罷越、且病死ノ由ノ事

一、長谷川断ノ事

一、將監、八時比全昌寺へ参詣、葛巻氏・内藏助殿へ見舞事

○四日 曇天 小雨、折々日も出、夜曇、夜半_カ雨

一、四時、三九郎、与三稽古罷越事

一、昼後、竹平罷越、太刀同断

一、直五郎罷越、うなき獻上ノ事

○五日 雨 昼_カ段々晴、或ハ曇

一、朝之内、伴太夫來事

○六日 曇 段々晴

一、三九郎來事

一、八過_カ与三等三人、川下へ行歩、鮎小百斗

一、茂安來、朝之内ニテ六ヶ敷、近々こよ与申入返事

一、文叔來事

○七日 曙天或ハ降 晚七半比_カ雨、六過迄少々

一、野村直五郎、暇乞罷越候事

但、明日発足ノ由、且吸物鯛・松かさ、取肴するめ并くる
み、且諷少うたい又絵三枚遣事

一、三斎來事

○八日 晴 昼_カ曇、夜曇、キリ雨

一、三九郎来事

一、長谷川来事

○九日 曇 昼後少晴氣味

一、吉田来、良安来

一、三斎来事

○十日 晴 快晴也

一、朝之内、下屋敷へ与三罷越事

一、三九郎来事

○十一日 快晴 夜同

一、今枝殿へ将監八半比_カ罷越、六半比帰事

○十二日 快晴 上々

五過

一、三九郎来事

一、三斎来事

○十三日 快晴上々 昼後曇

一、暁_カ与三行歩、九前帰事

一、人前_カ隠居勤、七前帰事

一、長谷川来事

一、大井昌院來、貞松煩頗事

一、良安來事

○十四日 快晴上々 昼_カ曇出

一、三九郎、朝來事

一、八前、隠居勤三罷出、七時帰事

但、年賀勤候

夜雨

一、矢野平作来事

一、外替事なし

○十五日 晴氣味 朝之内雨、夜半_カ雨

一、將監、例刻_カ登城ノ事

一、八半比、与三下屋敷へ罷越候事

一、今夜五半、土用_ニ入事

○十六日 晴 朝五過雨、或ハ曇、夜半過_カ雨

一、夜前、浅右衛門帰事

一、大二ツ、ハイ一、手_ニ入、大二_一、伴氏_{ハシ}へ遣事

○十七日 曇 晓雨、朝ノ内同、段々晴、朝雷小、夕遠同

一、朝之内、三斎来事

一、長谷川来事

一、武田勝蔵来事

一、三九郎来事

一、長谷川来事

一、武田勝蔵来事

但、木ノ硯持參、ふたの事申談、遣候事

一、将監、勤ニ罷出候事

一、篠織部殿、兩役共御指添ニテ指加、篠監物殿寺社奉行、

公事場

前内蔵助殿□寺社奉行被 仰付候事

但、右案内ニテ承知、外ニ伊藤主馬殿寺社奉行

且

公事場兼帶ノ由ノ事、松平監物殿寺社奉行被 仰付候事

○十九日 曇天晴氣味 朝之内雨、夜雨所ニより多

一、吉田来事
一、山崎や白さとう、昨日献上、且

同断

一、荻野や今白物献上ノ事

一、江戸表遠州殿・政之助殿・大学殿へ紙面出、且大学殿江いなた

三出候事

○廿日 雨天 夜雨、夜半多

一、与三、下屋敷朝ノ内罷越事

一、夜前ノ雨ニテ浅の川水出、大橋落カヨリ候由ノ事

一、文叔来事

一、三九郎、夕来事

一、将監寄ニ出候事

○廿一日 曇 小雨 日も出、色々、夜曇

一、貞方来事

○廿二日 曇天 段々快晴、夜同

一、市三郎殿江罷越候事

○廿三日 快晴 夜同、併少々曇出

一、朝、三九郎来事 一、久米三郎

一、茂安来事 一、葛そうめん献上ノ事

一、八時比、御廣式ヘ暑中之伺 御機嫌罷出候、直ニ下屋敷也

一、長谷川、朝八前^ヲ下屋敷三人罷越候事

○廿四日 快晴 風未西南

一、暁、將監行歩ノ事、夜四時帰也

一、三内来事 一、良安来事

夜ハラ／＼

○廿五日 快晴 風同断、昼^ヲ北

一、下屋敷ヘ与三稽古、朝罷越候事

一、照監寺^ヲ葛粉一箱、兩人ヘ被具候事

一、三斎来事

○廿六日 快晴 少々雲出、昼後遠雷山少々夜快

一、朝、三斎来事

一、同、三九郎来事

○廿七日 快晴 風南

一、矢野作平來事

○廿八日 快晴 同断

一、本庄圓三郎、瓜献上ノ事

一、長谷川来事

一、八時過^ル將監勤ニ出候事

○廿九日 晴 薄曇少々、雨も少々、八夜雨少々

一、朝、三九郎来事

一、夕、吉田来事

一、三斎来事 一、文叔来ちさし鯖三三一

○七月朔日 朝之内少雨、曇天、東風

○七月 小雨 昼止、夜曇

一、将監登城、隠居同断

一、將監、例刻登城ノ事

一、八比_ぢ与三等三人、下屋敷へ罷越、隠居勤_ニ出、直_ニ下屋敷へ

一、祝事、盃・取肴ノ事

罷越候事

○二日 晴 曇少々東風

一、おせん入來事
但、りんこ献上、寿遣事

一、与三、学校へ出候事

一、藤江鍛太夫りんこ・なすひ来、釣_ニさし鯖_ニ遣事

一、矢野・三内来事

一、八時比_ぢ隱居、勤_ニ出候事

○三日 晴 東風

○八日 曇天 夜小雨

一、朝、三九郎稽古ノ事

一、三九郎稽古、朝來事

一、長谷川来事

一、長谷川来事

○四日 晴風 同断、夕ハラ＼雨、夜曇天

○九日 小雨 朝風荒氣色也、昼比止

一、茂安来事

一、吉田被見候事

但、繪_フ頼事

○十日 晴 間山瀬

一、八時、専光寺へ参詣ノ事

一、与三、朝、下屋敷稽古罷越事

一、夜六半比火事、小立野ノ由、遠火也、將監出馬、四過帰ル事

一、朝、三九郎来事

但、御馬三・太鼓三て寺町へまとい出候由、將監ハ小立野出

馬へ出事

○五日 小雨 朝_ぢ降、夜曇

○十一日 快晴

一、伴太夫断候事

○六日 曇天 昼比_ぢ折々小雨、夜同

但シ子共二人・音人老人

一、今枝氏家中ちびちよ來事、但りんこ献上、帰_ニ寄、且小成手植・
墨竹遣事

○十三日 薄曇 風西南、昼後大雨止ム

一、替事なし

一、矢野ちの作平を以鮎吳候事

○十四日 曇 キリ雨、後晴、夕前ハラ／＼、夜小雨、夜半

大

一、八時比ちの將監全昌寺・專光寺・下屋敷へ參詣ノ事

一、長谷川ながたに次右衛門へ紙面三て、良安去年借用銀子返上、且又地

理新書三冊献上ノ由ゆて、長谷川ながたに為指越、當年之坂さか也

○十五日 雨 八比小降り、夜多降

一、如例、登 城無之事

一、祝事如例也 一、良安珍書獻上、長谷川ながたに來事

○十六日 雨 夜前よま多降、風東北ひがしノ軒也、上西下あがり、

一夜雨降通

一、新兵衛來事

一、良安來事 一、三九郎來、繪遣事

○十七日 雨 夜前よま直二降、夜小降、夜同

一、三斎來事 一、三九郎

○十八日 晴 夜同

一、三九郎稽古、朝來、隱居見物ス

一、長谷川來事

○十九日 晴 間山瀬三さん寒さむ、夜晴

一、八時、神護寺・專光寺・下屋敷へ參詣ノ事

一、三斎來事

○廿六日 曇 四過ハラ／＼雨

○廿日 快晴 昼ひる曇出、風東也、夜晴

一、朝、与三馬稽古下屋敷へ罷越候事

一、九半比ちの將監、野田并両御寺へ拝參ノ事

○廿一日 快晴 昼後少々雲出

一、三九郎、朝稽古罷越候事

一、大學殿だいがくどの返書到来、菓子到来、卷絹煎餅也

一、新兵衛用事有之、來事

一、矢野久左衛門朝來、逢候事

一、○廿三日 快晴 昼後曇

但、与三稽古、隱居逢事

一、○廿三日 快晴 昼後曇

一、夜前、三九郎發足聞届、日數十二日三さんて被承届、長助也

一、長谷川來事、金魚子、与三さんへ被呉候

一、夜三九郎來、逢事

○廿四日 曇 朝六比小雨少々、夜曇

一、朝、三九郎發足ノ事

一、三斎・良安來事

○廿五日 晴 薄々雲出

一、今日、御能有之候へ共、將監不快、不罷出、隱居も不出候事

一、八過、十右衛門殿江被罷越候事

一、三斎來事

一、九過、川下へ国友上ヶ火見物、与三等三人共見物 三龍越、夜四半過帰事

○廿七日 曇 朝ハラ／＼雨

一、作平来事

一、玉木伊左衛門、明日父子とも越後屋敷呼出ノ由也、紙面來事

○廿八日 小雨 昼比カ曇迄

一、長谷川來事

○廿九日 小雨 昼後段々止、夜晴

一、安養院祥月來月九日、梅心院様御祥月、全昌寺出家、四過來事

○晦日 晴 暖也 夜半カ小雨

一、下屋敷へ稽古、与三罷越事

但、両人も罷越候事

一、三斎來事

○八月朔日 雨 夜ノ内カ小雨、夜小雨

一、將監、例刻登 城ノ事

一、尾常様御逝去、三日遠慮之事

○二日 雨 四過カ晴、夜同

一、三斎來事

○三日 晴

一、今日迄遠慮候事

一、長谷川不來事

○四日 晴 夜曇

一、吉田來事

一、八比カ寺へ參詣ノ事

一、三斎來事

一、朝アサ作平來事 雨朝六比カ降、風なし、昼後曇、雨止、夜同

○五日 雨 朝六比カ降、風なし、昼後曇、雨止、夜同

一、良安、夕來事

○七日 朝 小雨、後曇、又小雨色々、夜雨

一、朝、作平來事

○八日 雨 夜中カ降、昼後止曇ル

一、長谷川來、良安來事

○九日 晴氣味 段々晴、夜曇

一、吉田來事

○十日 薄曇 折々日出、色々寄也

一、伴太夫來事

一、文叔來事

○十一日 曙天 折々日出

一、茂安來事

一、矢野断カ事

一、八時比全昌寺へ參詣カ事

一、朝与三馬稽古罷越候事

○十二日 晴

一、矢野断ノ事

一、全昌寺へ隠居参詣ノ事

一、(前田直良)近江守殿カ龍門与いふ墨一 あわもり酒トクリ 鳴七被呉、尤
以紙面、且又岡田助右衛門画被返候事

○十三日 晴

一、朝、与三下屋敷へ稽古ニ罷越事

一、長谷川来事

○十八日 晴 曜カ朝雨、夜晴快

一、長谷川来事

○十四日 晴 薄曇色々
一、三斎来事

○十九日 晴 快晴上々 夜九半比火事、四過ハラカ雨
一、三斎来事

一、三斎来事

夜前

一、せや不快、今大井元昌呼遣

一、与三等三人、下屋敷へ遊ニ罷越候事

○十五日 晴 快晴也、風立

一、将監、例刻登 城ノ事

一、夜前、才木丁出火、將監請取火消、即竹沢へ出馬ノ事

一、茂安来事
一、貞方来事

一、下屋敷、与三稽古ノ事

一、如例まつり、当方迄酒等遣事

但、すし・さしみ・吸物ノ事

○十六日 薄曇 段々晴、夕曇

一、朝、作平来事

一、茂安、夜前泊、今朝帰ル事

一、九半比カ与三、川下へ行歩之事

○十七日 晴 折々曇ル、或八日出色々

一、長谷川来事

一、矢野久左衛門来事

一、三斎来事

一、茂安來、繪遣事

一、西尾氏、火消役被仰付、將監同役二付、被罷越候事

但、將監逢候事

一、将監、八比カ為見馬有之、下屋敷へ罷越候事

一、九過カ川下へ与三等三人、隠居も罷越候事、

一、大音氏奥方、鮎被吳候事

一、与三、学校へ九半比出座ノ事

一、将監、八比カ為見馬有之、下屋敷へ罷越候事

一、九過カ川下へ与三等三人、隠居も罷越候事、

四過ハラ／＼小雨

○廿五日 薄曇 朝ノ内ハラ／＼、九過雷一、雨多、夜雨

一、御能有之、将監登 城ノ事

一、隠居・疝邪難義、断候事

一、右ニ付御祝詞、夫々紙面を以申上事

但、惣廻勤ノ由也、右ハ筑前守様御國へ之御暇被

仰進候御祝

詞也

一、降ニ成、伴太夫來事

○廿六日 曇 夜曇

昼後日少出、又小雨

一、三左衛門、小松へ此間タクハツニ出シ、昨日帰リ、今日様子尋

候事

○廿七日 薄曇 日出ル、色々

一、内藏助殿へ將監罷越候事

但、六過迎ノ事

一、三斎來事

○廿八日 雨 晓迄降ル、終日、夜小雨、風東

一、長谷川來事
但、なつめ被呉候事

○廿九日 雨 風東、終日雨、夜曇、少々雨

一、吉田來事
一、三斎來事

○九月朔日 晴 曇有、夜同

一、將監登 城ノ事

一、はゝうは等來事

一、万ア助殿奥方、死去ノ事

一、良安來事

○三日 雨 朝迄晴寄也、折々多降

一、長谷川來事

一、將監、全昌寺へ参詣ノ事

一、三斎來事

○四日 快晴 昼前曇雨、後雨止曇、折々日出ル、夜雨、夜

一、專光寺へ八過参詣ノ事
一、替事なし

一、三斎來事

○五日 晴 或曇寄也、段々晴、後快晴

半比ヨリ雷鳴、曉迄

一、專光寺へ八過参詣ノ事

一、三斎來事

○六日 快晴

一、与三、下屋敷へ罷越事

一、筑前守様御着三付、九過^ア隱居金屋御殿へ罷出候事

一、重松・貞松三めいにて、筑前守様拝罷出候事
但、四過ヨリ

- 一、筑前守様八半時 御着、年寄中初御同部を以、御祝詞申述候事
- 一、御前へ被為召候事
- 一、(前田齊広後室)真龍院様・(前田齊広側室)栄操院様へ御祝詞申述候、七半過帰事
- 一、将監、八半過、御同間勤候事
- 七日 晴 薄々曇、夜同 折々晴
- 一、四時過、金屋へ御機嫌伺罷出候事
- 一、作平来事
- 八日 晴 薄々曇、夜同 折々晴
- 一、八時比ち内藏助殿へ罷越、四時帰事
- 九日 晴 薄曇、夜同
- 一、如例、祝事相済候、うは共來事
- 一、せん來事
- 一、將監登 城ノ事
- 十日 晴 半快晴
- 一、さくろ、篠原氏・大音氏へ遣事
- 十一日 晴 昨日之通ノ氣色、折々薄曇
- 一、隠居并二等三人、下屋敷へ罷越候事
- 十二日 快晴 七過遠雷ノ由、薄々曇、折々暖氣、七前
ハラ／＼
- 一、長谷川来事
- 一、吉田来事
- 一、三斎来事
- 十三日 曇 ハラ／＼雨、段々晴
- 一、長谷川来事
- 一、頼候絵ノ内二枚金紙遣、且能州ち頼了屋りや三て六枚遣事
- 十四日 晴 快晴、夕曇、夜晴
- 一、吉田来事、
一、早崎、小鳥献上事
- 十五日 晴 快晴、風なし、上々
- 一、将監、如例登 城、隠居も登 城ノ事
- 一、下屋敷、与三罷越事
- 一、茂安来事
- 十六日 快晴 昼ちよ薄曇
- 一、替事なし
- 十七日 薄曇 昼比ちよハラ／＼雨
- 一、与三、学校へ出ル、篠原へも罷越事
- 一、隠居、全昌寺へ参詣、夫お十一屋長助方へ罷越事
- 一、三斎來事
- 十八日 雨 或晴曇リ色々
- 一、長谷川来事
- 一、吉田来事
- 一、良安・信介来事
- 一、八時過古全昌寺へ参詣、尤隠居也
- 一、コントンサイ并小マキ兩人ヨリ江戸みやけ、小ソテツ・唐シユロ・セツカナギ献上ノ事

○廿日 朝荒、雨後曇、寒シ、夜曇晴

断

一、伴太夫來事

但、半日稽古也

一、三斎來事

○廿一日 晴 朝ハラ／＼雨、段々晴、夜快晴

一、三斎來事

一、八時△伊藤氏へ罷越事

○廿二日 快晴 上、夕曇

○ 廿三日 雨 晓△降、昼△風立大荒、昼後風止曇、雨折々
夜ハラ／＼

一、寄妙丸呑、將監初与三、三人共用也

一、矢野久左衛門來事

但、菓子出事

一、文叔來事

○廿三日 雨 晓△降、昼△風立大荒、昼後風止曇、雨折々
夜ハラ／＼

一、鳥構、与三出ル事

一、久左衛門、楷獻上ノ事

一、長谷川断ノ事

○廿四日 晴 朝ハラ／＼

一、九半比△隱居、大音氏へ罷越、八時比△將監同參候事

一、吉田同断ノ事

○廿五日 薄曇 折々日出ル、夜同

一、与三、下屋敷罷越事

○廿六日 晴 薄々曇、日も出ル、夜同薄曇

一、替事なし

○廿七日 晴 薄曇、夜快晴

一、暁、与三行歩ノ事

一、筑前守様、四時御供揃△て御鷹野ノ事

一、三斎來事

○廿八日 曙 朝ハラ／＼、段々快晴

一、長谷川來事

一、熊勢殿△干菓子一箱到来ノ由△て、被吳候、釣ニ柚遣事

○廿九日 快晴 夜同、九半比風立、大荒、雷数多

一、八時△斎田氏へ罷越、將監も同断

○晦日 雨 晓△□、昼後雨止寄色々、雷一

一、伴太夫來事

一、三斎來事

○十月朔日 晴 曙有り、夜晴

一、將監、例刻登 城ノ事

一、大音氏奥さま・小倉來事

一、了安・信介來事

○二日 晴 曙有り、曉ハラ／＼雨、四過ハラ／＼、又晴寄也
寄ナリ

一、五時過、与三学校へ出候事

一、矢野久左衛門來事

○三日 曇 夜小雨折々

一、長谷川又來事

一、文叔來事

○四日 荒 晚方雨風、終日荒也、夜荒

一、吉田斷ノ事

○五日 荒アラレ 夜荒アラレ

一、伴大夫來事

八時比、日出同過雨

○六日 朝夜ノ同直三荒、五時比方風止、曇

一、与三、稽古出、同兵夫初て來、如例盃事、夫方稽古、帰前めし

喰ス事

○七日 朝晴 四過方曇、夫方折々曇、夜小雨

一、曉、中山へ与三行歩ノ事

一、矢野・三内來事

○八日 晴 風山瀬、朝之内雨、昼方曇多、夜小雨

一、長谷川來事

○九日 曇 折々雨アラレ、段々晴或ハ曇

一、昨日、斎藤三九郎方久左衛門等江紙面、三斎・村上定平方皆傳
方へいたし候由、申越候事

一、吉田來事

一、三斎來事

一、有田章右衛門死去ノ由、昨日昌平方申越、今日少々墓子靈前ヘ

備ヘ候様、申遣事

○十日 薄雲 段々晴、晴夜

一、五半時前、与三学校へ出事

但、矢野稽古也

一、与三、下屋敷稽古ノ事

○十一日 快晴 曇も折々、朝霜、夕快、夜ハラ＼＼雨

一、吉田來事

一、文叔來事

一、茂安・三斎來事

但、繪遣事

半日

一、作平外弟子兩人連候て來、翁まんちう出事

一、今□へ□□ち外、酒一

一、御小ふた・こしたし物・卷すし遣候事

○十三日 快晴 暖、上々

一、長谷川來、本庄來逢候事

一、茂安來、繪・吉寿蘭遣事

○十四日 快晴 上々 夜同

一、曉、鳥山へ与三罷越候事

一、吉田断ノ事

○十五日 快晴 夕曇、暮前小雨、夜雨、夜半大降

一、将監、如例登 城ノ事

- 一、隠居、例刻登 城ノ事
- 一、八過カタマリ花や平兵衛罷越、夫カタマリ林泉へ参候処、内カタマリ丘守殿奥向カタマリ被參候由三付、町端茶や参、右奥向カタマリ被参候処、止カタマリ成候由三付、又林泉之二階へ上り、酒呑、暮比帰事
- 但、重松・貞松同道ノ事
- 一、八過、与三、下屋敷参候事
- 十六日 晴 夕曇、夜小雨少々
- 一、四時前カタマリ將監行歩ノ事
- 一、吉田来事
- 十七日 快晴 南風、夜雨
- 一、矢野三人共、断ノ事
- 一、与三、八前カタマリ学校へ出事
- 一、隠居、八時比カタマリ全昌寺江参詣ノ事
- 十八日 雨 晓六前遠雷一ツ、夜小雨折々
- 一、長谷川来事
- 一、吉田来事
- 廿日 快晴上々 夜同
- 一、下屋敷へ与三等三人・隠居、罷越候事
- 一、いそへや來事
- 廿一日 快晴上々 昼カタマリ曇出ル、八半比カタマリ又々快晴、夜六
過ハラカタマリ
- 一、文叔来事
- 廿三日 曇 折々小雨、夜小雨折々
- 一、長谷川来事
- 一、冰見カタマリ鮒式来ル事
- 但、片身竹田氏へ遣事
- 一、三斎来事
- 廿四日 曇 折々小雨、夜曇、小雨
- 一、曉七前、横堤カタマリ丁出火、十間丁両方カタマリ今カタマリ町之方カタマリ、近年之大火、將監出馬、九時前引請候事
- 廿五日 曇 日も出色々、夕雨、夜色雨折々 燃失
- 一、文叔来事
- 一、与三、下屋敷へ罷越候事
- 廿六日 晴寄 晓雨多降、夕雨風、夜荒アラレ 一、替なし
- 廿七日 雨 アラレ、風、大荒也、夜風止小雨 一、替なし
- 廿八日 曇 折々小雨、夜同

一、長谷川断ノ事
一、三斎来事

一、文叔来事
一、小池断ノ事

○廿九日 雨 風なし、折々日出、夜荒雷十斗

一、吉田来事

一、三斎来事

○五日 雨 風有、夜雨等
一、竹田源太郎殿髪置、くしこ二遣事

○十一月朔日

夜折々雪
夜前カ小雨降、
雪長ユキ降

一、例刻、將監登 城ノ事

一、吉田断ノ事

一、隱居少々風氣、葛根湯之事

一、渾沌斎来事

○二日 曇 水雪、折々日も出、夜曇

一、矢野断ノ事

一、但、勤間、三人共当候由ノ事
一、多平ニ木クおい為致事

但、門九郎手傳兩人へ餅喰せ候事

○三日 晴 曇も有り、小雨、夕夜雨多

一、全昌寺

但、昼後ノ事、伴僧二人也

一、長谷川来事

但、断遣事、□□失念也

○四日 雨 アラレタ止、夜雨風なし

一、将監、同寺参詣ノ事

一、長谷川来事

但、断遣事、□□失念也

○四日 雨 アラレタ止、夜雨風なし

一、新三郎、水屋見分事

○十日 曇天 夜雪少々
折々雨

一、伴大夫、十二日迄遠慮三付、不来事

一、三斎来事

一、新三郎、水屋見分事

○六日 雨アラレ 夜同
一、此所へ可納也

○七日 雨 折々夜曇

一、竹田氏カ此間之餞するめ・酒來事

一、三吉郎殿へ見舞、うどん・鮒七遣候事

○八日 晴 同夜

一、八時比カ大音氏ハ、隱居罷越事

一、長谷川来事

一、渾沌濟來事

○九日 晴 曉雨 夜同

一、渾沌濟來事

一、全昌寺

但、昼後ノ事、伴僧二人也

一、長谷川来事

但、断遣事、□□失念也

○四日 雨 アラレタ止、夜雨風なし

一、将監、同寺参詣ノ事

一、長谷川来事

但、断遣事、□□失念也

○四日 雨 アラレタ止、夜雨風なし

一、新三郎、水屋見分事

○十一日 曇天 晓朝雪少々、四過止、折々日出、夜曇或八

便少々、小便同

晴

一、浅賀へ翁一遣事

一、三斎来事

一、天徳院拝礼、將監斷ノ事

○十二日 晴 夜同

一、隠居、天徳院拝礼断候事

一、三斎ばゝ煩ヒ、夜來事

○十三日 曙天 ハラ／＼雨

一、御用番助右衛門殿より御用有之、越後屋敷へ罷出候様、昨日申

来、疝邪三て断候事

一、右、将監同様四時罷出候處、御借知一作被返下候一件ノ事

一、隠居へ茂、以紙面申來、御礼ノ儀、以紙面江戸表へ申述候事

○十四日 曙 荒

朝四過ぢ隠居風邪、且エタキ水吐喰少不喰、十五日朝迄エタキ同

「」候事

一、右二付、文叔申遣、平昌散例之通、外三大黄別せんノ事

○十五日 荒 雪五六寸斗同雨多

一、朝一度エタキ、夫三て止、食からめし少、一日□□、少々大便

通候事

○十六日 雪 五六寸斗

一、かゆ少々□□、昼食からめし少々、夜食同一、少つゝ宜敷、大

○十七日 雪 壱尺余

一、朝かゆ少々、昼から飯一度ノ事、大小便少々出

但、文叔・良安・三斎、朝夕昨日ぢ罷越、渾沌斎一度之由也

一、法□□酒献上ノ事

一、三斎来事

○十八日 雪 荒也、武尺余り、同夜

一、良安來、三濟來事

○十九日 雪 朝二三尺斗、寒ゆるやか也、□□折々降、夜

曇

一、文叔来事

一、三斎来事

一、雪都合四尺余、近年ノ大雪也

○廿日 曙 日も出ル、小雨、六過雷一、夜半同一

一、雪おろし、家老初罷出候事

一、与三、やねへ上候事

一、三斎来事

一、文叔来事

○廿一日 曙 夜曇、後少雪、日も出、風荒氣色也、雪少々

一、掃部殿、被罷越候事

一、三斎来事

一、良安不來事

- 廿三日 晴 少々曇、夜曇、夜雪
一、篠監物殿、被罷越候由ノ事
但、見舞
- 一、三斎來事
但、不快ノ由ニテ早帰ル事
- 一、長谷川來事
- 一、文叔來事
- 一、良安來事
- 廿四日 曇 朝雪散、段々止、夜曇、折々曇出
一、替事なし
- 廿五日 曇天 夜曇
一、伴太夫來事
- 一、渾沌來、三斎來事
- 廿六日 曇 朝雨、水雪也、昼雨多シ、夜曇
一、文叔來事
- 一、兵太夫來事
一、替事無之也
- 廿八日 曇 夜同雨
一、五半時、学校へ与三罷出候事
但、土日稽古也
- 一、三斎來事
- 廿九日 朝之内水雪、夜曇
一、文叔來事
- 晦日 曇 夜同夜半風立
一、風邪段々快全候、表へ罷出候事
- 一、三斎來事
- 十二月朔日 曇
一、例刻、將監登城ノ事
一、久米三郎、小鴨獻上ノ事
但、將監大鴨獻上ノ事
- 一、与三、土田終日稽古、源四郎來、昼後兵太夫來事
但、かい餅出候事
- 二日 曇 折々雪散、寒、夜同
一、八時過方篠監物殿へ將監罷越、障子一間等所、替取候由ノ事
一、矢野稽古、弟子來事
- 三日 雪散ル 夜同
一、長谷川來事
- 一、文叔來事
- 四日 晴 雪も散、夕日も出色々
一、了寿院様御祥月、如例専光寺出来、又呼候事
- 一、吉田來事
- 五日 晴 曇も有、夜雨

一、土田、明日両寺今朝來由也

一、七前^カ内蔵助殿・松平殿、^{松平康永}晚三見へられ候事

但、御相伴清大夫罷越事

一、三斎來事

○六日 曇 風有り、昼^カ雪散ル、段々多、夜同

一、三斎來事

○七日 雪 昨日^カ夜ニカケ毫尺斗、折々雪散、夜同

一、三斎來事

○八日 曙 昼雪散少々、夜宜、明方^カ曇

一、長谷川來事

一、文叔來事

○九日 曙 雪散ル、夜少々風、水雪

一、今曉^カ寒ニ入事

一、久利から^カ久寿到来事

但、□□也

一、三斎來事

○十日 曙 雪散、日も出、夜曇

一、伴太夫

一、三斎來事

○十一日 晴 風立、夜同、曇

一、三斎來事

一、兵太夫來事

○十二日 雪多降ル、風立方、夜雪散

一、文叔來事

一、三斎來事

一、矢野代人來、半日稽古候
かい餅・酒ノ事

○十三日 雪散 一兩日ニテ一尺斗、夜雪少々

一、長谷川來事

一、三斎來事

○十四日 雪散ル 日も出、曇、夜雪散

一、吉田來事

一、文叔來事

○十五日 曙 雨少、晴夜

一、將監、如例登 城ノ事

一、大音氏嫡子・一男とも三煩とノ由、良安遣候事

一、文叔・良安・三斎來事

但、大音氏二人共格別方ニても無之由、良安申聞候也

○十六日 晴 終日晴夜

一、与三、篠原氏ヘ寒氣見舞ニ罷越候事

一、篠原氏^カ鴨一・ねふか來事

一、荻野や、雉子一雙献上ノ事

一、寺尾ヘ外ニ右同様遣事

○十七日 晴 薄曇也、段々日出ル、晴夜

一、土田來、貞方來事

但、半日

一、篠原氏、閉門ノ事

一、矢野・三内・同作平へ、きし一双、与三方一昨日遣候事

○十八日 晴 日出ル

夜曇

○廿六日 晴 夜雨

一、文叔来事

○十九日 雨

一、八比_カ将監、勤ニ出候事

一、三斎来事

○廿日 雨 夜雪散

一、三斎、夜來事

○廿一日 雪散 風間山瀬、曇

一、文叔来事

○廿二日 晴 夜曇

一、三斎、三人扶持遣事

一、如例之栗餅吳候事

一、八時過_カ将監、勤ニ出候事

一、神見_カ千鰯_{イワシ}来事

○廿三日 雨 夜雪少々、風立

一、篠織殿・竹田掃部殿、被罷越候事

一、三斎来事

○廿四日 晴 雪も折散ル

一、替事なし

○廿五日 雪散、日も出ル、夜晴

一、良安来事

(篠原忠貞親義)
一、文次郎殿、被罷越候事

一、主水殿_(本多政基)、被罷越候事

○廿七日 雨 折々止、夜風立アラレ折々

○廿八日 曇 夜雪散

一、將監登 城ノ事

一、神護寺へ歳末祝義、弥三郎を以、銀武朱遣候事

○廿九日 雪降ル 段々晴、日も出ル、夜曇

一、良安来リ、屠蘇献上事、右、夫々目出度相済候事

梅津茂雄収集上布コレクション

大井理恵

一、コレクションの概要

「梅津茂雄氏収集上布コレクション」は、百九十点にも及ぶ麻織物の一括資料である。故梅津茂雄氏は、昭和十五年（一九四〇）、山形県上山市十日町で、代々上山藩に医師として仕えた梅津家に生まれた。昭和四十四年（一九六九）に埼玉県川口市でクリニック梅津医院を開業。昭和五十四年（一九七九）頃からアジアの織物、刺繡を中心染織品の収集を始めた。そのうち上布は約二百点、着物に仕立てられたものがほとんどであり、古着、古布として市場に出たものを骨董商などから購入したと見られる。中でも、石川県内で生産された能登上布が多く含まれることから、ご家族の申し出により百九十点が当館に寄贈されることとなつた。

コレクションの内訳は、能登上布六十九点、近江上布四十五点、近江赤芋註1十七点、越後上布二十四点、小千谷縮五点、八重山上布七点、宮古上布二十三点である。その多くが単の長着に仕立てられており、その他一つ身、四つ身、仕事着の形式が見られる。全体に状態がよく、中にはしつけ糸がついた着物も含まれる。無地は一枚も無く、全て縞もしくは絣の文様が入っており、特に経糸、緯糸両方に絆糸を用いた経緯縒が多い。緯総の絵縒も含まれるが、数は少なく、梅津氏の経緯縒に対する関心の高さがうかがわれる。また多色を使用した縒は数えるほどしかなく、紺縒、白縒の系統がほとんどである。

次頁よりコレクション百九十点の一覧を示す。アルファベットは分類記号であり、それぞれ「N—能登上布」「O—近江上布」「AK—近江赤芋」「E—越後上布」「OJ—小千谷縮」「Y—八重山上布」「M—宮古

上布」である。梅津氏は購入の際に産地を確認し、右の分類記号を付けて所蔵していた。今回、その一部が整理された上で寄贈となつたが、当館で収藏した後も収集者による分類を記録しておけるよう、一覧に付した。

織物の产地を特定するためには、糸の材質、形状、絣の技法や文様、仕上げの方法などが判断材料となるが、材質は詳細な見分けが難しく、絣は別の产地でも似たものが織られることが、他所から技術を移入することもあり、断定は容易でない。反物ならば証紙などで判断が可能であるが、今回は仕立てられた状態で収集され、たとうや端切れも現存しないことから、筆者の方で改めて分類をすることは困難である。よって、寄贈時の分類に沿つて紹介をする。

また、絣については、絹糸、緯糸両方に絣糸を使用して文様を織り出したものを「経緯絣」、絹糸のみによる絣を「経絣」、緯糸のみによる絣を「緯絣」、縦縞文様を「縞」と表記した。「経緯絣*」としたのは、経緯ともに絣糸が使用されてはいるものの、文様の大部分が緯糸で構成されており、経絣が補助的であるもの、もしくは経絣が文様と全く合つていないのである。

絣の文様は重要な要素であるが、抽象的なものや幾何文が圧倒的に多く、名称を付けることが難しい。「蚊絣」や「亀甲絣」など一般的な呼称があるもの以外は、筆者の方で可能な限り客観的に表現したつもりである。画像で示すには紙幅が足りないため、能登上布の一部についてのみ、絣の画像を「二、能登上布の絣について」に掲載する。

梅津茂雄氏収集上布コレクション一覧

番号	分類番号	名称	丈(cm)	桁(cm)	地色	絣	文様
1	N-1	能登上布単長着	158	65	濃紺	経緯絣	破れ亀甲文
2	N-2	能登上布単長着	147	60	濃紺	経緯絣	菱幾何文
3	N-3	能登上布単長着	142	63	紺	経緯絣	井桁入り三杢文・菱幾何文
4	N-4	能登上布単長着	150	61	濃紺	経緯絣	十字幾何文
5	N-5	能登上布単長着	134	66	黒	経緯絣*	丸文・蚊絣
6	N-6	能登上布単長着	138	65	濃紺	経緯絣	杢文
7	N-7	能登上布単長着	137	66	濃紺	縞	[3・3・3…]
8	N-8	能登上布単長着	140	65.5	濃紺	経緯絣	蚊絣
9	N-9	能登上布単長着	135	66	濃紺	経緯絣	杢文
10	N-10	能登上布単長着	137	66	濃紺	経緯絣	井桁絣
11	N-11	能登上布単長着	142	62	濃紺	縞・緯絣	斜め十字文と丸文(緯絣)
12	N-12	能登上布単長着	147	70	黒	経緯絣*	輪文・蚊絣
13	N-13	能登上布単長着	136	64	紺	縞	[1・1・1…]
14	N-14	能登上布単長着	146	62	濃紺	経緯絣	亀甲絣
15	N-15	能登上布単長着	138	64	黒	経緯絣	十字繋ぎ文
16	N-16	能登上布単長着	142	63	濃紺	経緯絣*	小花文・井桁絣
17	N-17	能登上布単長着	132	65	濃紺	縞	[1・1・1…]
18	N-18	能登上布単長着	138	65.5	濃紺	経緯絣*	丸文・井桁絣
19	N-19	能登上布単長着	134	63	濃紺	縞	[1・1・1…]
20	N-20	能登上布単長着	133	60	濃紺	経緯絣	蚊絣
21	N-21	能登上布単長着	136	65	濃紺	経緯絣*	小花文・杢文
22	N-22	能登上布単長着	129	64.5	黒	経緯絣*	小花文・丸文
23	N-23	能登上布単長着	145	61.5	濃紺	経緯絣*	小花文
24	N-24	能登上布単長着	145	60	紺	経緯絣	十字格子に井桁文
25	N-25	能登上布単長着	145	61	濃紺	経緯絣*	菱繋ぎ文

番号	分類番号	名称	丈(cm)	桁(cm)	地色	縫	文様
26	N-26	能登上布單長着	147	66	濃紺	経縫	亀甲縫
27	N-27	能登上布單長着	147	61	濃紺	経縫	舟文・蚊縫
28	N-28	能登上布單仕事着	114	61	黒	経縫	立涌に舟文
29	N-29	能登上布單長着	155	63	濃紺	経縫	井桁幾何文
30	N-30	能登上布單長着	152	63	濃紺	経縫	菱繋ぎ文
31	N-31	能登上布單長着	143	65	濃紺	経縫*	小花文・井桁縫
32	N-32	能登上布單長着	146	66.5	黒	経縫*	丸文・井桁縫
33	N-33	能登上布單長着	134	63	濃紺	経縫*	小花文・複十字文
34	N-34	能登上布單長着	140	64.5	濃紺	経縫	亀甲縫
35	N-35	能登上布單長着	146	63	紺	経縫	花幾何文・子持ち十字文
36	N-36	能登上布單長着	141	63.5	紺	経縫	十字幾何文
37	N-37	能登上布單長着	149	63.5	濃紺	経縫	十字繋ぎ入り市松文
38	N-38	能登上布單長着	144	64	濃紺	経縫	菱幾何文
39	N-39	能登上布單長着	132	64	濃紺	経縫	菱幾何文・丸幾何文
40	N-40	能登上布單長着	143	63	黒	経縫	籠十字幾何文
41	N-41	能登上布單長着	146	63	紺	経縫	菱幾何文・十字幾何文・丸幾何文
42	N-42	能登上布單長着	149	64	紺	経縫	菱幾何文・花幾何文
43	N-43	能登上布單長着	154	62.5	濃紺	経縫	幾何文
44	N-44	能登上布單長着	144	63	黒	経縫	井桁入り菱繋ぎ文
45	N-45	能登上布單長着	149	63	紺	経縫	十字幾何文・子持ち舟文
46	N-46	能登上布單長着	140	64	濃紺	経縫	柿の葉入り菱繋ぎ文
47	N-47	能登上布單長着	149	62.5	濃紺	経縫	井桁入り輪繋ぎ文
48	N-48	能登上布單長着	155	62.5	濃紺	経縫	菱幾何文
49	N-49	能登上布單長着	150	63	黒	格子・縫	斜め十字文(縫)
50	N-50	能登上布單長着	135	64.5	濃紺	経縫*	丸文・斜め十字文・井桁縫
51	N-51	能登上布單長着	145	62	濃紺	経縫*	格子入り麻の葉文
52	N-52	能登上布單長着	148	60	黒	経縫	二重舟文・籠十字文
53	N-53	能登上布單長着	146	62	濃紺	縫・縫	斜め十字文と丸文(縫)
54	N-54	能登上布單長着	140	62	紺	経縫*	小花文
55	N-55	能登上布單長着	145	66.5	黒	縫	[2・1・2・1…]
56	N-56	能登上布單長着	128	63	濃紺	縫	[1・3・1・2・1・3…]
57	N-57	能登上布單長着	144	62.5	紺	経縫*	小花文・井桁縫
58	N-58	能登上布單長着	138	62.5	濃紺	経縫*	幾何文
59	N-59	能登上布單長着	152	65	濃紺	経縫	舟入り井桁繋ぎ文
60	N-60	能登上布單長着	146	61	紺	経縫	丸幾何文
61	N-61	能登上布單長着	148	63	濃紺	経縫	丸幾何文
62	N-62	能登上布單長着	143	63	黒	経縫	絵画文
63	N-63	能登上布單長着	138	65.5	濃紺	経縫*	小花文・蚊縫
64	N-64	能登上布單長着	136	65	濃紺	縫	[2・2・2・2…]
65	N-65	能登上布單長着	136	62	黒	経縫*	小花文・井桁縫
66	N-66	能登上布單長着	134	61.5	濃紺	経縫*	丸文・井桁縫
67	N-67	能登上布單長着	150	63.5	濃紺	経縫*	丸文・井桁縫
68	N-68	能登上布單長着	139	63	濃紺	経縫*	丸文・斜め十字文
69	N-69	能登上布單長着	139	64	黒	経縫*	丸文・井桁縫
70	O-1	近江上布單長着	152	60	濃紺	経縫	花菱幾何文
71	O-2	近江上布單長着	145	63.5	濃紺	経縫*	幾何文・井桁縫
72	O-3	近江上布單長着	134	64.5	紺	縫	[2(狭)・2(広)・2(狭)…]
73	O-4	近江上布單長着	143	65	紺	縫	[4・1・2・1・4…]
74	O-5	近江上布單長着	139	66.5	濃紺	縫	[2・1・2・1・2…]
75	O-6	近江上布單長着	125	64	紺	縫	[2・1・2・1・2…]
76	O-7	近江上布單長着	143	66.5	濃紺	経縫*	小花文・蚊縫
77	O-8	近江上布單長着	125	62	濃紺	経縫	井桁縫・蚊縫
78	O-9	近江上布單長着	139	67	紺	経縫	十字幾何文
79	O-10	近江上布單長着	144	69	濃紺	縫	[1・1・1・1…]
80	O-11	近江上布單長着	128	67	紺	経縫	井桁縫
81	O-12	近江上布單長着	136	65	黒	縫	[1・1・1・1…]

番号	分類番号	名称	丈(cm)	幅(cm)	地色	絣	文様
82	O-13	近江上布単長着	134	63.5	紺	縞	[1・1・1・1…]
83	O-14	近江上布単長着	137	63	濃紺	絹緯絣	輪と井桁繋ぎ立涌文
84	O-15	近江上布単長着	149	61.5	濃紺	絹緯絣	破れ亀甲丸文
85	O-16	近江上布単長着	144	63	濃紺	絹緯絣	十字幾何文
86	O-17	近江上布単長着	145	60.5	濃紺	絹緯絣	矢絣に井桁文
87	O-18	近江上布筒袖単四つ身	96	49	紺	絹緯絣	枡文
88	O-19	近江上布モジリ袖単仕事着	100	61.5	紺	緯絣	梢円文
89	O-20	近江上布単長着	133	61.5	紺	絹緯絣*	小花文
90	O-21	近江上布単長着	131	61	紺	緯絣	輪文・小花文
91	O-22	近江上布単長着	143	62.5	濃紺	絹緯絣*	巴文
92	O-23	近江上布単長着	119	60.5	紺	絹緯絣*	輪文
93	O-24	近江上布単長着	127	61	紺	緯絣	梢円文
94	O-25	近江上布単長着	134	61	紺	絹緯絣*	小花文
95	O-26	近江上布単長着	134	58.5	紺	緯絣	梢円文
96	O-27	近江上布単長着	134	62.5	紺	緯絣	小花文・千鳥文
97	O-28	近江上布単仕事着	94	60.5	紺	絹緯絣*	菱繋ぎに小花文
98	O-29	近江上布単長着	130	62.5	紺	絹緯絣*	輪文・斜め十字文
99	O-30	近江上布単長着	135	62.5	濃紺	絹緯絣*	小花文
100	O-31	近江上布単長着	140	61	紺	絹緯絣*	幾何文
101	O-32	近江上布単長着	138	61.5	濃紺	絹緯絣*	小花文・枡文
102	O-33	近江上布単長着	141	59	濃紺	絹緯絣*	菱繋ぎに輪文
103	O-34	近江上布単長着	130	60.5	濃紺	絹緯絣*	菱繋ぎに輪文
104	O-35	近江上布単長着	141	61	紺	絹緯絣*	小花文
105	O-36	近江上布単長着	143	61.5	濃紺	絹緯絣	梅花文・井桁文
106	O-37	近江上布単振袖	145	59	濃紺	縞・緯絣	花文(緯絣)
107	O-38	近江上布単長着	125	60	濃紺	絹緯絣*	亀甲繋ぎに宝尽し文
108	O-39	近江上布単長着	132	62	紺	絹緯絣	梅花文・格子文
109	O-40	近江上布単長着	139	61	紺	緯絣	小花文
110	O-41	近江上布単長着	131	61.5	紺	緯絣	小花文
111	O-42	近江上布単振袖	128	57	紺	絹緯絣*	海老に宝尽し文
112	O-43	近江上布単四つ身	118	54	紺	絹緯絣*	角亀甲に草花文
113	O-44	近江上布単四つ身	98	51	紺	緯絣	山道に桐文
114	O-45	近江上布筒袖単長着	130	57.5	紺	縞・緯絣	万寿菊文(緯絣)
115	AK-1	近江赤苧単長着	137	60.5	白	絹緯絣	格子入り菱繋ぎ文
116	AK-2	近江赤苧単長着	138	61	生成	絹緯絣	立涌に菱文
117	AK-3	近江赤苧単長着	140	62	生成	縞・緯絣	枡繋ぎ文と丸文(緯絣)
118	AK-4	近江赤苧単長着	136	61	生成	絹緯絣	虫の巣文・斜め十字文
119	AK-5	近江赤苧単長着	142	64	生成	絹緯絣	松葉繋ぎに丸文
120	AK-6	近江赤苧単長着	139	63	生成	絹緯絣*	小花文・格子文
121	AK-7	近江赤苧単長着	132	61	生成	絹緯絣	幾何文
122	AK-8	近江赤苧単長着	139	60.5	生成	絹緯絣	丸文・斜め十字文
123	AK-9	近江赤苧単長着	139	63	生成	絹緯絣	四角菱繋ぎ文
124	AK-10	近江赤苧単長着	140	63	生成	絹緯絣	立涌に丸文・小花文
125	AK-11	近江赤苧単長着	144	63.5	生成	絹緯絣	菱文・格子文・丸文
126	AK-12	近江赤苧単長着	130	64	生成	絹緯絣	虫の巣文
127	AK-13	近江赤苧筒袖単四つ身	94	45.5	生成	絹緯絣	菱繋ぎ文・梢円文
128	AK-14	近江赤苧単長着	139	63	生成	絹緯絣	菱繋ぎ文
129	AK-15	近江赤苧單道行	100	68	生成	絹緯絣	変わり格子文
130	AK-16	近江赤苧単長着	133	61	生成	絹緯絣	斜め格子に輪繋ぎ文
131	AK-17	近江赤苧単長着	134	59.5	生成	絹緯絣	花文・幾何文
132	E-1	越後上布単一つ身	101	39.5	濃紺	絹緯絣*	扇文・花文・鶴文
133	E-2	越後上布単長着	146	63.5	白	絹緯絣	柿の葉入り市松文
134	E-3	越後上布単長着	139	61	濃紺	絹緯絣	花文
135	E-4	越後上布単長着	147	66	濃紺	絹緯絣	七宝文・重ね菱文
136	E-5	越後上布単長着	130	62	濃紺	絹緯絣*	菱繋ぎに七宝文
137	E-6	越後上布単長着	147	64	濃紺	絹緯絣	花文

番号	分類番号	名称	丈(cm)	桁(cm)	地色	縞	文様
138	E-7	越後上布單長着	140	61	濃紺	経縞縞	井桁縞
139	E-8	越後上布單長着	140	62	濃紺	経縞縞*	花文・四つ輪文・井桁縞
140	E-9	越後上布單長着	151	62	濃紺	経縞縞*	S字文
141	E-10	越後上布單長着	135	62.5	紺	経縞縞	格子に矢絣文
142	E-11	越後上布單長着	146	62.5	濃紺	経縞縞	複十字文
143	E-12	越後上布單長着	142	60	濃紺	経縞縞	花文・格子文
144	E-13	越後上布單長着	142	64.5	濃紺	経縞縞	十字幾何文・菱幾何文
145	E-14	越後上布單長着	149	63.5	濃紺	経縞縞	子持ち十字菱繋ぎ文
146	E-15	越後上布單長着	147	59	濃紺	経縞縞	三柵繋ぎ幾何文
147	E-16	越後上布單長着	152	66	白	経縞縞	洋風幾何文
148	E-17	越後上布單長着	144	62	濃紺	経縞縞	立涌に丸文
149	E-18	越後上布單長着	148	66	濃紺	縞縞	流水に紅葉文
150	E-19	越後上布單長着	143	58.5	白	縞・縞縞	丸に斜め十字文(縞縞)
151	E-20	越後上布單長着	144	64	白	経縞縞	格子に井桁縞
152	E-21	越後上布單長着	124	60	濃紺	経縞縞	幾何文
153	E-22	越後上布單長着	139	61	濃紺	経縞縞	子持ち井桁縞
154	E-23	越後上布單長着	143	63	濃紺	経縞縞*	輪に井桁縞
155	E-24	越後上布單長着	142	60	茶	経縞縞	井桁縞
156	OJ-1	小千谷縮單長着	150	60	紺	縞縞	桜花に四季草花文
157	OJ-2	小千谷縮單長着	141	62	朽葉色	縞縞	山道文
158	OJ-3	小千谷縮單長着	147	64	白	経縞縞	立涌に洋風幾何文
159	OJ-4	小千谷縮單長着	143	65.5	紺	縞縞	竹林文
160	OJ-5	小千谷縮單長着	147	65	濃紺	—	五芒星繋ぎ文 ※後染め
161	YA-1	八重山上布筒袖单仕事着	101	64	生成	経縞縞	井桁縞
162	YA-2	八重山上布單長着	147	67	白	経縞縞	井桁縞
163	YA-3	八重山上布單長着	139	62.5	生成	経縞縞	菱繋ぎ文
164	YA-4	八重山上布單長着	143	64.5	白	経縞縞*	丸文・蚊縞
165	YA-5	八重山上布單長着	137	66.5	生成	経縞縞	蚊縞
166	YA-6	八重山上布單長着	131	65	白	経縞縞	蚊縞
167	YA-7	八重山上布單長着	140	64.5	生成	経縞縞	井桁縞
168	M-1	宮古上布單長着	130	64	濃紺	縞	[2・1・2・1・2…]
169	M-2	宮古上布單長着	145	64	濃紺	経縞縞	丸幾何文
170	M-3	宮古上布單長着	133	67	濃紺	縞	[2・1・2・1・2…]
171	M-4	宮古上布單長着	142	62	濃紺	経縞縞	猪目繋ぎ文・枡入り輪文
172	M-5	宮古上布單長着	146	63	濃紺	経縞縞	菱繋ぎ幾何文
173	M-6	宮古上布單長着	136	66.5	濃紺	縞	[2・1・2・1・2…]
174	M-7	宮古上布單長着	136	67	濃紺	経縞縞	菱繋ぎ文
175	M-8	宮古上布單長着	137	67	濃紺	経縞縞	枡文
176	M-9	宮古上布單長着	147	65	濃紺	経縞縞	亀甲縞
177	M-10	宮古上布單長着	139	67.5	濃紺	経縞縞	亀甲縞
178	M-11	宮古上布單長着	139	63	濃紺	経縞縞	柿の葉入り幾何文
179	M-12	宮古上布單長着	137	68	濃紺	経縞縞	亀甲縞
180	M-13	宮古上布單長着	144	62	濃紺	縞縞	菱文
181	M-14	宮古上布單長着	140	64	濃紺	経縞縞	格子文
182	M-15	宮古上布單長着	146	67.5	濃紺	経縞縞	菱文
183	M-16	宮古上布單長着	154	63	濃紺	縞縞	源氏車文
184	M-17	宮古上布單長着	135	65	濃紺	縞	[2・1・2・1・2…]
185	M-18	宮古上布單長着	138	59	濃紺	経縞縞	格子文
186	M-19	宮古上布單長着	132	63	濃紺	縞	[2・1・2・1・2…]
187	M-20	宮古上布單長着	152	65	濃紺	経縞縞	菱繋ぎ幾何文
188	M-21	宮古上布單長着	140	62	濃紺	経縞縞	菱繋ぎ幾何文
189	M-22	宮古上布單長着	152	64	濃紺	縞縞	菱繋ぎに花唐草文
190	M-23	宮古上布單長着	150	63	濃紺	経縞縞	枡文

※縞は全て経縞であり、[]内は縞の本数のパターンを数字で示した

※「縞・縞縞」「格子・縞縞」は、縞もしくは格子に縞縞による文様を加えたもの

※経縞縞*は、文様の大部分が縞縞で構成され、そこに一部経縞を加えたもの

二、能登上布の紺について

能登上布は、邑知地溝帶の鹿島郡・羽咋郡の、特に旧鹿西町・旧鹿島町を中心に生産された麻織物である。現在は能登上布保存会を保持団体として石川県指定無形文化財の指定を受け、羽咋市に唯一となる織元がある他、中能登町の能登上布会館でその伝統が受け継がれている。

古くから真苧や大麻を栽培していたとされる当地は、江戸時代に入ると苧絹（麻糸）の産地となり、その多くは近江へ製布材料として売られた。商品としての麻布生産が始まつたのは十九世紀前半、「徳丸縮」の名で縞や絢を産出した。その後一時衰退したものの、幕末に復興を遂げ、販路拡大と増産につとめるが、当時は近江や越後、奈良など他の産地と肩を並べるには至らなかつた。特産地としての発展は明治十年（一八七七）の能登製布会社の設立以降、技術改良と品質向上をはかつたことで、博覧会、共進会で受賞をするなど評判が高まつた。明治三十七年（一九〇四）には鹿島麻織物同業組合設立、同四十二年（一九〇九）には鹿島麻織物組合試験場を設け、技術開発の拠点とした。この頃、「徳丸縮」「能登縮」「安部屋縮」など様々であった名称が「能登上布」に統一される。

能登上布の最盛期は大正～昭和初期であり、生産高のピークは昭和三年（一九二八）、年間二十五万反を超える全国同業組合中第一位となつた^{註2)}。この要因としては、手績みの大麻糸から機械紡績のラ

ミー糸が材料の主流となり、織機も高機を使用することで効率が向上、製布への従事者が増加したことが挙げられる。昭和初期には人絹など他の織物が盛んとなり、また戦時下でラミー糸の輸入が途絶えるなど一時生産が中断するが、戦後に生産を再開、女物を中心に昭和二十九年（一九五四）には三万反を産した。しかし、高度経済成長期を経て昭和四十～五十年代に急激に衰退、昭和五十三年（一九七八）には織元（製造業者）が七軒となり、昭和五十七年には羽咋市の一軒を残すのみとなつた。

夏季の外出着として重用され、全国に出回つた能登上布だが、だからこそか、地元における作例の保存数は少なく、また織見本などもまとめて継承されていない。その特徴は一般的に、透けるほど薄く軽い生地に「蚊絹」などの精緻な絹を織り出したもの、と言われる。しかし、手績み大麻糸を材料とした比較的厚手のものも現存し、過渡期にはラミー糸を経に、手績み糸を緯として組み合わせたという話もあり、生産時期や織元によって生地に違いがあつたと考えられる。

また能登上布の紺は、櫛押し捺染が従来の技法と言われるが、他にロール捺染、板締、型紙捺染が行われていた。男物の白絹が主流であつたところに、大正末期には緯縫紺の技術を導入、また女物の紺の需要が増えたのもこの頃とされる。昭和初期には大柄の華やかな着物が流行したため、銘仙のような多色づかいの「花色絹」が開発されている。戦後にかけて、特に女物は流行をふまえて多種多様な文様が考案され、世に送り出された。このような生産状況を考えれば、現在

確認できる絣柄はほんの一端と言えるだろう。

中能登町では、かつての織元から引き継いだ絣柄や、古い上布製の絣柄、そして現在製織されている絣柄を後世に伝えるためのアーカイブ事業が進められている。梅津氏の収集した能登上布には様々な絣柄が認められるため、あくまで同コレクションに限った内容にはなるが、ここにその傾向を紹介したい。

まず、同コレクションのうち能登上布と分類された六十九点は、全て黒地、黒味の強い濃紺地、紺地という地色である。紺絣の需要が増えたのは大正末期とされるが、それ以前から既に織られていたはずであり、また生地も厚手で光沢に乏しいものから、表面処理をされた艶のある薄いものまで幅広く、生産時期は容易に判断できない。白絣や色絣が含まれないのは生産時期の問題ではなく、収集者の好みや収集方針からと見られる。

一覧を参考すると、六十九点のうち、縞七点を除く六十二点が、経糸にも緯糸にも絣を入れて文様を表した絣緯絣である。ただしこれらにはいくつかの形態がみとめられたため、大きく次の三つに分けて考えた。

A 小さな絣緯絣を全面に織り出すもの

B 小さな絣緯絣を組み合わせ、配置して大柄を織り出すもの

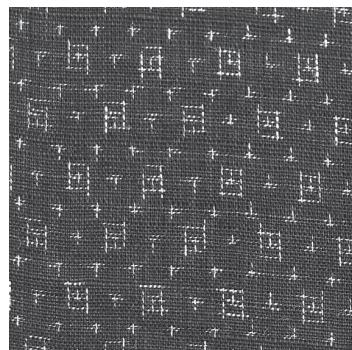
C 緯絣が文様の大部分を構成し、一部絣緯絣が見られるもの

D 縞もしくは格子に、緯絣の文様を組み合わせたもの

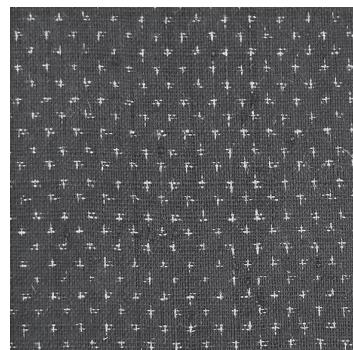
画像N-8はAの例であり、絏一本に緯二本の絣を組み合わせた蚊絣

の系統である。N-6は十字と十字入りの枠を交互に織り出したもの、N-10は井桁絣、N-14は亀甲絣、である。これらは主に男物として生産されたもので、能登上布の特徴とされる精緻な絣を表現するものと言えます。

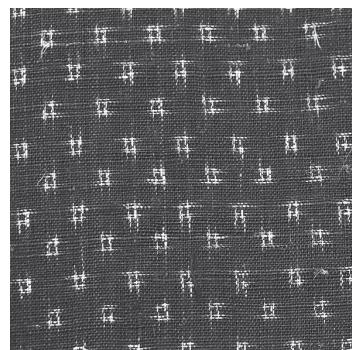
一方Bには、N-24、N-28、N-36、N-40のように、絏緯絣を組み合わせてで



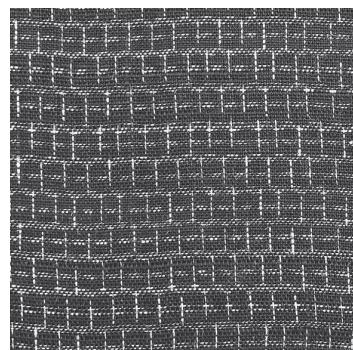
[A] N-6 (縦5×横5cm)



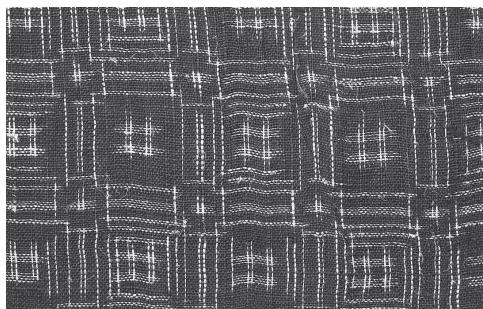
[A] N-8 (縦5×横5cm)



[A] N-10 (縦5×横5cm)

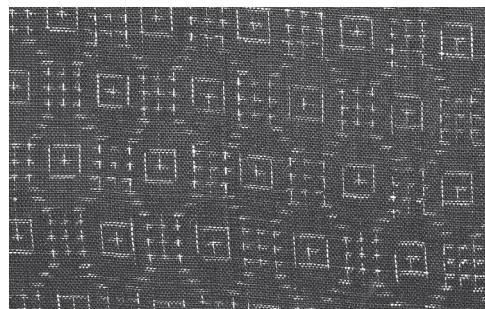


[A] N-14 (縦5×横5cm)



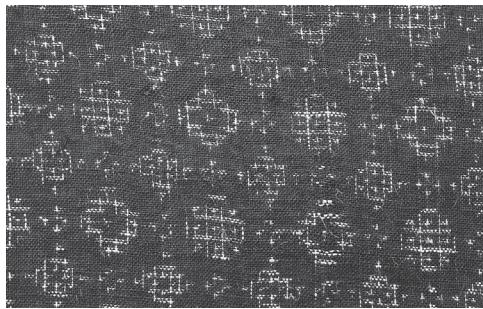
【B】N-24

(縦6×横10cm)



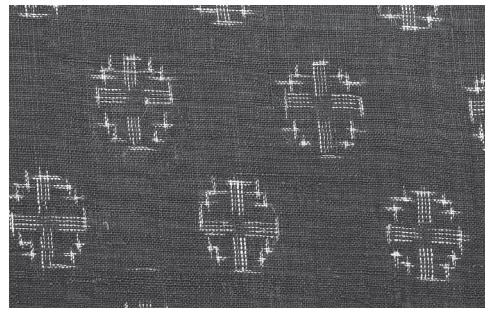
【B】N-28

(縦6×横10cm)



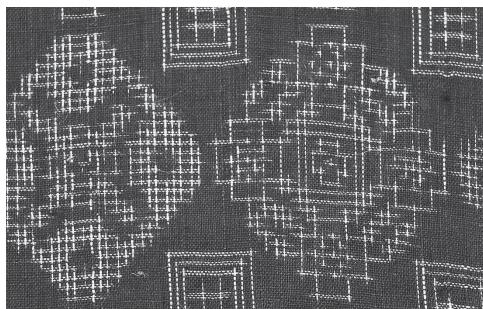
【B】N-36

(縦6×横10cm)



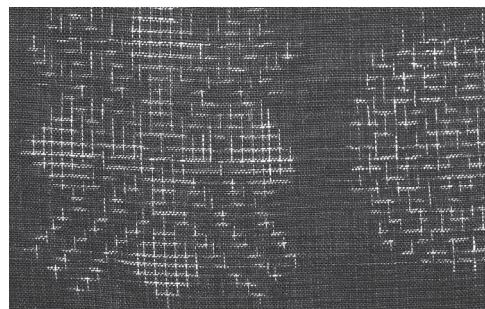
【B】N-40

(縦6×横10cm)



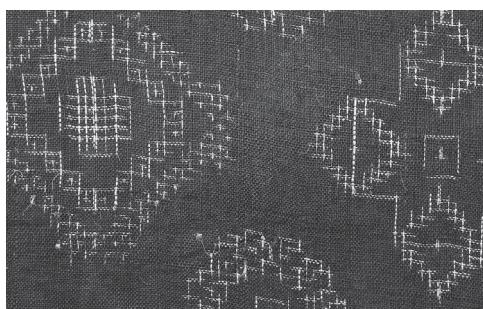
【B】N-3

(縦6×横10cm)



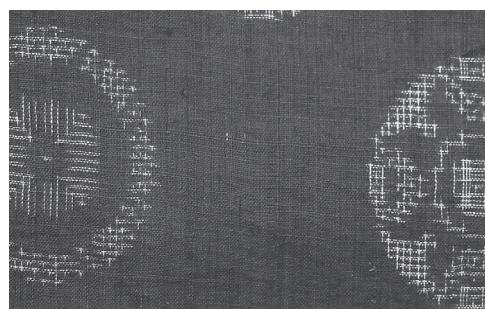
【B】N-39

(縦6×横10cm)



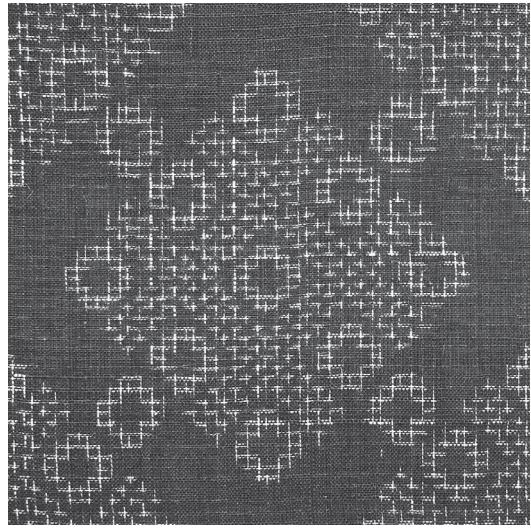
【B】N-41

(縦6×横10cm)



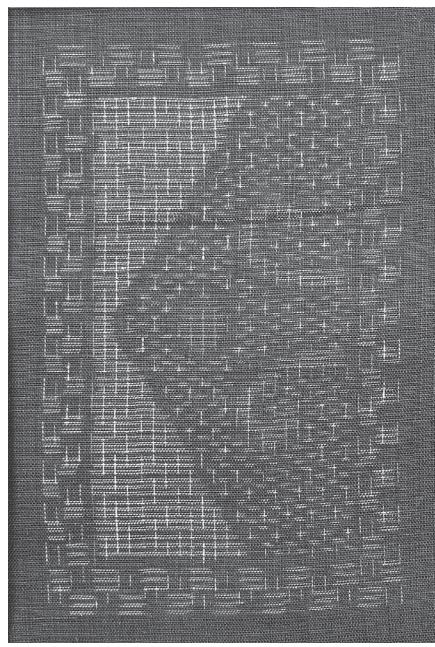
【B】N-60

(縦6×横10cm)



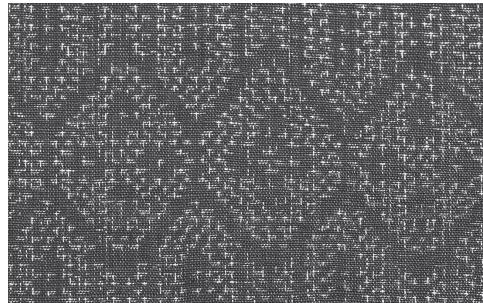
【B】N-38

(縦11×横11cm)



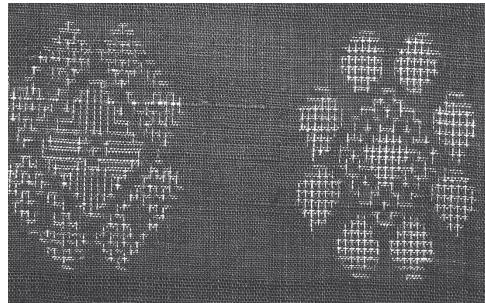
【B】N-62

(縦13×横9cm)



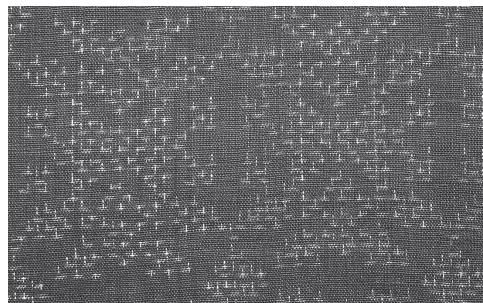
【B】N-2

(縦6×横10cm)



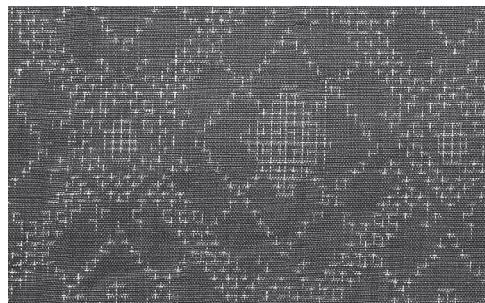
【B】N-42

(縦6×横10cm)



【B】N-43

(縦6×横10cm)



【B】N-48

(縦6×横10cm)

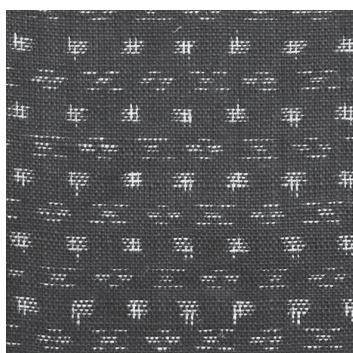
きた文様が、縦横数cm程度という比較的小さなものと、N-3、N-39、N-41、N-60のように五~七cm程度のものがあり、一部はN-38、N-62のように、八cmを超えるような大型の文様を織り出す。いずれも十字や井桁、舟形など、基本となる小さな絣を組み合わせることで、幾何文のバリエーションを作り出しており、菱形や花などが多く、そのデザインから女性物とみられる。絣糸の染色から製織に至るまで難度が高く、手間を要するものばかりである。

その中でも、N-2、N-42、N-43、N-48は、ほぼ蚊絣の十字のみを巧みに配置することで、美しい大柄の幾何文を織り出している。旧鹿西町の能登部で織元をやっていた谷三商店（谷三郎機業）では、このような絣を得意としていたという（蚊絣花文様と呼称か）。織元ではそれぞれ得意とする柄、絣の種類があつたとされるが、それは絣糸を染める技法とも密接に関わっていた。このような複雑な絣の多くは、溝条を彫刻した複数の型板に糸を挟み込み、締め上げて浸染する「板締」によるものと見られる。能登で板締が行われるようになつたのは幕末頃とされ^{註3}、明治初期には定着、戦後まで続いた。織元ごとに型板を製作する彌師がおり、文様は彌師によって傾向があつたため、それが織元の特色になつていたのだろう。織元の減少とともに型板の彌師も染職人もいなくなり、板締による絣は現在行わっていない。

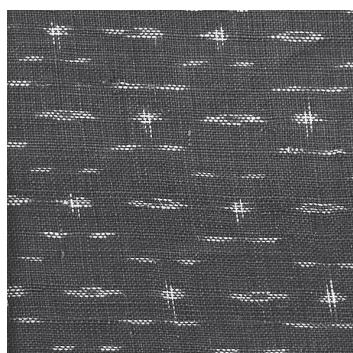
Cで多く見られたのはN-22やN-25など、小花のような、雲のような細かい緯総絣に、経絣を加えて部分的に井桁や十字を作り出したものである。経緯絣に比べて緯絣は製織が易しく、これらは文様の大部分

が緯絣であるため、AやBに比べれば難しい技術を要しない量産可能な絣であつたと考えられる。

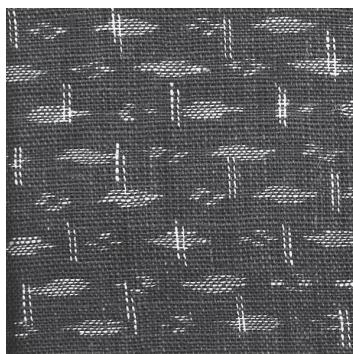
さらにCの中にはN-54、N-68のように経緯が全く合っていないものも見られる。能登上布の製織は、織元が、絣糸の染色、整経、引込などの準備をして織子に渡し、反物と引き換えて賃金を渡す出機によって



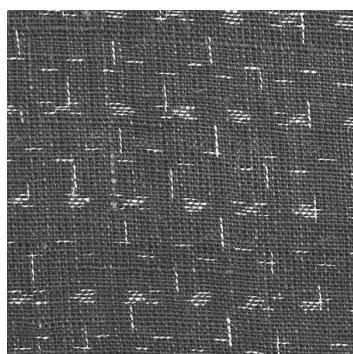
【C】N-22 (縦5×横5cm)



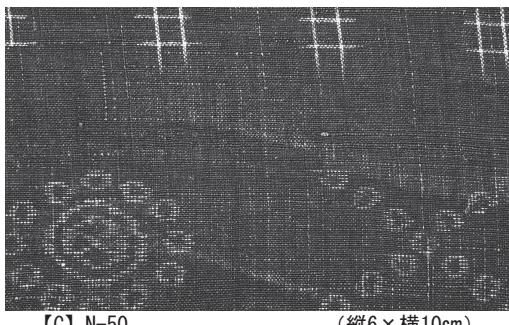
【C】N-25 (縦5×横5cm)



【C】N-54 (縦5×横5cm)

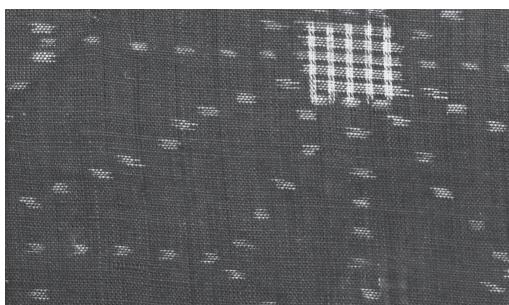


【C】N-68 (縦5×横5cm)



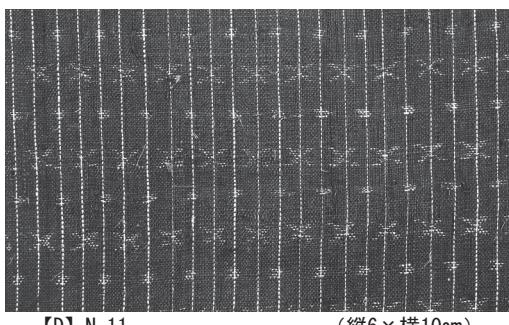
【C】N-50

(縦6×横10cm)



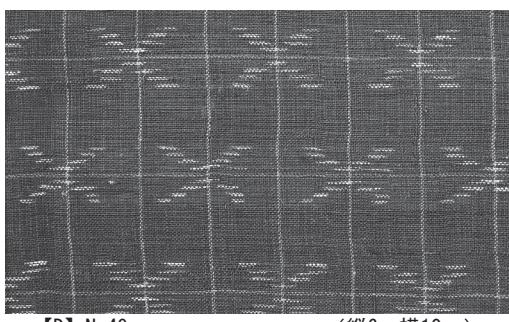
【C】N-51

(縦6×横10cm)



【D】N-11

(縦6×横10cm)



【D】N-49

(縦6×横10cm)

行われ、農家の女子が農閑期を中心に収入を得ていた。製織の機械化ができなかつた能登上布では戦後まで続いた。製織の際には、緯紗の糸にあり合わせの経糸を使い、経緯紗ふうに織らせることがあつたという。これらはその例であろう。また、織子によつては経緯があつていなくとも構わず織り上げる者もいた。出機の織子は時間給ではなく、一反いくらという賃金であつたため、腕が未熟な者が数をかせぐための知恵ではなかつただろうか。これらは上物の紗と違い、安価で普段着用に取引されたといふ。

このような細かな緯総紗に一部経緯を加えたものは、同コレクショ
ンの近江上布にも多数見られ（9、28など）、興味深い点である。

Cとして他には、緯総紗の丸幾何文・斜め十字文と、経緯紗の井桁が交互に現れるN-50や、緯総紗の麻の葉文様の、中心部分に経紗を加えて格子にしたN-51のような例もみられた。

Dは、縞や格子に緯紗による文様を組み合わせたものである。画
像N-11は、縞に緯紗の斜め十字と丸を合わせ、N-49は格子に緯紗の斜
め十字を合わせる。これらも見映えがする反面、A、Bのような経緯紗
に比べれば糸の準備も製織も容易であり、その効率よく仕上げること
ができるものと考えられる。

能登上布の経緯紗六十二点は、このA～Dのいずれかに分けて考
えることができる（表1）。現在では見ることのできない、高度な技術

表1

種類	分類番号
経緯紺	A N-4 N-6 N-8 N-9 N-10 N-14 N-15 N-20 N-26 N-27 N-30 N-34
	B N-1 N-2 N-3 N-24 N-28 N-29 N-35 N-36 N-37 N-38 N-39 N-40 N-41 N-42 N-43 N-44 N-45 N-46 N-47 N-48 N-52 N-59 N-60 N-61 N-62
	C N-5 N-12 N-16 N-18 N-21 N-22 N-23 N-25 N-31 N-32 N-33 N-50 N-51 N-54 N-57 N-58 N-63 N-65 N-66 N-67 N-68 N-69
	D N-11 N-49 N-53
縞	N-7 N-13 N-17 N-19 N-55 N-56 N-64

による精密な紺が多く含まれており、貴重なコレクションであることが確認できる。また、緯紺が主となつた普段着用の製品も多く含まれ、当時かなりの数が生産されていたことがうかがえる。

今回は、コレクションに含まれる紺にどのような傾向があるか整理したが、あくまで表面的なものであり、時期による材質の変化や仕上げ方法の違い、紺柄と紺糸の染色技法との関係、織元による

紺の特徴など、課題は多く残されている。今後は、梅津茂雄氏收集上布コレクションが、能登上布の、そしてあわせて寄贈された他地域の麻織物の歴史を紐解く一助となるよう、資料調査および聞き取り調査を継続していく。いきたいと考えてい

謝辞

貴重なコレクションをご寄贈下さいました梅津陽子氏に心より感謝申し上げます。

また、寄贈にあたっては、女子美術大学の岡田宣世名誉教授に、上布の产地分類について再整理をしていただき、あわせて梅津茂雄氏とその收集経緯についてご教示をいただきました。昭和期を中心とする能登上布の生産状況については、能登上布振興協議会会長の正谷博氏、能登上布会館で活動する技術者の沢久子氏、飴谷喜代子氏をはじめ、同館スタッフの皆様にお話を伺ると共に、登美聰氏にご教示をいただきました。(二)に記して御礼を申し上げます。

1 赤苧（赤麻）：「イラクサ科の多年生草。本州中部以北の山地に自生。高さ六〇～八〇センチで、茎の皮から纖維を取り糸を作る。茎や葉柄が赤いのでこの名がある。苧麻と同属。」（板倉寿郎・野村喜八・元井能・吉川清兵衛・吉田光邦監修『原色染織大辞典』一九七七・淡交社）

2 能登上布振興協議会『伝統織物 能登上布』『能登の文化財』第三十輯（一九九六・能登文化財連絡保護協議会）三九頁

3 鹿西町史編纂委員会『鹿西町史』（一九九一・鹿西町）三二六～三二七頁

参考文献

- 石田龍次郎「能登上布・日本の村落工業に関する事例研究」『一橋論叢』四六(六)(一九六二)
- 登美聰『加賀藩の布生産と能登上布の盛衰』 帝塚山短期大学織物文化研究会会誌『はた』五号(一九九八)
- 西田谷功『伝統織物 加賀・能登にみる歴史と現状』(一九八八・古今書院)
- 鹿島町史編纂専門委員会編『鹿島町史』通史・民俗編(一九八五・鹿島町)

令和二年五月二十九日発行
石川県立歴史博物館紀要 第二十九号

編集
発行

石川県立歴史博物館
金沢市出羽町三番一號

電話 ○七六一二六二一三三三六

印刷
株式会社
金沢市中村町二八谷印
一四刷

Bulletin
of
the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 29 2020

Articles

- The establishment of beauty tourism : Modern history of *kuruwa* consumption
DAIMON Satoru 1

Notes

- A Study of *Ema* (votive pictures) depicting Ainu
: Cases of Noto and Echigo Regions
TOMA Mikio 69

Material

- Documents of *Aoyama Family*
SHIOZAKI Hisayo 91

- Shigeo Umezawa's hemp and ramie *Kimono* collection
OOI Rie 151

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120